

令和5年度

# 福山市包括外部監査結果報告書

福山市包括外部監査人

公認会計士 渡 邊 雅 史

## 目 次

第1章 令和5年度包括外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 監査の対象として選定したテーマ .....	1
3 テーマの選定理由 .....	1
4 監査対象期間 .....	2
5 監査実施期間 .....	2
6 監査対象部署 .....	2
7 監査の着眼点 .....	2
8 指摘及び意見 .....	3
9 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者 .....	3
第2章 監査対象の概要.....	4
1 福山市の地域特性 .....	4
2 SDGs.....	7
3 福山みらい創造ビジョン .....	9
4 主な監査対象部署 .....	16
第3章 監査の指摘及び意見（総論） .....	25
1 監査の指摘及び意見の総括 .....	25
2 経済部及び環境部の連携 .....	25
3 SDGs 未来都市計画 .....	28
4 SDGs の推進.....	38
5 関連費用の予算・決算額.....	41
6 附属機関.....	45
7 補助金 .....	47
8 契約（随意契約） .....	51
第4章 監査の指摘及び意見（経済部 各論） .....	58
1 経済部 総括 .....	58
2 産業振興課.....	59
2-1 福山市産業振興アクションプラン .....	59
2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz 運営事業 .....	62
2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業 .....	68
2-4 中心市街地活性化事業費補助事業 .....	73
2-5 商店街活力向上事業費補助事業.....	76

2-6	中小企業等 SDGs 推進事業補助事業	79
2-7	商工会議所・商工会への事業費補助事業	81
2-8	旧福山産業会館	85
2-9	労働者福祉金融対策事業	87
2-10	障がい者雇用奨励金	94
2-11	女性の働く環境改善補助金	96
3	農林水産課、農業振興課	98
3-1	備後圏域ワインプロジェクト・水産物ブランド化推進事業	98
3-2	生産性向上支援事業費補助	101
3-3	管理運営費補助（卸売市場）	102
3-4	福山地方卸売市場財産管理等業務委託、生鮮食料品流通統計業務委託、福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託	107
3-5	森林公園の維持管理	108
3-6	森林公園の清掃業務	111
3-7	森林経営管理等推進（保全対策事業）	112
3-8	有害鳥獣対策事業（野生鳥獣緩衝地帯整備事業）	116
3-9	漁場環境整備事業	119
3-10	農林水産業の事業承継について	122
4	企業誘致推進課	129
4-1	福山北産業団地第2期事業	129
第5章 監査の指摘及び意見（環境部 各論）		148
1	環境部 総括	148
2	環境総務課	148
2-1	環境基本計画の策定	148
2-2	塵芥処理費	169
2-3	次期ごみ処理施設建設	173
3	環境保全課	184
3-1	大気等の監視測定	184
4	廃棄物対策課	190
4-1	塵芥収集処理	190
4-2	し尿収集処理費	192
5	環境施設課	193
5-1	塵芥処理費	193
5-2	し尿処理費	200
6	南部環境センター	202
6-1	塵芥収集車	202

## **(本報告書における記載内容等の注意事項)**

### **1 報告書の資料等の出所**

報告書の数値等は、原則として福山市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、福山市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

### **2 端数処理**

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

### **3 用語**

施設・団体の名称について、本文中、一部略称としている。また、施設等の名称に付されている「福山」、「福山市」、「福山市立」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「福山市」をいう。

### **4 年(年度)の表記**

年(年度)は原則として和暦を使用している。ただし、参考とした資料が西暦を使用している場合、報告書も同様に西暦を使用している。

元号の表記を省略している場合は次の通りとする(S:昭和、H:平成、R:令和)。

## 第1章 令和5年度包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 監査の対象として選定したテーマ

経済活性化及び環境保全に関する財務事務の執行について

### 3 テーマの選定理由

交通基盤の高度化や情報通信技術の急速な発展等により、多方面で社会構造が変化していくなかで、地方では経済の低成長や人口減少等の多くの課題を抱えている。平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、各地域がそれぞれの特徴を活かして自律的に持続可能な社会を創ることが期待されている。

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標である。持続可能なまちづくりの推進に当たり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化及び地域課題解決の加速化という効果が期待できるため、内閣府ではSDGsを原動力とした地方創生を推進している。

福山市は古くからのものづくりに強いまちとして製造業を中心に多くの企業が存在し、経済発展してきた。しかし、近年では福山市の基幹産業である製造業は事業所数、従業者数及び粗付加価値額が減少傾向にあり、地域経済を支える産業が縮小傾向にある。福山市の産業構造が第二次産業から第三次産業へと変化しつつあるなかで、基幹産業の活力維持だけでなく、環境にも配慮した新たな産業創出等により地方創生に向けた取組が必要である。

福山市は穏やかな気候のもと比較的的自然災害が少なく、北部には山々が連なり、南部には瀬戸内海が広がる自然環境が豊かな地域である。しかし、急激な経済規模拡大や工業開発に伴い、騒音及び大気・水質汚染等の公害並びに大雨時の河川氾濫及び土砂災害等の被害拡大をもたらしてきた。

福山市が今後も将来にわたって発展し続けるには、経済活性化と環境保全の調和というのは、重要な課題である。福山市においては、経済部及び環境部が経済環境局に設置されており、それぞれの部が互いに協調しながら課題解決に向かうことで、持続可能な経済システムを実現することになる。このような状況のなか、経済部または環境部だけを縦割り組織として監査するのは合理的ではなく、経済部と環境部を同時に横ぐしを刺しながら監査を行うことで実効性ある監査につながるものとなる。

経済活性化及び環境保全に関しては、福山市の重点政策に関連するものであり、福山市民が関心を持っているものでもある。過年度では経済活性化または環境保全に関して単一のテーマで包括外部監査の対象になっているが、過年度監査の指摘・意見に関する措置状況の点検にとどまらず、経済活性化と環境保全の調和という複眼的な観点で組織横断的な

課題を検証すべきである。また、経済活性化及び環境保全に関して「最小の経費で最大の効果をあげること」及び「組織・運営の合理化、規模の適正化」の観点から、包括外部監査人が福山市から独立した立場で監査することは意義があるものとする。

以上のことから、「経済活性化及び環境保全に関する財務事務の執行について」を令和5年度の包括外部監査のテーマに選定した。

#### 4 監査対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び進行年度の一部についても対象とした。

#### 5 監査実施期間

監査契約日（令和5年4月1日）から報告書提出日（令和6年3月8日）まで

#### 6 監査対象部署

経済活性化及び環境保全に関する財務事務を所管する担当課、及び選定した監査テーマに関する財務事務に関して、必要な事務の一部を担当していると包括外部監査人が判断する部課

#### 7 監査の着眼点

- (1) 経済活性化及び環境保全に関する財務事務が法令等に従って執行されているか。  
（合規性）
- (2) 経済活性化及び環境保全に関する財務事務が経済的・効率的に行われているか。  
（経済性・効率性）
- (3) 経済活性化及び環境保全に関する事業が所期の目的を達成し、また、効果を上げているか。（有効性）

## 8 指摘及び意見

令和5年度の福山市包括外部監査結果報告書（以下「本報告書」という）における指摘及び意見の件数は次の表の通りである。

	指摘	意見	計
総論	7件	22件	29件
経済部各論	11件	36件	47件
環境部各論	2件	28件	30件
計	20件	86件	106件

これらの具体的内容については、「第3章 監査の指摘及び意見（総論）」、「第4章 監査の指摘及び意見（経済部 各論）」及び「第5章 監査の指摘及び意見（環境部 各論）」にそれぞれ詳述する。

本報告書において指摘又は意見は、以下のような判断基準としている。

指摘：法令、条例、規則等の形式的な違反及び実質的な違反があるもの。

法令等の形式的な違反及び実質的な違反とはいえませんが、次のように是正すべきもの。

①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。

②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である。

③社会通念上、適切でなく問題がある。

意見：是正を必ずしなくてはならないものではないが、組織及び運営の合理化に資するため是正を検討すべき事項等として監査人が市に対して意見として提出するもの。

## 9 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

包括外部監査人 公認会計士 渡邊 雅史

包括外部監査人は、福山市との間に地方自治法第252条の29に規定する利害関係を有しておりません。

包括外部監査人補助者	公認会計士	日下 真吾
	公認会計士	松井 智成
	公認会計士	堀田 洋子
	公認会計士	工藤 亮
	弁護士	坂本 智栄

包括外部監査人補助者は、監査の対象とした特定の事件につき、いずれも利害関係を有しておりません。

## 第2章 監査対象の概要

### 1 福山市の地域特性

#### (1) 地理的条件

福山市は、瀬戸内海沿岸のほぼ中央、広島県東部に位置する人口約46万人の都市で、温暖少雨な気候で日照時間が長く、自然災害が比較的少ないといった気象条件に恵まれ、海や山など豊かな自然との距離が近く、安心して快適な生活環境が整っている。

また、山陽自動車道や、中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）へのアクセスが良く、国の重要港湾である福山港や尾道糸崎港（機織地区）も有している。また、JR山陽新幹線等の鉄道網も充実しており、中国・四国地方の交通・物流機能の拠点であるなど、備後の中核都市としての都市基盤が整っている。

古くから広島県内の近隣の市町に加え、岡山県の井笠地方とも歴史的・文化的・経済的に結び付きが強く、全国に先駆けて2015年（平成27年）3月に備後圏域連携中枢都市圏を形成し、圏域全体の経済成長のけん引や都市機能、生活サービス機能の向上などに取り組んでいる。



【福山市の位置図】

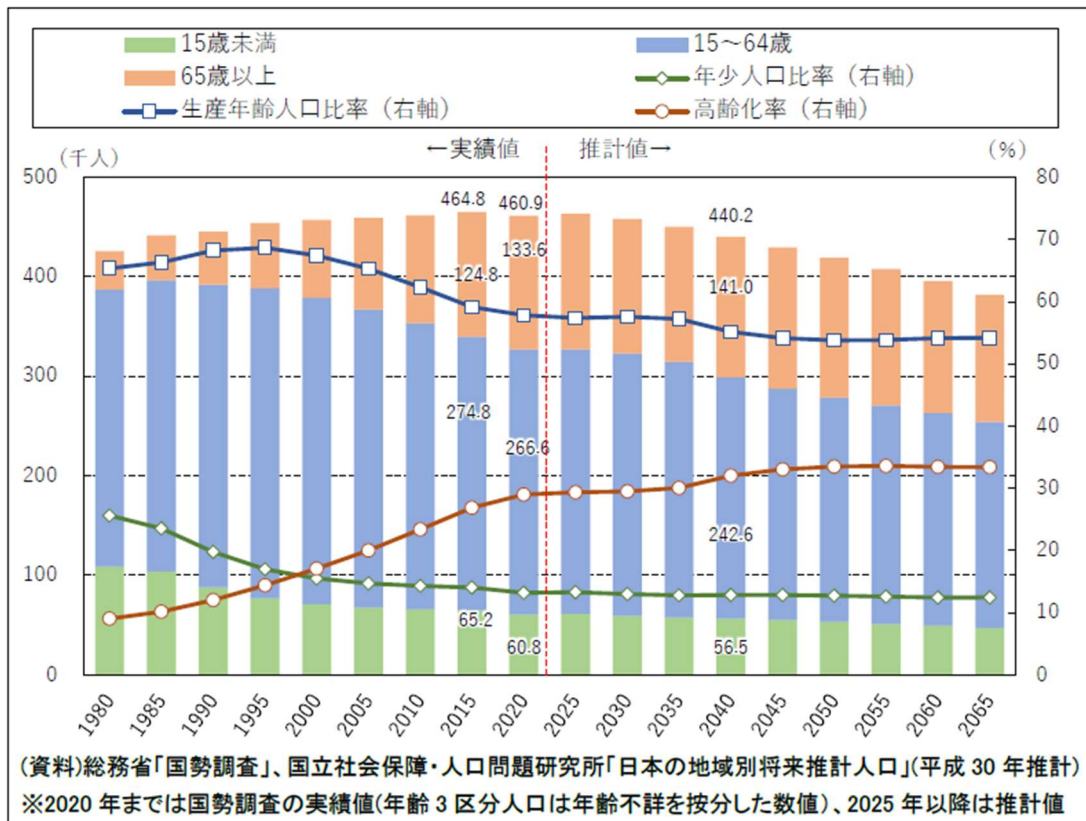
#### (2) 人口動態

2020年（令和2年）の国勢調査では、福山市の人口は460,930人であり、1940年（昭和15年）以来の減少となった。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2040年（令和22年）には44万人まで減少すると予測されている。

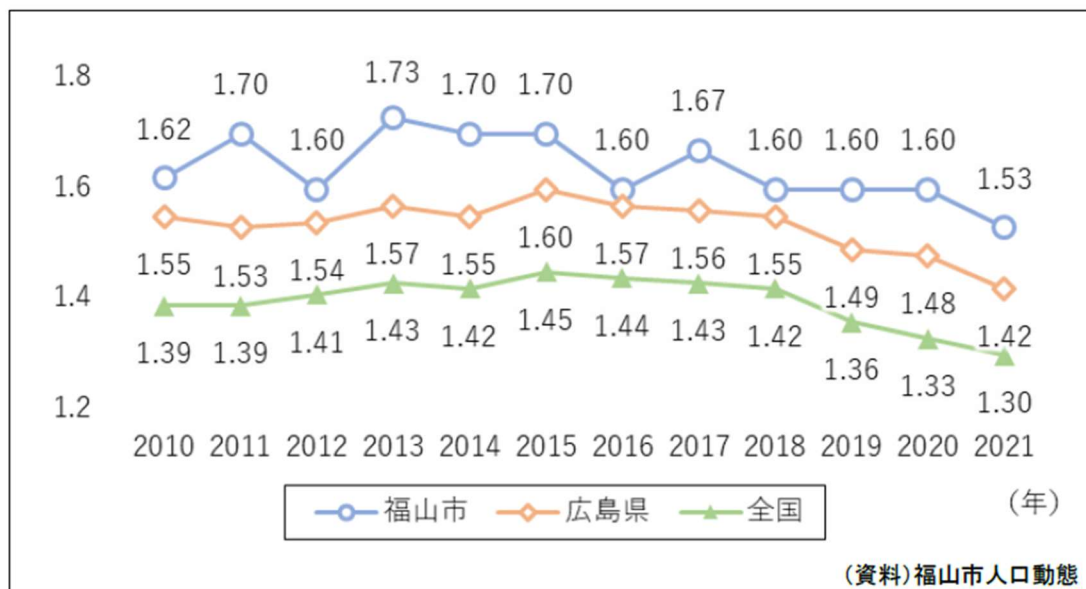
年齢3区分別の推計を見ると、年少人口・生産年齢人口は減少を続ける一方、高齢者人口は2045年（令和27年）にピークを迎え、その後は減少に転じると予測されている。

合計特殊出生率については、やや低下傾向にあるものの、1.6と全国平均・県内平均と比較して高い水準を維持している。





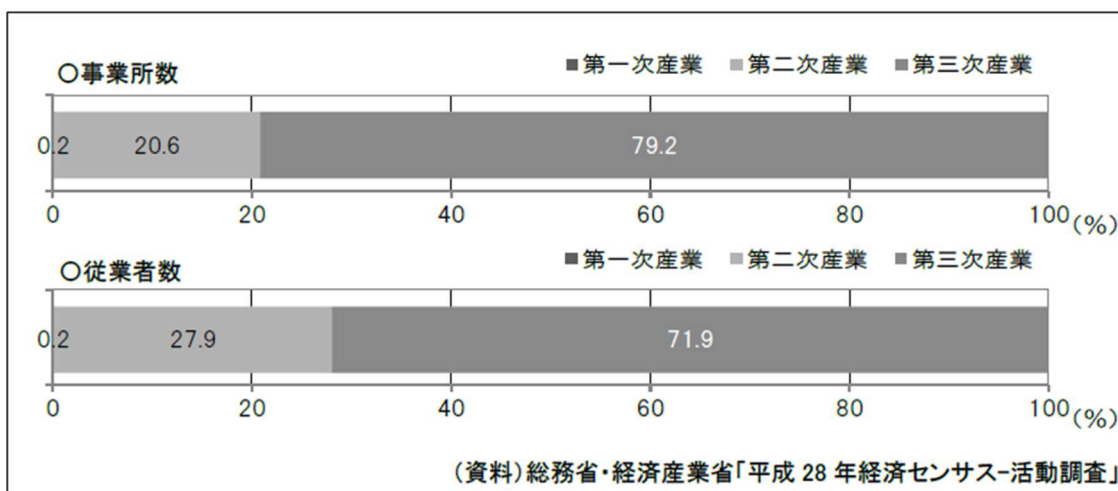
【福山市の将来人口推計グラフ (年齢3区分別)】



【福山市の合計特殊出生率の推移】

### (3) 産業構造

福山市は、鉄鋼や電子デバイス、機械、造船のほか、世界のハイブランドも活用する高品質なデニムに代表される繊維産業など、多様な製造業が集積しており、市全体が「ものづくりのまち」として発展を続けてきた。多くの上場企業やオンリーワン・ナンバーワン企業を生み出す革新的な風土が根付いており、中国・四国地方の経済の要衝である。



【産業大分類別事業所数・従業者数の構成比(民営)】



【デニムの製造量ナンバーワン】



【粗鋼の生産量ナンバーワン】



【8 万トン級の貨物船の建造量ナンバーワン】



【食品トレーの生産量ナンバーワン】

## 2 SDGs

### (1) 地方創生 SDGs

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指している。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要である。特に、急速な人口減少が進む地域では、くらしの基盤の維持・再生を図ることが必要である。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGs を原動力とした地方創生を推進する。

SDGs においては、17 のゴール、169 のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための約 230 の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されている。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となる。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待される。

(2) 持続可能な開発目標の 17 ゴール

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細	
	<p><b>目標 1【貧困】</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p><b>目標 2【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p><b>目標 3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p><b>目標 4【教育】</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p><b>目標 5【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
	<p><b>目標 6【水・衛生】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p><b>目標 7【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p><b>目標 8【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
	<p><b>目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p><b>目標 10【不平等】</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p><b>目標 11【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p><b>目標 12【持続可能な消費と生産】</b> 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p><b>目標 13【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p><b>目標 14【海洋資源】</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p><b>目標 15【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する</p>
	<p><b>目標 16【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p><b>目標 17【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

(出所：外務省ホームページ)

### 3 福山みらい創造ビジョン

#### (1) 趣旨と期間

令和3年3月に策定した福山市の最上位計画である。

- 福山市の基本理念は、「人間環境都市」です。この基本理念の下、2017年度から「活力と魅力に満ちた輝くまち」の実現を目標とした、第五次福山市総合計画第1期基本計画を推進してきました。
- 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活や経済活動は厳しい状況に置かれています。一日も早くコロナ禍を乗り越えることが、市民生活の「安心」を取り戻し、誰もが未来に「希望」が持てる都市づくりに向けた第一歩となります。
- このため、「福山みらい創造ビジョン」を策定します。これまでの5つの挑戦による市政への変化を確かな成果につなげるとともに、コロナ時代の新しい社会を見据えた都市づくりを進めます。
- なお、本ビジョンは、「福山市総合計画」と「福山市総合戦略」を一本化したものです。

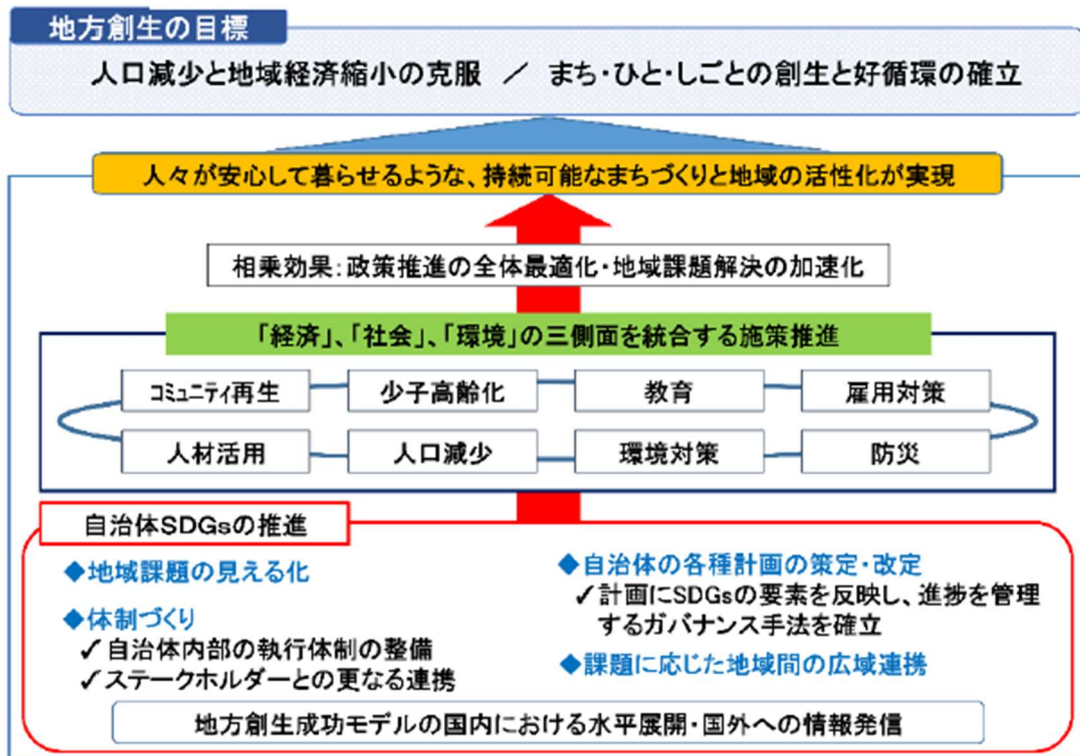


#### (2) SDGs 推進の機運の高まり

SDGs（Sustainable Development Goals の略：持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現は、コロナ禍によって改めて注目されている。

SDGs は、2030 年に向けた世界の羅針盤であり、日本においては、社会・経済・環境の三側面を統合する施策を推進し、持続可能なまちづくりと地域活性化の実現をめざしている。国や自治体、企業、団体、市民などがそれぞれの立場における役割を果たしていく必要がある。

図表14: 地方創生における自治体SDGs推進の意義



資料: 内閣府地方創生推進事務局「地方創生に向けた自治体SDGs推進事業について」

**【福山市の現状や方向性】**

- 戦後60年以上にわたり、市民が主体となって培ってきたばらのまちづくりは、SDGsの理念にも沿った本市の代表的な取組です。ばらのまちづくりを通じてローズマインド(思いやり・優しさ・助け合いの心)を市民文化として根付かせ、世界に誇れる「ばらのまち福山」の実現に向けて取り組んできました。
- 誰一人取り残されることのない包摂的な社会を実現するため、コロナ禍で懸念される格差拡大の抑制を図るとともに、地域において人の交流が活発で、互いに支え合い、助け合う地域共生社会の構築に取り組みます。
- 地域や企業にSDGsの理念を浸透させ、多様な主体との創意工夫の下、新たな価値が創造される持続可能なまちづくりを進めていきます。

(3) 新5つの挑戦の推進（挑戦3 人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築）

① 循環型地域経済の形成

主な関連計画 福山市産業振興ビジョン

【目標とする姿】 産業の生産性と付加価値が高まり、地域経済の好循環が生まれている

【現状認識と対策】

- 本市は、優れた技術・ノウハウを持ったオンリーワン・ナンバーワン企業が数多く立地しており、伝統産業を始め、鉄鋼業や造船などのものづくり産業を中心に様々な産業が集積しています。これを生かして、企業の連携や付加価値向上のための支援を行い、企業の稼ぐ力を強化します。また、備後圏域内での地域経済循環構造の形成をめざします。
- 企業を取り巻く環境は、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響により、先行き不透明感が高まっている状況です。デジタル化による生産性の向上や経営戦略の見直しなどを支援し、持続可能な経営につなげていきます。
- 地域経済を活性化するため、起業・創業支援や企業誘致に取り組みます。また、企業の技術やノウハウが喪失することがないよう、事業承継にも取り組むことで、企業の新陳代謝を促します。

【目標達成のための方向性と主な取組】

企業の経営力強化

- 官民連携による企業のデジタル化の推進
- 企業の危機管理体制の強化
- デジタル技術を活用するものづくり人材の育成

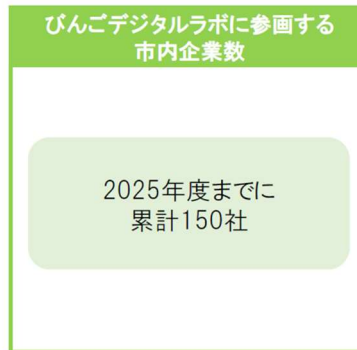
起業・創業支援や企業誘致の促進

- 起業・創業支援
- 事業承継支援
- 本市への本社機能の誘致や拠点分散化の促進
- 福山北産業団地第2期事業の推進(再掲)
- 成長産業などの企業誘致の促進

地域経済循環構造の形成

- 地域商社の構築
- 地域資源活用の促進

【目標指標】



【達成をめざすSDGs】



## ② 多様な働き方と新たな人の流れの創出

主な関連計画 福山市産業振興ビジョン、福山市男女共同参画基本計画（第4次）

【目標とする姿】 **誰もがやりがいをもって安心して働き、活躍している**

### 【現状認識と対策】

- 本市の中小企業においては、生産年齢人口の減少や雇用のミスマッチなどから人材不足の状況が続いています。生産年齢人口については、今後10年間で約4,500人減少すると予測されており、人材不足が更に拡大していくおそれがあります。
- 若い世代が仕事と子育て・介護を両立できるよう、テレワークの導入など市内企業の働き方改革の促進に向け、企業の経営者層や従業員の意識改革に取り組みます。また、兼業・副業やワーケーションなど新たな働き方の促進により、都市圏から地方への人の流れを創出し、定着させていきます。
- U/IJターンによる転職支援など若者の地元定着に向けた取組を強化していくとともに、女性や高齢者、障がい者、外国人住民などの幅広い人材の活躍を支援していきます。
- 学生の職業観の醸成や学生と企業とのマッチング機会を充実し、雇用のミスマッチの解消を図ります。

### 【目標達成のための方向性と主な取組】

#### 多様な働き方による人材の確保

- ・働き方改革や職場の意識改革の促進
- ・兼業・副業やワーケーションなどによる高度人材等の確保
- ・デジタル技術の活用によるテレワークなどの導入促進
- ・企業の健康経営の促進

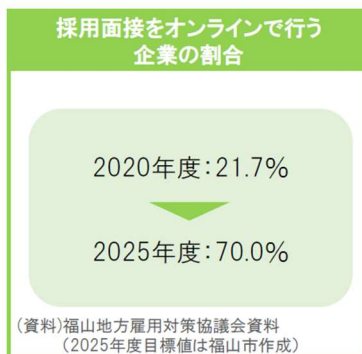
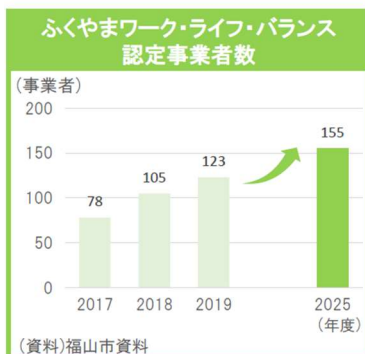
#### 幅広い人材の活躍支援

- ・若者の雇用・地元定着の促進
- ・外国人雇用の受入環境整備
- ・女性の活躍支援
- ・就職氷河期世代の活躍支援
- ・障がい者・高齢者の就労支援

#### 企業が求める人材の確保

- ・U/IJターンによる転職の支援
- ・キャリア教育の推進(再掲)
- ・デジタル人材の育成やリカレント教育<sup>※</sup>の推進(再掲)

### 【目標指標】



### 【達成をめざすSDGs】





### ③ 農林水産業の振興

主な関連計画 福山市農林水産振興ビジョン、福山市森林整備計画、福山農業振興地域整備計画、第3次福山市地産地消促進計画

【目標とする姿】 農林水産業の稼ぐ力を高め、美しく活力ある農山漁村地域が継承されている

#### 【現状認識と対策】

- 担い手の高齢化や後継者が不足している中、生産性が高く持続可能な農林水産業の確立に向け、農業・林業・水産業といった一次産業全体に活力を与えるための戦略的な取組が求められています。デジタル技術の活用による生産性の向上や企業参入を促進するなど、担い手の育成・確保のための取組を進めます。
- 収益強化のため、ブランド化や6次産業化により、全国・海外を視野に積極的な販路拡大に取り組みます。
- 多面的機能を有する里山・里地・里海を持続可能なものとするため、農地や森林、水産資源などを維持・保全するとともに、地産地消の推進や地域資源を活用した体験・交流などの実施により、農山漁村地域の活性化を進めます。

#### 【目標達成のための方向性と主な取組】

##### 生産性の向上と担い手の育成・確保

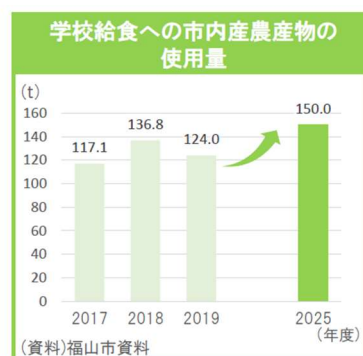
- ・ 経営基盤の強化支援
- ・ スマート農業技術の導入支援
- ・ 体験を通じた多様な担い手の育成・確保
- ・ 異業種企業の農業参入の促進

##### 農林水産物の販路拡大とブランド化の推進

- ・ 農林水産物の安定供給と販路拡大への支援
- ・ 6次産業化による新商品の開発支援
- ・ 農水産物などの新たなブランド価値の創造

##### 農山漁村地域の活性化

- ・ 里山・里地・里海の保全活動の推進
- ・ 森林整備の推進
- ・ 耕作放棄地対策の推進
- ・ 地域資源を活用した体験型ツーリズムの促進
- ・ デジタル技術を活用した有害鳥獣対策
- ・ 産直市の充実や学校給食への市内産農産物の活用



#### 【達成をめざすSDGs】



#### ④ 都市基盤の強化

主な関連計画 福山市道路総合計画、福山市都市マスタープラン

【目標とする姿】 地域経済や市民生活を支える都市基盤が整備されている

##### 【現状認識と対策】

- 国道2号を始めとする主要な幹線道路の慢性的な交通渋滞は、市民生活の安全性・利便性を低下させるだけでなく、経済的にも大きな損失をもたらしています。この慢性的な交通渋滞への対応に加えて、災害時におけるダブルネットワークの構築に向け、幹線道路網の早期整備を国・県と共に進めます。
- 国際パルク戦略港湾である福山港は、備後圏域における国際物流拠点です。地域産業の国際競争力を高めるため、福山港の機能強化を国・県と共に進めます。
- 市内外の企業の投資の受け皿として、成長産業などが集積する産業団地の造成を着実に進め、備後圏域の経済の活性化と雇用の創出につなげます。
- 今後、更新時期を迎える道路施設が増大することから、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

##### 【目標達成のための方向性と主な取組】

##### 交流・物流ネットワーク機能の強化

- ・ 福山道路や福山沼隈道路、福山西環状線、瀬戸連絡線などの早期整備
- ・ 福山道路(未事業化区間)などの早期事業化
- ・ 福山港のふ頭再編改良事業による機能強化

##### 成長産業などの受け皿整備

- ・ 福山北産業団地第2期事業の推進

##### 予防保全型の老朽化対策の推進

- ・ 予防保全による道路施設の維持管理

##### 【目標指標】



##### 【達成をめざすSDGs】



⑤ 環境にやさしいまちづくり

主な関連計画 第二次福山市環境基本計画、福山市一般廃棄物処理基本計画

【目標とする姿】 低炭素・循環型社会が構築され、豊かな自然と快適な暮らしが調和されている

【現状認識と対策】

- 温室効果ガス排出量の増加など環境問題が国際的に深刻化している中で、ESG投資※など企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとする動きが拡大しています。
- 2013年度から2016年度までの本市の温室効果ガスの排出量は、横ばい傾向となっています。福山未来エナジー(株)との連携により、太陽光発電や廃棄物発電などを活用した再生可能エネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。
- 3Rの推進によるごみ排出量の削減や事業活動によるばい煙などの排出抑制に取り組みます。
- 環境問題に対する市民関心度が低下傾向にあるため、次世代エネルギーパークを中心とした環境学習や環境教育を充実します。

【目標達成のための方向性と主な取組】

低炭素・循環型社会の構築

- ・ 再生可能エネルギーの地産地消の推進 (福山未来エナジー(株)との連携)
- ・ デジタル化による温室効果ガス削減の推進
- ・ 廃棄物の適正処理の推進
- ・ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進
- ・ 環境に配慮した次期ごみ処理施設の整備
- ・ 食品ロス削減の推進

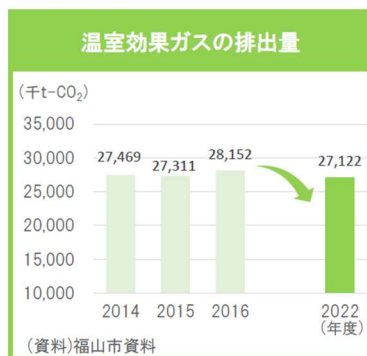
地域環境の保全

- ・ 大気や水質などの環境保全の推進
- ・ 里山・里地・里海の保全活動の推進(再掲)
- ・ 森林整備の推進(再掲)

持続可能な社会を担う人づくり

- ・ 環境について学び・触れ合う機会の充実

【目標指標】



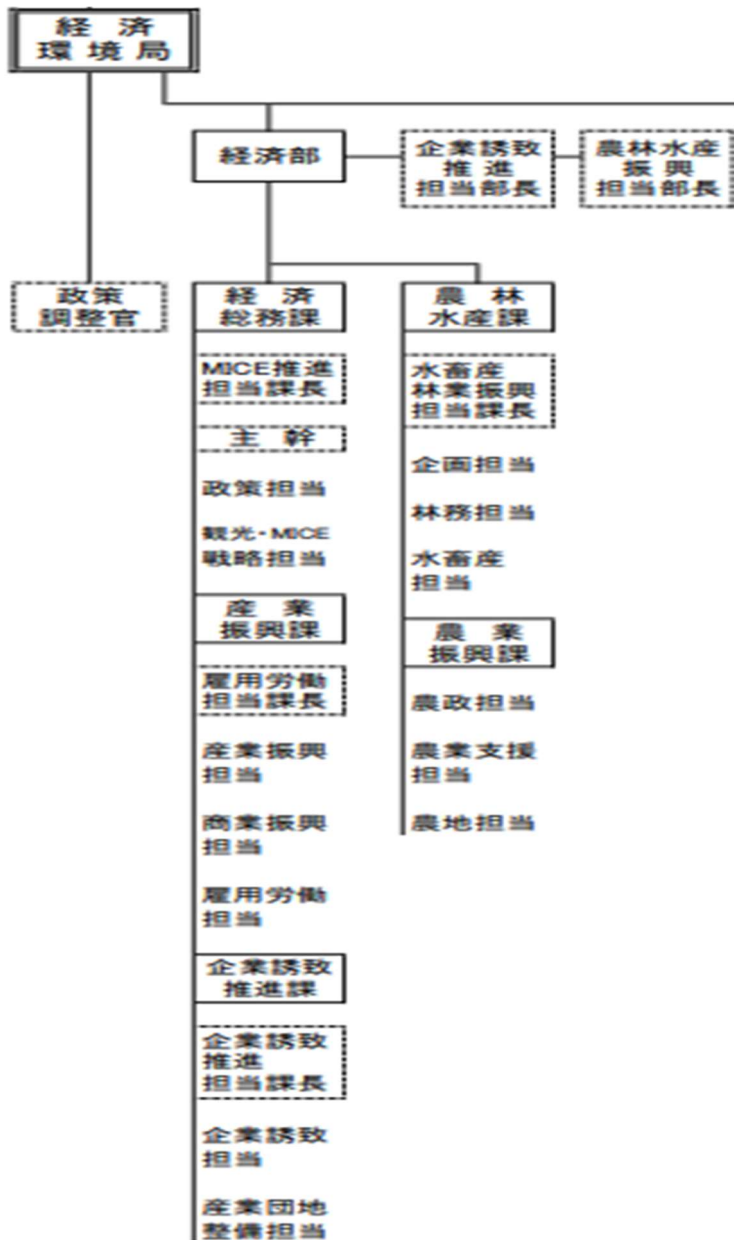
【達成をめざすSDGs】



#### 4 主な監査対象部署

##### (1) 経済部

##### ① 組織図（令和5年4月1日現在）



② 業務内容

ア 経済総務課

- 1) 経済環境局の統括及び総合調整に関すること。
- 2) 経済環境局の政策の立案、総合的な企画調査及び関係部局との連絡調整に関すること。
- 3) 経済環境局の事務事業の執行管理に関すること。
- 4) 局内の行財政改革の取組の推進に関すること。
- 5) 局長の特命事項及び局内の重要事項に関すること。
- 6) 地方創生応援税制に関すること。
- 7) 観光及び MICE に係る戦略の企画立案に関すること。
- 8) 局、部及び課の庶務に関すること。

イ 産業振興課

- 1) 商工業の総合的な企画調整に関すること。
- 2) 産業情報の収集及び提供に関すること。
- 3) 商工団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 4) 通信及び運輸に関すること。
- 5) 商工業の統計に関すること。
- 6) 市場調査及び販路の開拓に関すること。
- 7) 工業及び流通業の育成及び振興に関すること。
- 8) 貿易振興に関すること。
- 9) 企業集団化及び下請企業に関すること。
- 10) 工場公害防止対策に関すること。
- 11) 火薬、ガス及び電力に関すること。
- 12) 博覧会、展示会及び見本市に関すること。
- 13) 一般財団法人備後地域地場産業振興センターの育成及び指導に関すること。
- 14) 商業の育成及び振興に関すること。
- 15) 商業集団化に関すること。
- 16) 商業各種行事等の開催に関すること。
- 17) 商業活動の各種調査に関すること。
- 18) サービス産業の振興に関すること。
- 19) 商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)に関すること。
- 20) 商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に関すること。
- 21) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)に関すること。
- 22) 商工関係諸施設に関すること。
- 23) 就労に関する情報の収集及び提供に関すること。

- 24) 雇用の安定及び促進に関すること。
- 25) 企業民主化に関すること。
- 26) 勤労者の福祉対策に関すること。
- 27) 人材確保に関すること。
- 28) 労働団体、職業対策関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 29) 表彰、叙勲等に関すること。
- 30) 金融対策に関すること。
- 31) 中小企業に対する融資制度の運用及び金融のあっせんに関すること。
- 32) 経営に関すること。
- 33) 中小企業の経営の診断及び改善の指導に関すること。
- 34) 商工業者の組織及び協業の指導に関すること。
- 35) 課の庶務に関すること。

#### ウ 農林水産課

- 1) 農林水産業の総合的な企画調整に関すること。
- 2) 農業、林業、水産業及び畜産業の振興及び育成に関すること。
- 3) 農林水産物のブランド化に関すること。
- 4) 6次産業化に関すること。
- 5) 地産地消の推進に関すること。
- 6) 地方卸売市場及び福山地方卸売市場流通対策協議会に関すること。
- 7) 生鮮食料品の流通に係る連絡調整に関すること。
- 8) 農林水産業関連施設に関すること。
- 9) 農林物資の品質表示に関すること。
- 10) 農林水産物の被害に関すること。
- 11) 里山里地の活性化に関すること。
- 12) 森林環境対策に関すること。
- 13) 林産物の増産の奨励に関すること。
- 14) 市有林の維持管理に関すること。
- 15) 有害鳥獣対策及び鳥獣保護に関すること。
- 16) その他林務に関すること。
- 17) 家畜の保健衛生及び伝染病予防に関すること。
- 18) 家畜排せつ物の管理及び処理に関すること。
- 19) 食肉センターの管理運営に関すること。
- 20) その他水産及び畜産に関すること。
- 21) 旧福山市営競馬に関すること。
- 22) 課の庶務に関すること。

#### エ 農業振興課

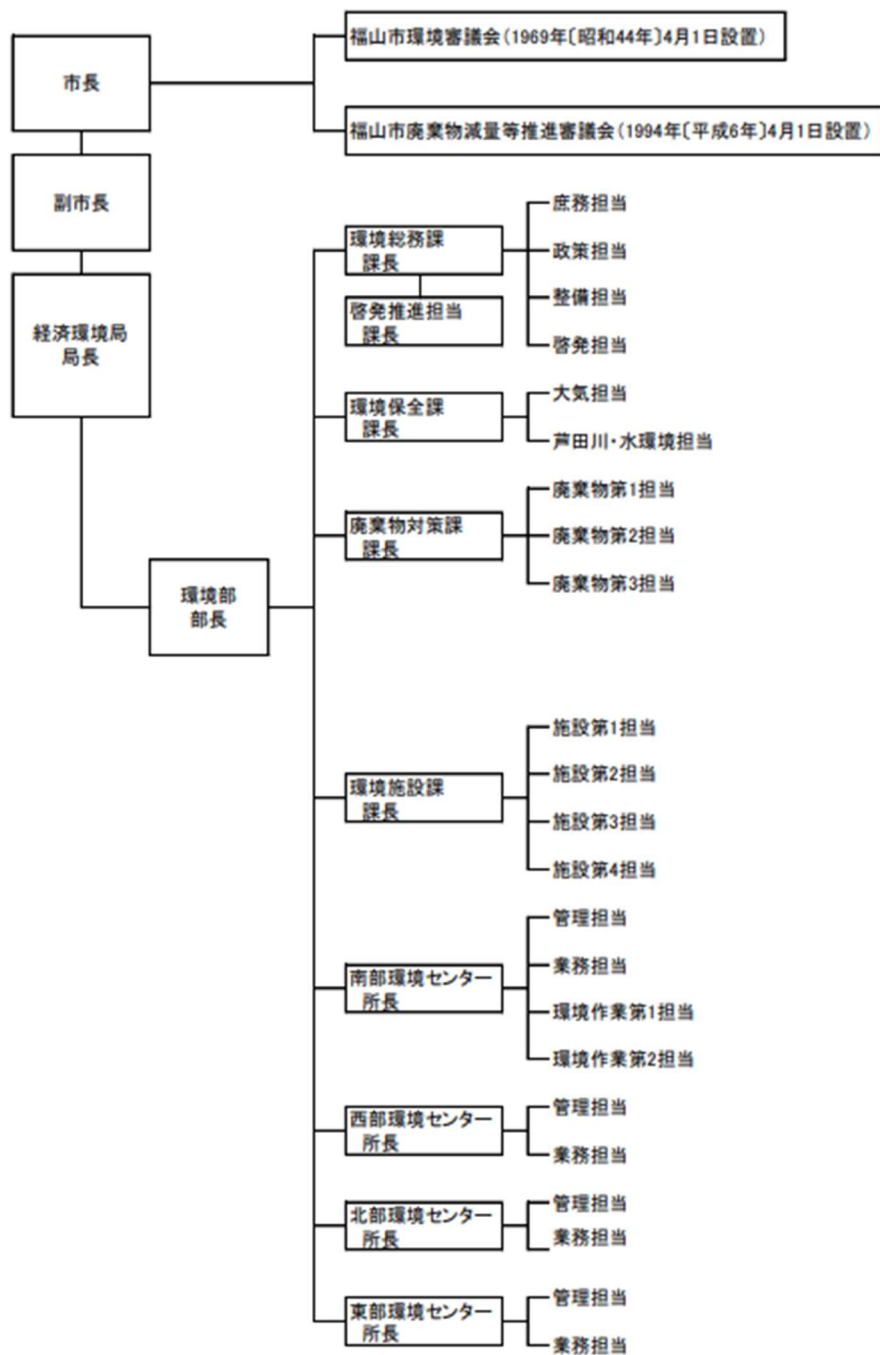
- 1) 農業協同組合その他農業団体に関する事。
- 2) 野菜の価格安定対策に関する事。
- 3) 主要食糧の生産及び需給計画に関する事。
- 4) 農区に関する事。
- 5) 農用地開発事業に関する事。
- 6) 農業生産団体及び農業担い手の育成に関する事。
- 7) 農業技術の普及及び指導に関する事。
- 8) 農業技術の研究、研修及び実習に関する事。
- 9) 特用作物の生産指導に関する事。
- 10) 農業融資資金に関する事。
- 11) 農業気象に関する事。
- 12) 園芸センターの管理運営に関する事。
- 13) 園芸センターの生産物に関する事。
- 14) 環境保全型農業の推進に関する事。
- 15) 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に関する事。
- 16) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)に関する事。
- 17) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に関する事。
- 18) 福山市農業振興地域整備促進協議会に関する事。
- 19) 耕作放棄地対策に関する事。
- 20) 農地の流動化に関する事。
- 21) その他農地に関する事。
- 22) 課の庶務に関する事。

#### オ 企業誘致推進課

- 1) 企業誘致の推進に関する事。
- 2) 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)に関する事。
- 3) 福山北産業団地に関する事。
- 4) 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)に関する事。
- 5) 課の庶務に関する事。

(2) 環境部

① 組織図（令和5年4月1日現在）





② 職員配置表（令和5年4月1日現在）

職種等 部署	職員数	主事	技師 (電気)	技師 (化学)	技師 (機械)	薬剤師	技術員	備考
環境部	153							
環境総務課	20	14		2			4	部長を含む
環境保全課	13			11		2		
廃棄物対策課	17	12		3			2	外に ・会計年度任用職員3名
環境施設課	18		3	2	5		8	※職員数には、再任用(7 名)を含む。 外に ・会計年度任用職員4名
南部環境センター	30	5					25	※職員数には、再任用(7 名)を含む。 外に ・再任用(短時間)3名 ・会計年度任用職員18名
西部環境センター	17	3					14	※職員数には、再任用(7 名)を含む。 外に ・再任用(短時間)4名 ・会計年度任用職員12名
北部環境センター	19	3					16	※職員数には、再任用(7 名)を含む。 外に ・再任用(短時間)1名 ・会計年度任用職員12名
東部環境センター	19	3					16	※職員数には、再任用(7 名)を含む。 外に ・再任用(短時間)4名 ・会計年度任用職員11名

### ③ 業務内容

#### ア 環境総務課

- 1) 環境政策の調査、企画立案及び総合調整に関すること。
- 2) 福山市環境審議会及び福山市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 3) 環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- 4) 環境マネジメントシステムに関すること。
- 5) 廃棄物処理の総合調整及び進行管理に関すること。
- 6) 一般廃棄物処理施設の整備計画及び総合調整に関すること。
- 7) 廃棄物の減量及び再生利用に係る調査研究に関すること。
- 8) 廃棄物の減量、再生利用及び分別の啓発に関すること。
- 9) 環境問題に係る啓発及び教育に関すること。
- 10) 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に関する情報の収集、啓発及び講座等の開催に関すること。
- 11) 環境保全又は廃棄物の減量及び再生利用に関する各種団体活動並びに廃棄物等を再利用する創作活動の支援に関すること。
- 12) 不用物品の再生及び修理に関すること。
- 13) その他資源循環型社会の形成に資するため必要な事業に関すること。
- 14) 福山市リサイクルプラザの維持管理に関すること。
- 15) 部の予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。
- 16) 部に係る研修及び安全衛生の総括に関すること。
- 17) 部及び課の庶務に関すること。

#### イ 環境保全課

- 1) 環境保全に係る諸施策の総合調整に関すること。
- 2) 環境影響評価に関すること。
- 3) 環境保全協定及び公害防止協定に関すること。
- 4) 環境学習及び環境教育に関すること。
- 5) 公害関係法令に基づく許可及び届出に関すること。
- 6) 公害関係法令に基づく事業者の規制及び指導監督に関すること。
- 7) 大気の緊急時の措置に関すること。
- 8) 環境監視に関すること。
- 9) 生物多様性の保全及び希少野生動植物の保護に関すること。
- 10) 公害の苦情処理に関すること。
- 11) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に関すること(浄化槽清掃業に係るものを除く。)
- 12) 浄化槽設置補助金に関すること。
- 13) 課の庶務に関すること。

#### ウ 廃棄物対策課

- 1) 廃棄物の処理対策に関すること。
- 2) 廃棄物処理業の許可に関すること。
- 3) 廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 4) 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 5) 廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。
- 6) 一般廃棄物の統計に関すること。
- 7) 廃棄物減量等推進員に関すること。
- 8) ごみ減量化対策に関すること。
- 9) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に係る事務に関すること。
- 10) ごみの排出の指導に関すること。
- 11) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに資源ごみ処理の委託に関すること。
- 12) 廃棄物に係る不法投棄に関すること。
- 13) 廃棄物に係る苦情処理に関すること。
- 14) し尿処理手数料等に関すること。
- 15) 公共施設のし尿の収集及び浄化槽の清掃に関すること。
- 16) 公衆便所に関すること。
- 17) 職員の労働の安全衛生の総括に関すること。
- 18) 現場業務の改善の総括に関すること。
- 19) 課の庶務に関すること。

#### エ 環境施設課

- 1) 廃棄物処理施設の建設に関すること。
- 2) 廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）の減量及び再生利用に関すること。
- 3) 廃棄物の破碎、選別及び資源化に関すること。
- 4) 廃棄物の固形燃料化に関すること。
- 5) 廃棄物の最終処分に関すること。
- 6) 廃棄物の計量及び処分手数料の徴収に関すること。
- 7) 廃棄物の点検及び検査並びに搬入者の指導監督に関すること。
- 8) リサイクル工場の維持管理に関すること。
- 9) ごみ固形燃料工場の維持管理に関すること。
- 10) 西部清掃工場の維持管理に関すること。
- 11) 新市クリーンセンターの維持管理に関すること。
- 12) 深品クリーンセンターの維持管理に関すること。

- 13) 汚泥再生処理センターの維持管理に関する事。
- 14) 新浜中継施設の維持管理に関する事。
- 15) 内海し尿処理場の維持管理に関する事。
- 16) 走島し尿処理場の維持管理に関する事。
- 17) 西部衛生センター維持管理に関する事。
- 18) 新市中継施設の維持管理に関する事。
- 19) 深品中継施設の維持管理に関する事。
- 20) 箕沖最終処分地の維持管理に関する事。
- 21) 内海最終処分地の維持管理に関する事。
- 22) 旧沼隈最終処分地の維持管理に関する事。
- 23) 慶応浜最終処分地の維持管理に関する事。(受入業務等に関する事を除く。)
- 24) 課の庶務に関する事。

### 第3章 監査の指摘及び意見（総論）

#### 1 監査の指摘及び意見の総括

令和5年度福山市包括外部監査における監査テーマは、「経済活性化及び環境保全に関する財務事務の執行について」であり、「経済部及び環境部の連携」、「SDGs（持続可能な開発目標）」、「関連費用の予算・決算額」及び「経済部全体、環境部全体及び両部に共通する課題」について、全般的な観点から監査を行った。

全般的な観点からの監査を行った結果、指摘及び意見の総括は次の表の通りである。

監査項目	指摘数	意見数	計
経済部及び環境部の連携	2	3	5
SDGs未来都市計画	1	8	9
SDGsの推進	1	3	4
関連費用の予算・決算額	0	1	1
附属機関	1	1	2
補助金	1	2	3
契約（随意契約）	1	4	5
計	7	22	29

#### 2 経済部及び環境部の連携

##### (1) 概要

経済部と環境部の組織図及び業務内容は、第2章「監査対象の概要」の4「主な監査対象部署」に記載の通りである。

##### (2) 監査の結果

##### ① 【意見】経済部と環境部のさらなる連携が必要である。

経済活性化と環境保全は相反する目標として考えられてきた側面があるが、実際には相互に関連するものである。近年では経済活性化と環境保全を両立させるというグリーン成長という概念が主流となっており、環境問題を解決しながら同時に持続可能な経済成長を目指す取組が推進されている。持続可能な経済社会の構築に向けての取組が重要になるなか、経済部と環境部が同じ局にあり、互いに協調しながら課題解決にむけて事業を行っていくことがますます必要になってきている。

これまでに経済部と環境部で、SDGs及び産業団地造成の経済活性化と環境保全に関して会議を行った議事録があるかどうかを市に確認したところ、「未開催のため、提示できるものはない」との回答を得た。また、経済部企業誘致推進課の企業誘致活動では、広島県県内投資促進課、同東京事務所、同大阪情報センター等と連携することはあったが、環境部と連携を行って、環境配慮型企業の誘致促進を行う等の取組を行うことはなかった。SDGsや環境保全というテーマは単に法令や規制を遵守さえすれば良いというものではなく、より自

主的な取組が大切であり、経済部と環境部がそれぞれの業務内容の範囲を行うだけでは十分とは言えず、両部の連携が重要になる。

福山みらい創造ビジョンの市政運営の基盤づくりでは、簡素で効率的な組織体制を基本に、時代の変化に対応した政策の立案・実施や横断的な連携を行うことができる体制を構築するとある。令和5年度からは「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」を発足し、環境への配慮や働きやすい職場環境づくり、女性・障がい者・高齢者の雇用促進を進める企業を市内外に発信することで、その認知度向上や人材確保につなげる取組を経済部と環境部をはじめとする関係部が連携して進めているところである。

市では人口減少、地域経済の縮小及び環境問題等の課題を抱えている。今後も、持続可能な経済社会の構築に向けて、経済部と環境部の互いに協調を必要とする横断的な課題が増えていくことが想定されるなか、経済部と環境部のますますの連携が必要となる。

**② 【意見】 経済部と環境部で重要な情報共有や各種案件の議論を行う場合、議事録などの文書記録を残すべきである。**

これまでは経済部と環境部は定期的に局部長会を開催し、情報共有や各種案件の議論を行っていたが、それらの議論についての議事録や議事要旨などの文書的な記録は残されていなかった。

議事録は会議で議論された内容や決定された内容等を記録し、会議の参加者や関係者で共有することを目的とする。会議の内容を議事録に残すことで、今後の方向性や業務の方針が明確化し、情報共有した全員が日々の業務に生かすことが可能となることから円滑な業務遂行に寄与する。

経済部と環境部で情報共有や各種案件の議論を行ったとしても議事録等がなければ、どちらの部署が次にどのような業務を行うべきかが明確にならない可能性がある。また会議の決定事項に関する責任の所在が曖昧になったり、過去の会議の流れを理解するのが困難になったりする等の弊害が生じるおそれがある。今後、経済部と環境部で重要な情報共有や各種案件の議論を行う場合、出席者の氏名、議題、議決事項等を議事録に記載し、それぞれの部内で共有する必要がある。

**③ 【指摘】 元町トライアングル広場の受動喫煙対策は関係部局が同じ認識を持ち課題解決を図る必要がある。**

市では、「福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例」（略称：福山市環境美化条例）を平成7年10月1日（令和3年12月一部改正）から施行しており、市内全域で路上喫煙をしないよう努めることとし、特に福山駅周辺部では、路上喫煙を禁止する区域を設けている。福山駅周辺部の路上喫煙制限区域は、福山駅周辺デザイン計画で示された「ウォークブルエリア」内の道路を基本とし、福山駅前広場、福山駅北口広場が含まれる。市は「路上喫煙制限区域」の指定にあわせて、制限区域を案内する看板の設置や、路面標示

を行ったり、関係団体と連携し、制限区域内で路上喫煙を防止するためのパトロールなどを行ったりして啓発活動を行っている。

市が路上喫煙制限区域内に設置する 4 か所の屋外喫煙所は全て厚生労働省の構造基準を満たすものである。しかし、「ウォークブルエリア」内の元町トライアングル広場では、煙が容易に漏れないように配慮されていない灰皿が設置されており、受動喫煙のおそれがある。

元町トライアングル広場の周辺では多くのイベントが行われており、子どもから大人まで多くの人が往来する場所である。喫煙は他者に対する個々の配慮義務が求められるが、子どもが多く参加するイベントのすぐ近くで大人が喫煙を行い、望まない受動喫煙が発生するおそれがある場合には、イベント主催者や施設管理者において喫煙場所を設置させるなど、対策を求める必要がある。また、令和 7 年には世界バラ会議福山大会が開催され、世界中から多くの関係者や観光客が福山市を訪れるなか、インバウンドにも対応した分煙環境の整備も必要である。

元町トライアングル広場の敷地の管轄は経済部である一方で、広場の公衆便所は環境部の管轄である。このように元町トライアングル広場の管轄が経済部と環境部でわかれており、施設管理を含めたあらゆる施策について、関係部局の認識が合致しなければ、分煙環境の整備をはじめとした生活環境の改善へと繋がらないことが危惧される。

世界バラ会議福山大会は「ローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）」を推進している。「ローズマインド」は、福山の戦後復興から半世紀以上の歩みの中で誕生した言葉である。ばらを愛し育てることを通して育む「思いやり、優しさ、助け合い」の心を示し、平和、ばら栽培に必要な愛情、人やまちへの優しさなど様々な思いが込められている。「ローズマインド」の推進のなかで、公共の場における農薬散布を前提としないばらの植栽など、環境に配慮したまちづくりを推進し、SDG s の達成に貢献する「ばらのまち福山」の方向性を提示するとある。それにも関わらず、他者に配慮のない公共の場での路上喫煙があるとすれば、「ローズマインド」の理念に反し SDG s の達成に貢献する「ばらのまち福山」の実践ができていないことになる。大会を通じて心を込めたおもてなしでお迎えし、大会参加者に満足していただける大会をめざすなか、関係部局が協調を図るとともに、それぞれの役割を果たしながら、元町トライアングル広場の受動喫煙対策を進めることが必要である。

**④ 【意見】 経済部と環境部の契約の相手方が同一である場合、互いに連携し総合的な視点で施設の在り方を検討することが大切である。**

元町トライアングル広場の敷地は、経済部産業振興課の管轄であり、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第 4 条第 1 項の規定に基づき「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」に該当し、コミュニティ施設用地が使用目的であることから商店街振興組合に無償で貸し付けている。

元町トライアングル広場の公衆便所及び集会所の建物は商店街振興組合により建てられ

たものである。トライアングル広場公衆便所維持管理業務は環境部の管轄であり、当該商店街振興組合に随意契約により委託している。その理由は「福山市と商店街振興組合が平成3年10月5日付けで締結した協定書に基づき、同組合が元町トライアングル広場整備事業により設置した便所を公衆便所と位置づけ、維持管理業務を委託するため競争入札に適しないものである。」とある。

元町トライアングル広場の土地の使用貸借契約書と公衆便所の協定書はいずれも平成3年10月5日に締結しており、相当の期間が経過するなかで社会情勢も変化している。今後も経済部と環境部が連携しながら、総合的な視点で施設の在り方について、時代に即した内容を検討することが大切である。

**⑤ 【指摘】 経済部と環境部で事務処理の経験やノウハウをこれまで以上に共有しなければならぬ。**

令和5年8月2日の中国新聞記事によると、環境部が所管の省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫の買い替え費用を補助する事業で、市内の42世帯に対して補助金計202万円を二重で交付するミスが発生した。二重交付は一世帯あたり3万円から5万円で2回目の補助金の振り込みを確認した市民からの問い合わせでミスが発覚した。環境部によると、申請者名や金額などを入力する会計システムで、補助金を支払い済みの世帯のデータが残っていたため、二重で払った。本来は支払い済みのデータを消去して作業する。受け付け済みと支払い済みの照合などを複数の職員でチェックしていたが、ミスを見落とししたという。

市民や事業者に対しての補助金交付業務は、経済部ではこれまでに多くの実績を有しており豊富な経験やノウハウがあったため、過去の補助金交付事務に関して確認しながら作業を進めていたが、環境部において、補助金を支払う段階でのチェック機能が十分でなかった。

補助金の二重交付の問題が発生すると、納付書の郵送などの追加的なコストがかかるだけでなく、対象者への説明と謝罪のために多くの余分な時間がかかることになる。このような問題が二度と発生しないようにするために、経済部と環境部がこれまで以上に連携して事務処理マニュアルやチェックリストの共有や相互のコミュニケーションの強化等を行っていくべきである。

### 3 SDGs 未来都市計画

#### (1) 概要

##### ① SDGs 未来都市の概要

SDGs 未来都市とは、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として国が選定する制度である。

この制度は平成30年度から始まり、令和6年度までに210都市を「SDGs 未来都市」と



して選定することをめざしている。

福山市は、令和5年5月22日にSDGs未来都市に選定された。福山市が戦後復興の中で福山の文化として育んできた「ローズマインド」をもって、福山市の強みである「多様な主体との共創」により、経済・社会・環境の三側面を統合的に推進することで、“新たな価値を創造する「持続可能なまち」の実現”をめざしている。

## ② 今後取り組む課題

デジタルの活用が進み、時間と場所に捉われない働き方が広がる中で、首都圏等から人や企業を呼び込む環境を整えるとともに、人口減少・少子高齢社会に的確に対応した施策を進めることで、誰もが希望するライフスタイルを実現できる都市にしていく。

### ア 安心と成長を支える都市基盤づくり

安心安全な生活や経済活動の活性化に向けて、福山駅周辺のにぎわい再生などの都市基盤の整備を進めるほか、新型コロナウイルスや物価高騰など変化する社会情勢に的確に対応することで、都市としての魅力を創造する必要がある。

### イ 未来への歩み～人口減少対策の強化～

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域コミュニティの役割はますます重要になっている。地域コミュニティがその機能を発揮していくためには、思いやりの心をもって助け合う、人に優しいまちづくりの視点が大切であると考えている。子どもや子育て世代、高齢者、障がいのある方など、「誰もが安心して快適に暮らせるまち」、そして、市内外の多様な人材が活躍し、「活力と希望があふれるまち」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

## ③ 2030年のあるべき姿

福山市が次のとおり計画している。

“多様な主体が参画し、新たな価値を創造する「持続可能なまち」の実現”

「ばらのまちづくり」に代表される市民と行政の協働が、福山市のまちづくりの根幹を成している。

その中で、福山の文化として育んできた「思いやり・優しさ・助け合いの心（ローズマインド）」は、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」に通ずるものである。

今後、ローズマインドをさらに育む中で、多様な主体が新たな価値を創造する「持続可能なまち」の実現をめざす。



### 【ローズマインド】

福山市の戦後復興から半世紀の歩みの中で誕生し、根付いた言葉で、「思いやり・優しさ・助け合いの心」を表す。

ア 市域のあらゆる場所で、誰もが心豊かに暮らし続けられるまち

個性豊かで活力ある地域づくりを進めるとともに、その基盤となる社会のデジタル化を強力に推し進め、市域のあらゆる場所で誰もが自分らしく心豊かに暮らすことができる魅力的なまちを実現する。

イ 市内外の多様な主体が活躍し、活力と希望があふれるまち

ワーケーションや兼業・副業など、高度なスキルや専門的知識を持つ首都圏等の人材を呼び込む施策を推進し、多角的な視点で社会課題・地域課題の解決と新たな価値の創出に取り組む。

また、市内や備後圏域内で地域の垣根を越えて活躍する「近距離の関係人口」を創出し、地域の担い手を増やす。

多様な主体が活躍する中で、将来にわたって活力と希望があふれるまちを実現する。

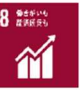



#### ④ 2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット

福山市の2030年のあるべき姿である“多様な主体が参画し、新たな価値を創造する「持続可能なまち」”の実現に向けて、経済面・社会面・環境面における優先的なゴール、ターゲット及びKPIを次のとおり設定している。

なお、設定に当たっては、SDGsの推進を掲げている「福山みらい創造ビジョン」（2021年（令和3年）3月策定。第五次福山市総合計画第2期基本計画及び福山市総合戦略を一本化したもの）のKPIを中心に設定している（現計画における指標であり、次期計画策定時に再度見直しを行う場合がある。）。

※福山みらい創造ビジョンの計画期間：2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）

(経済)人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築


ゴール, ターゲット番号	KPI	
 8. 3	指標:創業件数	
	現在(2021年度):246件	2025年度:225件
 8. 9	指標:観光消費額	
	現在(2021年):209.5億円	2025年:342億円
 8. 1	指標:市民一人当たりの分配所得	
	現在(2019年度):2,978千円	2025年度:3,039千円
 8. 3 9. 2		

備後圏域の玄関口である福山駅周辺のにぎわい再生やMICE誘致に向けて、官民が一体となって取り組むことで、観光消費額の増加につなげる。

企業間連携の促進とともに、生産性と付加価値を高め、企業の稼ぐ力を強化するほか、地域経済の活性化に向け、起業・創業支援や企業誘致にも取り組む。





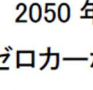
また、備後圏域内で生産・消費・雇用を促進する地域経済循環構造の形成をめざす。

(社会)新たな価値を創出する人材育成と個性光る地域振興

ゴール, ターゲット番号	KPI	
 17. 16 17. 17	指標:まちづくりに関心がある市民の割合	
	現在(2020年):70.1%	2025年:75.0%
 17. 16 17. 17	指標:ボランティア・NPOなどの市民活動団体数 (まちづくりサポートセンター登録団体(企業)数)	
	現在(2021年度):208団体・社	2025年度:220団体・社

市内各地域の活力を高めるため、地域の資源・個性を生かした戦略的な地域づくりに取り組む。また、地域の担い手不足が進む中、デジタル技術の活用により、地域活動の負担を軽減するとともに、首都圏等の人材を含めた多様な人や団体等が参画できる環境を整えることで、地域コミュニティを活性化させる。そのような地域コミュニティが主体となって、持続可能な地域づくりを進める。

(環境) 脱炭素・循環型社会の構築による、豊かな自然と快適な暮らしの調和

ゴール, ターゲット番号	KPI	
 13. 2 13. 3	指標: 温室効果ガスの排出量	
	現在(2018年度): 27,801 千 t-CO2	2030年度: 17,298 千 t-CO2
 7. 2  12. 2  13. 2  13. 3	指標: 再生可能エネルギーの発電設備導入容量	
	現在(2021年度): 254MW	2030年度: 1,034MW

2050年(令和32年)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざす「福山市ゼロカーボンシティ」宣言を行った(2023年(令和5年)2月)。その実現に向けて、再生可能エネルギーや省エネルギーを促進する設備の導入など、市民・事業者・行政が一体となって進めていく。

(2) 監査の結果

① 【意見】「今後取り組む課題」について、「2030年(令和12年)のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定すべきである。

SDGs 未来都市計画の「2030年(令和12年)のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」については、SDGsの推進を掲げている「福山みらい創造ビジョン」のKPIを中心に、経済、社会、環境に関連する項目を抽出し設定している。結果として、SDGs 未来都市計画の「今後取り組む課題」について、「2030年(令和12年)のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」が設定されていない。「2030年(令和12年)のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」が設定されていない具体的な例は次の通りであり、いずれも福山市の重要な課題である。

「首都圏等から人や企業を呼び込む環境を整えること」

「人口減少・少子高齢化社会に的確に対応した施策」

「福山駅周辺のにぎわい再生などの都市基盤の整備を進めること」

「福山みらい創造ビジョン(第五次福山市総合計画第2期基本計画及び福山市総合戦略を一本化したもの)」は、2021年(令和3年3月)に策定した福山市の最上位計画であり、SDGsの推進を掲げるとともに、取組の方向性ごとにKPIと達成をめざす17のゴールを設定している。しかし、SDGs 未来都市計画も独立した市の重要計画であることから、福山みらい創造ビジョンとの整合性を図りながらも、「今後取り組む課題」について「2030年(令

和 12 年) のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定するべきである。

② **【意見】SDGs 未来都市計画には持続可能な開発目標の 17 ゴールをバランスよく設定することが望ましい。**

「福山みらい創造ビジョン」の KPI では、持続可能な開発目標の全 17 ゴールを設定しているのに対し、SDGs 未来都市計画の KPI では、「貧困、飢餓、ジェンダー、水・衛生、不平等、海洋資源、陸上資源、平和」の項目については目標が設定されていない。この点に関して市に問い合わせたところ、「これらの項目に関して取組をしないということではないが、SDGs 未来都市計画の KPI は福山みらい創造ビジョンの KPI のうち、「多様な主体が参画し、新たな価値を創造する『持続可能なまち』の実現」に向けた先導的取組である「福山版サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組」を進めていく上で密接に関連する KPI を抽出し設定している」旨の回答を得た。しかしこれらの項目のみを抽出する合理的な理由が見いだせないことから、SDGs 未来都市計画においても、持続可能な開発目標の全 17 ゴールを、包括的に設定することが望ましい。

③ **【意見】ステークホルダーにとってわかりやすく、目標に対して十分な KPI を設定することを検討する必要がある。**

SDGs 未来都市計画では、「(経済) 人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」に対して、「創業件数」、「観光消費額」、「市民一人当たりの分配所得」を KPI として設定している。これは担当課の見解によると、「備後圏域の玄関口である福山駅周辺のにぎわい再生や M I C E 誘致に向けて官民が一体となって取り組むことで観光消費額の増加につながる。また、企業間連携の促進とともに生産性と付加価値を高め企業の稼ぐ力を強化するほか地域経済の活性化に向け起業・創業支援や企業誘致にも取り組む。」ためである。

「(経済) 人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」という考え方は、「福山みらい創造ビジョン」の挑戦として設定されたもののうちの一項目である。「福山みらい創造ビジョン」では、「循環型地域経済の形成」、「多様な働き方と新たな人の流れの創出」、「農林水産業の振興」、「都市基盤の強化」、「防災・減災の推進」、「安心・安全な暮らしの確保」、「環境にやさしいまちづくり」の 7 つの柱を基礎として、「人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」の挑戦項目を設定している。7 つの柱はどれかが欠けた状態では、「人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」の達成は十分ではなく、7 つの柱が相互に機能することで達成可能なものと考えられる。このような観点から考えると、「(経済) 人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」に対して、「創業件数」、「観光消費額」、「市民一人当たりの分配所得」のみを KPI として設定することは不十分であり、市民をはじめとするステークホルダーにとってよりわかりやすい KPI を設定することを検討する必要がある。

**④ 【指摘】創業の KPI の設定においては、創業件数ではなく、施策の効果を表す数値を採用すべきである。**

市が公表している令和 4 年度の創業件数は 289 件であり、そのうち 44 件は福山市役所の産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の件数である。福山市役所以外の 245 件は認定創業支援等事業計画に関連する機関が把握している件数であり、各種相談やセミナー参加者等に関する件数を含む。また、市が把握して公表しているのは件数のみであることから、特定の人が複数の各支援機関に相談した場合、創業件数が重複してカウントされる可能性がある。

産業競争力強化法における創業の定義では、創業とは次に掲げる行為をいう。

- ・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
- ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- ・会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。

一般的に、創業件数といえば、産業競争力強化法における創業の定義の通り、個人が新たに事業を開始したり、会社を設立したりすることの件数を想定する。市が公表している創業件数は、産業競争力強化法における創業の定義に基づいたものではない。

市では地域経済を活性化するために創業支援に取り組んでおり、福山みらい創造ビジョンや SDGs 未来都市計画では創業件数の数値目標を掲げている。産業競争力強化法における創業の定義に基づく創業件数を抽出することが困難であるのであれば、施策の効果を表す別の数値を採用すべきである。

**⑤ 【意見】創業件数のゴールは過去の実績値を踏まえて、成功に向けて進むうえで動機づけとなるように設定しなければならない。**

「（経済）人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」の表のように、2021 年度の創業件数の実績が 246 件で、2025 年度のゴールが 225 件と過去の実績よりも将来のゴールの方が低いことになっている。このことについて担当課にヒアリングを行った結果、担当課の見解は次の通りである。「2021 年度の創業件数は実績値、2025 年度は福山みらい創造ビジョン策定時点（2021 年 3 月時点）の目標値を記載している。福山みらい創造ビジョン策定時点では、創業支援等事業計画における 2021 年度の目標創業者数を 205 件としていた。福山みらい創造ビジョンの策定にあたり、2021 年から 2025 年にかけて 1 年あたりの創業件数の 5 件増加を目標としたため、2025 年の目標値を 225 件としている。」

福山みらい創造ビジョン策定時の目標値をそのまま SDGs 未来都市計画の 2025 年度の目標値として設定したことで、2021 年度の創業件数の実績よりも低い形式的な目標となり、成功に向けての動機づけとはならない目標に陥っている。今後、「あるべき姿の実現に向け

た優先的なゴール、ターゲット」を設定するときは、経済状況等の要因により創業件数に一定の変動が見られるとしても、過去の実績値を踏まえて、将来の目標を適宜修正し、目標に向かって導くような指針となるようにしなければならない。

⑥ **【意見】** 市民一人当たりの分配所得のゴールは、インフレに伴う給与増加等の社会情勢を踏まえた現実的なゴールを設定しなければならない。

「（経済）人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」の表のように、市民一人当たりの分配所得の指標は、2019年度の実績値が2,978千円、2025年度のゴールが3,039千円となっており、2%程度の増加となっている。この2025年度のゴールの設定にあたって、インフレを加味したものであるかどうかを担当課にヒアリングしたところ、「リーマンショック前の水準（2007年）を目標としている。現在のインフレは加味していない。」との回答を得た。これは、2019年以降の物価変動を考慮しておらず、2025年度の所得額は2019年度の物価水準で表示されていることを意味する。

総務省統計局の2020年基準消費者物価指数（令和5年9月分）によると、総合指数は2020年を100として106.2（前年同月比は3.0%の上昇）、生鮮食品を除く総合指数は105.7（前年同月比は2.8%の上昇）、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は105.4（前年同月比は4.2%の上昇）であり、SDGs未来都市計画策定時の令和5年8月では大きくインフレが起きている状況である。このような状況のなか、現在のインフレを加味せずに市民一人当たりの分配所得をゴールとして設定することは現在の社会情勢を反映したものではなく、形式的なゴールとなる。実際に2025年度において、所得が3,039千円に達したとしても、2019年度から2025年度にかけて物価は変動しているので、そのときの所得額は物価の変動を取り除いた実質所得額で評価しなければならない。今後、市民一人当たりの分配所得のゴールを設定する際は、インフレに伴う給与増加等の社会情勢を踏まえた現実的なゴールを設定しなければならない。

⑦ **【意見】** 環境にやさしいまちづくりにつながるKPIは、ごみの排出量だけでなく、リサイクル率や最終処分量等も考慮する必要がある。

環境にやさしいまちづくりにつながるKPIとして、次の表のように、「ごみの排出量」と「環境講座参加者数」が設定されている。

ゴール、 ターゲット番号		KPI	
 8.4  12.2	8.4	指標:ごみの排出量	
	12.2	現在(2021年度):150千t	2025年度:142千t
 13.3	13.3	指標:環境講座参加者数	
		現在(2021年度):6,216人	2025年度:10,000人

脱炭素・循環型社会の構築に向けて「ごみの排出量」は重要な指標であるが、それだけでは十分でなく「リサイクル率」及び「最終処分量」も重要な KPI である。市の一般廃棄物処理基本計画では、「一般廃棄物の排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3つの指標について目標値を設定している。「ごみの排出量」だけが KPI として設定されているのは、福山みらい創造ビジョンに掲げる KPI を抽出して設定していることに起因する。脱炭素・循環型社会の構築に向けて、より実効性ある KPI にするために、一般廃棄物処理基本計画と同様に「リサイクル率」及び「最終処分量」についても KPI を設定する必要がある。

⑧ 【意見】事業者から排出される廃棄物についても KPI の設定を検討することが望ましい。

ごみ、つまり一般廃棄物に焦点が当てられおり、産業廃棄物には着目した計画とはなっていない。その理由について市に確認したところ、「産業廃棄物は、その処理の性格から市内の排出量の把握が困難であるため、福山市では、個別計画にも産業廃棄物の排出量削減目標などを設定していない。ただし、事業者に対して立入検査を実施するなど産業廃棄物の処理に係る指導を行っている。」と回答を得た。

原則として、一般廃棄物の処理責任は自治体にある一方で、産業廃棄物の処理責任は排出者(事業所)にある。このことより、自治体は一般廃棄物に焦点を当てるのが通例である。しかし、事業者から排出される廃棄物の排出量は環境面・経済面どちらにおいても大きな影響を与えることから、その排出量やリサイクル率などの将来目標を設定することが重要である。加えて、温室効果ガス排出やエネルギー消費は福山市全体の状況を考慮していることを踏まえれば、事業者から排出される廃棄物も考慮に入れることが考えられる。

SDGs というテーマは単に法令や規制を遵守さえすれば良いというものではなく、より自主的な取り組みが大切である。市が単に企業活動に制約を課すという考え方のもと指導・監督を行うのではなく、市と企業が SDGs という共通テーマのもと相互連携していくことが重要である。地域や企業に SDGs の機運が醸成されてきており、SDGs の理念を浸透させていく意味でも、事業者から排出される廃棄物についても KPI の設定を検討することが望ましい。



⑨ 【意見】再生可能エネルギーの促進と温室効果ガス排出量削減について、両者の因果関係や対策の対応関係をさらに考慮する必要がある。

再生可能エネルギーの発電設備導入容量について、2030年度のKPIは1,034MWであり、その電源構成は次の通りである。

	2030年度における 福山市電力使用量※1	必要量		既に導入されている 再エネ設備容量	導入が計画されている 再エネ設備容量	追加で必要となる 再エネ設備容量
		発電電力量※2	設備容量※3			
太陽光発電	-	1,235,572 MWh	963.9 MW	240.2 MW	26.1 MW	697.7 MW
(10kW未満)	-	386,359 MWh	321.9 MW	80.2 MW	2.2 MW	239.5 MW
(10kW以上)	-	849,213 MWh	642.0 MW	160.0 MW	23.9 MW	458.2 MW
風力発電	-	0 MWh	0 MW	0 MW	0 MW	0 MW
水力発電	-	10,501 MWh	2.0 MW	2.0 MW	0 MW	0 MW
地熱発電	-	0 MWh	0 MW	0 MW	0 MW	0 MW
バイオマス発電	-	481,740 MWh	68.0 MW	12.1 MW(2024年停止)	68.0 MW	0 MW
合計	4,546,876 MWh	1,727,813 MWh	1,033.9 MW	254.3 MW	94.1 MW	697.7 MW

- ※1 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」を踏まえ、電力使用量を基準年の87.3%に設定  
 ※2 発電電力量は、「第6次エネルギー基本計画」を踏まえ電力使用量の38%とし、既設の再生可能エネルギーの発電電力量の割合を用いて試算  
 ただし、バイオマス発電は計画発電電力量を採用し、水力発電は現在と同じ発電電力量を採用  
 ※3 発電電力量から設備利用率(環境省資料から太陽光発電(10kW未満)は13.7%、太陽光発電(10kW以上)は15.1%を採用)及び年間時間(8,760時間/年)を除いて試算  
 ただし、バイオマス発電は導入が予定されている設備容量を採用し、水力発電は現状と同じ設備容量を採用  
 ※4 端数処理の関係上、合計値が一致しない場合がある

3

また、市の温室効果ガス排出量の推移は、2018年度（平成30年度）において27,801千t-CO<sub>2</sub>であり、ほぼ横ばいで推移している。

部門	年度	2013 (H25) 基準	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	基準年度比較 (2018/2013)
産業部門		24,922	24,119	23,996	24,606	25,899	24,419	▲2.0%
業務その他部門		709	658	660	624	849	826	16.5%
家庭部門		920	861	837	850	667	668	▲27.4%
運輸部門		1,122	1,142	1,139	1,398	1,160	1,160	3.4%
エネルギー転換部門		229	230	218	230	223	218	▲4.8%
廃棄物部門		281	280	274	247	282	301	7.1%
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )以外のガス		162	179	187	197	206	209	29.0%
合計		28,345	27,469	27,311	28,152	29,286	27,801	▲1.9%

※排出量算定に必要なデータの都合上、2018年度（平成30年度）が最新年度。

ここで、再生可能エネルギーの発電設備導入容量（太陽光発電、水力発電、バイオマス発電）に関して、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門、廃棄物部門、二酸化炭素以外のガスの部門別の目標が設定してあるか市に確認したところ次のような回答を得た。「国の「第6次エネルギー基本計画」の発電電力量に対する再エネ電力割合の目標（38%）を用いて再エネ導入目標を算定している。当該目標は部門ごとに設定されていないことから、福山市では部門ごとの算定は行っていない。」

再生可能エネルギーの促進と温室効果ガス排出量削減は密接に関係しており、両者を切り離して検討するのは合理的でない。計画・目標の実現可能性を高めるためには、両者の因果関係や対策の対応関係をさらに考慮する必要がある。

## 4 SDGsの推進

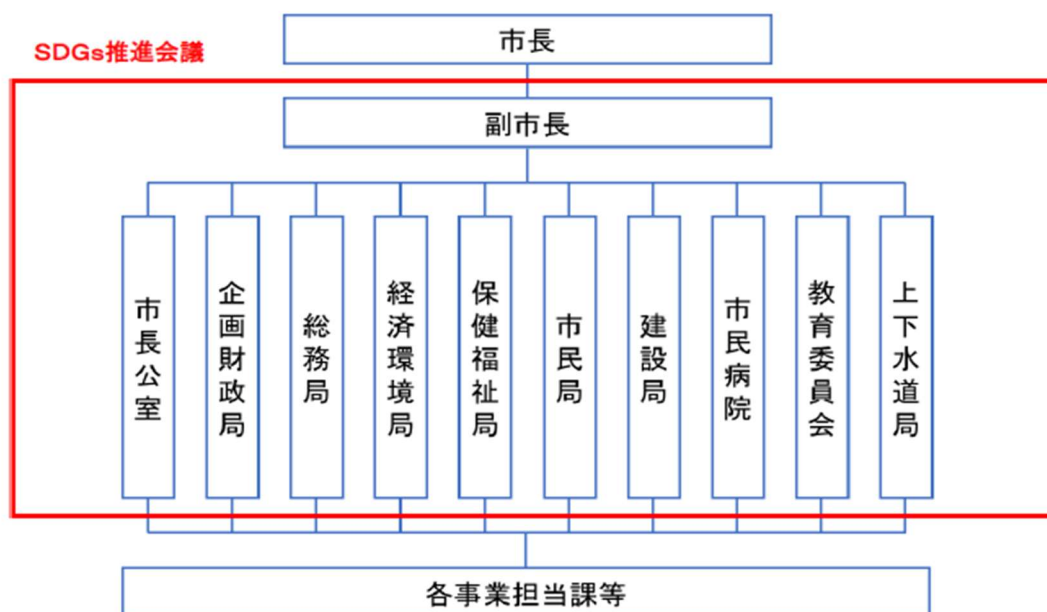
### (1) 概要

#### ① 行政内部の執行体制

福山市では、全部局の局長で構成する「SDGs推進会議」において、福山市の重要施策を協議・決定している。「2030年のあるべき姿」の実現に向けては、市長のリーダーシップの下、企画財政局が全体統括を担いつつ、SDGs推進会議を中心とした部局横断的な連携により、SDGs関連施策を推進する。

また、各部局間の連携・調整を強化することを目的として、2022年度（令和4年度）から各局に「政策調整官」を設置している。政策調整官を通じて各事業担当課等とも緊密に連携し、全庁を挙げてSDGsを推進する。

また、市職員一人一人がSDGsに関する理解を深めるため、包括連携協定企業と連携し、2021年度（令和3年度）から「SDGsセミナー」を開催している。同セミナーには、若手職員を中心に毎年100人以上が参加し、SDGsの視点を取り入れた施策構築につなげている。



【福山市 SDGs の推進体制】

#### ② 企画財政局企画政策部企画政策課の業務内容

- 1) 重要施策に関する基本的事項の総合調整に関すること。
- 2) 市の総合計画に関すること。
- 3) 庁議に関すること。
- 4) 離島振興の調整に関すること。
- 5) 大学との連携に関すること。
- 6) 主要事業の進行管理に関すること。

- 7) 広域行政の推進に関すること。
- 8) 特命事項に関すること。
- 9) 地方分権の推進に関すること。
- 10) 中核市に関すること。
- 11) 市長会に関すること。
- 12) 市町村合併に関すること。
- 13) 定住及び交流の促進に関すること。
- 14) 局の統括及び総合調整に関すること。
- 15) 局の事務事業の執行管理に関すること。
- 16) 局内の行財政改革の取組の推進に関すること。
- 17) 局、部及び課の庶務に関すること。

(2) 監査の結果

① **【指摘】SDGs 推進会議を開催し、福山市の重要施策を協議・決定していく必要がある。**

2023年（令和5年8月）に策定されたSDGs未来都市計画では、「全部局の局長で構成する「SDGs推進会議」において、福山市の重要施策を協議・決定している。」という記述がある。しかし、担当課にヒアリングを行った令和5年11月時点では、「SDGs推進会議」は活発に開催されている状況にない。

「2030年（令和12年）のあるべき姿」の実現に向けては、市長のリーダーシップの下、企画財政局が全体統括を担いつつ、SDGs推進会議を中心とした部局横断的な連携により、SDGs関連施策を推進する必要がある。未来都市の提案内容である「福山版サーキュラーエコノミー」の実現に向けたデジタルプラットフォームの構築など一つの部署だけでは課題解決が難しい重要施策の協議のためにSDGs未来都市計画に記載の「SDGs推進会議」を開催していく必要がある。

② **【意見】SDGs推進強化のため、専門部署のSDGs推進課（仮称）の設置を検討するべきである。**

福山市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」においてSDGsの推進を掲げ、SDGs未来都市計画を策定するなど、SDGsに関連する業務が増加している。このような状況のなか、企画財政局企画政策部企画政策課が全体統括を担いつつ、SDGs関連施策を推進することは大きな負担となる。企画財政局企画政策部企画政策課の業務内容に記載のとおり、現状ではSDGsの推進については企画財政局企画政策部企画政策課の業務内容に直接的には列挙されていない。

令和5年12月に改訂された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針では、地方自治体の体制づくりとして、部局を横断する推進組織を設置すること、執行体制の整備を推進することを掲げている。実際に先進的な他自治体ではSDGsを推進するための専門部署を設置して、

SDGsの普及啓発を積極的に行っている。「福山みらい創造ビジョン」に記載のとおり、「地域や企業にSDGsの理念を浸透させ、多様な主体との創意工夫の下、新たな価値が創造される持続可能なまちづくりを進めていく」にあたって、これまで以上のSDGs推進強化のため、専門部署のSDGs推進課（仮称）の設置を検討するべきである。

**③ 【意見】 庁内職員向けセミナーの参加者を増やして庁内全体で SDGs を推進していくことが大切である。**

「福山みらい創造ビジョン」に記載のSDGsの基本的考え方である「誰一人取り残されることのない包摂的な社会を実現するため、コロナ禍で懸念される格差拡大の抑制を図るとともに、地域において人の交流が活発で、互いに支え合い、助け合う地域共生社会の構築に取り組みます。」という内容は、庁内の特定の部署に限定したのではなく全庁的に関連する内容である。

庁内職員向けのセミナー参加者の実績は、令和3年度が111名、令和4年度が120名であり参加者の中心は若手職員である。令和4年度の福山市職員数は4,000人超であることからすると、令和3年度と令和4年度ともに3%程度の職員がセミナーに参加したことになる。全庁的に重要なテーマであるSDGsの啓発に関するセミナーには、より多くの参加が望まれる。また、これまでの参加者の中心は若手職員であったが、SDGsの考え方はあらゆる年齢のすべての人々に関係するものであり、ベテラン職員の積極的な参加が望まれる。

**④ 【意見】 企業向けセミナーの参加者を増やして SDGs の啓発や企業との連携を強化することが重要である。**

SDGsの基本的考え方にパートナーシップがあり、多くのステークホルダーとの連携が不可欠であるなか、SDGs推進にあたって企業との協働は重要である。しかし、これまで市と企業が連携する機会が必ずしも多かったとはいえない。令和5年度中に構築予定の「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」において、各企業のグリーンな先進事例や優良事例の情報発信のほか、セミナーや異業種交流会の開催、新たな商品開発・技術開発につながるプロジェクトの創出を行うことが期待されているところである。

企業向けのセミナー参加者の実績は、令和3年度が55名、令和4年度が57名、令和5年度が19名であり参加者の増加には至っていない。令和5年度のセミナー参加者が減少しているのはワーク形式のセミナーであり、セミナーのレベルが一段階上がったことに起因する。今後は福山版サーキュラーエコノミーの実現に向けたデジタルプラットフォームを構築するなかで、ますますの官民連携の強化が期待されるなか、企業向けのセミナーの参加者を増やしていくことが重要である。

## 5 関連費用の予算・決算額

### (1) 概要

衛生費、労働費、農林水産業費、商工費の過去11年（平成24年から令和4年）の予算・決算額は次の通りである。

（単位：千円）

年度	区分	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費
平成24年度	当初予算額	14,943,312	793,498	2,414,069	7,685,348
	補正予算額	86,429	15,005	105,895	347,937
	継続費他	0	0	42,127	0
	予備費他	0	0	0	30,473
	予算額計	15,029,741	808,503	2,562,091	8,063,758
	決算額	14,288,289	791,971	2,256,462	7,857,922
平成25年度	当初予算額	13,252,810	709,916	2,190,136	7,782,422
	補正予算額	△41,464	99,632	△59,659	142,684
	継続費他	322,527	0	165,184	167,000
	予備費他	0	0	0	0
	予算額計	13,533,873	809,548	2,295,661	8,092,106
	決算額	12,990,795	727,976	2,141,968	8,001,517
平成26年度	当初予算額	13,390,360	669,759	2,205,964	7,640,607
	補正予算額	55,230	7,160	△2,911	523,812
	継続費他	33,790	71,623	48,980	0
	予備費他	0	0	0	5,500
	予算額計	13,479,380	748,542	2,252,033	8,169,919
	決算額	12,854,039	731,984	2,035,667	7,580,186
平成27年度	当初予算額	13,346,613	647,825	2,161,975	7,389,480
	補正予算額	46,191	7,631	10,135	△1,806,482
	継続費他	95,170	3,200	83,600	503,186
	予備費他	0	0	0	6,287
	予算額計	13,487,974	658,656	2,255,710	6,092,471
	決算額	12,933,579	647,793	2,020,898	5,966,589
平成28年度	当初予算額	13,323,424	643,909	2,130,917	7,031,860
	補正予算額	115,820	12,147	△30,584	△2,721,101
	継続費他	113,238	0	99,519	0
	予備費他	0	0	0	0

	予算額計	13,552,482	656,056	2,199,852	4,310,759
	決算額	13,004,504	650,038	1,894,485	4,182,893
平成 29 年度	当初予算額	13,028,448	627,328	2,220,325	5,976,075
	補正予算額	141,638	0	△ 112,880	△ 3,318,947
	継続費他	93,400	0	194,443	0
	予備費他	0	0	0	0
	予算額計	13,263,486	627,328	2,301,888	2,657,128
	決算額	12,736,289	622,131	2,074,222	2,560,609
平成 30 年度	当初予算額	13,699,747	647,364	2,228,087	4,441,458
	補正予算額	167,385	6,407	264,080	△ 1,390,203
	継続費他	79,635	0	135,863	0
	予備費他	5,828	0	0	0
	予算額計	13,952,595	653,771	2,628,030	3,051,255
	決算額	13,451,410	637,434	2,043,110	2,942,342
令和元年度	当初予算額	13,632,386	613,674	2,421,341	3,118,216
	補正予算額	34,083	0	81,438	△ 530,874
	継続費他	116,879	0	468,645	0
	予備費他	3,710	0	0	0
	予算額計	13,787,059	613,674	2,971,424	2,587,342
	決算額	13,168,916	607,554	2,336,520	2,445,067
令和 2 年度	当初予算額	14,339,326	605,871	2,331,377	3,113,925
	補正予算額	3,783,888	43,000	27,125	3,120,802
	継続費他	20,800	0	512,657	15,000
	予備費他	92,959	0	0	56,000
	予算額計	18,236,974	648,871	2,871,159	6,305,727
	決算額	14,267,523	627,697	2,404,904	4,858,560
令和 3 年度	当初予算額	15,630,459	585,127	2,115,384	2,672,549
	補正予算額	5,218,701	60,400	244,453	2,995,336
	継続費他	2,921,506	0	276,780	338,300
	予備費他	0	0	1,320	0
	予算額計	23,770,666	645,527	2,637,937	6,006,185
	決算額	20,322,236	599,711	2,135,146	3,677,467
令和 4 年度	当初予算額	28,751,559	602,781	2,208,995	3,618,550
	補正予算額	30,666,104	80,000	278,050	954,786
	継続費他	1,840,203	23,000	305,384	599,336

	予備費他	2,640	0	0	0
	予算額計	61,260,506	705,781	2,792,429	5,172,672
	決算額	33,133,078	662,920	2,161,972	4,178,738

(出所：福山市から入手した資料を基に監査人が作成)

上記予算・決算額の表のうち、衛生費は保健福祉局の費用が含まれており、経済環境局環境部の費用は次の通りである。

(単位：千円)

上段：予算額、下段：決算額

年 度	保健衛生費 環境対策費	清掃費 清掃総務費	清掃費 塵芥処理費	清掃費 塵芥焼却場費	清掃費 し尿処理費	清掃費 清掃施設建設費
H 24	214,087 176,959	1,628,990 1,601,182	3,454,604 3,349,621	789,229 784,995	841,301 781,897	1,762,417 1,579,069
H 25	165,273 146,462	1,597,565 1,567,172	3,647,802 3,561,161	786,129 783,424	873,182 833,066	661,437 451,566
H 26	222,601 122,303	1,492,755 1,459,152	3,750,240 3,702,289	867,810 866,113	829,278 761,308	238,490 190,090
H 27	198,002 164,087	1,464,740 1,438,143	3,773,868 3,736,440	874,692 866,114	742,383 684,308	547,005 368,048
H 28	168,171 151,794	1,449,216 1,410,965	3,821,878 3,703,174	911,483 858,353	761,932 686,827	448,868 399,876
H 29	112,204 99,355	1,430,706 1,370,633	4,035,448 3,948,707	881,334 876,300	736,529 666,825	139,260 92,951
H 30	120,750 99,996	1,343,639 1,299,531	4,153,179 4,134,347	900,359 898,886	746,492 684,523	207,735 173,356
R 元	80,405 74,132	1,301,208 1,252,686	4,319,399 4,108,579	946,507 941,354	720,602 655,232	88,245 84,035
R 2	74,479 64,386	1,238,632 1,183,307	4,372,190 4,256,315	994,252 955,730	832,988 771,316	515,964 475,874
R 3	96,076 71,172	1,169,153 1,131,420	3,986,327 3,914,250	1,000,796 998,266	730,611 717,336	1,766,780 1,762,880
R 4	198,904 80,921	1,154,099 1,098,617	4,516,083 4,101,035	1,068,675 1,055,256	793,027 775,207	38,229,747 14,083,763

(出所：福山市から入手した資料を基に監査人が作成)

## (2) 主な増減分析

### ①衛生費 保健衛生費 環境対策費

- ・令和元年度

低炭素型住宅普及促進等事業費補助（スマートハウス化支援）終了により減少。

- ・令和3年度

事業場排水等分析（直営から委託へ変更）により増加。

- ・令和4年度

省エネ家電買替支援補助により増加（令和5年度に繰越事業）。

### ②衛生費 清掃費 清掃総務費

- ・令和元年度

P C B安定器廃絶促進事業文書送付終了により減少。

生ごみ処理器補助終了により減少。

### ③衛生費 清掃費 塵芥処理費

- ・令和2年度

家庭ごみ収集委託区域の拡大により増加。

### ④衛生費 清掃費 清掃施設建設費

- ・令和元年度

次期ごみ処理施設建設に係る事前調査等の終了により減少。

- ・令和2年度

深品クリーンセンター最終処分場嵩上工事等により増加。

- ・令和3年度

次期ごみ処理施設建設工事開始により増加。

- ・令和4年度

次期ごみ処理施設建設工事及び物価高騰による対応により増加。

## (3) 監査の結果

### ① 【意見】環境対策費の予算額・決算額について、事業効果を把握していただくことが望ましい。

環境対策費は令和4年度に省エネ家電買替支援補助事業の予算計上により増加しているが、過去11年の予算額と決算額の推移では増加傾向にない。市の予算・決算に関する事項は政策的判断によるものであり、住民の直接選挙により選定された議員による議会での決定事項であることから包括外部監査の直接の監査対象ではない。しかし、環境対策費は環境保全に直結する費用であり、環境にやさしいまちづくりへの対応にあたって代表的な費目であることから、今後も事業効果を十分に把握していただくことが望ましい。



## 6 附属機関

### (1) 概要

#### ① 附属機関等とは

ア 附属機関とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法第 14 条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関である。

イ 専門委員とは、特定の事項について調査等を行うため、地方自治法第 174 条の規定に基づき選任する委員である。

ウ 懇談会・懇話会等とは、外部の有識者や市民等を招き、広く意見交換や意見聴取を行うことを目的として開催するものである。

#### ② 監査対象の経済部附属機関等

令和 5 年 4 月 1 日現在

名称	設置根拠	傍聴	公募	女性選任率
福山市大規模小売店舗立地審査委員会	福山市大規模小売店舗立地審査委員設置要綱	否	無	12.5%
福山地方卸売市場流通対策協議会	福山地方卸売市場市場流通対策協議会設置要綱	可	無	6.3%
福山市地産地消推進協議会	福山市地産地消推進協議会規約	可	無	21.4%
福山市地域農業経営基盤強化促進計画推進会議	福山市地域農業経営基盤強化促進計画推進会議設置要綱	可	無	0.0%
ふくやまブランド農産物推進協議会	ふくやまブランド農産物推進協議会規約	可	無	23.1%
福山市農業振興地域整備促進協議会	福山市農業振興地域整備促進協議会条例	可	無	0.0%
福山市園芸センター運営委員会	福山市園芸センター条例 第 5 条	可	無	45.5%

(出所：福山市から入手した資料を基に監査人が作成)

#### ③ 監査対象の環境部附属機関等

令和 5 年 4 月 1 日現在

名称	設置根拠	傍聴	公募	女性選任率
福山市環境審議会	環境基本法 第 44 条 福山市環境基本条例 第 25 条	可	無	33.3%

福山市地球温暖化対策協議会	福山市地球温暖化対策協議会設置要綱	可	無	7.7%
福山市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の7 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 第7条	可	有	33.3%
福山市路上喫煙防止対策協議会	福山市路上喫煙防止対策協議会設置要綱	可	無	41.7%

(出所：福山市から入手した資料を基に監査人が作成)

## (2) 監査の結果

### ① 【意見】女性の選任率については、30パーセント以上となるよう努めるべきである。

市の「附属機関等の設置等に関する指針」の「委員の選任基準」によれば、「福山市男女共同参画基本計画」の目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めるものとする。「女性の選任率については、男女の数が均衡するよう努めるものとするが、当面、30パーセント以上となるよう努める。」と規定されている。

概要の表に記載の女性選任率は令和5年4月1日現在のものであり、女性の選任率については、30パーセント未満の監査対象経済部附属機関等は7機関、監査対象環境部附属機関等は1機関であった。

持続可能な開発目標の17ゴールのうちの一つに「ジェンダー」があり、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」とある。また、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、国でも審議会等の女性委員の割合について30パーセントを達成することを目指している。「福山市男女共同参画基本計画」の目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に引き続き努める必要がある。

### ② 【指摘】市民公募委員を募集し、市民の多様な意見を市政に反映させなければならない。

監査対象の経済部附属機関では全ての附属機関において市民公募委員は無であり、監査対象の環境部附属機関では「福山市廃棄物減量等推進審議会」のみが市民公募委員について有となっている。

「福山みらい創造ビジョン」では、市政運営の基本は「現場主義の徹底」という運営方針のもと、「市民の声を政策に反映」とある。また、市政運営の基盤づくりでは、「共創」というテーマのもと、「まちづくりの主役である市民一人一人が活躍できる環境づくりや市民の声を政策立案に生かす取組を行います。」とある。

市の「附属機関等の設置等に関する指針」の「委員の選任基準」によれば、「市民参加の促進と広く市民意見を反映するために、公募による委員の選任に努めるものとする。」と規定されている。

専門的な知識を必要とする場合等の特段の事情があれば、市民公募委員を募集しない合理的な理由があるといえる。しかし、そのような特段の事業がない場合には、「福山みらい創造ビジョン」及び「附属機関等の設置等に関する指針」にあるように市民の多様な意見を市政に反映させ、市民の知恵と力を活かしていく市民参加型行政を進めるために市民公募委員を募集するべきである。

## 7 補助金

### (1) 概要

#### ① 補助金の法的根拠

補助金の支出は、地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠としている。

#### ② 福山市補助金交付規則

##### ア 趣旨

この規則は、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づいて、産業、教育、その他公益上必要があると認められる団体若しくは個人が行う事業又は団体の育成に対し補助金を交付することについて、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

##### イ 補助金の区分

#### 1) 資金援助補助金

行事その他団体の運営に必要な経費に充てる目的で交付する補助金

#### 2) 施設設置等補助金

施設を設置し、又は機具を購入する等の事業の経費に充てる目的で交付する補助金

#### ③ 監査対象の経済部（産業振興）補助金

名称	予算額 (単位：千円)	交付開始 年度	要綱
福山市販路開拓支援事業	2,000	2011 年	有
中小企業等 S D G s 推進事業補助金	5,000	2022 年	有
中小企業知財支援センター運営費補助	2,000	2015 年	無
発明協会事業費補助	100	—	無
ふくやまブランドینگ支援事業補助金	3,500	2022 年	無
地場産業振興センター振興事業費補助	27,300	1985 年	無

ふくやまIT導入支援事業補助金	10,000	2022年	無
福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金	600,000	2022年	有
福山商工会議所事業費補助	2,400	-	無
福山北商工会事業費補助	4,550	2009年	無
福山あしな商工会事業費補助	4,520	2007年	無
沼隈内海商工会事業費補助	4,550	2006年	無
神辺町商工会事業費補助	4,270	2006年	無
神辺商工文化センター運営費補助	820	2006年	無
中小事業者応援事業費補助	533,800	2022年	有
中心市街地活性化事業費補助	3,700	1999年	無
商店街機能活性化事業費補助	5,000	2022年	有
商店街活力向上事業費補助（賑わい創出事業）	3,500	2016年	有
商店街活力向上事業費補助（空き店舗活用事業）		2022年	有
福山市商店街振興組合連合会事業費補助	640	1982年	無
福山物産協会事業費補助	200	1977年	無
福山市障がい者雇用奨励金	7,920	1981年	有
福山地方雇用対策協議会補助金	8,700	1969年	無
Web（自社採用ページ、採用動画）採用活動支援事業補助金	100,000	2022年	有
女性の働く環境改善補助金	3,600	2016年	有
福山市男性育児休業及び育児短時間勤務制度取得促進補助金	1,000	2021年	有
奨学金返済支援制度導入促進事業補助金	4,800	2021年	有
連合広島福山地域協議会行事費補助金	1,650	1991年	無
ふくやま地方中小企業勤労者福祉共済会事業費補助金	1,900	1996年	無
福山市企業経営者研修会補助金	200	1974年	無

（出所：福山市から入手した資料を基に監査人が作成）

④ 監査対象の経済部（農林水産）補助金

名称	予算額 (単位：千円)	交付開始 年度	要綱
管理運営費補助（卸売市場）	52,330	1971年	無
6次産業化推進事業費（設備整備等事業費補助）	3,300	2015年	有
生産性向上支援事業費補助	3,000	2021年	有

地産地消推進協議会事業費補助	5,400	2009年	無
畜産振興対策事業費補助	262	2016年	無
貝類種苗放流事業費補助	515	2015年	有
淡水魚類種苗放流事業費補助	345	2015年	有
海水魚類種苗放流事業費補助	10,400	2014年	有
助成費(漁船保険加入奨励費補助)	5,305	2015年	有
助成費(漁業共済加入奨励費補助)	2,400	1994年	有
助成費(新規漁業就業者育成事業費補助〈新規漁業就業希望者短期研修補助〉)	126	2013年	有
助成費(福山市漁業用燃油価格高騰対策事業費補助金)	26,591	2022年	有
漁業用燃油価格高騰対策事業	29,786	2022年	有
福山市漁業用燃油価格対策事業	28,658	2023年	有
ひろしまの森づくり事業費補助(環境貢献林整備事業費補助)	1,074	2007年	有
ひろしまの森づくり事業費補助(交付金事業費補助<里山林整備事業>)	12,893	2007年	有
ひろしまの森づくり事業費補助(交付金事業費補助<里山保全活用支援事業>)	5,859	2007年	有
ひろしまの森づくり事業費補助(交付金事業費補助<地域資源保全活用事業>)	0	2007年	有
里山里地保全事業(里の生活応援事業費補助)	2,800	2021年	有
鳥獣被害対策事業費補助(国交付金分)	1,604	-	無
防護柵設置等事業費補助(単市)	4,000	2018年	有
鳥獣捕獲対策事業費補助(緊急捕獲活動支援事業費補助)	6,396	-	無
鳥獣捕獲対策事業費補助(捕獲班員傷害保険掛金補助)	891	-	無
鳥獣捕獲対策事業費補助(狩猟免許取得費等補助)	107	2014年	有
野生鳥獣緩衝地帯整備事業	5,000	2021年	有
配合飼料価格高騰対策事業費	2,560	2022年	有

(出所：福山市から入手した資料を基に監査人が作成)

⑤ 監査対象の環境部補助金

名称	予算額 (単位：千円)	交付開始 年度	要綱
資源再利用促進費補助	55,000	1989年	有
し尿処理普通補助	27,535	1969年	有
し尿処理特別補助（特別補助1）	3,510	1969年	有
し尿処理特別補助（特別補助2）	102	1988年	有
遠隔地運搬補助	4,992	1969年	有
走島浄化槽清掃費補助	560	1991年	有
浄化槽設置整備事業費補助	62,520	1989年	有
町内清掃処理費補助	7,700	1980年	有

(出所：福山市から入手した資料を基に監査人が作成)

## (2) 監査の結果

### ① 【意見】補助金の適正化推進のため、ガイドラインの作成を検討すべきである。

補助金は直接的な反対給付を伴わない支出であり、公益上の必要性から不特定多数の利益の増進に寄与することが求められており、その効果に対しては市民の理解が得られるものでなければならない。

市では今後財政が厳しくなることが予想されるなか、補助金について定期的に検証及び見直しを行っていく必要がある、補助基準の明確化や公平性の担保を図っていくことで、市民への説明を果たさなければならない。

市では補助金交付規則により、補助金交付に必要な事項が定めてあり、補助金交付事務を適正に行っていくことは当然のことである。しかし、補助金のガイドラインはなく、市としての補助金に対する統一的な考え方が明確になっていない。補助金の公益性・公平性を確保し、適正化を推進していくために補助金のガイドラインの作成を検討すべきである。

### ② 【指摘】補助金交付要綱を策定し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明確化しなければならない。

補助金は地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となる。

補助金の要綱がないまま補助金を交付する場合、支給の根拠、趣旨及び目的等が明確でない状態で補助金を交付するおそれがある。この場合、補助金交付の趣旨が公平で公益であるかどうかを慎重に吟味されない可能性がある。仮に市民全体の利益にならず、特定の団体等に利益を図る目的で補助金交付が行われるとすれば問題である。

監査対象の環境部補助金では全て補助金の要綱が作成されていた一方で、経済部補助金では団体への補助金等で要綱が作成されていなかった。経済部では補助金交付要綱を策定し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明確化しなければならない。

**③ 【意見】補助金の効果について、事前の予測及び事後の検証を十分に行う必要がある。**

補助金の支出が効果的に行われていれば、経済活性化や環境保全に有効な対策となる。しかし、補助金は長年にわたり特定の団体等に交付され続けることによって既得権益化しやすい一面があり、この場合交付団体の自立化をかえって遠ざけることになるおそれがある。このため、補助金交付を行うことでどのような効果が見込まれるのかを事前に十分に予測することが大切であり、補助金交付後においては予測されていた効果が実現できたかどうか検証することが必要である。

経済部と環境部の補助金について確認したところ、長年補助金が定額の渡し切りで支払われており、補助金の効果の検証が十分に行われていないため、補助金の効果の事前の予測及び事後の検証が適切に行われるよう、今後の改善が望まれる。

本来は、補助金交付団体の財務状況が良好で自主財源だけでも活動を行っていくことが可能であれば、市の補助金交付の必要はないと思われる。そのためには補助金交付の際に決算書や収支報告を入手して、詳細な実績報告を精査しなければならない。仮に団体の財務状況が良好でなく補助の必要性があったとしても、補助金は必要最小限にとどめるべきであり、団体が補助金に依存することがないように常に検証していくべきである。

## **8 契約（随意契約）**

### **(1) 概要**

#### **① 契約とは**

契約とは当事者間で一定の法律効果を発生させようとする意思表示の合致により成立する法律行為である。

#### **② 契約締結（原則）**

売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする（地方自治法第234条1項）。

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる（地方自治法第234条2項）。

上記の定めにより、地方公共団体の契約の手法は、一般競争入札が原則となっている。

#### **③ 随意契約**

##### **ア 随意契約の意義**

随意契約とは、競争の方法によらないで、地方公共団体の契約担当者が任意に特定の相

手方を選択して契約を締結する契約方法をいう。随意契約は、競争入札に比べ手続が簡略であり、かつ、経費の面でも負担が少なくすみ、しかも相手方が特定した者であるため、競争入札ではその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定することができるので、その運用さえ適切なものであれば、その長所を発揮し所期の目的を効率的に達成することができる。しかし、一旦その運用を誤れば、相手方の固定化を招いたり、相手方の選定が情実に流されるおそれがあり、結果として、契約の公正さを失し、経費負担が増大するといったことになるので、その運用は厳正に行うことが求められている。

#### イ 随意契約の要件

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外のため、その必要性が認められる場合に限って、この例外方式の適用ができるものである。したがって、随意契約ができる場合は、次の1号から9号に掲げる場合に限られる（地方自治法施行令第167条の2第1項）。

随意契約を行うときは、1号から9号のうち、いずれに該当するかを執行伺に明記する。また、2号から9号による場合は、その具体的な理由を明記することとし、1者とする場合はその合理的な理由がある場合とする。

【1号】売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が、次に掲げる契約の種類に応じて、右に定める額を超えないものをするとき。

- ・ 工事又は製造の請負 130万円
- ・ 財産の買入 80万円
- ・ 物件の借入れ 40万円
- ・ 財産の売払い 30万円
- ・ 物件の貸付け 30万円
- ・ 上記に掲げるもの以外のもの 50万円

※財産…公有財産、物品（備品、消耗品、原材料、動物、植物）、債権、基金

【2号】不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【3号】障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所において製作された物品を買い入れる契約、及び上記施設に加えて、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。

【4号】新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。



- 【5号】緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 【6号】競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 【7号】時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 【8号】競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 【9号】落札者が契約を締結しないとき。

#### ④ 予定価格

##### ア 予定価格の意義

随意契約の方法による場合は、特定の相手方と自由な契約を締結することとなるので、契約価格に公正を欠き、市に不利となるおそれがある。

また、随意契約であっても適正な価格で契約しなければならないので、何が適正な価格であるかという基準を持たなければならない。

この基準が予定価格であるので、全ての契約に予定価格は必要である。

##### イ 予定価格の決定方法

予定価格の決定及び予定価格調書の作成に当たっては、一般競争入札に準じて取扱う。

##### ウ 予定価格調書の作成の省略

全ての契約について予定価格調書を作成すべきであるが、契約担当者が特に必要がないと認めたときはこれを作成する必要がないとされている。予定価格調書の作成を省略できる場合は、次のとおりとなる（福山市契約規則第42条）。

- ・工事請負で、設計金額が30万円未満のとき。
- ・不動産及びその従物の賃貸借、物品の購入若しくは修繕又は印刷製本のとき。
- ・不動産及びその従物を国又は他の地方公共団体その他の公共団体へ売り払い、又はこれらの者から買い入れるとき。

なお、このような場合であっても約定する契約金額の積算の基礎は明らかにしておかなければならない。

#### ⑤ 見積書の徴収

##### ア 見積書の意義

見積書とは、工事又は製造の請負、売買等の契約の目的物について、相手方が価格、取引条件等を提示した書類をいい、契約の申込みと解されている。

##### イ 契約の相手方

随意契約の場合は、市が任意に相手方を選択できるので、必ずしも最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手としなければならないわけではない。しかし、公正かつ経済

的な契約が要求されていることから、価格以外の契約条件が著しく有利であると客観的に明らかな契約条件を提示した者がある等、特別な事由がない限り、最低の価格で見積りをした者を契約の相手方とすべきである。

#### ウ 見積書の徴収

随意契約においても、公正な契約を実現するため、なるべく2人以上の者から見積書を徴すこととなっている。ただし、官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物及びその価格が一定しているもの若しくは軽易なもの又は見積書を徴することが不適当なものにあっては見積書を省略することができる（福山市契約規則第43条）。

#### エ 見積書を1人の者から徴収できる場合（物品調達事務改善要領参照）

- 1) 災害等により緊急に物品購入及び修繕を要するとき
- 2) 施設機器等の緊急の修繕、及び修繕に要する物品の購入
- 3) 急遽執行することになった事業に要する物品の購入
- 4) 工事等に付随して緊急に必要となった物品の購入
- 5) 取扱業者が明らかに1者しかないとき
- 6) 特許権・意匠権などを有する物品を購入する場合等、2者から見積書を徴することができないとき
- 7) 出先機関等の物品購入等において、見積価格が適正であり、かつ必要やむをえないと主管課長が認めるとき

#### (2) 監査の結果

##### ① 【意見】随意契約の見直しのためガイドラインの作成を検討することが望ましい。

現状では財務会計事務ハンドブックがあり、それに従い随意契約の事務手続を進めているところである。随意契約を締結する際に手続きの明確化を図りながら適正な契約を確保することは当然のことである。

経済部と環境部の随意契約一覧表を過去3年分入手して確認したところ、共通して次のような検出事項が確認された。

- ・1者のみの随意契約が多い。
- ・2者以上から見積書を徴していない随意契約が多い。
- ・随意契約から入札や公募による契約への変更のための点検が行われておらず、随意契約の割合が高い水準のままである。
- ・長年にわたって同一の委託先と同一金額で随意契約をしており、競争性が発揮されていない。
- ・業務内容に精通していることのみを理由として随意契約者を限定している。
- ・障害者施設等の特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）をより積

極的に行う必要がある。

- ・特定の団体と多くの随意契約を締結しており、当該団体への依存度が高い。
- ・市内に複数の契約相手先があるにもかかわらず、特定の2団体と毎年見積合わせを行っている。

地方公共団体の契約締結方法は一般競争入札が原則であること、随意契約は例外であることを改めて認識し、随意契約が安易に行われることなく適正に執行されるよう、福山市の標準的な解釈やより具体的な指針を作成することは有用である。全国的にみても随意契約の見直しを行い入札や公募による契約を拡大することを目指すなかで、随意契約ガイドラインを作成する地方自治体が増えている。市政運営の基本方針にあるように、成果主義の徹底の考え方のもと最小の経費で最大の効果を発揮できるような契約となるように常に随意契約は見直しを行わなければならない。随意契約を行う際には、公正性・経済性・透明性の確保に最大限の注意を払う必要があり、随意契約ガイドラインを策定することを検討することが望ましい。

## ② 【意見】 随意契約の結果について積極的に公表することを検討する必要がある。

契約担当課へ確認したところ、特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）及び随意契約した予定価格（消費税等込み価格）が250万円を超える工事について、結果が公表される。特定随意契約は市のホームページで公表しているが、250万円を超える工事の公表の内容はホームページではなく、市の市政情報室において紙ベースで公表されるのみである。その他の随意契約については、法令で定まっていないため、公表はしていない。

市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」における市政運営の基本に「情報発信」とある。また、市政運営の基盤づくりでは、行政のデジタル化として「市民の利便性の向上やサービスの充実、行政内部事務の効率化・スマート化の実現のため、デジタル技術の積極的な活用による行政のデジタル化を進める」とある。デジタル技術の発達により、随意契約の結果をホームページで公表することは以前よりも容易になっている。

福山市が競争性・公平性・透明性の確保の向上に努めていくのであれば、契約手続の透明性の向上を図るための取り組みとして、積極的にホームページ上で一定価格を超える随意契約の結果を公表することを検討する必要がある。

## ③ 【意見】 重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業は委託先の決算書等を入手して経営状況を審査することを検討するべきである。

市では通常の随意契約において、契約の相手方の決算書等を入手するような定めはなく、重点政策に関する事業や高額契約の事業でも契約の相手方の経営状況を把握していない契約が多く存在した。万が一、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業がストップすると、市民や関係者をはじめとするステークホルダーへの影響が大きい。広島県では

学校給食会社の破産により、学校給食の提供が突然ストップした問題を受けて、価格だけでなく経営状況を踏まえて業者を選定する方針を決めた。

今後は、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業は、委託先の決算書等を入手して経営状況を審査することを検討するべきである。

**④ 【意見】 プロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を複数取り入れるよう努めるべきである。**

経済部と環境部の契約を確認したところ、プロポーザル方式で多くの業務委託を行っていた。プロポーザルの評価委員会の構成については、福山市職員のみで構成されており、外部委員を取り入れていない契約が多数存在した。プロポーザルの評価委員会は外部委員を取り入れることで、公正性・透明性及び客観性が担保されるものであり、福山市職員のみでプロポーザルの評価委員会を構成しているとすれば、外部の公正な意見が反映されているような状況にない。

市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」では、「市政運営の基盤づくり」の「組織の総合力の強化」として、「多様な行政課題に果敢に挑戦し、多様な行政課題に果敢に挑戦し、情勢の変化に対応できる職員を育成するとともに、強化すべき分野に外部の専門人材を活用する」とある。また、「市政運営の基盤づくり」の「連携」では、「備後圏域の中核都市として、圏域内の市町や産学金官民との連携により、圏域の一体的な発展をけん引する」とある。

令和5年12月に改訂された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針では、「地域レベルの官と民とマルチステークホルダーの連携の枠組みの構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決をより一層推進することが期待されている」とあるように、地方自治体が外部のステークホルダーと連携することがますます必要になっている。

「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」でもプロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を取り入れるよう努めるように記載されている。プロポーザル方式の外部委員としては、学識経験者や専門的な知識を有する者等が想定され、評価の客観性や専門的な見地から公正な立場で審査することが期待される。今後はプロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を複数取り入れるよう努めるべきである。

**⑤ 【指摘】 プロポーザル方式を実施する場合、議事録を残す必要がある。**

プロポーザル方式はアイデアを競わせる手続であることから、審査基準が抽象的になりやすく、業者選定における公正性・透明性確保の観点から、議事録等の書面により、審査過程の記録を残すことを念頭に置き、適正な事務の遂行に努める必要がある。このため、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」でもプロポーザル方式を実施する場合、「議事録を作成し、書面に審議過程を残すこと」と令和5年1月に改訂されたところである。

- ・透明性 募集、審査の経緯等、手続全体を市民や参加者に的確に伝え、その過程についても疑念を抱かれることがないよう適切に情報公開を行う。
- ・公正性 同一の条件で受注候補者の特定を行うため、手続、提案項目及び提出書類を統一し、原則として評価基準を公表する等、提案に際して偏りがないよう評価する。
- ・客観性 当該業務に最もふさわしい提案を総合的に判断するため、市民や参加者からみて客観的な評価基準、評価方法等を設定する。また、評価委員は、その業務に関する専門知識を有し、提案について客観的な審査及び評価が行える者を選出する。
- ・競争性 一定の基準のもとで、より多くの参加者が自由に提案できるようにするため、参加資格は必要不可欠なもののみとする。

プロポーザル方式の業務委託について関連書類を調査したところ議事録が作成されておらず、書面に評価委員会の審議過程が残されていない契約が経済部で複数確認された。これでは、透明性、公正性、客観性、競争性について事後的に検証することが不可能であり、問題である。今後は、プロポーザル方式を実施する場合、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に従い、議事録を残す必要がある。

## 第4章 監査の指摘及び意見（経済部 各論）

### 1 経済部 総括

経済部の監査の結果、指摘及び意見の総括は次の表の通りである。

対象部門と監査項目	指摘数	意見数	計
<b>2 産業振興課</b>			
福山市産業振興アクションプラン	0	2	2
福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業	1	2	3
一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業	1	2	3
中心市街地活性化事業費補助事業	0	2	2
商店街活力向上事業費補助事業	2	1	3
中小企業等SDGs推進事業補助事業	0	1	1
商工会議所・商工会への事業費補助事業	0	3	3
旧福山産業会館	1	1	2
労働者福祉金融対策事業	3	2	5
障がい者雇用奨励金	0	2	2
女性の働く環境改善補助金	1	0	1
<b>3 農林水産課、農業振興課</b>			
備後圏域ワインプロジェクト・水産物ブランド化推進事業	1	0	1
生産性向上支援事業費補助	0	2	2
管理運営費補助（卸売市場）	0	3	3
福山地方卸売市場財産管理等業務委託、生鮮食料品流通統計業務委託、福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託	0	1	1
森林公園の維持管理	0	2	2
森林公園の清掃業務	0	1	1
森林経営管理等推進（保全対策事業）	0	1	1
有害鳥獣対策事業（野生鳥獣緩衝地帯整備事業）	0	1	1
漁場環境整備事業	0	1	1
農林水産業の事業承継について	0	1	1
<b>4 企業誘致推進課</b>			
福山北産業団地第2期事業	1	5	6
計	11	36	47

## 2 産業振興課

### 2-1 福山市産業振興アクションプラン

#### (1) 概要

##### ① 経緯

優れたものづくり技術などを生かした更なる産業の発展をめざし、市は「福山市産業振興ビジョン」を策定した上で各種施策を実施していた。そして、その上位計画である「福山市総合計画」と整合性が図られていたが、令和3年3月に策定した新たな都市づくりの指針となる「福山みらい創造ビジョン」が策定されたことを踏まえ、「福山市産業振興ビジョン」に代わる実行計画として「福山市産業振興アクションプラン」が策定されている。

##### ② 目標

デジタル化による生産性の向上や製品開発力の強化など、持続可能な経営につながる取組を支援し、経営基盤の強化と地域経済の好循環による産業の活性化。

##### ③ 方針と役割分担

「現場主義の徹底」をアクションプランの実施の方針とし、以下の3つを取組の柱としている。

#### ア 「福の耳プロジェクト」による企業訪問

企業への訪問により、事業の内容や課題などを聴き取り必要な施策に反映していく。また、訪問企業に対して、継続的にアンケートや情報提供などを実施。

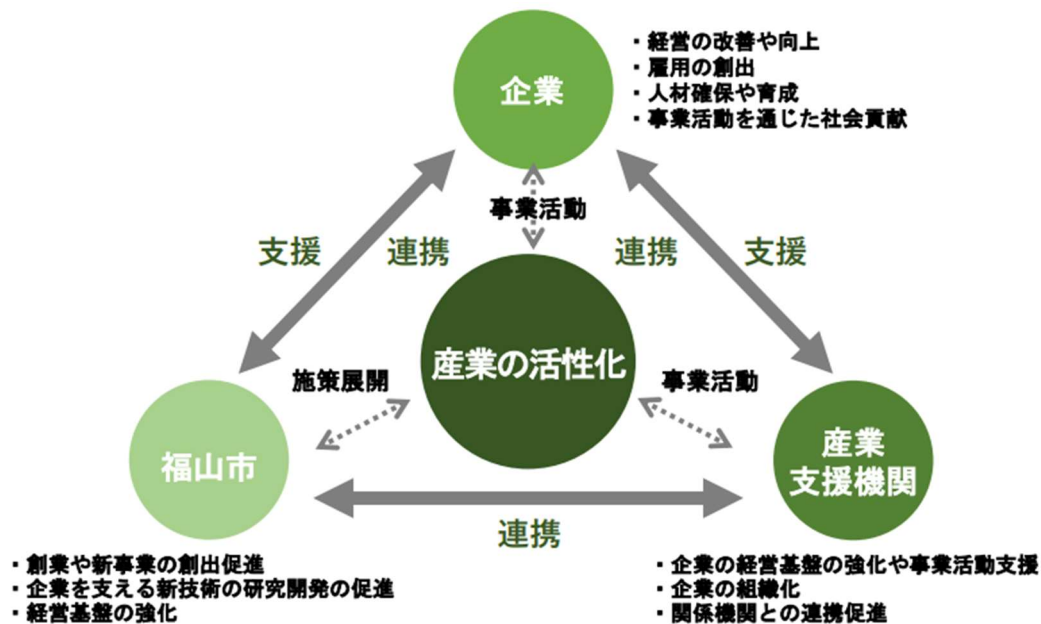
#### イ 各業種・業界団体との連携

企業が加盟する各業種・業界の団体から業況などを聴き取り、支援の検討につなげる。

#### ウ 「福山市産業支援者連絡会議」との情報共有

商工会議所、商工会等の市内産業支援機関で構成する連絡会議において、各業種の業況などを共有し、状況に応じた効果的な支援につなげていく。

また、市と企業、産業支援機関の役割分担は以下の関係としている。



#### ④ アクションプラン

当計画は、「企業の経営力強化」、「起業・創業支援や企業誘致の促進」、「地域経済循環構造の形成」、「多様な働き方の推進」、「幅広い人材の確保」の5つの項目について、それぞれの現状と課題を認識し、これまでの取り組みを踏まえて今後の方向性を定めた上で、実施事業とそのKPI（評価指標）を設定するという流れで作成されている。

具体的な事業名称とKPIは以下のものである。

アクションプラン	事業名称	KPI（評価指標）
企業の経営力強化		
企業のデジタル化の推進	びんごデジタルラボ	イベント参加企業数
	びんごICT相談所	相談企業数
	ものづくり大学	受講者数
製品開発力・稼ぐ力の強化	Fuku-Biz	相談者売上向上率
	びんご産業支援コーディネーター	相談企業数
危機管理体制の強化	BCP策定の促進	BCP策定率
	BCP策定講座	BCP策定講座参加企業数
	デジタル技術を活用した連絡網への参加	参加率（関連団体の会員登録率）
起業・創業支援や企業誘致の促進		
起業・創業支援	創業支援	特定創業支援事業による創業件数
	Fuku-Biz Seed	Fuku-Biz 支援による創業件数



	中心市街地ネットワークによる支援	中心市街地ネットワークへの相談 件数
事業承継支援	Fuku-Biz NEXT	相談企業数
企業の新規立地・ 事業拡大の促進	福山北産業団地第2期の分譲	分譲区画数
	企業立地奨励金	指定件数
本社機能やオフ イス系企業の誘 致の促進	首都圏企業への企業訪問など	訪問などの件数（累計）
	テレワークの拡大に対応した都市圏 企業の呼び込み	利用契約企業数（累計）
	事業所設置奨励金	誘致企業件数（累計）
地域経済循環構造の形成		
	デニムプロジェクト	デニム知名度（首都圏・市内）
	デニムコンテスト（商品開発）	応募者と事業者のマッチング
多様な働き方の推進		
	ふくやまワーク・ライフ・バランス 認定事業	認定企業数
	男性育児休業取得促進事業	男性の育児休業の取得率
	人材シェアリング（在籍型出向）促 進連携事業	登録企業数（累計）
幅広い人材の確保		
	大学生向け合同企業説明会	市内大学生の地元就職率
	Web採用活動支援事業	採用面接をオンラインで実施する 企業の割合
	オンライン合同企業説明会	学生等の参加者数

## (2) 検討事項

- ① 担当課にヒアリングを行い、目的を達成するため、効果的に計画が策定されているかについて確認を行った。
- ② 担当課にヒアリングを行い、計画の推進について産業振興の成果を出すべく効果的かつ効率的に進められているかについて確認を行った。
- ③ 策定されている計画の閲覧及び担当課にヒアリングを行い、指標の設定根拠と考え方が適切であるか。産業振興に資する成果指標となっているかについて確認を行った。

## (3) 監査の結果

- ① **【意見】**新規計画を策定する際には、前期計画や施策について事後評価を行い、新規計画に反映させるべきである。

当計画には、福山市産業振興ビジョンに代わる実行計画として策定されたものである旨

の記載がある。そのため新たに福山市産業振興アクションプランを策定時に福山市産業振興ビジョンの事後評価を実施しているかについて確認したところ、過去の計画や施策の評価は実施されていなかった。

当計画は、「福山みらい創造ビジョン」を踏まえ策定されている。確かに全庁的な行動の指針となる総合計画との整合性は重要であるが、前計画の達成状況や実施した事業の効果がどのように発現したかなどの事後評価を実施することは、新規計画の実効性を高める上で必要不可欠なものである。少なくとも計画が終了した時点で十分に事後評価を実施し、評価結果について記録する必要がある。また、その結果等をホームページ等で公表することが望ましい。

② **【意見】計画の推進体制を明確にしたうえで、計画の進行管理を記録し保存すべきである。**

当計画には、推進体制についての記載がなかった。また、計画の進捗管理が実施されていることを確認できる書類が保存されていなかった。

実行計画であれば、毎年、施策やKPI指標の進捗状況などの点検評価を行い、計画を見直す必要がある。そのためには、計画推進にかかる責任部課はどこか、他の部課とどのように連携をとるか、フォローアップをどのように行うかなど、計画の推進体制を明確化する必要がある。その推進体制により計画の進捗状況の分析を行い、企業や産業支援機関との連携により得た情報をもとに、施策やKPI指標の見直しを行うことで、事業効果を高めることができる。

また、計画の実効性を確保するためには、進捗状況の可視化、情報共有が必要であり、そのためには計画の進捗状況や検証結果、今後の対策など計画の進捗管理の記録を保存する必要がある。

## 2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz 運営事業

### (1) 概要

#### ① 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz 開設から現在までの経緯

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz は、センター長の募集を市で行い、その業務を一般財団法人備後地域地場産業振興センターに業務委託する形式でスタートしている。現在は株式会社タウルに業務委託しており、現在までの経緯は以下のものである。

・平成 28 年 4 月 1 日

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz の業務運営を一般財団法人備後地域地場産業振興センターへ委託。（随意契約）

・平成 28 年 6 月 1 日

文教経済委員会にて、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz 開設について説明。

・平成 28 年 9 月 28 日

<p>文教経済委員会にて、開設日、オープニングセレモニーを実施する旨、センター利用時間、開設場所、運営体制等について報告。</p> <p>・平成 28 年 12 月 6 日</p> <p>福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz 開設。</p> <p>・平成 31 年 4 月 1 日～</p> <p>福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz の業務運営を(株)タウルへ委託。(随意契約)</p>
--

② 運営委託業務契約の内容について

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz の運営委託業務契約の内容及びその範囲は以下のものである。＜一部省略＞

1 基本的事項	ビジネスセンスに優れ熱意のある専門家によるビジネスコンサルを通し、売上向上・創業支援に重点をおいた経営相談により、事業者の「稼ぐ力」を飛躍的に高める。また、業務において蓄積した知見を発注者と共有・連携することで、行政施策への活用を促進する。
業務の目的	
業務への専念	受託者は、センターにおいては本業務に専念し、本業務以外の業務を行ってはならない。
期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。
場所	実施場所 市が指定する場所（現在は、まなびの館ローズコム 3 階）
2 事業計画書等	(1)受託者は、事業を実施するに当たり、あらかじめ次の目標を含む事業計画書を発注者に提出し発注者の承認を得なければならない。 ア 相談件数 イ 提案率 ウ 売上向上率 エ 創業支援件数 オ 事業承継支援件数 カ その他参考指標となるもの
3 事業に関する業務	(1)次に掲げる相談業務を実施し、新規相談件数及び新規相談者数の増加に務め、相談者の課題を解決すること。 ア 事業承継支援に関する事業 イ 労働力確保支援に関する事業 ウ 就労関係に関する事業 エ 起業支援に関する事業 オ 新産業・新製品の創出に関する事業 カ 商品及び販促ツールのデザインに関する事業

	<p>キ 情報発信に関する事業</p> <p>ク 企業等の経営の安定及び革新に関する事業</p> <p>ケ 企業等の販路の開拓に関する事業</p> <p>コ 企業等の人材の育成に関する事業</p> <p>サ 企業等の資金調達の支援に関する事業</p> <p>シ 企業等に対する支援・連携ネットワークの構築に関する事業</p> <p>ス 経営及び起業等に関する情報の収集及び提供</p> <p>セ その他産業の活性化に関する事業</p> <p>(2)啓発及び広報活動</p> <p>ア 効果的なセミナーや講演会を年間5回以上実施すること。なお、開催方法はセンターとオンライン上での開催の併用を原則とするが、新型コロナウイルス感染拡大状況等により、センターでの開催が困難な場合は、委託者と協議の上、オンライン上での開催のみに変更することができる。</p> <p>イ ホームページ・SNSなどを活用し事業の内容をわかりやすく発信し、また成果事例を月に1回以上掲載すること。またチラシ・ポスターなどを活用し周知に取り組むこと。</p> <p>(3)連携</p> <p>びんごICT相談所・びんご産業支援コーディネーター・地元金融機関・商工会議所・商工会及び支援団体等と連携を図り効果的な相談者の支援を実施すること。</p> <p>(4)コンサルティング</p> <p>全国の産業支援機関及び産業支援制度などの情報を発注者に提供すること。また定期的に研修会を実施すること。</p> <p>(5)その他目的達成に必要な業務</p>
<p>4 事業状況等の報告</p>	<p>2-(1)に掲げる項目の状況及び相談者満足度・ニーズの実態・相談者の具体的な状況・成果等については、発注者が指定した方法により、毎月の状況を翌月10日までに報告すること。また1年度間の状況を年度内に年次事業報告書として、事業計画書で示した目標値に対する達成度や内容の分析（業種別・金額別等）を併せて報告すること。なお発注者が報告を求めた内容についても、迅速に報告を行うこととする。</p>
<p>6 利用料等の徴収</p>	<p>受託者は、事業の実施に当たって、相談料、参加費又は利用料等をセンターの相談者及び利用者等から徴収してはならない。ただし、交流会等を実施する場合の飲食等に係る実費又は事前に発注者の承認を得たものについてはこの限りでない。</p>

<p>7 施設の管理に関する業務の基準</p>	<p>(1)開館時間及び休館日 開館時間及び休館日は、次のとおりとする。なお、相談者の要望にこたえるため、開館時間又は休館日を変更するときは、発注者と2週間以上前に協議すること。また、変更することとなった内容は、速やかに適切な方法により相談者に周知を行う。</p> <p>ア 開館時間 9:00～18:00 のうち 8 時間以上開館すること。（休憩時間 1 時間を除く）</p> <p>イ 休館日 日曜日、月曜日、祝日、年末年始、施設休館日</p>
<p>8 施設の維持管理に関する業務の基準</p>	<p>施設に備える設備並びに備品の整理整頓、維持管理に努め、常に良好な状態に保たなければならない。</p> <p>(1)電気等の負担 業務遂行のために使用する電気、水道については発注者が負担するものとする。</p>
<p>留意事項 &lt;一部省略&gt;</p>	<p>(1)法令等の遵守 受託者は、関連する法令、条例及びこれに基づく規則等を遵守し、本仕様書に定めた事項に従い、業務を誠実に遂行すること。</p> <p>(2)期間終了に当たっての引継業務 受託者は、期間終了時に、次期業務受託者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行う。</p> <p>(3)職員の配置 ア 原則、センター長及びプロジェクトマネージャーは実施場所に常在すること。但し、どちらかがセミナー講師等で外部へ出る場合は事前に協議を行い委託者の承認を得ること。 イ 業務を実施するため、必要な有資格者、経験者等適正な職員を配置すること。なお、当該配置状況については、年度当初に発注者へ報告すること。</p> <p>(5)物品の帰属 受託者が、発注者から支払われる委託料（以下「委託料」という。）で購入した物品は、すべて発注者の所有となる。</p> <p>(6)資料・情報の帰属 本業務上作成又は取得した文書、資料等はすべて発注者に帰属するものとし受託者はこれを本業務終了まで保存し、本業務終了後これを発注者に引き継がなければならない。ただし、発注者が保存の必要がないと認めたものについてはこの限りでない。</p>

	<p>(10)受託者に対する監督及び監査</p> <p>ア 発注者は、受託者が実施する業務の適正な運営を期するため、受託者に対して、業務の内容又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>イ 発注者は、受託者が発注者の指示に従わないとき、又はその他当該受託者による業務実施を継続することが適当でないとき、その契約を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>ウ 発注者が必要と認めるときは、受託者が行う業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことができる。</p>
--	---

③ 予算・決算

(単位：千円)

款 項 目	商工費		商工費		商工総務費	
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
予 算	63,700	62,100	60,200	54,000	50,201	
決 算	61,220	50,590	58,886	53,889	49,928	

(2) 検討事項

- ① 契約書等の資料を閲覧し、当該業務委託契約にかかる財務事務の執行等が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて確認を行った。
- ② 担当課にヒアリングを行い、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz の運営方法が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて確認を行った。
- ③ 担当課にヒアリングを行い、当該業務委託契約にかかる契約形態が最も適切な方法であるかどうかについて確認を行った。

(3) 監査の結果

- ① **【指摘】業務委託契約時において、受託者の計算書類等を入手し、財務状況等について確認すべきである。**

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz は、公的産業支援機関であり市において重要な事業であるため、その運営業務の受託者が安定して事業を継続できる事業遂行能力があることを確認する必要がある。その事業遂行能力の確認の一つとして、計算書類等を入手し、受託者の財務状況等を確認する必要があるが、担当課ではこの確認が実施されていなかった。

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz の運営委託業務にかかる仕様書を確認すると、受託者は、センター内において本業務以外の業務を行うことが禁止されているが、それ以外

の場所や時間においては他の業務を行うことができる。そのため、他の事業により損失が発生し、財務状況が悪化する可能性も考えられるため、最新の財務状況を定期的に確認する必要があると考える。

また、財務情報の入手方法として、会社法第 440 条第 1 項により、上場会社などを除く株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告することが義務づけられており、このような公開情報によって最低限の確認を行うことはできると考える。

県内において、学校給食の業務委託先が財務状況悪化により事業継続困難となった事例も発生しており、過去の事業実績等だけでなく、現在の財務状況を確認し、業務委託契約期間中に安定的に事業継続できる委託先であることを確認する必要性は今後さらに高まると考える。

**② 【意見】業務委託契約は、一者随意契約の形式が採用されているが、長期的に安定して運営するという視点で契約方法を検討していただきたい。**

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz の運營業務委託契約は、一者随意契約となっている。これは、一般財団法人備後地域地場産業振興センターに委託されていた時期も含めた 6 年間で、他の産業支援機関や関連事業者と連携した相談体制が構築できており、事業者に対して支援を行う際には、これらネットワークは必要不可欠であることから、仮に株式会社タウル以外の事業者が受託することとなった場合には、その連携による事業の拡がりに支障が生じ、本事業の目的を十分に達成できないことが懸念される、という理由から、地方自治法施行令第 167 条の第 1 項第 2 号の「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」として整理されている。

確かに、他の産業支援機関等との連携は事業者を総合的に支援していく上で重要な要素であり、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz として、継続的にサービスを提供できる体制を維持しなければならない。しかし、現在の業務委託先は、市の出資団体である一般財団法人備後地域地場産業振興センターではなく、民間企業となっている。福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz は一時的なものではなく、長期間安定的に質の高いサービスを提供する必要があり、その点ではプロポーザル方式随意契約などを採用し、複数の業者により競争の原理を働かせて、長期的にサービスの質を維持する体制を構築すべきではないかと考える。また、他の産業支援機関等とのネットワークは、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz として構築されるべきものであり、業務委託先である民間企業と構築されるべきものではない。

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz を長期的に安定して運営するという視点で、契約方法について検討をしていただきたい。

**③ 【意見】市の事務を業務委託した場合における許可等に関する考え方について、統一した運用をする必要がある。**

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz は、現在「まなびの館ローズコム」3階に設置されている。

通常、行政財産を使用させる場合は、条例に基づき行政財産使用の許可を受け、定められた使用料を納付しなければならないが、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz については、委託業務であることから、行政財産の使用許可等は不要としている。ただ、こういった委託業務の場合の扱いについては、契約書（仕様書）において業務実施場所を指定した場合に限るなど、全庁的に統一した運用を定めるよう努める必要がある。

## 2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業

### (1) 事業の概要

#### ① 目的

地場産業に対して実施している商品開発、技術開発、販路開拓、人材育成等の支援事業について補助するもの

#### ② 補助金交付要綱

当補助金の交付要綱は作成されておらず、福山市補助金交付規則において運用が規定されている。

#### ③ 予算・決算

(単位：千円)

款 項 目	商工費		商工費		工業振興費	
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
予 算	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	
決 算	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	

#### ④ 地場産業振興センターの概要

##### ア 沿革

地場産業振興センターは、地域の地場産業と中小企業の振興を図る支援機関として、地域の自治体、地元中小企業団体等の出資等により、地域において産業の活性化の中核施設として全国に設立されている。市においても「一般財団法人 備後地域地場産業振興センター（以下、「地場産業振興センター」という。）」が存在しており、地場産業振興センターの運営費に対して補助金を交付している。当センターの沿革については以下の通りである。

昭和 56 年 11 月	地場産業振興センター研究会を設置、建設要望を決める。
昭和 57 年 3 月	県で備後地域地場産業振興ビジョンが策定され、センター建設などの振興方策が示される。
昭和 58 年 1 月	2 市 2 町を範囲とし、建設計画等を県へ提出する。



昭和 58 年 6 月	中小企業庁で当センター建設地域に内定される。
昭和 58 年 7 月	財団法人備後地域地場産業振興センターを設立する。(昭和 58 年 7 月 25 日) 広島県・福山市・府中市・神辺町・新市町及び当該地域内商工会議所・商工会並びに繊維・木工・金属関係 21 協同組合 計 33 団体
昭和 58 年 11 月	国・県の補助対象事業として決定される。
昭和 58 年 12 月	建設設計完了し、センター建設工事に着手する。
昭和 59 年 10 月	食品・雑貨 3 組合新加入、35 企業賛助会員参加。
昭和 59 年 10 月	センター建設工事完成。
昭和 59 年 11 月	センター開館。(昭和 59 年 11 月 15 日)
平成 8 年 4 月	ふくやま地方中小企業勤労者福祉共済会設置。
平成 24 年 4 月	財団法人備後地域地場産業振興センターから一般財団法人備後地域地場産業振興センターへ組織及び名称変更

(参考：地場産業振興センターホームページ)

イ 市の出資金額及び出資割合

出資割合：70.08%

出資金額：10,400 千円（新市町出資額 200 千円、神辺町出資額 200 千円を含む）

ウ 財務状況について

i) 正味財産増減計算書 (推移表) (単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受取会費	23,613	22,645	21,953	21,783	21,431
事業収益	37,800	36,162	32,465	31,087	30,330
受取補助金等	134,854	73,236	58,274	48,121	43,860
受取負担金	1,331	637	24,813	510	508
受取給付金	7,515	6,277	6,145	6,305	5,690
その他	993	1,449	1,377	858	944
<b>経常収益 計</b>	<b>206,107</b>	<b>140,408</b>	<b>145,029</b>	<b>108,665</b>	<b>102,764</b>
事業費	221,063	144,640	132,454	116,275	113,675
管理費	4,401	3,944	3,756	3,504	3,820
<b>経常費用 計</b>	<b>225,464</b>	<b>148,585</b>	<b>136,210</b>	<b>119,779</b>	<b>117,495</b>
<b>経常増減額</b>	<b>△19,356</b>	<b>△8,176</b>	<b>8,818</b>	<b>△11,114</b>	<b>△14,731</b>

(地場産業振興センター「正味財産増減計算書」より作成)

## ii) 令和4年度正味財産増減計算書内訳表

(単位：千円)

科目	実施事業等会計	その他の会計	法人会計	合計
受取会費	－	21,431	－	21,431
事業収益	－	30,330	－	30,330
受取補助金 等	32,283	7,457	4,119	43,860
受取負担金	508	－	－	508
受取給付金	－	5,690	－	5,690
その他	－	928	15	944
<b>経常収益 計</b>	<b>32,792</b>	<b>65,837</b>	<b>4,135</b>	<b>102,764</b>
事業費	31,740	81,934	－	113,675
管理費	－	－	3,820	3,820
<b>経常費用 計</b>	<b>31,740</b>	<b>81,934</b>	<b>3,820</b>	<b>117,495</b>
<b>経常増減額</b>	<b>1,051</b>	<b>△16,096</b>	<b>314</b>	<b>△14,731</b>

(地場産業振興センター「正味財産増減計算書内訳表」より作成)

## iii) 令和4年度貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預金	30,044	未払金	547
未収入金	1,900	前受金	1,834
流動資産合計	31,944	預り金	430
土地	62,572	流動負債合計	2,812
建物	114,072	退職給付引当金	6,457
その他	14,840	固定負債合計	6,457
基本財産合計	191,484	負債合計	9,270
特定資産合計	6,457	正味財産の部	
建物・建物附属設備	23,000	地方公共団体補助金	72,805
その他	626	指定正味財産合計	72,805
その他固定資産合計	23,626	一般正味財産合計	171,437
固定資産合計	221,568	正味財産合計	244,242
資産合計	253,512	負債および正味財産合計	253,512

(地場産業振興センター「貸借対照表」より作成)

エ 市からの関与

市から地場産業振興センターへの補助金、委託料、負担金等の関与は以下の通りである。また、貸付金や職員の派遣はないことを確認した。

(単位：千円)

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地場産業振興センター助成費	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
勤労者福祉共済事業費補助	4,000	4,000	4,000	1,900	1,900
ふくやま課題解決支援事業補助金交付事業（補助金）	—	—	—	182,725	—
ふくやまIT導入支援事業補助金交付事業（補助金）	—	—	—	—	9,565
ふくやまリブランディング支援事業補助金交付事業（補助金）	—	—	—	—	2,656
ものづくり啓発事業（委託料）	—	—	5,884	7,180	8,015
ものづくり交流館管理運営費（指定管理）	33,407	33,819	12,704	—	—
福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営費（委託料）	61,220	—	—	—	—
備後地域地場産業振興センター改修費（負担金）	—	—	22,353	—	—
計	125,927	65,119	72,242	219,105	49,436

(2) 検討事項

- ① 保存されている資料を閲覧し、当該補助金等交付事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて確認を行った。
- ② 担当課にヒアリングを行い、当該補助金の財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて確認を行った。
- ③ 担当課にヒアリングを行い、当該補助金等交付事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて確認を行った。
- ④ 担当課へのヒアリング及び財務書類を閲覧し、市が出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、見直しに向けた取り組みを適切に行っているかどうかについて確認を行った。

(3) 検出事項

- ① 地場産業振興センターの財務状況について

正味財産増減計算書をみると、経常収益 102,764 千円のうち、受取補助金等が 43,860

千円であり約43%となっている。また、受取補助金等、受取負担金及び受取給付金の合計は50,058千円であり、経常収益102,764千円の約49%となっている。つまり法人の収益のうち、受取補助金等が経常収益の半分近くを占めている。

次に正味財産増減計算書の5か年の推移をみると、受取会費、事業収益ともに年々減少しており、経常収益から経常費用を差し引いた経常増減額は令和2年度以外すべて赤字となるなど、長期的な収入の減少傾向にあり深刻な財務状況の悪化を引き起こしている。

また、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizが株式会社タウルに移管したことにより、法人の事業規模が縮小化している。

さらに、正味財産増減計算書内訳表をみると、現在実施事業等会計での事業収益が何もなく、法人の事業収益の半分以上を貸し会議室等の会館事業が占めている。多額の補助金等を受け取っているにも関わらず、赤字が継続している状況にある。

#### (4) 監査の結果

##### ① **【意見】補助金の趣旨や補助率等の条件を明確にしたうえで、補助金の効果を評価する必要がある。**

当補助金に関する交付要綱は作成されておらず、事務処理は福山市補助金交付規則に従って行われている。しかし、同規則には、交付申請や事業報告書の提出などの一般的な手続きについては規定されているが、個々の補助金の支給基準や趣旨及び目的等については規定されていない。一部の事業については過去3年間の事業費の平均額をもとに補助金の額が算出されているものの、補助金の支給基準がない事業も含めた、地場産業振興センターに対する補助金の総額は毎年同額となっており、結果として地場産業振興センターが実施している個々の事業に対する補助金の効果を把握できていなかった。

補助金を交付する際は、公金であることに鑑み、市がその行政目的を達成するうえで、最も効率的な手法であることが前提となるものである。そのためには、補助金の対象事業、補助金の趣旨及び目的等を明確にし、個々の事業について補助金の効果を評価しなければならない。

##### ② **【意見】出資団体に対する市の関与方針を策定する必要がある。**

地場産業振興センターは市の出資団体であり、市からは補助金や負担金等の多くの財政的関与を行っている。しかし、このような出資団体に対して、どこまで関与するかについては不明確となっている。

市の出資団体等のいわゆる第三セクターに該当する法人は、産業振興等、公益性が高い事業を実施しており市における重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、市の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。現在、出資団体の関与については主に指導監督を行う担当課で判断されているが、基本的な考え方を整理し方針として示すことで出資団体の指導監督を行う担当課の判断基準を明確化し、出資団体への関与につい

て統一化を図る必要があると考える。

出資団体への市の関与方針としては、まず基本的な方針として、出資団体は原則として市から独立した事業主体あり、経営責任は経営者にあるとしたうえで、どのような団体の経費について公的支援を行うのか、経営が悪化した場合の財政支援を行う条件等を定める必要がある。具体的な関与方針としては、補助金や委託料、貸付金などの財政的支援の方針、役員 の就任や職員の派遣などの人的関与の方針等を定めることや、出資団体の経営状況、財務状況を分析し、出資団体が実施している事業の意義や採算性に関する分析・評価を行い、今後の方針を確認するなど、出資団体に対する定期的なモニタリング手法についても規定することが考えられる。

### ③ 【指摘】地場産業振興センターの今後の在り方について検討する必要がある。

現在、地場産業振興センターの財務状況は厳しい状況にある。設立当初から外部環境が大きく変化し、会費収入や事業収益が年々減少しており、市からの補助金等が経常収益の大半を占めている。さらに、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizが株式会社タウルへの業務委託という形式に移管したことにより、法人の事業規模も縮小化しているなど、長期的に収入の悪化傾向にあり、深刻な経営状態の悪化を引き起こしている。

早急に補助金頼りの運営から脱却する必要がある、金銭的な支援を行うよりも、経営健全化の方針や計画の策定及びその推進を促す必要がある。

また、資産の大半が不動産であり、現預金の残高が少なくなっていることから、近い将来資金繰りが難しくなることも予想される。さらに、建物も老朽化していることから、大規模修繕や建替え等大きな支出がいずれ必要となるが、この改修資金の積立が全くできていない状況にある。そのような状況を把握しているのであれば、今後どのように資金繰りを行っていくのか、改修費をどのように捻出するのか等、具体的な方針や対策について早い段階で確認する必要がある。

近年、他の自治体では財務状況の悪化や施設の老朽化を理由に地場産業振興センターを解散するケースも相次いでいるが、福山市や備後地域における地場産業振興センターの役割を明確化した上で、現在の財務状況等を踏まえ、今後の在り方を検討していただきたい。

## 2-4 中心市街地活性化事業費補助事業

### (1) 概要

#### ① 事業目的

商工会議所と連携し、中心市街地エリアの回遊性を高めることで、空き店舗等を活用した起業意欲を醸成し、魅力ある地域づくりと継続的な事業展開を促進すること。

#### ② 交付要綱

中心市街地活性化事業費補助事業にかかる補助金の交付要綱は作成されていない。

商工会議所と定期的に中心市街地の状況に関して情報交換しながら検討し、事業内容も適宜変更を加えながら実施していることから福山市補助金交付規則で対応しているとのことである。

### ③ 補助事業の内容

商工会議所から提出された補助金交付申請書を確認すると、中心市街地活性化推進事業として以下の事業を行うことが記載されている。

#### ア) まちなかエリア魅力向上推進事業

「福山駅前広場整備基本方針」及び「福山駅周辺デザイン計画」に示されたエリアのまちづくり推進に向けて、商業関係者、地権者、地域住民等による主体的な取組みの推進を支援し、地域（エリア）における環境や価値を維持・向上させることを目的とする。

- 1) エリアマネジメント推進事業（勉強会・先進地視察等）
- 2) 福山駅周辺地域活性化に向けたまちづくり推進事業
- 3) 商店街活性化・環境整備等まちづくり支援事業
- 4) 中心市街地ネットワーク強化のための連携支援事業

#### イ) 街なか賑わい創出事業

市街地中心部各所において、賑わい創出事業（イベント等）を開催するとともに、商店街等が行う賑わい創出イベントとの連携や支援を行うことで、街の顔である中心市街地の活性化に貢献する。また、賑わい創出等により市民の回遊性を生み出すことで、空き店舗への起業（開業）等の出店意欲の醸成を図り、魅力のある地域づくりと継続的な事業を展開する。なお、事業実施にあたっては、「ウィズコロナ」行動様式（感染対策の徹底・見える化等）を踏まえて実施する。

- 1) 歩道空間活用イベント（OPEN STREET FUKUYAMA）等の開催
- 2) まちゼミ事業（商店主による講座）
- 3) まちなかマルシェ等の開催
- 4) 継続的賑わい創出イベント支援

#### ウ) まちなか開業支援事業

市中心部商店街への新規開業誘致・促進策として、空き店舗調査の実施及び開業希望者とのマッチングを展開し、家賃の一部補助などの必要な支援を行うことで出店意欲を図り、空き店舗への新規開業を目指す。

- 1) 空き店舗家賃補助
- 2) 空き店舗調査の実施及び新規開業者とのマッチング

④ 予算・決算

(単位：千円)

款 項 目	商工費		商工費		商業振興費
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
予 算	4,700	4,700	4,700	3,700	3,700
決 算	4,700	4,700	4,214	3,255	3,700

(2) 検討事項

- ① 保存されている資料を閲覧し、当該補助金等交付事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて確認を行った。
- ② 担当課にヒアリングを行い、当該補助金の財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて確認を行った。
- ③ 担当課にヒアリングを行い、当該補助金等交付事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて確認を行った。

(3) 監査の結果

① **【意見】補助率や補助対象事業等の補助金の条件を明確にし、補助金の効果を把握する必要がある。**

当補助金は、創設当初から商工会議所と連携し、商工会議所の実施する中心市街地活性化に関する事業費の補助を行ってきている。商工会議所と協議のうえで事業内容に適宜変更が加えられるため、当補助金に関する交付要綱は作成されていない。

しかし、補助金の条件を設定していないため、補助金の効果を把握することが困難となっている。さらに、個々の事業に対してではなく、中心市街地活性化に関する事業費全体の補助金という形となっていることから、より効果的な事業に対して優先的に補助金を支出するといった効率性の観点が考慮されにくくなっている。

より効果的な事業を効率的に補助するためにも、交付要綱等で補助金の目的や補助率や補助対象事業等の補助金の条件を明確化する必要がある。

② **【意見】同様の趣旨の補助事業は統廃合の検討が必要であり、商店街が競争力をつけるためには本当に必要な事業に予算を集中すべきである。**

商店街に対する補助金として、市が交付決定する商店街活力向上事業費補助金と、商工会議所が交付決定する中心市街地活性化事業費補助金が存在する。商店街等が行う賑わい創出イベントにかかる事業費は、この両方の補助金の対象となっており、重複しているといえる。交付決定機関は異なるが、同様の趣旨の補助金であればどちらかに統合することも検討する必要がある。

毎年同様の補助金を支出していると、補助金頼りの運営となってしまうが、最終的に商店街が競争力をつけ自立することが理想であり、そのためにはそれぞれの補助金の趣旨を明確化し、事業効果を把握したうえで、より必要な事業に予算を集中すべきであるとする。

## 2-5 商店街活力向上事業費補助事業

### (1) 概要

#### ① 事業目的

商店街活性化に係る事業を行う者に対し、補助金を交付することで、市内の商店街の魅力の増進と賑わい創出を図り、本市商業の振興に資することを目的とする。

#### ② 補助対象事業

ア 賑わい創出事業

イ 空き店舗活用事業

#### ③ 補助対象事業の内容

項目	賑わい創出事業	空き店舗活用事業
補助対象者	次のいずれかに該当する者。 ア 組合 イ 組合に準ずる任意団体	次のすべてに該当する者。 ア 商店街への出店を計画する者 イ 本市が指定するリノベーションまちづくり人材育成事業に参加した者 ウ 商店街組織等へ加入し、その活動に参加可能な者
補助率	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の4分の3
補助上限額	50万円	30万円（下限5万円）
補助対象経費	継続的な賑わい創出につながる経費	(1)感染症拡大防止対策に必要となる設備及び衛生用品の導入に係る経費 (2)感染症拡大防止対策を踏まえた、人との接触機会を減らすサービス等の販売促進費
補助対象外経費	(1)人件費（事業のために臨時的に雇用する者以外へ支給するもの。） (2)飲食費 (3)販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費	(1)人件費 (2)飲食費 (3)販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費 (4)電化製品の購入費（新型コロナウ



	(4)実施主体である商店街の構成員に対する次の経費 ア 賃借料及び会場使用料 イ 謝礼 ウ 会議費 (5)電化製品の購入費 (6)商店街の維持管理に係る経費（施工工事、修繕、清掃等） (7)送料 (8)振込手数料	イルス感染対策に係る製品を除く。） (5)店舗改装等に係る経費（施工工事、修繕、清掃等） (6)送料 (7)振込手数料
--	---	--

④ 予算・決算

(単位：千円)

款 項 目	商工費		商工費		商業振興費	
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
予 算	3,000	3,000	3,000	2,500	3,500	
決 算	1,684	2,676	887	1,658	2,583	

※活力向上事業のみ

⑤ 市内の商店街振興組合等

市における補助金の交付対象は、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会や、それに準ずる任意団体としている。

市において把握している主な商店街振興組合等は以下のものである。

商店街一覧					
1	福山本通商店街(振)	7	福山久松通商店街(振)	13	福山伏見町商店会
2	福山船町宝船会商店街(振)	8	福山霞銀座商店街(振)	14	霞町二丁目商栄会
3	福山本通船町商店街(振)	9	福山霞三丁目商店街(振)	15	南本通商栄会
4	きたはま通り商店街(振)	10	福山大黒町商店街(振)	16	駅家商栄会
5	福山元町通商店街(振)	11	福山宮通り商店会	17	伊勢丘商栄会
6	福山元町一番街商店街(振)	12	福山駅前商店会	18	三日市商栄会

(2) 検討事項

- ① 保存されている資料を閲覧し、当該補助金等交付事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて確認を行った。
- ② 担当課にヒアリングを行い、当該補助金の財務事務の執行等が経済性・効率性等の面

でも改善余地がないかどうかについて確認を行った。

- ③ 担当課にヒアリングを行い、当該補助金等交付事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて確認を行った。

(3) 監査の結果

- ① **【指摘】補助対象者が補助要件を充足していることを確認した資料を指定されたファイルに保存する必要がある。**

当補助金の賑わい創出事業の補助対象者は、組合及び組合に準ずる任意団体と規定されており、組合に準ずる任意団体は、「一定の地区（街区）内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者（消費者）を対象に、継続的に商業振興を目的とした事業を行う団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの」と定義されている。これらの要件を満たす団体であることを確認するため、当補助金の要綱において、構成員名簿及び定款、会則、規約等の書類の提出を補助金交付申請時に求めている。関連するファイルを確認したところ、これらの書類の一部が編冊されていなかった。担当課に確認したところ、別のファイルに保存されているとのことであった。

福山市文書等取扱規程第 39 条には、文書等は、原則として指定のファイルにより編冊しなければならないと規定されている。担当課において、補助対象者が補助要件を充足していることが外形的に確認できるように、補助事業者から取得した資料は指定のファイルに保存する必要がある。

- ② **【指摘】補助金にかかる消費税の取り扱いを規則や要綱等に規定する必要がある。**

保存されている書類を確認したところ、消費税額等を除いた事業費に基づいて補助金の額を算出する運用となっているが、消費税の取り扱いが、補助金の要綱等で定められていなかった。

補助事業者が課税事業者であり、消費税額等を含んだ補助事業費に対して補助金の交付を受け、その後消費税の確定申告の際に補助金にかかる消費税額等を仕入税額控除した場合、その補助事業者は補助事業費にかかる消費税額等を負担していないにもかかわらず消費税分も補助金を受け取ることになる。これを回避する方法として、一旦消費税を含んだ補助金を交付し、課税事業者が確定申告で課税仕入れに係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、これに係る補助金相当額を補助事業者に報告させ、その金額を返還させるという方法や、補助事業者が補助金を申請する段階で消費税抜きの金額を記載させることで消費税の影響を排除するという方法などが考えられるが、本補助金は運用上後者を採用していることになる。

このように補助金にかかる消費税の取扱いは、複数の方法が存在することから、要綱には必ず明記しなければならないと考える。

また、そもそも商店街振興組合等は、消費税の免税事業者が大半であり、免税事業者は補

助事業費にかかる消費税分も経費として負担していることになる。そのため、補助金の取り扱いについて改めて検討する余地があると考え。

**③ 【意見】 交付申請の合計額が予算を超えている場合の交付金額の決定方法について、検討の余地があると考え。**

保存されている資料を確認したところ、交付申請の合計額が予算を超えていた。その場合、まず予算総額を交付申請に基づいた補助交付金額の割合で按分した金額を各補助事業者の補助金の上限として設定し、その後補助事業者から事業報告書を受領し、その内容を審査したうえで交付すべき補助金の額が決定される運用がなされていた。すべての補助事業が申請書と金額が一致した事業報告書が提出される場合には問題はないが、申請者又は市の誤認により、申請時の事業費に消費税額が含まれていた場合や、単純に事業費が申請額を下回った実績となった場合など、申請額を実績額が下回った場合には、申請額と実績額が同一のものと比べると事業費に対する補助率が上昇することになる。そのため、補助事業者間で公平性に欠ける場合も想定される。そのため、交付申請の合計額が予算超過した場合の交付金額の決定方法については検討の余地があると考え。また、予算を超える申請があった場合の取り扱いは交付要綱に規定することが望ましい。

当補助金は、商店街活性化が事業目的であり、先着順に締め切る方法は事業目的にふさわしくないとの判断により、全体の補助率を下げ、申請のあった補助事業者すべてに対して補助金が支給されているが、商店街等の自立を促すのであれば、毎年同様の事業に補助金を支給するのではなく、同様の事業については回数（年数）を制限し、新規事業を優先的に支援するなど、補助対象事業を選定することも考えられる。

## 2-6 中小企業等SDGs推進事業補助事業

### (1) 概要

#### ①事業目的

中小企業者等が行う「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「産業と技術革新の基盤をつくろう」等のSDGsの目標の視点を踏まえて行う、新製品開発に係る経費の一部を補助すること。

#### ② 事業内容

補助対象者	以下の条件を満たす中小企業者。 ア 法人においては、市内に本店又は主たる事業所がある者 イ 個人事業主においては、市内で事業を行っている者 ウ 市税に滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意する者 エ 暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業
-------	--

	<p>のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないとは判断される事業を行っていない者</p> <p>オ 補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない者</p> <p>カ SDGs の目標達成に寄与する、新製品開発を行う者</p>					
補助対象事業	補助の対象とする事業は、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「産業と技術革新の基盤をつくろう」等の SDGs の目標の視点を踏まえて行う、新製品開発事業とする。					
補助対象経費	補助対象経費は、市内の中小企業者等が行う「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「産業と技術革新の基盤をつくろう」等の SDGs の目標の視点を踏まえて行う、新製品開発に係る経費とする。					
補助金の額	<p>補助金の額は、補助対象経費に以下の補助率を乗じた額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>100 万円</td> </tr> </table>	補助率	1/2	補助限度額	100 万円	
補助率	1/2					
補助限度額	100 万円					
<p>審査について</p> <p>審査基準</p>	<p>市長から求められた場合、中小企業等 SDGs 推進事業審査会において事業内容をプレゼンテーションし、後日その結果を事業者へ通知をする。</p> <p>以下の基準により審査を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業のテーマ設定</td> </tr> <tr> <td>事業費の妥当性</td> </tr> <tr> <td>実施・実現能力</td> </tr> <tr> <td>新規性・独創性</td> </tr> <tr> <td>市内産業等に及ぼす影響・効果</td> </tr> </table>	事業のテーマ設定	事業費の妥当性	実施・実現能力	新規性・独創性	市内産業等に及ぼす影響・効果
事業のテーマ設定						
事業費の妥当性						
実施・実現能力						
新規性・独創性						
市内産業等に及ぼす影響・効果						

### ③ 予算・決算

(単位：千円)

款 項 目	商工費		商工費		工業振興費
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
予 算	-	-	-	-	5,000
決 算	-	-	-	-	2,150

### (2) 検討事項

- ① 要綱等の資料の確認及び担当課にヒアリングを行い、当該補助金の財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて確認を行った。

### (3) 監査の結果

#### ① 【意見】SDGs 認定事業者であることを補助対象事業者の要件とするとも考えられるのではないか。

当補助金は、中小企業等 SDGs 推進事業審査会（以下、「審査会」という。）においてその事業内容を審査し、適当と認めるものについて交付決定が行われている。審査会は、商工会議所や市内の大学等により組織されており、交付決定までの時間もかかり、審査会や担当課の負担も多いように思われる。

他の自治体をみると、SDGs の理念を理解し、達成に向けた取組を進める企業、団体、教育機関等を「（仮称）SDGs 認定事業者」として登録する制度を創設されている自治体もあり、このような認定を受けていることを補助金の要件とするとも考えられる。

この方法であれば、審査会を組織して審査するよりも効率的に補助金の事務処理を行うことができ、他の補助金にも補助金等の要件として活用することで全庁的に SDGs の普及を推進できると考える。SDGs 普及のため、SDGs の認定制度を創設することと、補助金等の要件に加えることを検討していただきたい。

## 2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業

### (1) 概要

#### ① 目的

##### ア 商工会議所事業費補助

商工会議所の目的である「地区内の商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資すること」を達成するために事業費の一部を補助するもの。

##### イ 商工会事業費補助

地域の総合経済団体として中小企業者の支援をする各商工会に事業費補助を行うことで、商工業の振興に資することを目的とする。

#### ② 補助開始の経緯

市では、商工会議所及び商工会へ事業費の助成を行っているが、市町村合併により市内において複数の商工会が存在する。各商工会への補助開始の経緯については以下の通りである。

	開始時期	経緯
福山北商工会	H21年度	S50年 駅家町及び加茂町が福山市と合併 駅家町商工会及び加茂町商工会への補助開始 H21年 駅家町商工会及び加茂町商工会が合併→福山北商工会 福山北商工会への補助開始
福山あしな商工会	H19年度	S49年 芦田町が福山市と合併 S50年 芦田町商工会への補助開始 H15年 新市町が福山市と合併 新市町商工会への補助開始 H19年 芦田町商工会及び新市町商工会が合併→福山あしな商工会 福山あしな商工会への補助開始
沼隈内海商工会	H18年度	H15年 内海町が福山市と合併 内海町商工会への補助開始 H17年 沼隈町が福山市と合併 沼隈町商工会への補助開始 H18年 沼隈町商工会及び内海町商工会が合併→沼隈内海商工会 沼隈内海商工会への補助開始
神辺町商工会 神辺商工文化センター	H18年度	H18年 神辺町が福山市と合併 神辺町商工会及び神辺商工文化センターへの補助開始

### ③ 予算・決算

(単位：千円)

款 項 目		商工費		商工費		商工総務費	
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
福山商工会議所	予算	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
	決算	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
福山北商工会	予算	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	
	決算	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	
福山あしな商工会	予算	4,520	4,520	4,520	4,520	4,520	
	決算	4,520	4,520	4,520	4,520	4,520	
沼隈内海商工会	予算	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	
	決算	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	
神辺町商工会	予算	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	

	決算	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270
神辺商工文化センター	予算	850	820	820	820	820
	決算	850	820	820	820	820

※ 決算の事業内容は、商工会議所は「小規模事業者の育成指導」1,800千円、「商工業振興」600千円、商工会は「小規模事業者の育成指導」のみとなっている。

④ 補助団体の財務状況について

ア 商工会議所

(単位：円)

会計区分	収入決算額			支出決算額	差引残額	備考
	収入額	繰越金	収入計			
1. 一般会計	248,277,034	9,158,220	257,435,254	201,827,098	55,608,156	
2. 特定商工業者法定台帳関係費特別会計	11,965,787	0	11,965,787	11,965,787	0	
3. 中小企業振興事業特別会計	128,905,358	0	128,905,358	128,905,358	0	
4. 特定退職金共済事業特別会計	635,093,691	191,434	635,285,125	634,251,863	1,033,262	
5. 退職給与資金積立金特別会計	3,570,201	36,597,085	40,167,286	18,829,948	21,337,338	
6. 会館整備等積立金特別会計	35,783,012	247,544,017	283,327,029	0	283,327,029	
合計	1,063,595,083	293,490,756	1,357,085,839	995,780,054	361,305,785	

(商工会議所ホームページより「令和4年度収支決算額総括表」)

(2) 検討事項

- ① 担当課にヒアリングを行い、補助金額の算定は合理的に算出されているかについて確認を行った。
- ② 担当課にヒアリングを行い、補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているかについて確認を行った。
- ③ 担当課にヒアリングを行い、当該補助金の財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて確認を行った。

(3) 検出事項

① 補助金額の見直しについて

商工会議所及び商工会に対する補助金額は、少なくとも過去5年間変動がなかった。担当課にヒアリングしたところ、直近で見直しがあった年度は商工会議所が平成18年度、商工会が平成18年度から平成21年度の4年間であり、それ以降変更されていなかった。また、補助金額の算定方法について確認したところ、具体的な算定式の存在は確認できなかった。

② 神辺商工文化センターの補助金について

神辺町商工会への補助金とは別に、神辺商工文化センター分として、補助金が出されていた。担当課にヒアリングしたところ、当センターの駐車場として一部民有地を借用しており、平成18年の神辺町との合併以来、駐車場土地賃借料相当額を補助し続けていることが判明した。神辺商工文化センターの建物の底地は市有地を賃貸している。その面積や金額は以下の通りである。

	所在地等	面積 (㎡)	賃料 (年間)
市有地	神辺町大字川北字馬屋分 892 番 7	550	197,700 円
民有地	神辺町大字川北字馬屋分 892-1 番地	769	1,006,560 円※

※月額 360 円/坪

ただし、市有地の賃料計算は、商工会の財政基盤安定に資することを目的として普通財産貸付要領に定める貸付基準料の算定において、相続税課税標準価格に4%を乗じるところ、1.7%に減じる措置が講じられている。4%で計算した場合の通常の貸付料は465,390円であった。この通常の貸付料をもとに面積比率で民有地の貸付料を算定すると、650,700円となる。このことから、民有地の土地賃借料は割高であるといえる。

(4) 監査の結果

① 【意見】商工会議所及び商工会への補助金について、算定根拠を明確にすべきである。

商工会議所及び商工会へ給付している補助金は10年以上金額が変更されておらず、個々の補助対象事業ごとの補助金の算定方法や補助金額が明確になっていなかった。

補助金の金額もしくは補助率は、適切かつ妥当な基準とすべきであるが、補助金の算定根拠が不明確であるため、補助対象事業ごとの補助金額が明確となっておらず、適切かつ妥当な基準かどうかも判定できない。補助金の算定根拠を明確にしていきたい。

また、長年にわたって定額の補助を行っている、外部環境や補助対象自体にも大きな変化があることが想定されるため、補助金額・補助率の妥当性、商工会議所及び商工会の団体間の公平性等の観点で検討を行い、定期的に見直しを行う必要がある。

② 【意見】神辺商工文化センターの駐車場として借用している民有地について、適正な賃借料に対して補助金を支給すべきである。



神辺商工文化センターの駐車場として借用している民有地にかかる契約書を確認したところ、平成3年に変更契約が交わされて以降、30年以上賃借料が改定されていなかった。神辺町商工会と貸主との間で賃借料の交渉はされているとのことであるが、賃貸されている市有地と民有地の固定資産税評価額の坪単価が同額と仮定すると、普通財産貸付要領に従って算出した貸付料の1.5倍以上の賃料を支払っていることになる。

平成3年頃は地価相場がピークとなっていた時期であり、現在の地価相場は大きく下落している。賃借料の補助を行うのであれば、適正な賃料に対して補助金を支給すべきと考える。神辺町商工会に改めて賃借料の改定を実施することを促し、補助金の算定根拠を明確にしたうえで、適正な賃料に対して補助金を支給すべきであると考えている。

③ 【意見】神辺商工文化センターに対する補助金の必要性について、神辺商工文化センターの在り方も含めて再度検討していただきたい。

神辺商工文化センターの令和4年度の決算書を確認すると、収入は会館使用料が主なもので、収入の約4分の1が市と商工会の補助金であった。一方経費は、主に水道光熱費や家屋費など会館の運営にかかる経費と土地賃借料であった。つまり当補助金は、神辺町商工会の会館事業に対する補助である。他の商工会には同様の補助金は支給されていない。

平成18年に神辺町と合併してから、当時実施されていた補助事業を引き継いでいる経緯は理解できるが、合併してから20年近く経過していることから、当補助金の必要性について検討していただきたい。また、相場よりも高額な民地の賃借料を長年払い続けている現状も考慮し、神辺商工文化センターの在り方についても商工会と交渉を続けていただきたい。

## 2-8 旧福山産業会館

### (1) 概要

#### ① 経緯

昭和56年3月に県が福山産業会館を建設し、平成14年3月に福山市が県から取得している。その取得費は、土地 761,510千円、建物 267,960千円、計 1,029,470千円であった。平成15年4月から公益社団法人福山市シルバー人材センター（以下、「シルバー人材センター」という。）に無償で建物の貸付を行っている。

#### ② 歳入

(単位：千円)

款 項 目	諸収入			雑入		雑入
	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
電気水道等使用収入	予算	52	52	52	52	52
	決算	52	52	52	52	52

産業施設管理費 負担金	予算	1,131	1,133	1,136	1,100	1,047
	決算	1,116	1,044	1,136	1,173	1,446

③ 歳出

(単位：千円)

款 項 目	商工費			商工費			商工総務費
	年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
細事業 維持修繕費	予算	300	2,300	—	—	—	
	決算	192	2,006	—	—	—	
光熱水費 その他管理費※	予算	5,492	5,311	5,612	5,265	6,775	
	決算	4,687	4,668	4,753	5,206	7,106	

※ 主な内容は、電気代と施設管理業務及び清掃業務の業務委託料である。なお、令和 4 年については、建物の外壁調査業務委託を行ったため金額が増加している。

(2) 検討事項

- ① 担当課に資料依頼及びヒアリングを実施し、旧福山産業会館の管理運営に関する事業事務について、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているかについて確認を行った。
- ② 担当課に資料依頼を実施し、旧福山産業会館の管理運営に関する事業事務が関係法令及び条例等に準拠しているかについて確認を行った。

(3) 監査の結果

① **【指摘】** 行政財産の使用料減免理由について、明確化すべきである。

市の行政財産である旧福山産業会館をシルバー人材センターに無償で使用させていることについて、担当課にヒアリングしたところ、福山市行政財産の使用料に関する条例第 6 条第 1 項が根拠との回答を得たが、当該使用料を減免することができるケースとして規定されている同項第 1 号～第 4 号のどれにも該当していなかった。

旧福山産業会館を同条例第 6 項第 5 号（その他市長が特別の理由があると認めたとき。）を根拠として無償で使用させるのであれば、特別な理由を明示して、適切な手続きをとる必要がある。

② **【意見】** 旧福山産業会館にかかる経費について、より適切な費目で予算を計上することを検討していただきたい。

現在、旧福山産業会館の運営は、電気代や施設管理業務及び清掃業務の業務委託料等の施設の維持管理に多大な経費が発生しているが、シルバー人材センターには無償で使用させ

ており、その他の収入もほとんどない状況にある。また、施設管理業務及び清掃業務の業務委託はシルバー人材センターと随意契約を締結しており、旧福山産業会館は実質的にシルバー人材センターのために維持されているといえる。

旧福山産業会館にかかる経費は、「商工総務費」として予算が組まれているが、シルバー人材センターの運営支援を行うのであれば、その目的を示した事業として予算を組む必要があると考える。シルバー人材センターの運営支援は高齢者支援課が行っており、「老人福祉費」等の費目に計上することを検討していただきたい。

## 2-9 労働者福祉金融対策事業

### (1) 概要

#### ① 事業目的

中国労働金庫に預託を行うことで、勤労者個人や医療生活協同組合、一般社団法人 広島県労働会館等への融資制度を設け、勤労者福祉の増進を図ること。

#### ② 事業内容

市から労働金庫に対して預託金を拠出し、これを原資として労働金庫が勤労者個人や医療生活協同組合、一般社団法人 広島県労働会館等に融資を行っている。資金は年度当初に預託され、預金保険制度により全額保護されるように決済用預金口座へ入金されており、年度末に償還される。

その預託金は、市と労働金庫とで毎年交わされている覚書に金額が記載されている。各預託金の内訳と、預託金を運用して実施することとしている融資の内容は以下のものである。

#### ア 勤労者生活安定資金融資資金（以下、「生活安定資金融資資金」という。）

目的	市内に居住する勤労者に対し、生活に必要な資金を融資することにより、生活の安定と福祉の向上に資すること。	
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として市内に引き続き1年以上住所を有する者。</li> <li>・原則として同一事業所に1年以上勤務している者。</li> <li>・安定継続した収入があり、資金の返済が確実であると認められる者。</li> <li>・市税を滞納していない者。</li> </ul>	
融資条件	資金用途	生計・医療・教育・住宅関連・介護器具購入・冠婚葬祭等臨時的出費 のために必要な資金
	融資限度額	200万円（但し、教育・住宅関連資金は300万円）
	融資利率	労働金庫所定の金利（固定金利）
	融資期間	5年以内（但し、教育・住宅関連資金は10年以内）
	返済方法	月賦返済（元利均等償還方式または月賦・半年賦併用償還）

預託金額	205,000,000 円
要綱	福山市勤労者生活安定資金融資制度要綱
融資枠	預託金の 2 倍以上

イ NPO活動支援資金融資資金（以下、「NPO融資資金」という。）

目的	特定非営利活動に係る事業に必要な資金を低利で融資することにより、社会貢献活動としての特定非営利活動の発展を促進し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ること。	
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に主たる事務所を有する者</li> <li>・NPO法の規定による事業報告書などの所轄庁への提出義務を怠っていない者</li> <li>・NPO法の規定による改善命令を受けていない者</li> <li>・市税を滞納していない者</li> <li>・暴力団関係者ではない者</li> <li>・取扱金融機関の融資審査基準に適合し、返済が確実にできる見込みがある者</li> <li>・その他、運営が著しく適正を欠くと認めるものでない者</li> </ul>	
融資条件	資金用途	NPO法人の定款に定める「特定非営利活動に係る事業」で、市内において実施する事業に必要な運転資金及び設備資金
	融資限度額	500万円
	融資利率	労働金庫所定の金利（固定金利）
	融資期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
	返済方法	月賦返済（元利均等償還方式：利息後取） または期日一括返済（元金据置：利息一括先取）
預託金額	30,000,000 円	
要綱等	福山市 NPO 活動支援融資制度要綱	
融資枠	預託金の 1.5 倍以上	

ウ 労働者に対する住宅資金の貸付資金（以下、「住宅資金貸付資金」という。）

預託金額	116,000,000 円
要綱等	福山市住宅建設資金等貸付に係わる預託金契約
融資枠	預託金の 4 倍以上
内容	勤労者に対する住宅建設資金等の貸付金

エ 福山市労働会館貸付資金（以下、「労働会館貸付資金」という。）

預託金額	185,000,000 円
------	---------------

要綱等	覚書
融資枠	預託金の範囲内
内容	労働金庫から福山市労働会館への貸付金

オ 福山医療生活協同組合貸付資金（以下、「医療生協貸付資金」という。）

目的	市内の医療生活協同組合に運転資金を融資することにより、組合の事業の健全な発展を図り、もって組合員の生活合理化を促進することを目的とする。	
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合の運営が消費生活協同組合法及びその他の法令に従ってなされているものであること。</li> <li>・ 当該事業年度前1か年の当該組合の事業の組合員1人当たりの平均組合事業利用額が、月1,000円以上であること。</li> <li>・ 自己資本の額が100万円以上であること。</li> </ul>	
融資条件	資金用途	運転資金
	融資限度額	1,000万円
	融資利率	年5.5%以下
	融資期間	1年
	返済方法	分割払又は一時払
預託金額	10,000,000円	
要綱	福山医療生活協同組合運転資金融資制度要綱（昭和59年4月1日施行）	
融資枠	10,000,000円	

③ 予算・決算及び預託金内訳の推移

（単位：千円）

款 項 目		労働費		労働諸費		労働者福祉金融対策費	
			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
労働金庫融資資金		予算	546,000	546,000	546,000	546,000	546,000
		決算	546,000	546,000	546,000	546,000	546,000
内 訳	生活安定資金融資資金		205,000	205,000	205,000	205,000	205,000
	NPO融資資金		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	住宅資金貸付資金		116,000	116,000	116,000	116,000	116,000
	労働会館貸付資金		185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
	医療生協貸付資金		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(2) 検討事項

① 契約書、要綱、覚書等の書類を閲覧し、労働金庫への預託金にかかる手続等が、法律・

条例・規則等に準拠しているかについて確認を行った。

- ② 担当課にヒアリング及び資料依頼を行い、事業が経済的・効率的に実施されているかについて確認を行った。
- ③ ヒアリングにより、事業が勤労者福祉の増進の目的に沿って行われ、十分に成果があがっているかについて確認を行った。

### (3) 検出事項

#### ① 融資実績について

預託金の推移は、少なくとも過去5年は総額546百万円、内訳も含めて同額で推移している。一方、預託金提携融資等の実績については、以下の状況である。

(単位：千円)

年度		生活安定 資金 融資資金	NPO融 資資金	住宅資金 貸付資金	労働会館 貸付資金	医療生協 貸付資金
H30	新規実行額	25,820	—	5,816,330	—	—
	年度末貸出残高	64,780	—	41,188,257	185,000	—
R元	新規実行額	35,530	—	6,872,760	—	—
	年度末貸出残高	70,899	—	45,145,909	185,000	—
R2	新規実行額	20,200	—	6,123,600	—	—
	年度末貸出残高	59,883	—	48,336,158	185,000	—
R3	新規実行額	17,500	—	4,004,210	—	—
	貸出残高	54,035	—	49,684,338	185,000	—
R4	新規実行額	7,680	—	4,446,490	—	—
	年度末貸出残高	45,668	—	50,276,617	185,000	—

上表によると、NPO融資資金及び医療生協貸付資金については、少なくとも過去5年間融資の新規実行額及び貸出残高がゼロの状況にある。また、労働会館貸付資金については、新規実行額及び回収額がゼロであり、実質的に185百万円の融資を実施し続けていると同様の状況にある。さらに、生活安定資金融資資金は、新規実行額及び貸出残高が年々減少傾向にあり、預託金に比して低調な融資状況にあることがわかる。なお、要綱及び覚書には預託金額と協調倍率により算出される金額以上の融資枠を労働金庫側が設定する旨が規定されている。その計算により算出される最低限の融資枠と現在の融資残高を比較すると以下になる。

(単位：千円)

	預託金	協調倍率	最低融資枠	令和4年度末貸出残高	差額
生活安定資金 融資資金	205,000	2倍	410,000	45,668	△364,332
NPO融資資金	30,000	1.5倍	45,000	-	△45,000
住宅資金貸付資金	116,000	4倍	464,000	50,276,617	+49,812,617
医療生協貸付資金	10,000	1倍	10,000	-	△10,000

このように住宅資金貸付資金以外の融資の貸出残高は、最低融資枠を大幅に下回る状況となっている。また、住宅資金貸付資金については、覚書での合意による運用としており、要綱などの定めはない。

## ② 労働会館貸付資金について

労働会館貸付金は、市が185百万円の預託金を労働金庫に預け入れ、労働金庫が一般社団法人 広島県労働会館（以下、「労働会館」という。）に手形貸付の形で融資を行っており、実質的に市から労働会館へ長期的に融資が行われているのと同様の状況にある。ただし、前述のとおり、預託金は決済用預金口座で運用されており、預金保険制度により全額保護されているため、市は貸倒リスクを負っていない。

また、融資先である労働会館の財務状況は以下のものである。

## 2022年度決算貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預金	166,217	流動負債合計	47,641
その他流動資産	32,216	短期借入金	425,230
流動資産合計	198,434	長期借入金	554,000
建物	740,644	特別修繕引当金	520,221
建物附属設備	63,354	その他固定負債	251,568
土地	248,208	固定負債合計	1,751,019
出資金	546,777	負債合計	1,798,660
その他固定資産	15,958	正味財産の部	
固定資産合計	1,614,941	一般正味財産	14,714
資産合計	1,813,375	負債および正味財産合計	1,813,375

2022 年度正味財産増減計算書内訳表

(単位：千円)

科目	実施事業会計		その他会計		法人会計	合計
	勤労者の 福利厚生・ 文化事業	社会貢献 事業	ワーク ピア 事業	みやび 事業		
事業収益	－	－	221,744	165,260	－	387,004
雑収益	－	－	12,188	8,296	－	20,484
経常収益計	－	－	233,932	173,556	－	407,488
事業費	7,435	6,683	173,300	209,852	－	397,272
管理費	－	－	－	－	50,052	50,052
経常費用計	7,435	6,683	173,300	209,852	50,052	447,324
経常増減額	△7,435	△6,683	60,632	△36,296	△50,052	△39,835

新型コロナウイルス感染拡大による影響もあるとはいえ、みやび事業では赤字となっており、ワークピア事業で利益が出ているものの、法人会計の費用負担も大きく法人全体で経常増減額がマイナスとなっている。また、一般正味財産が少なくなっており、厳しい財務状況にあるといえる。

### ③ 陳情書について

中国労働金庫他二団体より労働金庫への預託金の陳情が出されている。陳情書には、「取組事項」として(1)勤労者に対する融資について、(2)消費生活協同組合及び医療生活協同組合に対する融資について、(3)労働会館事業に対する融資についての3項目が記載されており、これらの取組みに対する支援として預託金が要請されている。その要請理由をみると、まず勤労者に対する融資について、提携制度を維持するためと記載されているが、前述の融資実績であれば現在の預託金を減額しても十分に制度の維持は可能であると考えられる。次に、消費生活協同組合及び医療生活協同組合に対する融資について、これらの協同組合への融資の必要性について記載されているが、現在このどちらにも融資は行っておらず、預託金の必要性は乏しいといえる。最後に、労働会館事業に対する融資については、記載されている通り確かに労働会館の資金基盤は脆弱であり融資の継続が必要な状況にある。

### (4) 監査の結果

#### ① 【指摘】預託金を運用した融資実績を十分に把握し、その事業効果を検証すべきである。

生活安定資金融資資金及び住宅資金貸付資金については、新規貸付及び回収実績があるが、担当課にその融資実績について確認したところ、過去の融資実績が十分に把握されていなかった。

預託金は資金拘束を伴うものであり、その資金は効率的かつ効果的に利用されなければ



ならない。そのため、預託金を運用した融資実績を担当課において把握し、その情報を分析したうえで事業効果を検証しなければならない。

**② 【意見】 預託金を適正な金額に見直しをすることを検討する必要がある。また、預託金以外の支援方法についても検討していただきたい。**

預託金は市の決済用預金口座へ入金されており、毎期年度同額が年度当初に預託され、年度末に償還されるため、貸倒リスクは負っておらず、増減がないという点においては市財政への影響はない。ただし、546,000千円という資金が拘束され続ける性格を持つため、市財政を圧迫しており、本来は市債を圧縮できるという点で利息分の機会損失が発生しているといえる。そのため、継続的に、その資金が効率的かつ効果的に利用されているかについて検討を行う必要がある。しかし、提携融資など預託金の目的となっている融資が低調もしくは融資実績がない状況にもかかわらず、預託金の金額の十分な見直しが長年行われていなかった。

預託金の趣旨及び目的を明確化した上で、支援する融資制度等の利用実績に見合った預託金の金額に毎期見直すことを検討する必要がある。また、制度発足から年数が経過しており当時と状況も大きく変化しているため、制度自体を存続することの必要性を検討するとともに、利子補給制度など預託金制度以外の支援の方法も検討していただきたい。

**③ 【指摘】 住宅資金貸付資金にかかる制度要綱の整備を行い、条件等を定める必要がある。**

中国労働金庫に対する預託金のうち、一部は住宅資金貸付資金のためのものである。この預託金に関する要綱は福山市住宅建設資金等貸付要綱（以下、「旧要綱」という。）であったが、平成14年3月に廃止されている。そして、旧要綱に基づいて行った貸付金を旧要綱廃止後もフォローするため、労働金庫にその貸付残高に対応する金額を決済用預金により預託することとし、「福山市住宅建設資金等貸付に係わる預託等契約書」により預託の条件等について定められていた。

しかし、市で保存されている最新の契約書について確認したところ、当契約書は平成19年のものであり、契約は一年契約であるにもかかわらず、その後契約が更新されていることが確認できなかった。この点、運用方法については毎年度覚書で確定しているとのことであったが、覚書には協調倍率や融資条件など具体的な条件は記載されていないため、住宅資金貸付資金にかかる制度要綱の整備を行い、中国労働金庫との合意事項をあらかじめ定めておく必要がある。

**④ 【指摘】 中国労働金庫と合意している覚書の内容と要綱の内容が異なっていた。**

中国労働金庫と毎年締結されている覚書の内容を確認したところ、福山市勤労者生活安定資金融資制度要綱等の融資の報告時期について、覚書と要綱とで異なる規定をしていた。担当課に確認したところ、利用数が少ないため、過去に年度ごとの覚書により運用を

定めた経緯があるとのことであった。

しかし、要綱は市職員が事務処理を進めていく上での指針・基準を定める行政機関の内部規律であり、運用を変更するのであれば、要綱も変更しなければならない。

⑤ 【意見】年度末に預託金の返還を受け、翌年度当初に再度預託金を拠出する処理について、正確な財政状況を市民に開示する観点から検討をする必要があると考える。

市は、労働金庫から年度末に預託金の返還を受け、翌年度当初に再度預託金を労働金庫へ拠出している。この預託金は、同額を何年も預託し続けており、実質的に無利子の貸付金と同様の状況となっているが、年度末に一度返還を受けるため、決算日における市の貸借対照表上では、「現金預金」として開示されることとなる。これでは、預託金相当額の預金が長年拘束されている状況について、正確に開示できていないため、正確な財政状況を市民に開示する観点から会計処理や開示方法等については検討する必要があると考える。

## 2-10 障がい者雇用奨励金

### (1) 概要

#### ① 事業目的

障がい者を雇用する事業主の支援を通じ、障がい者の雇用の促進と安定を図る。

#### ② 事業内容

市内に居住する障がい者を雇用する市内の事業主に対し、国の「特定求職者雇用開発助成金」に引き続き「障がい者雇用奨励金」を交付する。

雇用奨励期間	起算日（国助成金の助成対象期間の満了した翌月 1 日）からの 18 か月までの期間 第 1 期：雇用奨励期間のうち最初の 6 か月 第 2 期：第 1 期が終了した後の 12 か月
交付期間	第 1 期：6 か月が対象 第 2 期：最初の 6 か月が対象
雇用奨励金額	雇入れ障がい者 1 人につき 月額 30,000 円

③予算・決算

(単位：千円)

款 項 目	労働費		労働諸費		労働諸費
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
予 算	10,962	8,262	8,262	9,866	8,066
決 算	6,077	7,647	8,134	9,399	6,568

(2) 検討事項

- ① 保存されている資料を閲覧し、当該補助金等交付事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて確認を行った。
- ② 担当課にヒアリングを行い、当該補助金の財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて確認を行った。
- ③ 担当課にヒアリングを行い、当該補助金等交付事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて確認を行った。

(3) 監査の結果

① **【意見】 奨励金の支給金額に区分を設けることを検討するべきである。**

市では、市内に居住する障がい者を雇用する事業主に対し、雇入れ障がい者 1 人につき月額で一律 30,000 円を支給している。

しかし、短時間労働者とそれ以外の労働者で金額が同額とすると、労働者に対して支払う賃金に対する奨励金の割合が、短時間労働者のほうが高くなることになる。当事業の趣旨が障がい者の雇用の促進と安定であるならば、短時間労働者とそれ以外の労働者で金額に差をつけたほうが、より長い労働時間の雇用につながるのではないかと考える。また、国の特定求職者雇用開発助成金も「短時間労働者以外の者」と「短時間労働者」に区分し支給金額に差をつけている。この制度に引き続いて支給するのであれば、同様の区分を設けることを検討するべきであると考えます。

② **【意見】 交付対象者の要件として、市税を完納していることを追加すべきである。**

福山市障がい者雇用奨励金交付要綱を確認したところ、交付対象として市税の滞納がない旨の記載がなく、また交付申請にかかる添付書類の中に完納証明書の記載がなかった。この点について担当課にヒアリングしたところ、「この奨励金設立の趣旨が、国の助成が終了した際に国と同条件で奨励金を交付するため」との回答を得た。

たしかに、本事業は国の助成制度の対象者に対して市で引き続き支援を行うというものであり、その対象者は国の支給要領により決められているという側面があることは理解できる。しかし、この奨励金が市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれる

ものである以上、公平性を担保すべきであり、市税の徴収率の向上のためにも市税を滞納している事業者に対して奨励金の交付はすべきでないとする。当要綱の交付対象の要件に市税の滞納ない旨の記載を検討していただきたい。

## 2-11 女性の働く環境改善補助金

### (1) 概要

#### ① 事業内容

中小企業の女性活躍推進を目的とし、社内改善にかかる経費を補助すること。

項目	内容	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業であること。</li> <li>・ 市内に本社又は事業所を置いていること。</li> <li>・ 常時雇用する従業員が 2 名以上であり、女性従業員を雇用していること。</li> </ul>	
補助対象経費及び補助対象事業	補助対象経費	補助対象事業
	改修工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規の女性専用トイレ、更衣室等、女性専用スペースの整備に要する設計費用・工事費用</li> <li>・ 既設の男女兼用スペースまたは男性専用スペースを改装・分割して女性専用スペースを新設する設計費用・工事費用</li> </ul>
	備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレに設置するウォシュレット、更衣室に設置するエアコン等、当事業で新設する新規の女性専用スペースに付属する備品</li> </ul>
補助金額	対象経費の 2 分の 1 以内 (上限 35 万円)	
対象経費の条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存設備の取り壊し費用は対象外とする。</li> <li>・ 設備・備品は市内事業所への設置に限る。</li> <li>・ 自己所有の建物の設備に限る。</li> <li>・ 新規の女性専用設備・備品の設置に限る。</li> <li>・ 男女兼用スペースまたは男性専用スペースを改装・分割する場合は、女性専用スペースに該当する費用のみに限る。</li> </ul>	

※女性の働く環境改善補助金には「女性の働き方の啓発・就業規則の改定等」区分もあるが、省略する。

#### ② 予算・決算

(単位：千円)

款 項 目	労働費	労働諸費	労働諸費
-------	-----	------	------

年 度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
予 算	2,800	2,700	3,700	3,600	3,600
決 算	2,026	2,500	3,528	392	905

(2) 検討事項

- ① 保存されている資料を閲覧し、当該補助金等交付事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて確認を行った。
- ② 担当課にヒアリングを行い、当該補助金の財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて確認を行った。
- ③ 担当課にヒアリングを行い、当該補助金等交付事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて確認を行った。

(3) 監査の結果

- ① **【指摘】補助金の対象経費の条件として自己所有の建物の設備に限ると規定されているが、交付申請の審査時にこの条件を満たすことの確認がなされていなかった。**

本補助金の対象事業の条件として、自己所有の建物の設備に限ると規定されている。しかし、交付要綱には交付申請にかかる提出書類として、自己所有の建物であることを証する書類は求められておらず、この条件を満たしていることは確認されていなかった。

補助対象事業にかかる条件規定しているのであれば、追加で書類を求めるなどして補助金の対象事業であることを確認すべきである。

### 3 農林水産課、農業振興課

#### 3-1 備後圏域ワインプロジェクト・水産物ブランド化推進事業

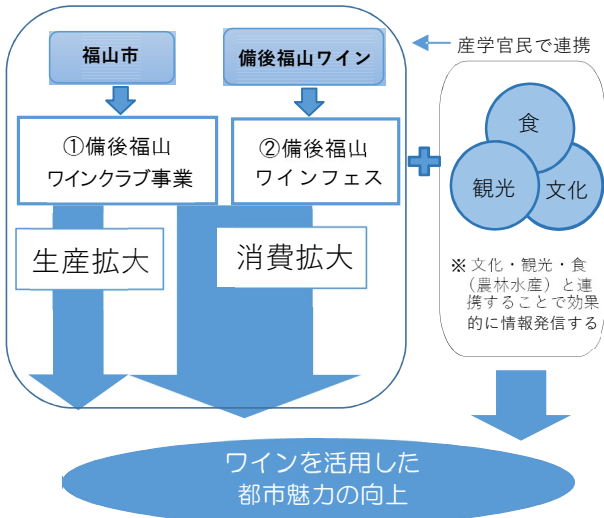
##### (1) 概要

##### ① 備後福山ワインクラブ事業

ワインに興味のある人と、ぶどう生産者、ワイナリー、飲食店をつなぎ、ぶどうの収穫体験や、ワイナリーの見学等を通じて備後福山のぶどう・ワインのブランド価値を高め、生産拡大や消費拡大等につなげていくことを目的として実施する。

##### ② 備後福山ワインフェス

備後や福山のワインの楽しみ方を地域住民に提案し、備後圏域でのワイン消費量を拡大することを目的として実施する。圏域内のワインを各販売者がブース出店し販売する屋外イベントを開催する。

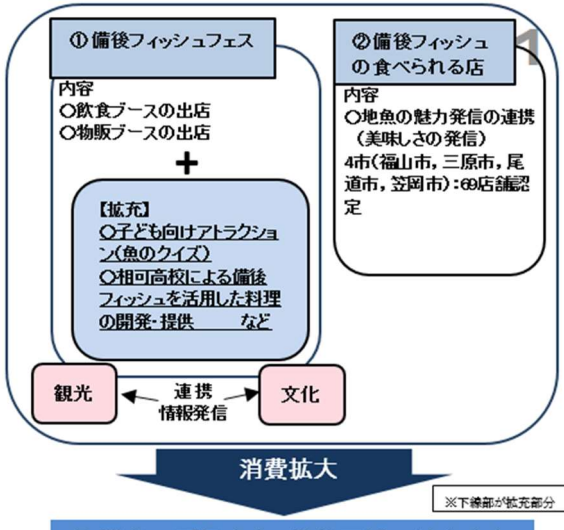
事業目的	事業概要
<p>・備後圏域のワインを活用したPR事業を推進することにより、都市魅力の向上を図る</p>	<p>①備後福山ワインクラブ事業                      ワインに興味のある人と、ぶどう生産者、ワイナリー、飲食店をつなぎ、ぶどうの収穫体験や、ワイナリーの見学等を通じて備後福山のぶどう・ワインのブランド価値を高め、生産拡大や消費拡大等につなげていくことを目的として実施する。</p> <p>②備後福山ワインフェス                      備後や福山のワインの楽しみ方を地域住民に提案し、備後圏域でのワイン消費量を拡大することを目的として実施する。圏域内のワインを各販売者がブース出店し販売する屋外イベントを開催する。</p>
事業スキーム	事業評価
 <p>福山市と備後福山ワインが連携し、①備後福山ワインクラブ事業と②備後福山ワインフェスを推進し、生産拡大と消費拡大を実現し、ワインを活用した都市魅力の向上を目指す。産学官民で連携し、食・観光・文化の連携による効果的な情報発信を行う。</p>	<p>&lt;成果と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントへの出店を通じて圏域内外に備後産ワインの魅力をPRし消費者と生産者・醸造者を繋ぎワインの付加価値を向上させる</li> <li>・消費者の認知度が低いいため、より情報発信を強化する必要がある</li> </ul> <p>&lt;拡充内容&gt;※備後福山ワインフェスのみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備後ワイン・リキュール特区制度の規制緩和を活用したリキュールや、地ビール等の地域の酒類のブースを拡充し集客効果を高める</li> <li>・築城 400 年記念事業としてワインフェスを開催することで、本市の食の魅力や文化資源と併せて発信することで農林水産振興や観光振興につなげるきっかけとする</li> <li>・コロナ感染症対策の実施（検温器・入退場スタッフ・ソーシャルディスタンスを確保するための取組）</li> </ul>

(単位：千円)

予算費目	款) 農林水産業費		項) 農業費		目) 農業振興費	
	年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
備後福山ワインクラブ 事業	予算	2,000	1,743	1,900	1,900	1,648
	決算	1,951	1,743	1,883	1,235	1,556
備後福山ワインフェス	予算	800	800	800	800	1,300
	決算	754	800	0	0	1,291

### ③ 備後フィッシュフェス

備後圏域の新鮮な水産物を「備後フィッシュ」とし、認知度の向上や魚食普及に向けた PR 活動によりブランド化を推進することで、消費拡大による漁業者の所得向上と備後圏域の魅力向上をめざす。備後福山ワインフェスと合わせて実施される。

事業目的	事業概要
<p>・水産物のブランド化を推進することで漁業者の所得向上と備後圏域の魅力向上をめざす。</p>	<p>・備後圏域の新鮮な水産物を『備後フィッシュ』とし、認知度の向上や魚食普及に向けた PR 活動によりブランド化を推進している。</p> <p>①備後フィッシュフェス 4市の漁業団体や「備後フィッシュの食べられる店」と連携したPRイベントを開催し、飲食・物販ブースを通じて備後フィッシュの認知度向上を図る。</p> <p>②備後フィッシュの食べられる店認定 備後フィッシュを提供する飲食店を「備後の地魚応援団」が認定し、各店舗において美味しさの発信やのぼり旗、ポスター等を活用しながら認知度向上を図る。</p>
事業スキーム	事業評価
 <p>① 備後フィッシュフェス 内容 ○飲食ブースの出店 ○物販ブースの出店 + 【拡充】 ○子ども向けアトラクション(魚のクイズ) ○相可高校による備後フィッシュを活用した料理の開発・提供 など</p> <p>② 備後フィッシュの食べられる店 内容 ○地魚の魅力発信の連携(美味しさの発信) 4市(福山市, 三原市, 尾道市, 笠岡市):69店舗認定</p> <p>観光 ← 連携 情報発信 → 文化</p> <p>消費拡大</p> <p>※下線部が拡充部分</p> <p>漁業者の所得向上 備後圏域の魅力向上</p>	<p>&lt;成果と課題&gt;</p> <p>PRイベントである「備後フィッシュフェス」は、福山城築城400年記念事業としての開催など文化資源と併せて発信し、来場者数は、約4,000人となっている。また、「備後フィッシュの食べられる店」は69店舗認定している。備後の地魚の認知度を向上するうえで必要となるプラットフォームが構築され、一定程度の認知はされているが、漁業者の所得向上までは至っていない。</p>

(単位：千円)

予算費目	款) 農林水産業費		項) 水産業費		目) 水産振興費	
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
予算	3,937	3,674	3,604	2,221	3,430	
決算	3,588	3,526	127	47	3,226	

※令和 2 年、令和 3 年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

## (2) 地方自治法について

### 第 2 節 普通地方公共団体の長

#### 第 2 款 権限

第 147 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第 148 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

1. 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
2. 予算を調製し、及びこれを執行すること。
3. 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
4. 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
5. 会計を監督すること。
6. 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
7. 公の施設を設定し、管理し、及び廃止すること。
8. 証書及び公文書類を保管すること。
9. 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

## (3) 監査の結果

① **【指摘】** 保険契約の契約者名が農林水産課長名義となっているが、福山市長の名義で保険契約するべきである。

備後の地魚応援団イベントの備後フィッシュフェス・備後福山ワインフェスで賠償責任保険の契約を行っているが、保険契約者の名義が福山市長ではなく農林水産課長となっていた。なお、2023 年度は福山市長で契約している。

地方自治法にあるように、福山市を代表し事務を管理し執行するのは、農林水産課長ではなく、福山市長である。よって保険契約を行う場合には福山市長が代表として保険契約者となるべきであり、農林水産課長が保険契約者となることは職務権限の範囲外であり問題である。今後の事業において保険契約を行うときは、担当課長ではなく福山市長が保険契約者となることを徹底するべきである。



### 3-2 生産性向上支援事業費補助

#### (1) 概要

事業目的	事業概要																				
<p>・ 農業者等の高齢化、減少による労働力不足のため、地域農業の持続が困難となってきた中、これらの課題解決のため AI、IoT、ドローン等を活用したスマート技術の導入を支援することによって、担い手の生産性を向上させ、経営の安定化を図り、地域農業等の維持・継続を図る。</p>	<p>○補助対象者：認定農業者及び市内の法人格を持った漁業団体</p> <p>○補助対象経費：ドローン（薬剤又は肥料散布用）、リモコン草刈機、水田水管理システム、他これらと同等の効果があると認められるスマート農業技術の導入に係る機械類の導入経費や設定設置・経費。</p> <p>○補助率：補助対象経費の 1/2 以内</p> <p>○補助金額：上限 100 万円</p>																				
事業スキーム	事業評価																				
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>認定農業者 及び市内の法人格 を持った漁業団体</b> </div> <div style="text-align: center;"> <p>→ 交付申請</p> <p>← 交付決定</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>市</b> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申請者の経営規模</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">導入技術の利用規模（目標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">経営規模</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水稲</td> <td>1ha以上</td> <td>ドローン (薬剤・肥料散布 用に限定)</td> <td>水稲 1.0ha以上 野菜 1ha以上 果樹 1ha以上</td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>3.0a以上</td> <td>ラジコン草刈機</td> <td>水稲 除草面積 1.0a以上 野菜 除草面積 1.0a以上 果樹 除草面積 1ha以上</td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td>3.0a以上</td> <td>水田水管理システム</td> <td>水稲など 水田の耕作面積 1ha以上</td> </tr> </tbody> </table>	申請者の経営規模		導入技術の利用規模（目標）		経営規模				水稲	1ha以上	ドローン (薬剤・肥料散布 用に限定)	水稲 1.0ha以上 野菜 1ha以上 果樹 1ha以上	野菜	3.0a以上	ラジコン草刈機	水稲 除草面積 1.0a以上 野菜 除草面積 1.0a以上 果樹 除草面積 1ha以上	果樹	3.0a以上	水田水管理システム	水稲など 水田の耕作面積 1ha以上	<p><b>【成果と課題】</b></p> <p>《実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021 年度（令和 4 年度） 3 件 （農業散布用ドローン 2 件、リモコン草刈機 1 件）</li> <li>・ 2022 年度（令和 5 年度） 1 件 （ハウス環境制御機器 1 件）</li> </ul> <p>スマート技術の導入により、作業時の負担軽減や作業効率の向上が図られた。</p> <p>《課題》</p> <p>現状では、導入経費が高額であることやスマート技術の導入に伴う効果の周知不足により導入に対して消極的となっている。</p> <p><b>【拡充内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2023 年度（令和 5 年度）より、「市内の法人格を持った漁業団体」を補助対象者へ加え、水産業も対象としました。</li> </ul>
申請者の経営規模		導入技術の利用規模（目標）																			
経営規模																					
水稲	1ha以上	ドローン (薬剤・肥料散布 用に限定)	水稲 1.0ha以上 野菜 1ha以上 果樹 1ha以上																		
野菜	3.0a以上	ラジコン草刈機	水稲 除草面積 1.0a以上 野菜 除草面積 1.0a以上 果樹 除草面積 1ha以上																		
果樹	3.0a以上	水田水管理システム	水稲など 水田の耕作面積 1ha以上																		

（単位：千円）

予算費目	款) 農林水産業費		項) 農業費		目) 農業振興費	
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
年度						
予算	-	-	-	3,000	3,000	
決算	-	-	-	1,564	1,000	

KPI として事業利用者数が掲げられており、令和 4 年度の目標利用者数は 3 件となっている。実際の利用者数は 1 件であり、達成率は約 33.3%と低水準である。農林水産課は、活用が進まない理由として、農業者の高齢化によるもの、及びスマート農業に関する機械類は未だ高額であり、現状の補助率 1/2、補助金上限 100 万円では導入に消極的な農業事業者が多いことが原因と認識している。今後更なる導入効果の啓発に努めるとしている。

補助金支給にあたって、福山市生産性向上支援事業補助金交付要綱が運用されており、第 16 条において「この事業により取得した財産の処分が制限される期間は、規則第 16 条

の規定にかかわらず、機械等を導入した後7年間とする。」とされている。

(1) 監査の結果

① 【意見】財産処分制限期間を超えて文書保存期間を設定すべきである。

福山市生産性向上支援事業補助金交付要綱第16条の財産処分制限期間7年に対して、市の文書保存期間は5年と設定されていた。補助対象者の財産処分制限期間内に、対応する市の文書が廃棄されてしまうことになり、保存期間の設定が不相当といえ、財産処分制限期間を超えて文書保存期間を設定すべきである。

福山市補助金交付規則第16条によれば、「補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。)を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。」とされている。省令によれば農業機械の耐用年数は通常7年であり、福山市生産性向上支援事業補助金交付要綱において設定されている処分制限期間7年は補助金交付規則通りである。

② 【意見】耐用年数省令に基づく耐用年数に基づかない処分制限期間を設定する場合の全庁的なルールを策定することを検討すべきである。

補助金交付要綱により財産処分制限期間を5年と設定しているものが多く見受けられ、7年と設定されているのは福山市生産性向上支援事業補助金のみであった。補助金交付規則第19条によると、「市長は、この規則に定める手続により難いと認めるときは、補助金に関する手続について、別に定めることができる。」とされているため、別途要綱の設定によりこのような運用が行われていると想定される。

ただ、全庁的な規範となる福山市補助金交付規則第16条において、耐用年数省令に基づく耐用年数が財産処分制限期間となることが示されている以上、同規則第19条により安易に処分制限期間を変更すべきではないと考える。耐用年数省令に基づく耐用年数に基づかない処分制限期間を設定する場合の全庁的なルールを策定することを検討すべきである。

### 3-3 管理運営費補助（卸売市場）

(1) 概要

福山地方卸売市場は、買参人等の許認可、取引の監督、価格調査、駐車場等共用施設の維持管理、ならびに場内警備、先進市場調査研究等の諸事業を行い、市場の総合的な管理運営を行っている。福山地方卸売市場は備後圏域70万人の「食の台所」として、生鮮食料品の安定的な供給という重要な役割を担ってきた。卸売市場は食の安定供給という公益性があり、安定的な運営によりその権能を維持していく必要があることから、当該市場の

運営費を補助することで、福山地域における生鮮食料品の流通の安定を図ることを目的とする。

① 交付される補助金について

補助金交付先：(株)福山地方卸売市場（令和4年度より。(株)福山地方卸売市場、福山大同青果(株)、(株)福山魚市場の三社合併後、(株)福山地方卸売市場に補助金が交付されるようになった。）

交付開始年度：昭和46年、交付継続年数：52年間、補助率：定額

令和4年度予算額：52,330千円、令和4年度執行額：52,329,379円

補助額算定根拠：運営費のおよそ半分を目安に、市が明確に算定可能な駐車場使用料や屋根使用料、廃棄物処理費の合計額を補助金額とし、用途を限定せずに交付する。

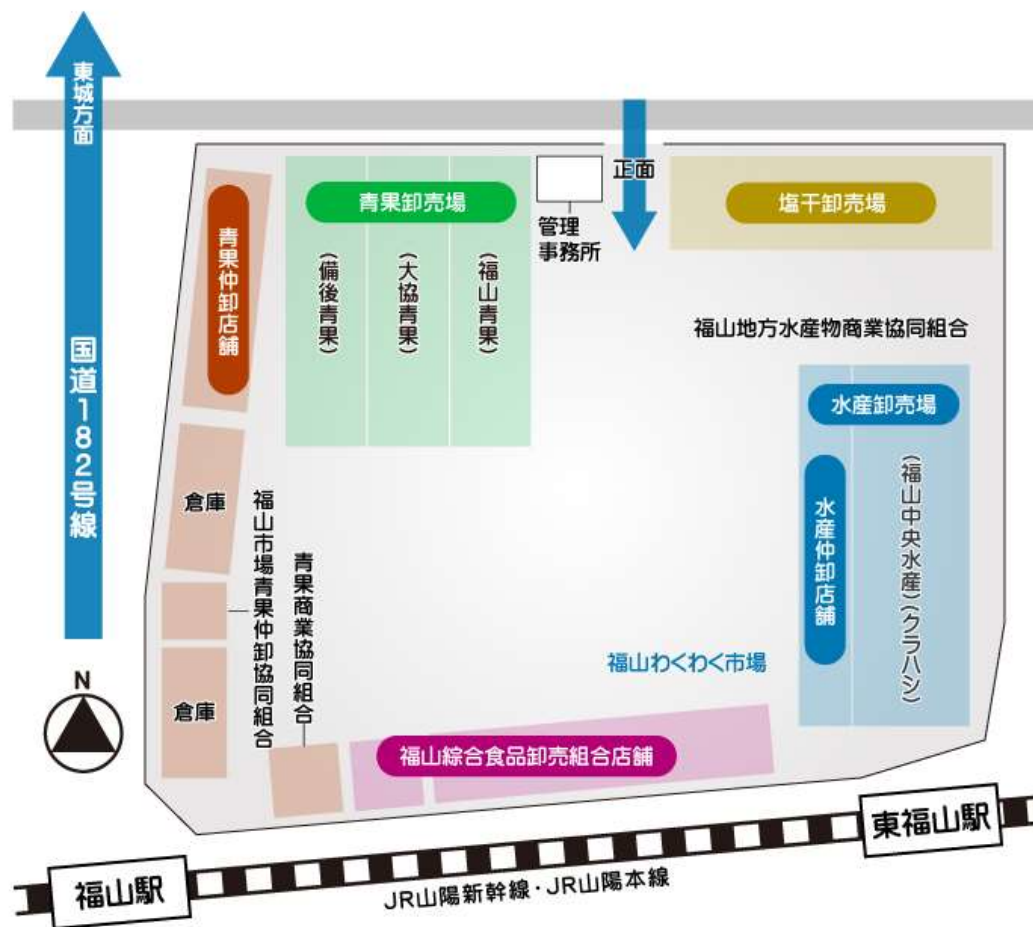
福山市有財産賃貸借料 土地賃借料 50,897,948円、太陽光パネル屋根賃貸借料 431,431円  
（市が所有するトラックヤードの屋根を賃借）廃棄物処分費 1,000,000円

なお、令和3年度以前は、福山地方卸売市場運営委員会（(株)福山地方卸売市場らの合併に伴い会計を(株)福山地方卸売市場へ移管した。）へ補助金が交付されていた。福山地方卸売市場運営委員会は、市場内事業者らで構成されており、主な委員は市場内事業者の経営者である。

② 市場案内図



(出所：福山地方卸売市場ホームページより)



(出所：福山地方卸売市場ホームページより)

③ 土地賃貸借契約書について

土地賃貸借契約書より抜粋

賃貸人：福山市（甲） 賃借人：(株)福山地方卸売市場（乙） 連帯保証人：福山地方卸売市場運営委員会（丙）

（貸付財産）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地及び構築物（以下「貸付財産」という。）を乙の「駐車場その他公共的通路等及び荷捌場及び太陽光パネル敷き」に使用する目的を持って乙に貸し付けるものとする。

種類	所在地	地目、構造	面積
土地	福山市引野町一丁目 105番1	宅地	23,582.48 m <sup>2</sup> のうち 22,322.48 m <sup>2</sup> （別図記載の土地、但し電柱敷を除く）

土地	福山市東深津町三丁目 254 番 1	雑種地	1,859 m <sup>2</sup>
構築物	福山市引野町一丁目 105 番 1	鉄骨造平屋建	延べ面積 534.6 m <sup>2</sup> 建築面積 675.7 m <sup>2</sup> (荷捌き場) 屋根 827.17 m <sup>2</sup> のうち 430.14 m <sup>2</sup> (太陽パネル敷き)

第 2 条 賃貸借料は 51,329,379 円とする。

(維持保全義務等)

第 6 条 貸付財産の維持、保存、改良のために要する費用その他の有益費はすべて乙の負担とする。但し、天災地変、地盤沈下等不可抗力による場合は、この限りでない。

#### ④ 補助金の用途等

福山地方卸売市場は民設民営の卸売市場であり、主に、市所有の管理事務所及び土地(駐車場部分 22,333.48 m<sup>2</sup>)と卸売市場にて事業を営む複数の市場内民間事業者が所有する土地建物で構成されている。福山市所有の土地は、卸売市場の運営会社である(株)福山地方卸売市場、及び土地建物の資産管理会社 2 社(福山大同青果(株)、(株)福山魚市場。いずれも令和 4 年 4 月 1 日に(株)福山地方卸売市場との合併により消滅している。)、市場内事業者らにより組織される福山地方卸売市場運営委員会に賃貸されていた。当該 3 社の合併後、福山地方卸売市場運営委員会は会計を(株)福山地方卸売市場へ移管したため、これに合わせ令和 4 年度より合併存続会社である(株)福山地方卸売市場へ市の土地を賃貸している。

(株)福山地方卸売市場(令和 3 年度までは福山地方卸売市場運営委員会)は無償にて市場内民間事業者を利用して利用させている。別途、当該資産管理会社 2 社は卸売市場の建物を場内事業者らに賃貸して収益をあげていた。(株)福山地方卸売市場、資産管理会社 2 社の株主は、いずれも市場内事業者で構成されており、市の出資はない。

(株)福山地方卸売市場(令和 3 年度までは福山地方卸売市場運営委員会)に市の土地が賃貸されているが、賃借料を上まわる額の補助金が交付されているため、(株)福山地方卸売市場(令和 3 年度までは福山地方卸売市場運営委員会)を介して、実質的に福山市の土地を無償で市場内事業者らに賃貸している状態である。

(株)福山地方卸売市場(令和 3 年度までは資産管理会社 2 社)は施設使用料・運営経費賦課金を場内事業者らから徴収している。市に提出されている令和 4 年度収支決算書では、収入から支出を差し引いた単年度利益剰余金が 28,506 千円生じている。

#### (2) 監査の結果

補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付(対価)を求めずに支出するものであるとされて

いる。地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定され、特定の事務事業に公益性があることが絶対的な条件である。

したがって、補助金を交付するに当たっては、公益性の有無が重要な要件となり、「公益上必要があるか否か」は、当該地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定することになる。しかし、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならないとされている。

普通地方公共団体が補助を行うに当たっては、慎重にその必要性や効果等を検討しなければならない。しかし、補助金等の効果の測定は必ずしも容易ではないことが多く、それゆえに効果の測定に意を用いず、慣例的に補助金等の交付が継続している場合が多い現状が指摘されている。

**① 【意見】補助金が現状では定額であるが、補助対象経費のうち〇分の 1 などのように、補助対象経費のうち補助が必要な金額に応じて算定すべきである。**

市は年間約 50,000 千円前後の定額補助を特定の民間事業者（㈱福山地方卸売市場（令和 3 年度までは福山地方卸売市場運営委員会））に継続して行っている。市の土地を賃貸して賃貸料を収受しているが、一方その賃借料を上まわる額の補助金を交付しているため、実質無償で土地を賃貸している状態である。

市に提出されている㈱福山地方卸売市場の令和 4 年度収支決算書によれば、収入から支出を差し引いた単年度利益剰余金が 28,506 千円生じている。また、令和 5 年 3 月末時点の貸借対照表では、現金預金が 433,323 千円、純資産の部 612,005 千円、無借金という良好な財政状態である。合併前の令和 3 年度の㈱福山地方卸売市場の貸借対照表では、現金預金が 14,217 千円、純資産の部 11,195 千円、長期借入金 6,724 千円となっていた。よって、これらは合併により資産管理会社 2 社（福山大同青果㈱、㈱福山魚市場）が保有していた財産と考えられる。この財政状態を考慮すると、資産管理会社 2 社は、場内事業者からの家賃収入、各事業所からの運営経費負担金等の収入により安定した経営を行ってきたと考えられる。場内の駐車場は無償利用可能となっており、この市の駐車場が利用できる立地に建物を所有している資産管理会社 2 社は間接的に受益者となってきたと想定される。

なお、これらを確認するため、㈱福山地方卸売市場へ合併前の福山大同青果㈱、㈱福山魚市場の決算書等の提出を依頼したが、別会社の資料ということで提出は困難との回答があり、入手することができなかった。

市の他の補助金交付事業をみても、民間事業者に対して定額全額補助という補助金は少なく、補助対象経費の 1/2 や 2/3 を上限などと条件が付されているものが多いと考えられる。本件では、例えば、「その運営に要した経費」及び「市場の発展に資すると認められる事業に要した経費」などといった区分を設け、この補助対象経費のうち〇分の 1 などのよ

うに、補助対象経費のうち補助が必要な金額に応じて算定すべきである。

② **【意見】市は事業者の財政状況を十分に査定し、補助金交付額を再検討すべきである。**

公益上必要のある補助対象事業から利益剰余金が発生すること自体は民間事業者の経営努力もあり何ら問題はなく、利益剰余金が市の補助金により直接的に発生していることが明確でない限り、補助金の交付自体は問題とはならないと考えられる。

ただし、事業者において、利益剰余金が発生して剰余資金の保有があり、当該補助金の縮減が可能な状況にある場合には、市は事業者の財政状況を十分に査定し、補助金交付額を再検討すべきである。市は、収支報告書を入手していたものの、補助対象事業者の財政状態を確認する決算書等の資料を入手しておらず、継続して定額補助することが妥当か検討が行われていなかった。

③ **【意見】民間事業者の売電事業に補助金が充当されないよう再検討すべきである。**

特に当該補助に関しては、単に事業者の売電収入となる太陽光パネルを設置するための屋根賃借料についても事実上、補助金が充当される状態となっている。売電事業は、生産、販売活動等の用に直接供せず雇用を生み出すような性質のものではないため、市町村の固定資産税減免措置からも除外されていることが多い。売電事業に対する補助金とならないよう再検討すべきである。

### 3-4 福山地方卸売市場財産管理等業務委託、生鮮食料品流通統計業務委託、福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託

#### (1) 概要

いずれも、随意契約にて福山地方卸売市場の運営会社である(株)福山地方卸売市場に発注されている。随意契約の根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)である。

① 福山地方卸売市場財産管理等業務 委託仕様書 抜粋 (契約金額 1,918,000 円)

#### 3. 業務内容

##### (1) 市場内の市有財産の管理に関すること

- ・巡回
- ・除草及び水路等の清掃
- ・大雨(特に手城川増水時)で被害があった場合の市場関係者及び市への報告
- ・要修繕箇所等の確認
- ・駐車場整備及び補修工事に関する事務(市場関係者との連絡調整、日程調整、工事告知、

現場立会)

- (2) 市場関係者及び農林水産課との連絡調整に関すること
- (3) 青果物、水産物の流通統計及び卸売価格の調査に関すること
- (4) 市場見学等の案内に関すること
- (5) 野菜生産出荷対策に関すること
- (6) 市場開設者が使用した、電気・上下水道料の子メーター検針と請求に関すること
- (7) その他、市場流通に関し、必要と認める業務

② 福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託概要 抜粋（契約金額 198,000 円）

- 4 清掃場所 別図のとおり 2階平面図
- 5 清掃面積 床面ワックス処理 162.89 m<sup>2</sup>×8回（内ハクリ1回）  
床面掃き拭き清掃 162.89 m<sup>2</sup>×7回  
ガラス清掃 65.89 m<sup>2</sup>×両面×1回  
便器・洗面台等洗い 7個×8回  
磁器タイル洗浄 11.55 m<sup>2</sup>×8回

(2) 監査の結果

① **【意見】** 財産管理業務委託が別途生じないように、賃貸借契約を締結すべきである。

市は福山地方卸売市場内の土地賃貸を(株)福山地方卸売市場に行っているのみならず、市が福山地方卸売市場内に所有する管理事務所（建物）のうち、(株)福山地方卸売市場が日常的に使用する事務所と警備員室について使用許可を行っている。市場開設にあたり行政側の責任部分として管理事務所のうち事務所と警備員室を除く部分と、駐車場の維持管理について(株)福山地方卸売市場に業務委託を行っている。

しかし一般的に、賃借人は賃借物を善良な管理者としての注意を払って使用する義務を負っており(民法第 400 条)、また、市と(株)福山地方卸売市場との賃貸借契約書第 6 条では、維持保全義務等は賃借人である(株)福山地方卸売市場が負うことになっている。財産管理業務委託が別途生じないように、賃貸借契約を締結すべきである。また、別途財産管理を委託業務として発注する必要がある場合は、賃貸借契約に含まれる内容を除くものであることを明記すべきである。

### 3-5 森林公園の維持管理

(1) 概要

地域の憩いの場として慣習的に利用されていた森林など 12 ヶ所を福山市が引継ぎ森林公園として維持管理している。森林公園として管理することとなった経緯は、表のとおりである。

その中には、個人が所有する山林や賃貸借契約が存在しないものも含まれている。なお、



憩いの森として利用している山林には固定資産税は課税されていないとのことである。

森林公園として管理することとなった経緯等は、以下の通りである。

公園名	経緯	土地所有権利関係	契約関係
蔵王憩いの森	明治百年記念事業として1968年度(昭和43年度)から整備。 また、1998年度(平成10年度)～2000年度(平成12年度)に県が環境防災林整備事業により、防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林整備を行った。 その後の管理は市が行っている。	福山市、個人等	なし
本郷憩いの森	明治百年記念事業として1970年度(昭和45年度)に整備。 その後の管理は市が行っている。	個人等	なし
緑陽公園	1975年度(昭和50年度)から1977年度(昭和52年度)まで、県が生活環境保全林整備事業により整備した森林に、市が芝広場、駐車場、休憩所、展望台、遊具、トイレ等の施設を設置した。 その後の管理は市が行っている。	個人等	賃貸借
ふれ愛ランドの森	地元共有山の森林整備要望に基づき、県が2002年度(平成14年度)～2004年度(平成16年度)に生活環境保全林整備事業により整備したふくやまふれ愛ランド周辺の森林で、2005年度(平成17年度)から市が管理している。	個人等	なし
大佐山憩いの森	1967年度(昭和42年度)から1972年度(昭和47年度)まで、保養センター、野球場、テニスコート、展望台、森林遊歩道等を備えた総合運動公園として整備された。その後、保養センターは廃止され、大佐山運動公園と大佐山憩いの森となっている。	個人等	賃貸借

日隈自然公園	<p>新市町出身者の寄付金を基に地域住民が日常生活で余暇を楽しむため、自然の中で手軽にレクリエーションが行え、またコミュニティー形成を図るふれあいの場として整備された。</p> <p>事業内容は、広島県地域づくり総合補助事業により1990年度（平成2年度）に敷地造成を行い、駐車場、管理道（遊歩道）、公衆便所、東屋、遊具等の施設を設置した。</p> <p>2002年度（平成14年度）には、ちびっこ用スプリング遊具、東屋、ベンチ・テーブルを設置した。</p>	福山市 （1筆のみ 1/2個人）	なし
相方城跡憩いの森	1995年度（平成7年度）に相方城跡が広島県重要史跡に指定されたのを受けて、1997年度（平成9年度）に山林所有者より敷地の寄付を受け、相方城跡憩いの森として整備した。	福山市、個人等	なし
内浦憩いの森公園	1972年度（昭和47年度）に内浦山に公園を整備し、内海町の桜の名所にと苗木を植えた。	福山市、個人等	なし
王城・切石山公園	横島南端の横山海岸から王城・切石山に登る林道（県単独林道横山岩谷線）が供用され、この林道をアクセス道として利用することにより、横山海岸に訪れた入り込み客等の利用が想定されたため、1997年度（平成9年度）に遊歩道と展望地を整備した。	福山市、個人等	なし
ふれあいの森公園	1983年度（昭和58年度）に広域的な人々の交流と憩いのレクリエーション拠点である、林間レクリエーション公園として整備された。	福山市、個人等	なし
白木山森林公園	1988年度（昭和63年度）～1990年度（平成2年度）に県が「生活環境保全林整備事業」により整備した森林で、1991年度（平成3年度）から市（沼隈町）が管理をしている。	福山市、個人等	賃貸借
四季の森公園	1997年度（平成9年度）から2001年度（平成13年度）まで、県が生活環境保全林整備事業により整備した森林に、市（神辺町）が公衆用簡易トイレを設置し、管理している。	個人等	賃貸借

(2) 監査の結果

① 【意見】森林公園の不動産の権利関係を整理すべきである。

市が管理している森林公園に係る不動産の権利関係が整理されていない。市の公的施設として運営する以上、継続して安定した運営がなされる必要がある。森林公園として利用

している土地の範囲やその所有者、契約関係などを明確に整理して一覧化すべきである。

② **【意見】管理責任の所在を明らかにするため、賃貸借契約を締結し、市が管理すべき範囲を明確にすべきである。**

市と山林所有者との間で山林の賃貸借契約が締結されていないため、市が占有者・賃借人として損害発生を防止する必要がある山林の範囲が明確になっていない。また市が維持管理すべき範囲を明確にすることで、市が本来管理する必要のない範囲の維持管理支出が抑制される。管理責任の所在を明らかにするため、賃貸借契約を締結し、市が管理すべき範囲を明確にすべきである。

また、市が賃借していない山林は市が維持管理すべきものではないため、もし市税を投入した場合、他の山林所有者との間で不公平が生ずることになる。所有者不明の山林の増加が懸念されることから、早期に森林公園の不動産の権利関係、管理範囲を明確にしていきたい。

### 3-6 森林公園の清掃業務

#### (1) 概要

##### ① 清掃業務について

市には、森林公園が12ヶ所整備され、森林とのふれあいの場として地域住民に親しまれている。恵まれた自然環境を保全しつつ、利用者が快適・安全に利用できるよう、遊歩道の草刈り作業等を委託している。

当該清掃業務は、地元住民団体へ一者随意契約となっており、その理由は施設の事情に精通しているためとされている。

##### ② 契約までの流れ

市において業務量（面積・回数）を算出し、標準労務単価等を基に設計する。その後、契約相手方から委託見積書の提出を受け、予定価格以内であったため契約した。

#### (2) 監査の結果

##### ① **【意見】競争性の向上を確保するため、契約相手の妥当性検証の強化を図るべきである。**

森林公園の清掃業務委託に関して、一者随意契約の契約相手は、ほとんどが前回と同じ相手になっている。町内会や自治会に一者随意契約で管理を委託しているケースが多数ある。このうち、市の設計書と委託先からの委託見積書が一致しているものが2件あった。

他部署や他市における類似事例の状況確認、業者情報の共有や契約を履行する能力のある事業者の参入状況についての情報収集を行うなど、契約相手の妥当性について確認し、競争性の向上の確保に努めるべきである。

近隣の社会福祉法人や公益的な団体と相見積りすることも考えられる。

### 3-7 森林経営管理等推進（保全対策事業）

#### (1) 概要

事業目的	事業概要
<p>森林所有者が経営管理できていない森林を適切に管理していくため、森林環境譲与税を活用して、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づいた森林整備等の事業を行う。</p>	<p>①経営管理事業 森林経営管理権集積計画を策定し、森林整備を実施した地区において、森林の現況調査のための巡視を実施 巡視地区：本郷町</p> <p>②保全対策事業 土砂流出防止や土壌保持力などの森林の多面的機能の回復を図る「災害に強い森づくり事業」を実施 2022年度：3か所</p> <p>③森林環境譲与税基金積立金</p>
事業スキーム	事業評価
<p>《災害に強い森づくり事業》</p>	<p>&lt;成果と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度に、人工林におけるスギ・ヒノキ等の木材資源量調査を実施した結果、伐採・搬出を伴う木材の生産は、コストが販売価格を超えるなど、木材産業に不適であることが判明。</li> <li>・森林整備の方向性として、人工林の整備から人里に近い森林（里山林）における災害未然防止を目的とした整備を中心に実施する。</li> </ul> <p>&lt;財源確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境譲与税を充当</li> </ul> <p>主な用途 森林整備（間伐・植栽・維持管理等）事業 緩衝地帯整備事業（有害鳥獣対策） 山林資源活用事業（里山里地再生保全）</p>

（単位：千円）

予算費目	款) 農林水産業費		項) 林業費		目) 林業振興費	
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
予算	—	23,000	49,001	49,004	64,002	
事業執行	—	10,938	22,570	8,989	24,034	
基金積立	—	11,984	26,139	39,742	37,881	
決算	—	22,922	48,709	48,731	61,915	

#### ① 福山市の森林について

市の総面積は 51,772ha で、その内森林面積は 26,098ha で、総面積の 50%を占めてい

る。民有林面積は、22,455haで、そのうちヒノキやスギを主体とした人工林面積は2,868haで人工林率は約12.8%であり、ほとんどが天然林となっている。

福山市の森林の大半を占める広葉樹を中心とした天然林については、人里に近い森林の荒廃等により、森林のもつ公益的機能が低下している状況が見られ、野生動物のひそみ場となっている森林の整備も課題となっている。

また、スギ・ヒノキの人工林については、搬出間伐の必要なIX齢級以上の森林が6割を超えているが、所有規模が小さく効率的な木材生産ができない森林が多く、間伐等の手入れ不足の森林が増加しており、森林の管理水準の低下が危惧される状況となっているため、「環境貢献林」として整備し、水源涵養や県土の保全等の公益的機能の高度発揮を図る必要がある。（福山市森林整備計画より）

本事業は、森林整備によって森林の持つ山地災害防止機能の向上を図る事業で、森林整備に関する幅広い専門知識や技術力に加え、本市の気候風土や地質、自然植生した樹木からなる里山林（広葉樹）の状況を熟知している必要がある。本市では、森林面積のうち、里山林（広葉樹）が大半を占めており、伐採等のノウハウが確立している人工林と異なり、多種多様な広葉樹の伐採等については、本市の里山林を熟知し、その整備に精通していることが必須となる。

R4 保全対策事業では、「災害に強い森づくりの基本的な考え方」に基づき実験的に森林整備事業（3箇所）を実施し、委託事業者より伐採した木の樹種・樹高・直径等の報告を受けている。委託事業者からの報告は、森林整備箇所における樹木の健全な育成に必要な調査や維持管理に活用される。農林水産課は、整備箇所数はできるだけ多く整備したいと考えており、結果を「災害に強い森づくり基本方針」としてまとめ、事業量を増やしていることとしている。

## ② 森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の用途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業に活用可能となっている。財源は、当該森林経営管理等推進（保全対策事業）や木材利用などで活用されている。

森林環境譲与税が適正な用途に用いられることが担保されるように、市町村等はインターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされており、市では以下のとおりホームページ上で公表している。令和4年度森林環境譲与税の用途は以下のとおりである。

令和4年度 森林環境譲与税の使途

事業区分	事業名	事業総額（千円）			事業内容	
		(A) + (B) + (C)	(A) うち令和4年度の森林環境譲与税（千円）	(B) うち基金取崩額（千円）		(C) うち他の財源（千円）
私有林整備	森林経営管理事業	66	66	0	0	R2年度に市町村森林経営管理事業で森林整備した森林の巡視業務を委託
私有林整備	保全対策事業	8,630	8,630	0	0	土砂災害が発生する可能性の高い森林において、森林所有者への意向調査や森林の現況調査、同意取得の業務及び森林整備を実施（災害に強い森づくり事業）
その他（森林整備）	文具その他事務費	205	205	0	0	森林経営管理事業及び市町発注事業等に係る事務費
その他（木材・普及啓発関係）	市単独事業（憩いの森整備事業）	7,071	7,071	0	0	森林や林業に対する理解を深めてもらうため、市街地近郊にある森林公園の施設整備を実施
その他（木材・普及啓発関係）	里山里地保全事業（山林資源活用事業）	283	283	0	0	地域内の山林資源を活用し、地域資源の価値創出を図ることで、森林の多面的機能の普及・啓発等へつなげるための補助
私有林整備	有害鳥獣対策事業（緩衝地帯整備費補助）	2,500	2,500	0	0	イノシシ等の有害鳥獣の侵入を防ぐため、野生生物生息域と人里を隔てる緩衝地帯の整備費を補助
木造公共建築物の整備等	寄宿舎管理運営費	5,280	5,280	0	0	福山市立高等学校寄宿舎の木製ベッドの購入
基金積立	森林環境譲与税基金積立金	37,880	37,880	0	0	私有林等の森林整備及びその促進に関する施策のための積立

③ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項

市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 1 森林の整備に関する施策
- 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第3項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

(2) 監査の結果

① **【意見】**事業の効率性経済性を確保するため、競争原理が働くように、市外を含む林業事業者及び他産業事業者への周知を行い、林業事業者の育成、他産業からの森林整備事業への参入、森林整備に関する教育研修を促進すべきである。

森林経営管理等推進（保全対策事業）は、契約方法として随意契約が採用されており、見積もり合わせはなく広島県東部森林組合の一者のみが委託先の対象となっている。

随意契約を採用した理由としては、「森林所有者である組合員で組織され、市内各地での里山林整備や樹木伐採等の実績が数多くあり、本市の里山林を熟知し、整備に精通している広島県東部森林組合に委託することが最も合理的であり競争入札に適さないため。」とされている。

市としてSDGs・防災の観点から、「重点政策」（企画政策課）に掲げられているとおり、「災害に強い森づくりの推進」を進めている。

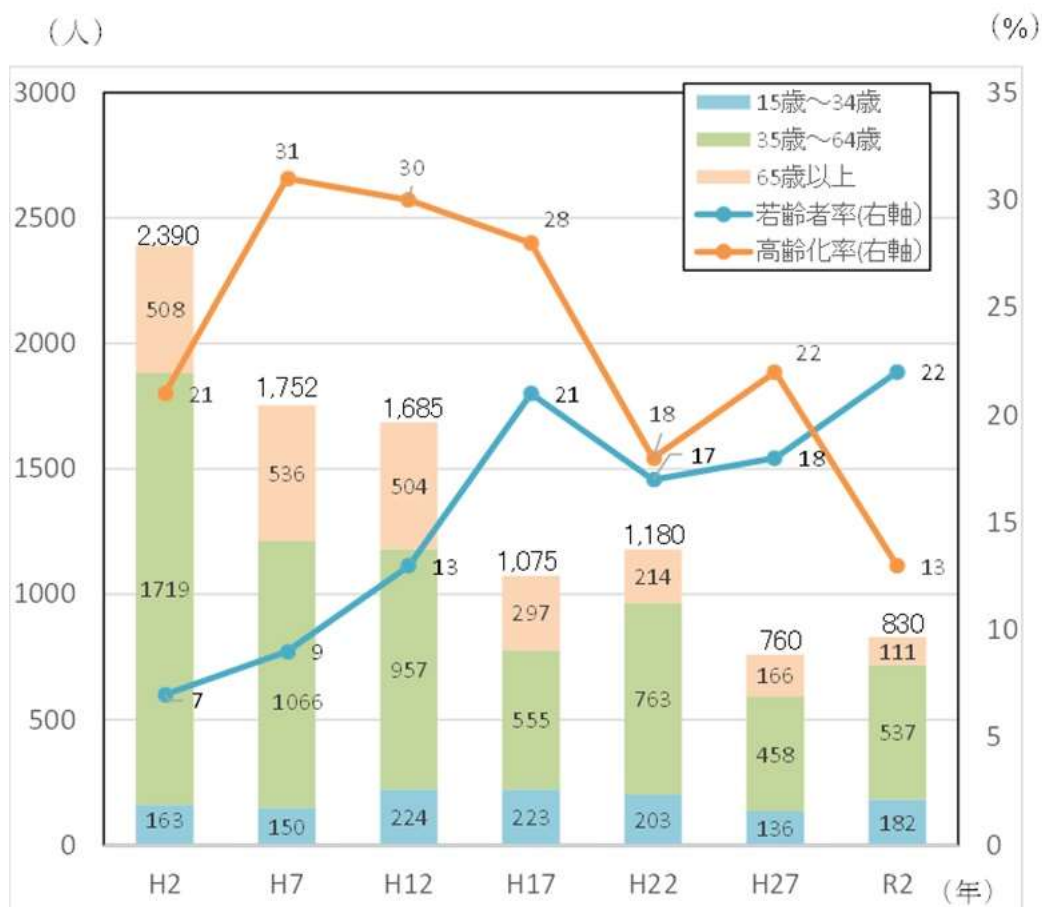
また、市には毎年度森林環境譲与税という税金があり、森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の用途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業に活用可能となっている。このため、市においては、災害に強い森づくりを推進するため、森林経営管理等推進（保全対策事業）事業を行っている。今後継続して一定の発注額が想定され、森林経営管理事業・福山市災害に強い森づくり事業等の森林整備に関する事業が一層推進されていくものと想定される。

これらの需要に反して、広島県内の林業従事者数は平成27年時点では760人、福山市では62人しかいない。市が一者随意契約先としている広島県東部森林組合でも作業員数は10人程度である。人口及び林業事業者数が減少するなか、随意契約による委託先を市内に本店をかまえる林業事業者に限定すると実質的に特定の業者以外対応ができなくなる傾向が強まることになる。そうすると、競争原理が働かなくなり、事業の有効性・効率性・経済性が害されることになる。

事業の効率性経済性を確保するため、競争原理が働くように、市外を含む林業事業者及び他産業事業者への周知を行い、林業事業者の育成、他産業からの森林整備事業への参入、森林整備に関する教育研修を促進すべきである。契約の原則は一般競争入札であり、対象となる事業者が少ないとしても、これを解消しようとする施策を講じるべきである。森林整備に関する教育研修を事業として行うなどして、他業種からの参入を促進することを検討すべきである。

森林施業の合理化に関する基本方針（福山市森林整備計画）でも、「本市は、広葉樹を中心とした天然林群が広範囲を占めているため、森林ボランティアや企業・団体等の多様な主体による森林整備を推進することとする。」としている。この基本方針にも沿うものと考えている。

### 県内の林業従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

### 3-8 有害鳥獣対策事業（野生鳥獣緩衝地帯整備事業）

#### (1) 概要

事業目的	事業概要
<p>・有害鳥獣対策 「環境づくり」・「侵入防止」・「捕獲」の観点から、防護柵設置や箱わな導入をはじめ、捕獲班の活動支援、地域の環境づくりへの支援、市民への被害防止対策の周知など、総合的に対策を推進することにより効率的に被害を軽減し農林水産業の振興を図る。</p>	<p>○緩衝地帯整備費補助 有害鳥獣の生息域と人里を隔てる緩衝地帯を整備し環境改善をすることでイノシシ等の侵入を防ぐ。</p>
事業評価	
<p>&lt;成果と課題&gt; 地域からの有害鳥獣の被害相談の機会を通じて周知を図っており、本年度までの実績として1か所の整備となっている。整備後は、有害鳥獣の出没が抑えられている。 課題として、整備後の10年間の草刈り等の維持管理を要件としていたことに地域の負担感があつたため、2022年度に要綱改正により、要件を緩和した。また、整備後の草刈り等に係る経費を補助</p>	



することとしており、周知・啓発を行いながら本事業の活用促進を図っていく。

(単位：千円)

予算費目	款) 農林水産業費		項) 林業費		目) 林業振興費	
年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
予算	—	—	—	7,500	7,500	
決算	—	—	—	0	2,500	

※森林環境譲与税を活用して令和 3 年度に事業を新設

手入れの行き届かない森林の増加などの理由により、イノシシなど野生鳥獣の生息域が広がっている。市は鳥獣捕獲対策や防護柵設置等、また緩衝地帯の整備について、各種補助制度を整備している。

#### ① 野生鳥獣緩衝地帯整備事業

有害鳥獣対策事業のうちの一つであり、鳥獣被害が依然として発生する中、人と野生鳥獣との棲み分けを図る緩衝地帯の整備を図る事業である。イノシシのひそみ場となっているような森林を整備し、緩衝地帯とすることでイノシシが地域へ侵入することを防ぐ。緩衝地帯の整備にあたり、補助金申請を受け付けており、森林整備事業者への委託費用を 250 万円まで全額補助する。

#### (2) 監査の結果

##### ① 【意見】補助金利用率が低調な事業につき周知方法を見直すとともにその原因を追究すべきである。

令和 5 年 11 月 11 日の中国新聞の記事によると、福山市内で令和 5 年 9 月以降、イノシシによるけが人が 4 名発生している。市内のイノシシの捕獲頭数は、本年度、9 月時点で約 1,200 頭と、過去 10 年で最多の 1,736 頭だった令和 4 年度と同じペースである。ただ、緩衝地帯整備事業対策補助制度の利用は令和 3 年度の制度創設から 1 件のみと低調である。

市内のイノシシの捕獲頭数は増加傾向にあり、またイノシシによるけが人が短期間で 4 名も発生しているため、イノシシ対策への市民の関心は高まっているはずである。市の HP で当該補助金の概要は公開されているものの、利用率が低調ということは、市民に広く認知されていない可能性が高い。もし広く認知されているとすれば利用できない理由がある。市のパンフレットでは、例として「出前講座の開催（獣害 STOP セミナー）」を行うことになっているが、出前講座の開催には、原則として市内に居住、通勤、通学している 10 人以上の団体やグループが、開催日の 14 日前までに、「出前講座受講申し込み書」を講座担

当課へ直接提出する必要がある。市民が気軽に利用できるような方式ではないものと考えられる。

補助金利用率が低調な事業につき周知方法を見直すとともにその原因を追究すべきである。能動的に自ら市が行う事業の情報を得ようとする市民は多くはないと思われるため、補助金利用率の低い事業については、市から市民や自治会などに対して書面のみならずITツールも活用して積極的・定期的に情報発信を行う必要があると考える。

「イノシシ対策・緩衝地帯整備に補助金を交付します」（福山市 HP より）

## 緩衝地帯整備事業

野生のイノシシは非常に警戒心が強く、人間から自分の姿が見えてしまうことを嫌います。イノシシのひそみ場となっているような森林を整備し、※緩衝地帯とすることでイノシシが地域へ侵入することを防ぎます。

※ 緩衝地帯…有害鳥獣の生息域と人里を隔てるための整備地帯で「バッファゾーン」とも呼ばれています。

整備イメージ


➔




**自治会（町内会）によるイノシシ対策**

- 山際森林の伐採
- 下草刈りなど

➔

**森林整備が可能な事業者（森林組合など）へ委託**

委託費用の全額を補助します

※ 補助上限額 250万円まで

緩衝地帯を整備するために

- 0.3ha（30m×100m）以上の整備を行ってください。
- 森林所有者のすべての同意をもらってください。
- 予定地のすべての土地が連続して整備できるようにしてください。

緩衝地帯整備までの流れ（参考）

7～8月	出前講座の開催（獣害STOPセミナー） 被害地域の現地確認（集落実態調査）
9月～10月	施業方法の検討 森林所有者の探索～地域の合意形成
11月～	施業開始
2月	施業完了～完了報告
3月	事業完了

**【まずはご相談ください】**

**福山市 農林水産課（林務担当）**

**☎(084)928-1033 / Fax(084)927-7021**

**E-Mail : nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp**

### 3-9 漁場環境整備事業

#### (1) 概要

事業目的	事業概要
漁場整備、種苗放流、栄養塩の管理運転、資源管理を複合的に実施することで、豊かな海を再現し、水産資源の増大を図る。	水産資源の増大に向けた対策 ①種苗放流事業費補助（海水魚類、貝類、淡水魚類） ②種苗放流事業費負担金（県重点魚種：ガザミ、カサゴ） ③豊かな海づくり推進事業（栄養塩調査） ④漁場環境整備事業費負担金（漁礁設置） ⑤海底耕うん効果検証
事業スキーム	事業評価
	<p>&lt;成果と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の水産資源は全国と同様に、温暖化による藻場の衰退、生育環境の変化などを要因として、良質の漁場が失われてきており、水産資源の減少傾向が続いている。</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①種苗放流事業費補助：11,260千円</li> <li>②種苗放流事業費負担金：2,300千円</li> <li>③豊かな海づくり推進事業：330千円</li> <li>④漁場環境整備事業費負担金：27,000千円</li> <li>⑤海底耕うん効果検証業務委託：9,000千円</li> </ul>

(単位：千円)

予算費目	款) 農林水産業費		項) 水産業費		目) 水産振興費	
	年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
海底耕うん効果検証 業務委託	予算	—	—	—	—	9,000
	決算	—	—	—	—	8,450

水産資源の増加に向けた海底耕うんの実施を行い、海底耕うん実施前後の水質及び底質の調査結果の提出を受ける委託業務である。契約方法として、一者随意契約が採用されている。市は海底耕うんは3年間の実施を予定しており、経年変化を見ながら効果検証し、水産資源の増大に向けた取組に活かしていく考えである。

① 随意契約の理由

実務には漁船、漁具に精通した知識・経験が必要であり、各漁業協同組合、漁業関係者、関係官庁との綿密な連携が不可欠であることから、漁業協同組合により構成される福山地区水産振興対策協議会に委託することが最も合理的であり競争入札に適さないため。

② 仕様書の内容

委託先に対しては、仕様書が公開されている。仕様書における業務委託の内容は以下の通りである。

(1) 海底耕うんの実施

- ① 作業対象：2 地点（1 地点当たり 100ha（1km<sup>2</sup>））
- ② 場 所：漁業操業区域の芦田川の沖及び田島の東側の地先水面。実施場所イメージは別紙参照。  
※ 詳細については発注者と協議の上で決定する。
- ③ 実施予定日：6 月、7 月、2 月、3 月  
※ 詳細については発注者と協議の上で決定する。
- ④ 実施方法
  - ア 耕うん作業漁船：底曳き網漁船
  - イ 耕うん漁具：海底耕うんの専用の耕うんけた  
寸法 縦 120cm、横 150cm、高さ 30cm、爪 30cm（5 本）
  - ウ 耕うん方法：1 日当たり 5 隻の耕うん作業漁船で、  
1km の耕うんを 20 回ずつ実施。  
※ 1km を 3kn で耕うんすると 1 回あたり約 10 分
  - エ 耕うんイメージ：別紙参照
  - オ 耕うん作業漁船数：延べ 40 隻
  - カ 安全監視船数：延べ 16 隻
  - キ 実施日数：延べ 8 日
  - ク 実施時間：航行 1 時間、耕うん 5 時間（調整時間、休憩時間含む）
- ⑤ その他
  - ア 耕うんに伴い、必要な海上保安庁への作業届などを行う。
  - イ 船上作業は 2 名以上で行う。
  - ウ 作業員は傷害保険に加入すること。
  - エ 消耗品費については契約金額の範囲内とし、契約金額を超える場合には受注者負担とする。
  - オ 海底耕うんにより廃棄物が生じた場合は、適切に処分すること。なお、当該処分に当たっては、契約約款第 6 条第 3 項の承諾を得ることなく、第三者に委任し、又は請け負わすことができる。

## (2) 耕うん効果の効果検証

### ① 検証概要

(1) ①の地点において、海底耕うんの実施前、実施中及び実施後において、次のとおり調査を行い、耕うんの効果について検証する。各地点において海水を採取し、それぞれの三態窒素（アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素）の濃度を調査する。調査結果をもとに、海底耕うんによる栄養塩の拡散状況について検証する。

（延べ調査回数 24 回）

ア 事前調査：海底耕うんの実施前

イ 実施中調査：海底耕うんの実施中

ウ 事後調査：海底耕うんの実施 2 週間後を目途

### ② その他

調査に伴い、必要な海上保安庁への作業届などを行う。

## ③ 福山市委託契約事務の手引

「福山市委託契約事務の手引」によれば、設計書の作成について以下の通り記載がある。

「設計書は、委託金額の積算をして設計金額として把握する基礎であり、設計金額は予算の範囲内でなければなりません。

委託契約は、業務自体が特殊な技術、高度の専門的な知識を有する技術者及び作業員などの役務の提供が主なものであるため、設計金額の積算は、仕様書を算定基礎として、業務実施内容、業務量、作業の難易度等を考慮して算定する必要があります。

積算は、委託の是非、業務効果、さらには入札執行等に大きく影響するため、正確な内容が求められます。

具体的な設計金額の積算に当たっては、標準作業量、作業時間さらには標準労務単価の把握に努めるとともに、標準料金や単価表が公表されている業種にあっては、それらの資料、情報を収集し、業務の市場価格、実勢価格等を参考にしてください。

また、技術的な内容は、営繕課、設備課等それぞれ専門部署から情報を得ることも大切です。建設物価（建設物価調査会）、施工単価資料（一般財団法人建設物価調査会）、積算資料（一般財団法人経済調査会）なども参考にしてください。

設計書の作成に当たり、参考として業者から見積を徴取する場合には、見積条件を示し、できる限り 3 者以上に依頼してください。

なお、積算方法がわからないときなどは、情報システム関係は ICT 推進課、警備・清掃業務関係の人件費単価及び積算方法は建設政策課、技術的な内容は営繕課、設備課等、それぞれ専門部署に相談してください。

以上の点に留意しながら、予算費目、予算執行可能額を確認し、仕様書を基本資料として、設計書を作成してください。」

#### ④ 契約までの流れ

民間事業者から徴した参考見積や工事設計労務単価を参照して設計し、その後、福山地区水産振興対策協議会から委託見積書の提出を受け、予定価格以内であったため契約した。

#### (2) 監査の結果

① **【意見】競争入札及び見積書合わせが行われない委託業務（一者随意契約）について、類似業者からの見積書の取得のほか、他部署や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施などにより契約の透明性・経済性を確保すべきである。**

当該一者随意契約先の委託見積書、市の実施設計書（及び予定価格調書）、契約書がすべて同額となっていた。市は「福山市委託契約事務の手引」に従い、委託先に対して仕様書を公開している。市は別途実施設計書を作成しており、例えば人件費に関しては、国土交通省より公表されている単価に基づき設計しているが、どの単価を利用しているかは当然に委託先に明示されていない。

しかし、委託見積書（詳細内訳はない）は市の実施設計書と一致している。この理由としては、特殊な業務であり、業務の仕様書を作成するにあたって委託先と詳細に打合せをしたことで、委託先にとって設計価格の予想がしやすかったのではないかとのことである。

原則として、随意契約であっても福山市契約規則第 43 条により、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴すべきである。安易に一者随意契約をすべきではないが、合理的な理由により一者随意契約とせざるを得ない場合も存すると思われる。この場合であっても、契約の透明性、公平性の向上を確保する必要がある。

一者随意契約の業務委託に関する仕様書及び設計書の作成については、随意契約先の見積書や打ち合わせ通りの設計価格になってしまうことが考えられる。仕様書及び設計書は市が主体的に作成すべきである。具体的には、類似業者からの見積書の取得のほか、他部署や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施などにより適正な予定価格の設定に努めることが考えられる。

### 3-10 農林水産業の事業承継について

#### (1) 概要

産業構造の変化や人口減少・少子高齢化の進行などに伴い、農林水産業者は減少・高齢化しており、次代の担い手が不足する中、2025 年（令和 7 年）には団塊の世代が 75 歳を超える状況となることから、産業としての持続可能性が危ぶまれている。また、農林水産業が衰退することにより、耕作放棄地や有害鳥獣被害の増加、自然災害の激甚化など、市民生活全般にも大きな影響が及ぶことが懸念される。（令和 4 年 3 月福山市農林水産振興ビジョンより）

このような状況の中で、市では、様々な取組を行っているものの、農林水産業の事業承継に関する直接的具体的な事業は行われていない。福山市農林水産振興ビジョンに関連す

る事業は以下の通りである。

農林水産振興ビジョンの4つの方向性	分野	事業名	事業内容
「持続可能な土地利用計画のもと」	農業	◎農地適性調査業務委託	<p>目的：農業従事者の高齢化や後継者不足などにより持続可能性や耕作放棄地の防止のため農地の適性に応じた利用を促す</p> <p>効果：①生産性の高い農地は、経営力のある担い手に集約化 ②効率的な営農に不向きな農地は、農業関連施設への活用を含め耕作以外の用途に活用</p> <p>成果：GISなどで分析した農地適性調査による大規模農地や施設園芸確保可能区域などの抽出（2022年度）</p>
		◎地域計画の策定	<p>目的等：これまでの人・農地プランの法定化により、市街化区域を除く全ての農地を対象に、担い手等へ集積・集約化が図られためざすべき農地利用の姿を明確化した地域計画を策定する。（2023年度から取組を開始、2025年3月策定見込み）</p>
	水産業	◎漁場環境整備事業	<p>目的：水産資源の再生に向け、県が実施する広域的な漁場整備（漁礁設置）に係る事業費の一部（30%）を負担</p>
		◎海底耕うん効果検証	<p>目的：漁場環境の改善のため、海底耕うんにより、海中の栄養塩類濃度の増加、底質の改善を図る</p>
「高齢化する農林水産業者を支援しつつ」	農業	◎遊休農地活用促進事業	<p>目的：遊休農地の維持管理に必要な経費の一部を補助することで、担い手等が利用することが可能となるよう農地機能を維持するとともに遊休農地の発生拡大を防止する。</p> <p>対象者：農地所有者から委任を受け草刈等の管理作業を実施する法人、団体等</p> <p>対象事業：草刈等の管理作業に必要な経費の一部</p>

		◎地域計画の策定《再掲》	※《再掲》のため省略
林業		◎災害に強い森づくり	<p>目的：森林環境譲与税を活用し、土砂災害の危険性の高い里山林を対象に、土壌保持力と水源かん養機能の向上を目的とした森林整備</p> <p>対象地域：土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエロー、レッド）</p> <p>対象事業：間伐、除伐 《森林組合に業務委託》</p>
		◎ひろしまの森づくり事業の推進	<p>目的：県土の保全や水源のかん養の公益的機能を有する森林を県民の財産として守り育て次の世代に引き継ぐことを目的とした森林整備</p> <p>対象者：住民団体やNPO等</p> <p>対象事業：手入れ不十分な農山村地域や都市近郊の里山林の整備等</p>
		◎里山里地保全事業	<p>目的：地域だけでは再生・保全が困難な里山里地地域を、各種団体と協働で持続可能な地域活動を目指している団体に対して補助・支援を行う</p> <p>対象者：里山里地指定地域の団体</p> <p>対象事業：竹や炭など山林資源を活用し、里山体験や普及啓発等</p>
		◎有害鳥獣を寄せ付けない環境づくり	<p>目的：有害鳥獣対策として、「寄せ付けない環境づくり」「侵入防止」「捕獲」の3つの対策を推進しており、地域ぐるみで行う対策に対して</p> <p>①地域活動支援 ②猪大規模防護柵設置 ③猪捕獲用箱わな設置に対し補助</p> <p>対象者：農作物被害対策を地域ぐるみで行う団体</p> <p>対象事業：①地域活動支援事業 ②猪大規模防護柵設置 ③猪捕獲用箱わな設置</p>



	水産業	◎種苗放流事業	<p>目的：水産資源の増大と漁業経営の安定化のため、種苗放流に対して事業費の一部を補助</p> <p>対象者：福山地区水産振興対策協議会</p>
		◎漁船保険、漁業共済加入奨励費補助事業	<p>目的：漁船の損害や不漁・魚価安・自然災害等による損失を補填する漁業共済の一部を補助</p> <p>対象者：漁業協同組合加入者</p>
「次代の担い手に引き継いでいくことで」	農業	◎農業法人参入促進業務委託	<p>目的：経営力のある農業法人を誘致し農地を引き継ぐことで稼げる農業を実現し農村地域の雇用創出や活性化を図る。</p> <p>内容：専門的知見・経験を有する事業者に法人誘致に係る業務の委託を行う。（2023年度から開始）</p>
		◎地域計画の策定《再掲》	※《再掲》のため省略
		◎施設整備事業 (1) やりがい農業実践事業	<p>目的：新たに機械・施設整備を行う新規就農者の負担軽減</p> <p>対象者：市長が新規就農者育成に有用であると認める農業研修を終了後2年以内の者</p> <p>対象事業：就農する際の機械及び施設の導入費用</p>
		(2) ふくやまブランド農産物生産拡大事業	<p>目的：ふくやまブランド農産物の生産者となり、新規に栽培を開始する者の負担軽減</p> <p>対象者：ふくやまブランド農産物認定生産者団体が実施する研修を終了後2年以内の者</p> <p>対象事業：ふくやまブランド農産物の生産等に係る機械及び施設の導入費用</p>
		◎就農給付金事業	<p>目的：次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付する。</p>

			<p>対 象 者：独立・自営就農時に 49 歳以下の者、青年等就農計画の認定を受けているなどの要件を満たす者</p>
		◎人・農地プランの策定	<p>目 的 等：集落内で中心的な役割を果たす農業者や農業のあり方など話し合い等により定めた計画で、中心的な農業者へ農地の集積・集約化を進めることで集落の農業を持続可能なものとする。地域計画の策定に伴い人・農地プランは同計画に含まれる。</p> <p>※国の農業機械・施設の整備や新規就農者への支援（補助金等）を受ける場合、人・農地プランにおいて担い手に位置付けられることが要件とされており、補助金とプランに基づく農地集積により安定的な農業経営に資してきた。地域計画の策定後は、同計画において担い手となることがこの要件となる。</p>
	林業	◎狩猟免許取得支援	<p>目 的：捕獲員の確保の取組として、狩猟免許を取得者に対する補助、警察への鉄砲所持の許可の取得などの支援</p> <p>対 象 者：猟銃免許取得者</p> <p>対象事業：猟銃免許受験料、初心者講習手数料、射撃講習料など。</p>
	水産業	◎新規漁業就業者育成事業費補助事業	<p>目 的：新規就業者・後継者の確保の支援</p> <p>対 象 者：新規漁業就業希望者</p> <p>対象事業：短期研修費用、漁船・漁具等の整備を支援</p>
「稼げる農林水産業を実現する」	農業	◎6次産業化推進事業	<p>目 的：新たな付加価値の創出や農林漁業者の所得の向上を図るため6次産業化への取組を支援する。</p> <p>対 象 者：福山市内の個人、法人または団体</p> <p>対象事業：①生産に係る経費 ②新商品の企画・開発・製造に係る経費 ③販売・販路拡大に関する経費 ④各種認証に関する経費</p>

		◎生産性向上支援事業	<p>目 的：生産性の高い農業の展開に向けたスマート農業機械の導入を支援する。</p> <p>対 象 者：認定農業者及び市内の法人格を持った漁業団体</p> <p>対象事業：スマート技術の導入に係る機械類の購入経費や設定・設置経費</p>
		◎地域計画の策定《再掲》	※《再掲》のため省略
	林業	◎森林整備の推進による事業量の拡大	<p>目 的：林業が盛んではない中で、土砂災害の未然防止に向けた人工林・里山林整備を継続的・安定的に実施することで、林業事業者の雇用創出や人材育成につながっており、林業者の経営体力を高めていくことにつながっている。</p> <p>対 象 者：林業従事者・経営者</p> <p>対象事業：ひろしまの森づくり事業及び災害に強い森づくり事業</p>
	水産業	◎水産物ブランド化推進事業	<p>目 的：地魚の地産地消推進や漁業者の所得向上のため、備後圏域の沿岸4市（福山市、尾道市、三原市、笠岡市）で水揚げされた水産物のブランド化を推進</p> <p>事業内容：(1) 備後フィッシュフェスの開催 (2) 備後フィッシュの食べられる店の認定</p>

(2) 監査の結果

① 【意見】 農林水産業の事業承継に関する直接的な事業実施を検討すべきである。

令和4年3月福山市農林水産振興ビジョンによれば、福山市の農林水産業のめざす姿は、「農林水産業の稼ぐ力を高め、美しく活力ある農山漁村地域が継承されている」とされている。このめざす姿の実現に向け、「持続可能な土地等の利用計画のもと」「高齢化する農林水産業者を支援しつつ」「次代の担い手に引き継いでいくことで」「稼げる農林水産業を実現する」とされている。

市では、ビジョンに即して様々な取組を行っている。ただ、次代の担い手に引き継いでいくための事業は新規参入者に関する事業が主であり、例えば農地の集約化に係る事

業費の支援など既存の農林水産事業者から新規参入者への事業引継ぎに関する直接的具体的な事務事業が実施されていない。人口減少・後継者不在により、様々な産業で事業承継が課題となっている。特に新規就業者数が少ない農林水産業は、市が事業承継に関して積極的に関与する必要性が高く、他の地方自治体の事例を参考に本市の実情に合わせて更なる企画を実施すべきであると考え。例えば、経済産業省東北経済産業局が発行している「自治体職員向け事業承継支援ハンドブック」（第3版2023年4月）に掲げられている農林水産業関連の事例が参考になる。

## 4 企業誘致推進課

### 4-1 福山北産業団地第2期事業

#### (1) 企業誘致の促進について

福山市では令和3年3月にこれまでであった「福山市総合計画」と「福山市総合戦略」を一本化するかたちで、福山市の最上位計画に該当する「福山みらい創造ビジョン」を策定した。令和3年度から令和7年度まで5か年のいわば福山市のロードマップである。この中で福山市として5つの挑戦事項を掲げている。このうちの挑戦3「人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」の中において、一つ目の目標として、「循環型地域経済の形成」を掲げ、「産業の生産性と付加価値が高まり、地域経済の好循環が生まれている」ことを目指している。そしてこの目標達成のための取組の一つとして、福山北産業団地第2期事業の推進が取り上げられている。さらに「都市基盤の強化」も目標として掲げ、「地域経済や市民生活を支える都市基盤が整備されている」ことを目指し、この目標達成のための取組の中にも福山北産業団地第2期事業の推進が取り上げられている。

大規模な公的産業団地を分譲すれば、そこに様々な企業を誘致し、産業と雇用の拡大を図り、ひいては税収の増加を期待することができ、しかもその効果は産業団地内での操業が続く限り、将来にわたって、持続的発展を遂げることが期待できる。従って、産業団地は地域経済の活力を高め、街の魅力を高めるためにも必要不可欠なものである。

福山市では企業誘致を促進するために、平成17年度から経済環境局経済部に企業誘致推進課を設置し、企業立地促進制度の拡充、企業立地促進体制の拡充、立地環境の整備といった事業に取り組んできている。平成10年には福山北産業団地第1期事業の造成工事を開始し、平成20年度に第1期事業分は全ての造成地が完売した。

さらに令和3年度には、福山北産業団地第1期事業分に隣接する地域において、福山北産業団地第2期事業の造成工事を開始し、令和5年9月に造成工事が完了している。「福山みらい創造ビジョン」の中では、令和5年度に造成を完了し、令和7年度までに分譲5件という目標が設定されていたが、令和5年3月には早々に全17区画の分譲が完了し、目標はすでに達成できている。なお、1社（1区画）が辞退し、再募集中である。

#### (2) 福山北産業団地について

福山市は、鉄工・金属加工関連産業、繊維、機械製造などの分野で優れた技術・ノウハウを持ったオンリーワン・ナンバーワン企業が数多く立地し、いわゆるものづくり産業を中心に様々な産業が集積している。また、山陽新幹線福山駅には一部の新幹線のぞみ号が停車し、大阪市中心部へは1時間強、東京都心部には4時間程度で往来が可能である。また広島空港・岡山空港も近く、国内外への移動手段も確保されている。さらに高速道路網も整備されており、山陽自動車道が市内を東西に走っており、福山東インターチェンジ・福山西インターチェンジ・福山スマートインターチェンジの3か所から乗り入れ可能である。また、四国へは西瀬戸自動車道と瀬戸中央自動車道の利用、山陰へは中国横断自動車

道尾道松江線（愛称 中国やまなみ街道）の利用により、各地へのアクセスの利便性が高い。

また、物流を支える重要な港湾である福山港国際コンテナターミナルは、平成 17 年 3 月の共用開始以降、国際物流拠点としての役割を担っている。

気候は比較的温暖である。夏場の日中の気温は 35℃を超える猛暑となる日もあるが、冬場の降雪は少なく、近年では市内平地部での積雪はあまり見られない。

また地震に関しても、平成 13 年 3 月 24 日に発生した芸予地震以来、大きな地震は発生していない。平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨では福山市内でも浸水被害が多数発生したが、福山市では浸水対策を強化している。

このように交通アクセスや気候面で優位にあり、さらにもともと優れた技術・ノウハウを持ったオンリーワン・ナンバーワン企業が数多く立地している福山市は製造拠点を設置するうえで適地である。また製造拠点多く、交通アクセスの利便性が高いことから物流業や倉庫業などの進出にも適している。しかし、都市化が進み、市内に大規模な工場を設置する余地はなく、また近年開発された産業団地も完売となっていた。そのため福山市内に産業団地の開発を希望する声が多かった。

### (3) 第 1 期事業について

福山北産業団地は、バブル経済期の平成 2 年に産業団地の造成構想が持ち上がり、まずは同年に候補地 7 か所の団地開発適地調査が行われた。その後はいわゆるバブル崩壊により経済情勢が悪化したこともあり、すぐの事業開始とはならなかった。その後も環境アセスメントや文化財調査を行った。

平成 7 年度には第 3 次福山市総合計画へ位置付けし、平成 8 年度には基本計画を変更し、1 期約 50ha として先行実施することを決定し、用地買収を進めた。平成 10 年に造成工事を開始し、平成 11 年度に造成工事が完成、平成 12 年度より分譲を開始した。

第 1 期事業については、分譲ペースが遅かったこともあり、福山北産業団地への進出を促進するための各種施策を実施した。販売促進策として、事業主体である福山市土地開発公社では分譲価格割引制度や延納制度を導入・実施した。また、福山市においては、企業立地奨励金や工場移設助成金制度を設けるなどして、分譲促進に努力した。その効果もあり、分譲開始から 8 年後の平成 20 年度に完売（分譲累計 23 社）となった。

第 1 期事業の成果をまとめると下記の通りである。

#### ① 進出企業全体の売上高

年間約 590 億円

#### ② 雇用者数

約 240 人の新規雇用を含む約 900 人

#### ③ 市税収入

平成 13 年度から令和 2 年度までの 20 年間の累計で約 62 億 5 千万円

[参考]

固定資産税・都市計画税（土地）	約 8 億円
固定資産税・都市計画税（家屋）	約 14.1 億円
固定資産税（償却資産）	約 7.7 億円
法人市民税	約 6.3 億円
事業所税	約 7.6 億円
個人市民税	約 18.8 億円
合 計	約 62.5 億円

④ 第 1 期事業における収支

分譲収益	約 80.0 億円
事業費	約 77.2 億円
事業利益	約 2.8 億円

⑤ 第 1 期の平均分譲価格（15%助成前）

分譲平均価格は、32,753 円/m<sup>2</sup>（標準価格 31,800 円/m<sup>2</sup>）

⑥ 第 1 期事業の関連事業

ため池改修事業 3ヶ所等	約 13 億円	城ヶ谷上池、本谷新池、本谷池
市道改良事業 4路線等	約 44 億円	法成寺幹線、服部永谷下加茂幹線、法成寺 6 号線

⑦ 第 1 期進出企業への企業立地奨励金額

平成 13 年度から令和 2 年度までに約 28.1 億円を交付

(4) 第 2 期事業について

① 第 2 期事業の概要

福山北産業団地の第 1 期事業分譲地の完売後、福山市内に大規模な工場適地がなかったこともあり、市内の産業界からは第 2 期事業実施への期待が高まっていた。しかし、平成 20 年 9 月に発生したリーマン・ショックによる世界的な需要の減退により、日本のみならず世界的に経済不況に陥った。この影響は長く尾を引き、第 2 期事業は進展しなかった。平成 26 年度まで用地調査（物件調査）は行われなかった。その後、日本経済の回復を受け、平成 27 年には市内企業約 500 社に対し、アンケート調査を実施、意向を調査した。そして平成 29 年に第 2 期事業を行うことを表明し、第 2 期事業が動き出すこととなった。

また福山市にとっても企業誘致は、市が将来にわたって、持続的発展を遂げるための重要な施策であり、市内企業の事業拡大に伴う立地や市外企業誘致のための受け皿として、産業

用地確保のために整備することは意義のある事業と考えていた。また、第 1 期事業の成果からわかるように、事業展開の拡大等に伴う生産性の向上、物流及び企業間取引等の拡大、雇用の創出、自主財源である各種税収の増加など、地域経済の発展につながるといった経済効果が十分に見込まれることから、第 2 期事業を行うこととなった。

また、市長（当時）が平成 19 年 2 月の定例記者会見の中で、福山北産業団地 2 期事業化区域内の一部において、新たな産業団地開発のための概略調査を実施すると表明していたことから、第 1 期事業造成地の北側地域にて造成することは早い段階から想定されていたと思われる。また第 1 期事業の際に現地インフラ整備がほぼ完了しており、隣地での拡大に際しても問題ないように設計されていたことから、インフラ面において開発が進めやすい条件が整っていたと言える。

#### ア 計画概要

開発面積	約 51ha
地域割合	加茂町大字下加茂（約 60%） 駅家町大字服部永谷（約 25%） 駅家町大字法成寺（約 15%）
分譲面積	約 24ha（うち平地面積約 21ha）
事業費	約 82.6 億円
事業期間	平成 30 年～令和 5 年
総契約者数	148 名（うち 9 法人）物件のみ契約者：8 名（うち 4 法人） ※相続関係者を含めると 239 名

#### イ 町名変更について

開発区域が加茂町下加茂・駅家町服部永谷・駅家町法成寺に跨っており、さらに下加茂は 5 つの小字に分かれており、宅盤にあわせた分筆ができないため、町名を一つにすることにより、宅盤にあわせた分筆をするため、また進出企業の事務手続きを簡単にするため、町名変更を行った。

新たな町名については、福山市が公募により案を募り、決定した。168 件の応募があり、経済団体や地元自治会の関係者などで行う選考会が審査した。この結果、福山北産業団地の「北」と、ものづくりのまちがイメージできる「匠」を組み合わせた「北匠町」を採用した。

（参考）

応募期間	令和 3 年 12 月 20 日（月）～令和 4 年 1 月 31 日（月）
応募総数	168 件
新町名	「北匠町」（ほくしょうちょう）



意味	「ものづくりのまち福山」において、産業拠点をイメージできる「北の匠たちの町」から。
変更日	令和4年7月14日告示、令和5年4月1日町名変更
郵便番号	720-2411

#### ウ 第1期事業との比較

区 分	第1期事業	第2期事業
事業期間	4年(用地取得・許認可2年、造成2年)	6年(用地取得・許認可3.5年、造成2.5年)
分譲面積	32.7ha(平面27.3ha 法面等5.4ha)	24.4ha(平面21.6ha、法面等2.8ha)
分譲区画数	9区画(分譲実績25区画)	17区画
事業費	約77.2億円	約82.6億円
事業主体	土地開発公社	福山市
分譲価格	31,800円/㎡	33,000円/㎡(2020年鑑定評価)
雇用者数	898人(うち新規239人)	792人(うち新規400人)
税 収	3.8億円/年度	3.2億円/年度

#### エ 第2期事業の経緯

第2期事業の経緯をまとめたのが下記の表である。

年 度	概 要
平成11年度	第1期事業団地造成工事完成(平成12年3月)、市長(当時)が第1期の分譲状況を見ながら2期の着手を検討すると表明
平成18年度	市長(当時)が2月定例記者会見の中で、福山北産業団地2期事業化区域内の一部において、新たな産業団地開発のための概略調査を実施すると表明
平成19年度	平成20年2月の市議会にて市長(当時)は平成20年度に測量や地質調査及び基本設計や実施設計に取り組むと第2期事業に着手する意思を表明し、新産業団地開発が内定(新年度予算:都市開発事業特別会計)
平成20年度	第1期事業分譲地完売 第2期事業説明会(5/13~5/15:下加茂・服部永谷・法成寺の各地区地権者を対象) ~この年の9月いわゆるリーマン・ショック起きる~
平成21年度	用地調査(物件調査)中止〔2期〕
平成27年度	関係部局の部長級による2期事業の範囲縮小による施行の検討を協議(平成27年5月1日) 市内企業にアンケート調査実施(市内企業約500社)

平成 28 年度	福山北産業団地 2 期事業基本計画修正業務
平成 29 年度	福山北産業団地第 2 期事業を市施行で行うと表明 びんご圏域企業（928 社）にアンケート調査実施 2 期事業再開の説明会開催 福山北産業団地 2 期事業単位数量計算書作成業務（土木部で事業費積算） 福山北産業団地 2 期事業計画検証業務委託（事業採算性の妥当性等を検証）
平成 30 年度	用地説明会開催 環境影響評価変更資料作成業務委託 測量・地質調査・設計業務委託 用地調査業務委託
令和元年度	用地調査業務委託・用地調査修正業務委託
令和 2 年度	土地売買契約・物件移転補償契約・物件補償契約
令和 3 年度	第 2 期造成工事契約（令和 3 年 6 月 24 日～令和 5 年 9 月 29 日） 工事説明会開催 公募分譲開始 立地協定締結（3 月 28 日） 【立地企業】 ① 法成寺運輸株式会社 1 区画 ② 株式会社タグチ工業 2-2 区画 ③ テラルホールディングス株式会社・テラル株式会社 4-1・4-2 区画 ④ ホーコス株式会社 5・7・8 区画 ⑤ 株式会社ヤナセ 6-2 区画 ⑥ 福山通運株式会社 9-1・9-2 区画 ⑦ 株式会社エヌテック 10-3 区画
令和 4 年度	「北匠町」区域の設定（7 月 14 日告示・令和 5 年 4 月 1 日町名変更） 立地協定締結（9 月 2 日） 【立地企業】 ⑧ 佐藤農機鑄造株式会社 2-1 区画 ⑨ 株式会社薩摩川内鰻 6-1 区画 ⑩ 高山熔接有限会社 10-2 区画 ⑪ 有限会社高松製作所 10-4 区画 立地協定締結（3 月 29 日） 【立地企業】 ⑫ 大和ハウス工業株式会社岡山支社 3 区画 ⑬ 株式会社サトウ製作所 10-1 区画 全 17 宅盤を 13 企業へ分譲・完売となる

令和5年度	1社が土地売買契約締結を辞退、再募集開始 9月工事完了 3月議会で売払いの議決を予定
令和6年度	本契約・土地引渡を予定(4月)

## ② 近隣の産業団地

現時点で福山市内の産業団地に空きはない。また福山北産業団地の近隣の産業団地の分譲の状況は下記の通りであるが、近隣の産業団地もほとんどが分譲済みである。そのため福山市内に産業団地を求める潜在需要はあるものと考えられる。

団地名	所在地	総面積	分譲・ 協定面積	残面積	分譲率	備考
久井工業団地	三原市	18.9ha	18.9ha	0.0ha	100.0%	
広島臨空工業団地	三原市	4.6ha	4.6ha	0.0ha	100.0%	
本郷産業団地 (第1期)	三原市	15.4ha	15.4ha	0.0ha	100.0%	※1
本郷産業団地 (第2・3期)	三原市	11.6ha	11.6ha	0.0ha	100.0%	※1
笠岡港(港町地区) 工業用地	笠岡市	27.9ha	26.0ha	1.9ha	93.2%	
四季が丘団地	井原市	2.4ha	2.4ha	0.0ha	100.0%	
水玉港玉島地区(玉 島ハーバーアイラ ンド)	倉敷市	89.0ha	81.0ha	8.0ha	91.0%	
空港南産業団地	岡山市	12.0ha	12.0ha	0.0ha	100.0%	
稲倉産業団地	井原市	4.6ha	4.6ha	0.0ha	100.0%	

※1 令和5年11月に全区画(約27ha)をAsa合同会社へ一括売却し、完売となった。譲渡価格は約58億円(21,110円/㎡)とのこと。

## ③ 分譲の経過

第2期事業の特徴として、分譲を募集してから完売までの期間が短かったことである(ただし、立地協定調印後、1社1区画分が土地売買契約を辞退し、現時点で再募集中である)。

第2期事業では、令和3年8月に募集開始し、令和4年11月に全区画の進出企業が決定した（立地協定は令和5年3月）。公募開始からわずか1年3か月、まだ造成工事中の状況での完売となった。

第1期事業分が平成12年から平成27年までの16年間に要したことと比べ、大幅な短縮となった。

第1期事業においては、分譲ペースが遅く、福山北産業団地への進出を促進するために、事業主体であった福山市土地開発公社では分譲価格割引制度や延納制度を導入・実施した。また福山市は企業立地奨励金や工場移設助成金制度を設けるなどして、分譲促進を促進した。

#### ④ 企業誘致に向けた取り組み

平成31年1月より、市内の経済団体及び主要企業を訪問し、産業団地のPR及び進出の可能性のある企業情報の聞き取りを行った。誘致に向けた取り組みや企業誘致活動の経緯は下記の通りである。

年度	取組内容
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月 経済環境局経済部に企業誘致推進担当部長を配置</li> <li>・延べ36社を訪問し産業団地への誘致セールスを実施</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団地セールス用のパンフレットを業務委託により作成</li> <li>・団地セールスを実施する際の資料（訪問先企業の選定）を得ることを目的として、「企業立地動向調査（全国5,000社へアンケート調査）」を業務委託により実施</li> <li>・延べ146社を訪問し産業団地への誘致セールスを実施</li> <li>・広島県県内投資促進課・同東京事務所・同大阪情報センター等とも連携し、市外企業へも誘致活動を展開</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の中、延べ132社を訪問し産業団地への誘致セールスを実施</li> <li>・引き続き広島県県内投資促進課・同東京事務所・同大阪情報センター等とも連携し、市外企業へも誘致活動を展開</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月 広島県県内投資促進課へ企業誘致推進課から職員1名を派遣（派遣期間2年）し、県の誘致活動との連携強化を図る</li> <li>・団地の販売を促進するため「福山市企業立地促進条例」を改正し、土地取得費の15%を助成する制度を新たに創設（7月議会で議決）</li> <li>・コロナ禍の中、延べ61社を訪問し産業団地への誘致セールスを実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期完売を目指し、造成工事の着工（7月 事業の確定）後、公募分譲を実施（公募期間 8/2～11/31）</li> <li>・3月末現在で7社と11区画で立地協定を締結</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き公募企業や新たな引き合い企業に対して営業活動を実施した結果、9月に4社、3月に3社と立地協定を締結し全ての区画が完売となった</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1社1区画が辞退のため、再募集開始</li> </ul>

新型コロナウイルス感染症が蔓延する期間であり、訪問・面談・説明会などが制限される状況ではあったが、誘致に向けた積極的な取り組みが実り、第1期事業と比較して、大幅に短期間で完売（後に1社辞退）となったことは評価できる。

#### ⑤ 土地売買契約の辞退について

第2期事業においては、1社より令和5年10月24日に土地売買契約締結を辞退する申し出があった。同社は福山市内にある本社と工場を移転し、生産能力を高めることを予定していた。分譲予定金額は約6,400万円（分譲予定面積2,098㎡）であった。しかし、原材料価格や電気代の高騰を辞退の理由としている。

立地協定書第5条において、分譲希望者は産業用地分譲の申込金として、分譲予定額の5%に相当する金額を支払うことが義務付けられている。この申込金は、土地売買契約時に売買代金に充当される。また、第6条において分譲希望者の責めにより土地売買契約を締結しない場合は解約事由にあたるものとし、この申込金は返還しないものとなっている。さらに、同第7条においては、立地協定を解約した場合には、違約金として分譲予定金額の10%相当額から申込金を控除した金額を一括して直ちに支払うものと定められている。

同社とは令和5年3月29日に立地協定を締結していたが、これに先立ち、令和4年10月28日に申込金約320万円（分譲予定金額の5%）を受け取っている。従って、同社は分譲予定金額の10%相当額（約640万円）から申込金約320万円を控除した約320万円の違約金を福山市へ支払うこととなった。

#### ⑥ 企業立地奨励金について

第1期事業においては、福山北産業団地への進出を促進するために、事業主体であった福山市土地開発公社では分譲価格割引制度や延納制度を導入・実施した。また福山市は企業立地奨励金や工場移設助成金制度を設けるなどして、分譲を促進した。

現在、福山市では市内に工場などを新設・増設する場合、また、市内の事業所において設備投資を行う場合、「福山市企業立地促進条例」に基づき、一定の要件のもとで福山市企業立地奨励金（事業所設置奨励金・設備投資奨励金・雇用奨励金）が設けられている。今回第2期事業において分譲地が早期に完売した背景に、このような優遇・特例措置も一定の効果

があったものと考えられる。

また、福山北産業団地第 2 期において、工場立地法に基づく工業団地特例の確認書を令和 2 年 6 月 12 日付で提出し、同年 6 月 18 日付で適用通知を受けた。

これにより、第 2 期事業区域内における事業者の緑地等の整備が不要となり、費用負担の軽減及び土地の有効活用につながるものと期待されている。

#### ア 事業所設置奨励金

##### [対象事業]

事業所	詳細内容
工場	物品の製造、加工または修理の事業の用に供する施設及びこれらに附帯する施設
流通施設	流通業務（荷受、保管、流通加工（物流の流通過程における簡易な加工をいう。））、出荷、道路運送その他の物資の流通に係る業務をいう。）を専ら行うための施設

##### [指定の基準]

対象事業	投下固定資産総額
工場	5,000 万円以上
流通施設	5,000 万円以上

##### [奨励内容]

助成条件	助成対象	助成率	限度額	交付時期
○福山北産業団地 第 2 期事業地取得	土地取得価格	15%	なし	操業日以後
○投下固定資産総額 （土地代除く）100 億超 ○事業計画に基づく雇用維持	固定資産税 （土地・建物・償却 資産）	操業日以後、新たに課 税されることとなった 年度から 100%× 最大 5 年 度	なし	各年度の 税が完納 された年 度の翌年 度末
—	固定資産税 （土地・建物・償却 資産）	操業日以後、新たに課 税されることとなった 年度から ①100% ②75% ③50%	1 億円	

	資産割事業所税	操業日以後、最初の申告納付期限の属する年度の翌年度から	
		①100% ②75% ③50%	600万円

(注) 上記表中 ①：1年目・②：2年目・③：3年目

#### イ 雇用奨励金

助成条件			奨励内容		
基準日	対象従業員	基準日における対象従業員数	助成率	限度額	交付時期
操業日または設備稼働日から1年を経過した日	基準日前9月間以上引き続き雇用し、かつ、その間福山市に住所を有する新規常用雇用者	小規模企業者 3人以上	対象従業員1人あたり30万円	6,000万円	基準日以後
		中小企業者 5人以上			
		その他の者 10人以上			

#### ⑦ 事業費

第2期事業にかかる事業費の年度ごとの内訳は下表の通りである。

(単位：千円)

内 容	事業費	年度別執行額 ※年度当初予算額						
		2018 (決算)	2019 (決算)	2020 (決算)	2021 (決算)	2022 (決算)	2023 (予算)	
事 務 費 ・ 工 事 費	工事費	6,060,000	-	-	-	581,180	2,472,980	3,005,840
	業務委託費等	496,065	47,696	180,952	23,682	13,136	42,490	188,109
	(修正設計)	24,947				-	24,947	
	(洪水吐検討 (本谷新池))	315				315		
	(表題登記測量)	5,943	-	-	-	5,943	-	-
	(環境生物評価)	9,306	-	-	-	2,673	2,633	4,000
(井戸調査)	14,715	-	-	-	4,205	3,710	6,800	

	(確定測量及び申請図書作成)	188,509	-	-	-	-	11,200	177,309
	事務費	14,140	1,939	5,703	1,803	1,409	1,437	1,849
	区域外下水道整備負担金	534,197	-	-	22,915	170,000	222,082	119,200
	上水道整備負担金	395,185	-	-	-	117,719	110,979	166,487
	公共下水道事業分担金	53,145	-	-	-	-	-	53,145
	用地費・補償費	1,676,374	-	-	1,269,228	407,146	-	-
	電柱移転補償 (中電・NTT)	10,040	-	-	-	2,706	955	6,379
	計 …(A)	9,239,146	49,635	186,655	1,317,628	1,293,296	2,850,923	3,541,009
公債費	建設債 利子	36,166	88	98	321	1,952	3,263	30,444
	元利金債 利子	439	-	7	11	12	11	398
	道路債 利子	1,148	-	-	-	-	46	1,102
	計 …(B)	37,752	88	105	332	1,964	3,320	31,944
総事業費 …(A+B)		9,276,898	49,723	186,760	1,317,960	1,295,260	2,854,243	3,572,953

令和5年6月2日の中国新聞にて、「産業団地の整備費17億円増額 岩の量が想定を超える」という記事が掲載された。福山市が6月2日の市議会文教経済委員会で説明した内容は、地盤の調査から設計段階では事業用地約39万2千平方メートルのうち、岩の掘削面積を約3万立方メートルと想定した。しかし、実際は5倍の約16万立方メートルの岩が見つかり、火薬で砕きながら掘削を進めた。また、当初見込んだ以上の範囲に軟弱な地盤が広がっていたため、対応が必要になった。そのため工事費が当初の約43.3億円から約17.1億円増え、約60.4億円となる見通しとなった。9月の完成時期に影響はないとしている。当初請負金額と変更請負金額の増減を項目別に下表にまとめている。内容として、1つ目が山の掘削等の広大な土地を掘削し谷を埋める対応に約13.7億円の増加、2つ目が軟弱地盤の地盤改良などその他の対応に約3.4億円の増加となっている。

工事費が増額となった結果、公社債利子及び上水道整備負担金・公共下水道事業分担金などを含めた総事業費は約92億7,689万円、公社債利子及び上水道整備負担金・公共下水道事業分担金などを除いた事業費は約82.6億円（第1期事業の事業費は約77.2億円）になると見込まれている。



(金額単位：千円)

番号	工種区分	当初請負金額	変更請負金額	増減金額
1	土工(法面工・軽量法枠工・盛土補強工等含む)	652,472	2,128,674	1,476,202
2	擁壁工	58,716	56,386	△2,329
3	防災工	429,661	417,061	△12,600
4	構造物撤去工	23,195	29,762	6,567
5	植栽工	338,648	327,879	△10,768
6	調整池工	379,410	380,314	903
7	雨水排水工	1,457,980	1,493,216	35,235
8	污水排水工	104,806	112,199	7,393
9	道路工	250,690	272,350	21,659
10	照明工	1,959	2,019	59
11	自然育成施設工	26,161	27,442	1,280
12	緑地整備工(緑地1・2・3)	34,862	27,747	△7,114
13	給水施設工	15,764	16,252	487
14	道路附帯工	0	9,357	9,357
15	仮設工	37,391	86,387	48,996
16	直接工事費	3,811,720	5,387,050	1,575,330
17	運搬費	16,668	17,804	1,135
18	準備費	493,109	627,694	134,585
19	技術管理費	6,647	5,805	△841
20	安全費	0	210	210
21	現場環境改善費	4,376	4,456	79
22	契約保証費	1,477	1,477	0
23	金額合計	4,334,000	6,044,500	1,710,500

⑧ 分譲予定額について

分譲予定額は約75.7億円となる見込み。事業費は約82.6億円なので、分譲予定額だけでは事業費をカバーできない。

この点について福山市の説明では、造成にかかる事業費約82.6億円、これに管理費約1.6億円を加え、合計で約84.2億円という支出を見込んでいる。これに対し収入は、まず分譲収入を約75.7億円と見込んでいる。さらに広島県からの交付金を約8.8億円と見込み、合計で約84.5億円の収入を見込んでいる。これらの合計をもって収支計算したところ、現在事業収支としては約3,000万円の黒字を見込むものとなっている。

ちなみに第1期事業における分譲収益は約80.0億円、事業費は約77.2億円だったので、第1期事業では、分譲の段階で事業利益が生じていた。

第2期事業の分譲価格については、令和2年度の鑑定評価に基づき、1㎡あたり33,000円を標準価格として設定している。第1期事業の標準価格は31,800円であった。実際に分譲単価は土地の面積や場所を勘案してそれぞれに設定されており、15区画で一番安い区画が24,420円で一番高い区画で35,640円、平均で31,125円となっている。さらにここから、事業所設置奨励金として土地取得価格の15%の助成を受けることができるが、当該奨励金は事業費の中に含まれておらず、別枠で捉える必要がある。

第2期事業では、令和6年4月に予定する土地の引渡し前に、現時点で1区画を除いて分譲が完了している。後述するが土地売買契約書では、原則として引渡しから2年以内、例外的に3年以内に操業を開始することが求められている。また事業所設置奨励金の交付も操業日以降になることから、おそらく土地の引渡しから早い時期に建物が建設され、操業が開始されることになる。従って雇用の創出、自主財源である各種税収の増などの経済効果も早期に発現することが期待できる。

#### ⑨ 事業主体

第1期事業の事業主体は福山市土地開発公社であった。しかし第2期事業の事業主体は福山市となった。この変更については、すでに早い段階で決まっていた。この点について、平成20年度の福山市包括外部監査報告書に言及があったので、あらためて記載すると、「農用地区域内の転用については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外、原則として、開発行為及び農地転用が認められていない。そのためには、農用地利用計画の変更（農振除外）をした上で農地転用許可が必要である。この点、福山市、土地開発公社いずれが事業主体となっても、土地の造成のみを行う事業が例外として認められている。しかし、土地開発公社の場合には、その際に地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定が必要となるが、今後、制度の改正も考えられる。しかし現時点では、当該計画を作成し、認可を受けて事業を行ったケースが未だなく、農地の買収を土地開発公社にて行うことは時間的にも手続き的にも制約が多くなることが予想される。このことから第2期事業は福山市が事業主体となって行うこととなった」。

またかつては土地開発公社が事業主体であれば、用地取得・造成・処分の一連の作業や資金調達が一元的かつ機動的に実施できる利点があった。ただし一方では、議会のチェックの目が届きにくいという問題点も指摘されていた。

ところが、平成26年総務省が示した「第三セクター等の経営健全化の推進等」で第三セクター等の資金調達について、地方公共団体の信用力に依存するのではなく自立的に行うよう留意すべきであるとしたことを受け、福山市の信用力に依存する福山市土地開発公社では自立的な資金調達が難しくなるとして、自主事業として土地造成事業は実施しないこととなった。なお、福山市土地開発公社は現在、解散に向け検討を進めているところで

あり今後、宅地造成を行うなどの計画はないとのことである。

⑩ 分譲地の引渡し後の制約事項について

第2期事業については土地の引渡しはこれからであるが、第1期事業においては長期間にわたって未利用だった区画が存在した。譲渡した土地の利用方法や設備投資計画については、購入した会社の財政・経営状況や経営判断によるので、福山市が介入することはできない。この点、「福山北産業団地第2期事業土地売買契約書」案においては、第13条第1項において、引渡しの日から1年を経過する日までに、事業計画等に基づく工事に着手し、引渡しの日から2年を経過する日（以下「指定期日」という。）までに必要な工事を完了し、指定用途に従って利用するものと定めている。さらに、同条第2項では、指定期日までに分譲地を指定用途に従って利用することができない場合は、変更の理由が生じた日から原則1か月以内に、理由及び延伸期間を福山市に報告し、書面により1年を超えない範囲内で指定期日の延期を申請することができると定めており、原則として、引渡しから2年以内、例外的に3年以内に操業を開始することが求められている。また第19条では違約金条項が定められており、指定期日までに分譲地を指定用途に従って利用しなかった場合には、譲渡代金の10%の違約金が発生する。

さらに、第14条第1項では分譲地を指定期日から3年間（以下「指定期間」という。）、引き続き指定用途に従って利用するものと定めている。また同条第2項では、指定期間中において、福山市の承認を得て分譲地を指定用途に従って利用しないときは、当該相当期間において指定期間を延長することができる。なお、相当期間の年限の定めはないので、福山市の承認を得れば、長期間の操業中断は可能である。またこれについても第19条で違約金条項が定められており、指定期間中に指定用途に従って利用しなくなった場合にも、譲渡代金の10%の違約金が発生する。

従って、上記の契約条項により、分譲地を取得した企業は、原則取得から2年以内に事業所の建築をし、操業を開始し、取得から5年間は指定用途に従って操業を行うこととなる。

企業立地奨励金についても早期の操業を促すこととなる。土地取得価格の15%の助成を受けられる制度は、操業日以降に交付を受けられる。いわば早期の操業開始が、土地取得助成金の動機付けとなっている。また、企業立地奨励金は操業開始後に前年度に支払った固定資産税額等に対し補助するものであるため、操業しない場合には補助金は支払われない。ここでも操業開始が、企業立地奨励金の動機付けとなっている。

なお、指定期間満了日までの期間（原則5年）については、広島県の立地協定書及び契約書や近隣自治体を参考に指定期間満了日を設定している。これはあまり長期に設定すると分譲のハードルが高くなるおそれがあるため、広島県や近隣自治体と合わせたとのことである。

このように、土地売買契約により、取得から原則5年間は指定用途に従って操業を行う

ことが分譲地を取得した企業にとって制限となっている。

(5) 監査の結果

① **【意見】** 工事費の増額が必要となった場合には、十分に議論のうえ、市民へ情報開示を行うことが重要である。

第2期事業の造成工事に関し、令和3年6月24日の福山市議会において、福山北産業団地第2期造成工事請負契約締結について承認された。鹿島建設・三島産業・駅家工務店による福山北産業団地第2期造成工事共同企業体と、43億3,400万円で契約するという内容であった。議会による承認を経て、開発工事はスタートした。工事期間は令和5年9月29日までを予定していた。

あわせて、公募分譲を実施（公募期間8/2～11/31）、令和4年3月末現在で早くも7社と11区画で立地協定を締結、令和4年度中には全区画が完売となった。ただし、令和5年に1社1区画が辞退し、現在再募集中である。

このような状況下において、工事期間も終盤に差し掛かった令和5年6月に産業団地の整備費が約17億円増額となることが、福山市議会文教経済委員会において報告され、また中国新聞で報道され、市民も知ることとなった。

福山市は、工事を請け負う工事共同企業体と仮契約を結んで工事を進めてきた。しかし、正式な契約変更が必要であり、令和5年6月29日の福山市議会において、契約金額を43億3,400万円から60億4,450万円に契約変更することが承認された。

当初の想定より大量の岩が発生したことや地下の土質などについては、実際に工事を開始してみないと分からないといった理由で工事費が増加したこと、またすでに工事が開始されており、さらに順調に分譲が進み、契約通りに土地の引き渡しをする必要があることから、工事を進めざるを得ない状況にあったことは理解できる。しかし、事業に変更前から工事費が金額にして約17億円、約40%も増加となると、採算は当初とは大きく変わってくる。また、事前の土質調査が適切であったかの検証も必要である。増額に伴う変更契約は福山市と工事業者との交渉で決まるため、変更契約はいわば随意契約に近い性格を持つ。

今回の費用の変更増額分はすでに令和5年度の当初予算に含められていた。実際には令和4年12月頃には変更金額がおおよそ決定していたとのことである。工事着手後に工事金額の増加が見込まれた場合には、タイムリーに議会や市民へ情報開示を行うことが重要であると考えられる。

② **【意見】** 増額を含む事業費の変動リスクを管理する仕組みが必要である。

福山北産業団地第2期事業の工事費のように工事着工後に工事費が増額されるケースは他にも増えているようである。国発注の公共工事でも、着工後に人件費単価や物価の伸びを上回って工事費が増額する事例が頻発している（令和5年12月5日日本経済新聞より）。この記事の中にあるように、想定外の地質や地盤、埋設物に遭遇するケースに備え、用地取

得前に地権者の許可を得て地質を調査したり、レーザーを使って非接触で地質を調べたりすればリスクは減らせる。

一般的に造成地が広大になるほど、地質を検証するポイントも広範囲かつ多数抽出する必要があると考えられる。工事着工後に大きな増額となるリスクを軽減するために、事前の地質調査をより強化することが望まれる。近年活用が注目されている AI（人工知能）の活用も期待できる場所である。さらに見積もりの精度を高めるなど、増額を含む事業費の変動リスクを管理する仕組みが必要である。

### ③ 【指摘】土地売買契約辞退の違約金は早期に授受すべきである。

第 2 期事業においては、1 社より令和 5 年 10 月 24 日に土地売買契約締結を辞退する申し出があった。

立地協定書第 5 条において、分譲希望者は産業用地分譲の申込金として、分譲予定額の 5% に相当する金額を支払うことが義務付けられている。この申込金は、土地売買契約時に売買代金に充当される。また、第 6 条において分譲希望者の責めにより土地売買契約を締結しない場合は解約事由にあたるものとし、この申込金は返還しないものとなっている。さらに、同第 7 条においては、立地協定を解約した場合には、違約金として分譲予定金額の 10% 相当額から申込金を控除した金額を一括して直ちに支払うものと定められている。なお今回の違約金は令和 6 年 2 月中の納付を予定している。直ちに支払うという規定からすれば、土地売買契約締結辞退の申し出からあまり日数を空けずに納付を求めるのが望ましい。

また、土地売買契約締結を辞退する理由が、例えば財政状態や経營業績の悪化によるものである場合には、資産保全の観点から、違約金の徴収を急ぐべきである。

立地協定書の第 7 条において、違約金を直ちに支払うものと規定していることから、土地売買契約締結辞退の申し出後、違約金を早期に受けられる手続きを別途設けておくべきである。また、支払いまでの日数については協議の上、福山市より期限を指定し、期限日までに納付をしてもらうようにする必要がある。

### ④ 【意見】分譲に際し、分譲希望者の財務状況や分譲地利用提案書の内容を精査するとともにその精度を高め、またその過程を記録・保存しておくことが必要である。

前述の土地売買契約締結を辞退した 1 社は令和 4 年 10 月 28 日に申込金約 320 万円を福山市に支払い、令和 5 年 3 月 29 日には立地協定を締結していたが、申込からほぼ 1 年後の令和 5 年 10 月 24 日に土地売買契約締結を辞退する申し出があった。辞退については、会社として苦渋の決断であったと推測されるが、これは会社の意思決定であり、福山市としては介入できる問題ではない。また、福山市としても土地売買契約締結辞退の抑止効果を見込んで申込金や違約金を立地協定書に規定している。

福山市では、分譲希望者の会社概況調査や信用調査のための分譲審査を行っているとの

ことである。分譲審査に際しては、過去3年間の決算報告書を確認しているとのことである。この確認作業の結果、当該1社については、分譲対象から外すほどの問題点はなかったとのことである。しかし、その確認作業の詳細内容や判断根拠を記録したものが残されていなかった。

産業団地の開発は、分譲だけで終わるのではなく、早期に操業を開始し、産業団地内での操業が続く限り、将来にわたって、持続的発展を遂げることが重要である。せっかく分譲しても、長期に利用されない状況は避けなくてはならない。そのため分譲審査に際しては、財務状況の裏付けとなる決算報告書だけでなく、分譲地利用提案書の内容精査も重要である。また内容精査にあたっては、恣意性・主観性を排除し、担当者によって判断が異なることがないように、あらかじめチェックリストや審査表を作成しておき、これらに沿って審査を行うことが有効である。また、審査の詳細内容や判断根拠の記録を一定期間保存しておくことが必要である。

**⑤ 【意見】 産業団地進出企業の倒産や指定期間満了後の未利用や売却に対する対応策を検討しておくことが必要である。**

第2期事業については土地の引き渡しはこれからであるが、第1期事業においては長期間にわたって未利用だった区画が存在した。この点、「福山北産業団地第2期事業土地売買契約書」の契約条項により、分譲地を取得した企業は、原則取得から2年以内に事業所の建築をし、操業を開始し、取得から5年間は指定用途に従って操業を行うこととなる。

企業立地奨励金についても早期の操業を促すこととなる。土地取得価格の15%の助成を受けられる制度は、操業日以降に交付を受けられることから、土地売買契約により、取得から原則5年間は指定用途に従って操業を行うことが分譲地を取得した企業にとって制限となっている。

しかし、指定期間満了後における長期間の未利用や売却に対しては契約上の制限はない。従って対応策をあらかじめ検討しておくことが必要である。産業団地の開発は、将来にわたって、持続的発展を遂げることが重要であり長期に利用されない状況は避けなくてはならない。また、土地取得助成金を受けた企業が雇用の拡大や十分な納税を履行する前に短期間で売却をしてしまうと、企業に対して行った助成の効果が福山市に還元されず、助成を受けた企業だけが利益を得る結果になってしまう。

同様に産業団地進出企業が倒産した場合の対応策を検討しておくことが必要である。一般的に、企業が破綻すると操業が中断され、またその中断期間も長期化する。行政が直接介入する余地はないが、例えば、債務整理の一環で不動産の売却を検討している場合には、産業団地の取得を希望している企業の情報を提供する、またハローワークと連携して解雇された従業員を市内の企業に紹介するといったかたちでの協力はできるものとする。そのような状況になった場合、それまでの経過を踏まえながら総務課や福山市の顧問弁護士と協議し対応策を検討することになるとのことだが、このような事態も想定して、事前に対策

を検討しておくことが必要である。

⑥ **【意見】企業の本社移転・事業所増設などの情報を収集し、分析が必要である。**

「福山みらい創造ビジョン」において、福山北産業団地第2期事業に対する取組はあるが、その先の計画については触れられていない。しかし、第2期事業分譲地も辞退により再募集中の1区画を除き、早期に完売したことや、現時点で福山市内の他の産業団地に空きはなく、福山市近隣の産業団地もほとんどが分譲済みであることを考えると、福山市内に新たに産業団地を求める潜在需要は十分にあるものと考えられる。実際に令和5年12月に開催された福山市と市議会、経済界の幹部が集う経済行政懇談会では、福山北産業団地第2期用地に続く産業用地を求める意見が出た。

また全世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延により、海外工場の操業停止や国際物流の混乱が発生した。さらに国際的な紛争も続いている。このような状況でサプライチェーンを見直し、日本国内での生産体制を再構築する企業が増えている。さらに半導体の受託生産で世界最大手の台湾のTSMCが熊本県菊陽町に新たな工場を建設しているが、工場周辺の宅地の整備が進み、すでに地価が上昇していることが話題になっている。

今回第2期事業の企業誘致活動においては、市内の経済団体及び主要企業を訪問し、産業団地のPR及び進出の可能性のある企業情報の聞き取りを行い、情報収集に努めた。広島県県内投資促進課、同東京事務所、同大阪情報センター等とも連携したり、広島県県内投資促進課へ企業誘致推進課から職員1名を派遣したりするなど積極的な活動が功を奏したと言える。

今後も福山市内及び広島県内のみならず、市外・県外からの企業誘致ができるよう、継続的に企業の本社移転・事業所増設などの進出ニーズを把握することが重要である。そのためには企業誘致推進課において、広く情報を集積・分析してデータベース化し、次の産業団地開発のためのデータとして活用することが望まれる。産業団地の開発は投資額がとて大きいうえに、その後の分譲は国内外の景気動向にも大きく影響を受けるため、産業団地開発の意思決定はとて難しいと思われる。しかし福山市は「企業立地の促進」を産業振興の根幹として位置づけ、企業立地の促進に大きく力を入れて取り組んできた。企業立地の促進を引き続き進めるためには、産業団地の開発は今後も重要な課題となる。そのためにも、まずはしっかり情報を入手し、企業の進出ニーズを見定めて、慎重に検討していくことが必要である。

## 第5章 監査の指摘及び意見（環境部 各論）

### 1 環境部 総括

環境部の監査の結果、指摘及び意見の総括は次の表の通りである。

対象部門と監査項目	指摘数	意見数	計
<b>2 環境総務課</b>			
環境基本計画の策定	1	4	5
塵芥処理費	0	4	4
次期ごみ処理施設建設	0	6	6
<b>3 環境保全課</b>			
大気等の監視測定	0	5	5
<b>4 廃棄物対策課</b>			
塵芥収集処理	0	2	2
し尿収集処理費	1	0	1
<b>5 環境施設課</b>			
塵芥処理費	0	3	3
し尿処理費	0	2	2
<b>6 南部環境センター</b>			
塵芥収集車	0	2	2
計	2	28	30

### 2 環境総務課

#### 2-1 環境基本計画の策定

##### (1) 概要

##### ① 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、福山市環境基本条例（平成19年条例第54号。以下同）第9条に基づき策定が求められるものであり、市の上位計画である「第五次福山市総合計画」のうち、環境に関する分野を体系化し、具現化するものである。環境基本計画で定める内容は、福山市環境基本条例（第9条第2項）に下記の通り記載されている。

福山市環境基本条例 第9条（一部抜粋）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向



(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項  
(以下略)

当環境基本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（第21条）に基づいて策定が求められる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法（平成30年法律第50号）（第12条）に基づいて策定（努力義務）する「気候変動適応計画」、地球環境を保全するとともに地球環境問題解決に向けた行動指針である「地球環境保全行動計画」を包含するものとして策定されている。

## ② 環境基本計画の対象期間

平成21年3月に最初の「福山市環境基本計画」（第一次計画）を策定して以降、現行の環境基本計画は第二次計画内の第1期期間中にある。第一次計画は10年間で5年ずつの2期に分けて改定したが、第二次計画は15年間で5年ずつの3期に分けている。ただし、5つの基本目標のうち、基本目標1「低炭素社会の構築（気候変動対策）」のみを1年前倒して令和5年3月に改定し、第1期は4年間、第2期は6年間で実施することとしている。

表 5-2-1-1 「福山市環境基本計画」の履歴

	計画対象期間	作成・改訂履歴
第一次計画	平成21～平成30年度 (2009～2018年度)	(第1期) 平成21(2009)年3月策定 (第2期) 平成26(2014)年3月改訂
第二次計画	平成31～令和15年度 (2019～2033年度)	(第1期) 平成31(2019)年3月策定 (第2期) 令和5(2023)年3月一部改定 (第2期) 令和6(2024)年3月改定予定

表 5-2-1-2 「福山市環境基本計画」第二次計画 第2期の考え方

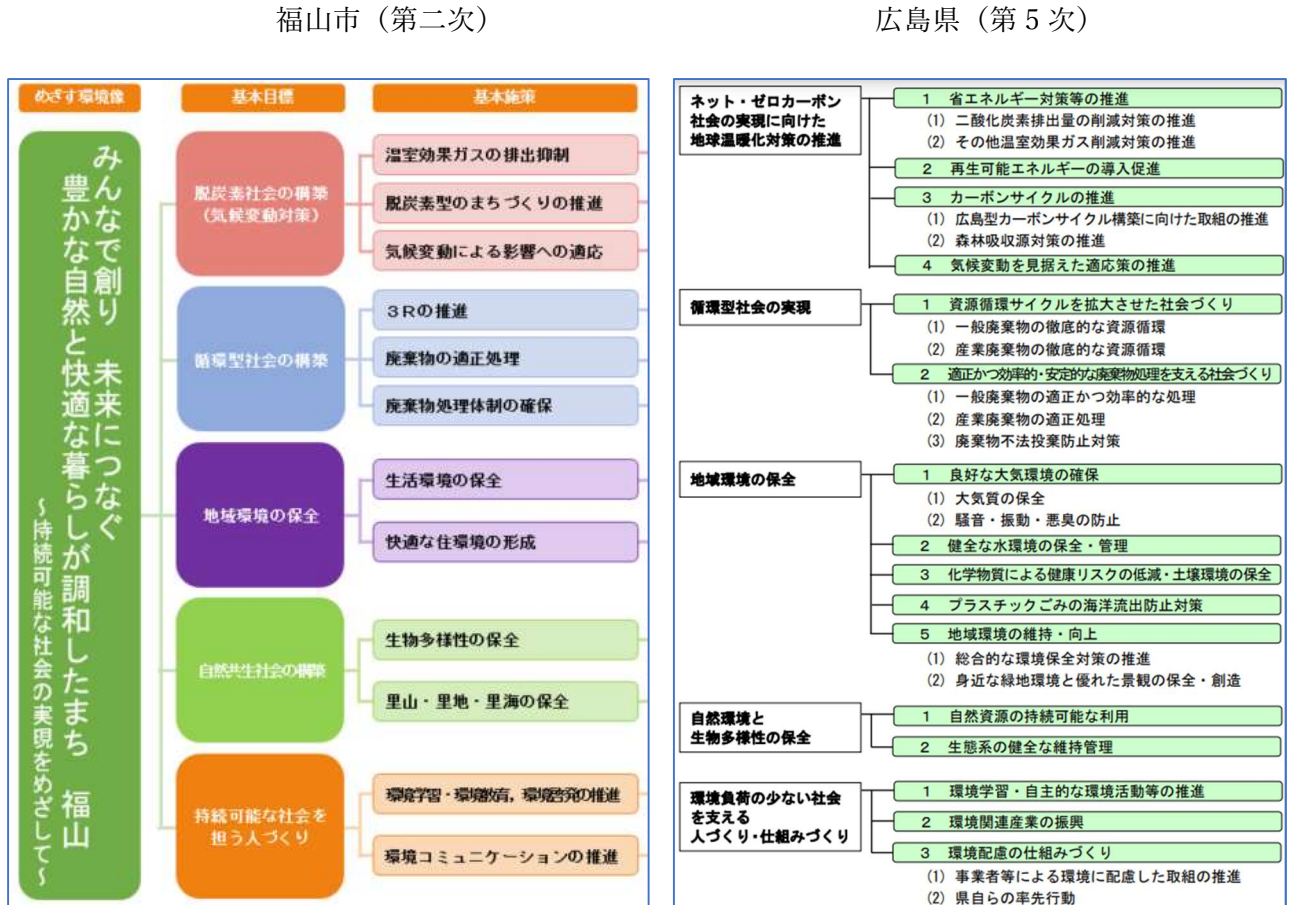
### 【第2期計画の期間】

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本目標1	改定	計画期間(6年間)							中期目標
基本目標2～5	改定	計画期間(5年間)							

## ③ 基本目標と基本施策の内容

第二次計画の基本目標と基本施策は以下の通りである。広島県の環境基本計画（第5次 令和3年3月）の5つの施策体系と整合したものとなっている。

図 5-2-1-3 基本目標と基本施策（「第二次福山市環境基本計画」と「第 5 次広島県環境基本計画」）



市の第一次計画と第二次計画の基本目標と環境指標の数を比較すると、基本目標の内容は大きく変わっていないものの、「低炭素社会の構築（気候変動対策）」が 4 番目から 1 番目へランクアップし、環境指標の数も 3 倍に増加している点が特徴的である。

表 5-2-1-4 「福山市環境基本計画」の基本目標と指標数（第一次と第二次〔第 1 期〕の比較）

第一次計画		第二次計画（第 1 期）	
基本目標	指標	基本目標	指標
1 豊かな心をはぐくみ自然と共生するまち（自然共生社会の構築）	5	1 低炭素社会の構築（気候変動対策）	12
2 生活に潤いと快適が実感できるまち（生活環境の保全，快適環境の創造）	10	2 循環型社会の構築	7

3 環境に配慮した行動により循環型社会を構築するまち（循環型社会の構築）	4	3 地域環境の保全	7
4 次世代に引き継ぐ低炭素社会を実現するまち（低炭素社会の構築）	4	4 自然共生社会の構築	3
5 環境教育と市民参加を推進するまち（環境学習・環境教育、協働の推進）	5	5 持続可能な社会を担う人づくり	5
計	28	計	34

#### ④ 環境指標（数値目標）の見直し

基本目標の内容に大きな変更はないものの、環境指標（数値目標）の内容は変更されている。第一次と共通する指標、内容を変更した指標、新設した環境指標に分けたところ、以下の通りであった。数値化が比較的容易な基本目標 1・2 に対し、数値化が困難な目標や目立った改善が見えづらい指標の多い基本目標 3・4・5 について、環境指標の変更や新設が多くなっている。

第一次と共通する指標 16 のうち、「公共交通機関利用者数」（第一次：2006 年度実績 19,333 千人→2018 年度実績 19,608 千人、第二次：2017 年度実績 19,562 千人→2021 年度実績 15,509 千人）が大きく悪化していた。これは新型コロナウイルスにより公共交通機関の利用者が大きく減少したことが要因と考えられるとのことである。なお、第二次第 2 期の改定時において、「公共交通機関利用者数」を環境指標とせず、施策内容の中の参考目標とされている。「公共交通機関利用者数」以外に目立った悪化は見られなかった。

表 5-2-1-5 「福山市環境基本計画」環境指標の変更（第一次と第二次〔第 1 期〕の比較）

第二次（第 1 期）	共通	変更	新設
1 低炭素社会の構築（気候変動対策）	9	—	・森林における二酸化炭素吸収量 ・熱中症搬送患者数 ・雨水対策整備率
2 循環型社会の構築	5	—	・次期ごみ処理施設の整備 ・最終処分量
3 地域環境の保全	2	4	・環境美化に対する満足度
4 自然共生社会の構築	—	—	・生物多様性の保全に関心を持っている人の割合 ・里山里地地域指定数 ・海底耕うん・海底清掃
5 持続可能な社会を担う人づくり	—	—	・環境問題に関心を持っている人の割合（市民） ・環境問題に関心を持っている人の割合（小学生） ・環境講座参加数 ・環境意見交換会の開催回数

			・公害苦情件数
計	16	4	14

※1つの指標を細分化した場合や基本目標間を移動した指標等は共通とみなしている。

⑤ 環境基本計画における環境指標（数値目標）の達成状況

第一次計画の達成状況と、第二次（第1期）の達成状況を三段階で比較すると以下の通りである。

表 5-2-1-6 環境指標の達成状況（第一次と第二次（第1期））

第一次	S・A・B	C	D	計
1 自然共生社会の構築	3	1	1	5
2 生活環境の保全，快適環境の創造	5	1	4	10
3 循環型社会の構築	3	—	1	4
4 低炭素社会の構築	2	—	2	4
5 環境学習・環境教育，協働の推進	1	1	3	5
計	14	3	11	28

第二次（第1期）	○	△	×	計
1 低炭素社会の構築	5	3	4	12
2 循環型社会の構築	1	5	1	7
3 地域環境の保全	4	2	—	7
4 自然共生社会の構築	—	1	1	3
5 持続可能な社会を担う人づくり	—	3	—	5
計	10	14	6	34

※第二次（第1期）は、判定未実施の指標が4指標（横計が不一致の指標）ある。

第一次計画でD判定が比較的多かった基本目標2と基本目標5は、第二次計画（基本目標3と基本目標5）で環境指標の内容を見直したこともあり、改善が見られる。一方、第二次計画（第1期）時点において、基本目標1の部門別温室効果ガス排出量で目標達成できそうにない項目が多くなっている。市は、下記の取組を市民・事業者に周知・啓発することで、脱炭素に向けた機運を醸成し、行動変容に繋げていきたいと考えている。

- ・2050年カーボンニュートラル実現に向け「ゼロカーボンシティ宣言」（令和5年2月）
- ・国の交付金を活用した太陽光発電設備や蓄電池の導入、省エネ設備改修に対する補助制度の創設（令和5年度）
- ・家庭用エアコン・冷蔵庫を省エネ性能の高いものに買い替えるための支援（令和5年度）

⑥ 「福山市環境基本計画」(第二次・第2期・基本目標1)の先行改定

上記②の通り、「福山市環境基本計画」(第二次〔第1期〕)の基本目標1「低炭素社会の構築(気候変動対策)」は、2050年カーボンニュートラルに向けた取組みを早期に着手するため、他の基本目標に先駆けて令和4年度に改定した。基本目標1は、あらゆる主体の温室効果ガス排出が最小化され、気候変動による影響に適応した脱炭素型のまちをめざすものである。

第1期計画と比較すると、令和4年度の主な改定内容は以下の通りである。

- ・温室効果ガス削減目標(短期・中期・長期)の引き上げ
- ・部門別の温室効果ガス削減目標の区分見直し、目標値の引き上げ
- ・再生可能エネルギー導入目標の新設
- ・第1期の環境指標3つのうち、1つを参考数値へ(公共交通機関利用者数)、2つを削除(森林面積、熱中症搬送患者数)

温室効果ガス削減目標値は、以下のように大きく引き上げられた。なおいずれも基準年度は平成25年度(2013年度)である。

表 5-2-1-7 温室効果ガス削減目標(第二次(第1期)と(第2期)の比較)

	第二次(第1期)	第二次(第2期)
短期目標	4.8% (2023年度)	31.0% (2028年度)
中期目標	8.2% (2030年度)	39.0% (2030年度)
長期目標	—	カーボンニュートラル (2050年)

部門別の温室効果ガス削減目標は、以下のように設定された。

表 5-2-1-8 部門別の温室効果ガス削減目標（第二次（第2期））

●部門別の温室効果ガス削減目標

環境指標	基準年度 (2013年度)	計画目標 (2028年度)	中期目標 (2030年度)	対基準年度 中期削減目標
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	27,902	19,195	16,962	▲39%
産業部門	24,922	17,390	15,451	▲38%
業務その他部門	709	451	347	▲51%
家庭部門	920	389	313	▲66%
運輸部門	1,122	823	729	▲35%
エネルギー転換部門	229	142	122	▲47%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	281	252	239	▲15%
二酸化炭素以外のガス				
メタン	16	15	15	▲6%
一酸化二窒素	30	26	25	▲17%
代替フロン等4ガス	116	80	57	▲51%
総排出量	28,345	19,568	17,298	▲39%

市は産業部門（特に製造業）の排出量が非常に多いため、国が示す部門別の排出割合や温室効果ガスの種類ごとの目標削減率を市に当てはめた結果、市全体の削減率（▲39%）は産業部門の削減率（▲38%）に近似したものとなっている。国による産業部門の目標削減率は、日本全国の産業の平均値を採ったものと考えられるが、市は鉄鋼業の影響が大きく、全国平均の産業構造と異なるため、国の目標削減率をそのまま準用することが妥当なのかどうか、検討の必要がある。

#### ア 温室効果ガス削減目標の設定過程

温室効果ガスの削減目標値は、福山市環境審議会や福山市地球温暖化対策協議会における意見を踏まえて設定しているため、両議会の議事録を閲覧し、議論の経過や判断過程を検証する。

##### 1) 福山市環境審議会における議論

福山市環境審議会は、「福山市環境基本条例」に基づき、学識経験者、その他市長が必要と認める者で組織し、環境の保全及び創造に関する重要事項の調査、審議等を行うために設置された審議会である。審議会のメンバーは、学識経験者や議員、各種専門家が多くなっている。

福山市環境審議会の議事録によると、2018/3/28～2023/7/26までの8回の会議で、環境基本計画の策定・改定に関する議事がある。このうち温室効果ガス削減目標値は下記下線部の6回で議論されている。

議事	審議会開催日
環境基本計画（第二次）	①2018/3月、②10月、③19/2月

環境基本計画（第二次）改定	①2022/9月、②11月、③23/2月、④3月、⑤7月
---------------	------------------------------

温室効果ガスを多量に排出している企業への取組に関する意見が多く上がっていた。

- ・鉄鋼関係のCO<sub>2</sub>が多いが、製鉄所の目標値は
- ・大企業の温室効果ガス排出量削減の取組実施状況をどう検証するのか
- ・産業部門とどのように意見交換していくのか
- ・CO<sub>2</sub>排出量の大きい特定排出事業者を巻き込める施策を掲げられないか
- ・温室効果ガスの削減には、企業・事業者の協力が不可欠だ

## 2) 地球温暖化対策協議会における議論

地球温暖化対策協議会は、福山市の区域内における温室効果ガスの排出抑制に関する緩和策や既に現れているもしくは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策、脱炭素化の促進に関する事項について意見交換を行うために設置された協議会である。協議会のメンバーは、銀行業、電力業、鉄鋼業、バス業、タクシー業といった各業界の代表者が多くなっている。

地球温暖化対策協議会の議事録によると、2022/8/29、11/18、2023/1/26の3回の会議があり、いずれも環境基本計画（第二次）の改定について議論されている。1回目の協議会は、初回ということもあり13名全員が出席し、各者が業界の取組事例を発表するものだった。2回目の協議会は、市から温室効果ガス排出量の推計値と削減目標値の案が提示されているが、13名の委員のうち、多量排出事業者の代表者を含む6名が欠席していた。市が策定した削減目標値について数点の質問・確認があったにとどまり、削減目標値の考え方や実現可能性についての活発な議論がなされているようには見受けられなかった。また令和5年2月に市がゼロカーボンシティ宣言を表明するにあたっての意見交換も合わせてなされていた。意気込みや周知啓発という意味合いを有意義に感じる委員がいる一方で、市の産業構造から達成困難とも考えられることを踏まえ、市としてカーボンニュートラルをめざすのか、県や国の方向性に賛同するのか、宣言の考え方自体を議論すべきという声が見られた。

議事	協議会開催日
環境基本計画（第二次）改定	①22/8月、②11月、③23/1月

## 3) 削減目標値の策定方法

環境省が示す「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定実施マニュアル（算定手法編）令和4年3月」（表2-2 総量削減目標の分類と概要）によると、削減目標の設定方法は4つあり、市は「地球温暖化対策計画の目標を踏まえて設定する方法」を採用した。その内、地球温暖化対策計画の基準年度比部門・分野別の排出量の目安を踏まえて設定している。「区域の部門・分野別の排出量の差異に対応できる」「簡易に設定できる」メリットに対し、

“国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない”デメリットが挙げられているため、鉄鋼業の排出量が多い市において、国全体の目標値をそのまま当てはめることが合理的かという検討が必要と考えられる。

表 5-2-1-9 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定実施マニュアル（算定手法編）令和4年3月」（表 2-2 総量削減目標の分類と概要）

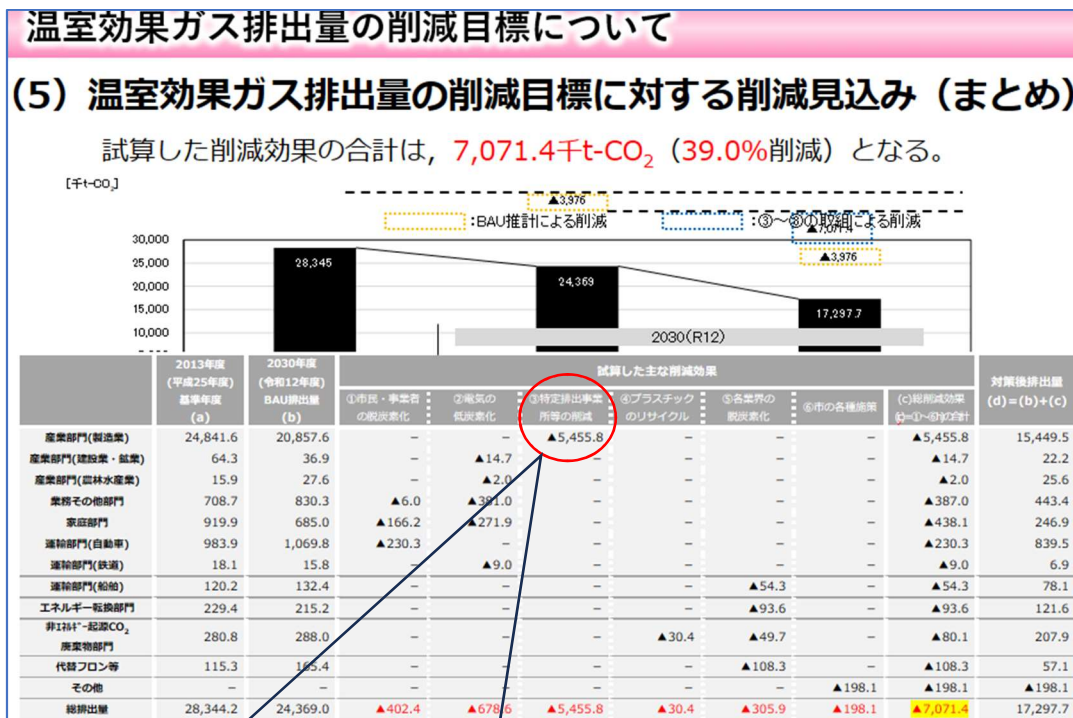
表 2-2 総量削減目標の分類と概要

分類	設定方法	メリット	デメリット
(1) 対策・施策の削減効果の積み上げによる設定方法	部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果 <sup>117</sup> を基準年度における温室効果ガス排出量から積み上げて総量目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積み上げによる目標水準の根拠を持てる。</li> <li>・ 総量目標が、対策・施策目標と定量的に整合する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 削減効果を定量化できない対策・施策がある。</li> <li>・ 国や都道府県の対策・施策効果との重複の扱いが困難である。</li> </ul>
	部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果を目標準年度における BAU 排出量から積み上げて総量目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積み上げによる目標水準の根拠を持てる。</li> <li>・ 総量目標が、対策・施策目標と定量的に整合する。</li> <li>・ 目標年度における人口の増減等を踏まえた目標となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 削減効果を定量化できない対策・施策がある。</li> <li>・ 国や都道府県の対策・施策効果との重複の扱いが困難である。</li> <li>・ BAU ケースの温室効果ガス排出量の推計を行う必要があり、手間がかかる。</li> </ul>
(2) 地球温暖化対策計画の目標を踏まえて設定する方法	地球温暖化対策計画の基準年度比目標（2030 年度に 2013 年度比 46%減）を踏まえて設定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易に設定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域の排出量の部門・分野構成比を反映できない。</li> <li>・ 国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。（2030 年度の BAU を反映できない）</li> </ul>
	地球温暖化対策計画の基準年度比部門・分野別の排出量の目安を踏まえて設定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域の部門・分野別の排出量の差異に対応できる。</li> <li>・ 簡易に設定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。（2030 年度の BAU を反映できない）</li> </ul>
(3) 都道府県の区域施策編の目標を踏まえて設定する方法（市町村のみ）	都道府県の区域施策編の基準年度に対する目標年度の削減率、2030 年度 BAU 比部門・分野別目標等を踏まえて設定する。（市町村のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易に設定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が独自に総量目標を設定している時のみ活用可能。</li> <li>・ 都道府県全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。</li> </ul>
(4) より長期の目標からバックキャストで設定する方法	より長期の目標を想定し、目標年度にどの程度の目標水準が必要か逆算して設定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期的な展望を踏まえた目標設定ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より長期の目標設定が必要。（地球温暖化対策計画では、2050 年度にカーボンニュートラルを掲げている。）</li> </ul>

市が設定した目標値の蓋然性評価を行った資料によると、6つの取組みのうち最大量の「③特定排出事業所等の削減」は、産業部門の削減幅として国が掲げる目標値（38%）を達成するものとして計算されているのみである。



表 5-2-1-10 「温室効果ガス排出量の削減目標に関する蓋然性評価」資料



#### ③ 特定排出事業所などによる温室効果ガス排出量の削減

産業界における自主的取組など、産業部門（製造業）の脱炭素化が図られ、国が掲げる削減目標が達成された場合の削減量

#### 【削減効果】

削減量 : 5,455.8千t-CO<sub>2</sub>  
 総排出量に対する割合 : 19.2%

※ 特定排出事業所における『省エネ・再エネ設備の導入』や『行動変容に伴う省エネ行動の徹底的な実施』などの取組により、国が示す削減目標（産業部門の目標値38.0%削減）を達成するものとして計上。

市は、多量排出事業者を含む福山市地球温暖化対策協議会や福山市環境審議会での意見を踏まえて目標設定したとしている。しかし、上記1)の通り、福山市環境審議会からは鉄鋼業界はじめ大企業の取組に関する意見交換が必要との声が多かった。上記2)の通り、福山市地球温暖化対策協議会は排出量が大きく異なる各業界の代表者が出席しているが、市全体の目標に関する活発な議論は見られず、またこのような構成の協議会で突っ込んだ話し合いは難しいと考えられる。市の削減量の約9割を占める産業部門の目標値について、排出量の大きい特定企業と実現可能性や課題・取組に関する継続的な協議が必要と考えられるが、さまざまな機会での削減計画や今後の取組について意見交換しているとの回答のみで、具体的な意見交換の場や議事録等を確認することはできなかった。

#### イ 温室効果ガス排出量の集計実績

温室効果ガス多量排出事業者の排出量が分かる資料として、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づき算定する定期報告書の情報を国に開示請求したデータを取りまとめた資料があり、市の削減目標や削減施策への影響が大きい事業者との個別の意見交換・協議が必要と考えられる。

市は、温室効果ガスを多量に排出する事業者が福山港に多く集積するため、国土交通省と広島県が「福山港カーボンニュートラルポート形成準備会」を設置しており、今後設置する協議会の中で、国・県や事業者等と連携して検討していく予定である。

広島県の取組として、広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく「温室効果ガス削減計画」の策定・公表制度がある。年間のエネルギー使用量が 1,500kl 以上の事業所は毎年、事業活動に伴う温室効果ガスの排出実績、排出抑制に係る措置などを実施状況報告書として作成し、県に提出するとともに、県ホームページで公表している。令和 3 年度は、213 の事業所が提出しており、そのうち市の事業所は 40 ほど見られる。上述の市内排出量が多い上位 3 社の削減計画書（令和 3 年度～）、削減実施状況報告書（令和 3 年度）によると、全社目標値に対し福山地区の削減率が低く計画されているなど、市が計画する中期目標 39% から乖離した計画となっている。

こういった状況の中、市は国の交付金を活用した補助制度や支援などの取組みを市民・事業者にも周知・啓発することで、脱炭素に向けた機運を醸成し、行動変容に繋げていくとしている。しかし市の目標に対して、補助制度を活用できなかった市民や事業者は今まで通りの取組を続けるだけで良いのか、多量排出事業者の削減により市の目標達成は可能なのかといった点は検証していく必要があると考えられる。市が率先して福山市内の企業と協議し、事業者の現状と計画を理解・把握した上で、長期の計画を立て、進捗状況を評価していく必要がある。そうでなければ、多量排出事業者はもちろん、多量排出事業者以外の事業者や市民の機運醸成にはつながらないと考えられる。

#### ウ 温室効果ガスの集計過程

温室効果ガスの排出量は、温室効果ガスの種類と排出部門ごとに集計している。参考年度（平成 17 年度）と基準年度（平成 25 年度）を含む、令和 2 年度までの 9 年分の数値をレビューしたところ、廃棄物部門の排出量が異常に増減していた。廃棄物部門の排出量のうち、例年 5 万 t- CO<sub>2</sub> 強の排出がある事業者について、排出量がゼロとなっている年度が平成 28 年度、平成 31 年度、令和 2 年度と 3 年間見られた。

市から排出事業者に問い合わせたところ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「温対法」）によると、「非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>」と「廃棄物の原

燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の合計が 3,000t CO<sub>2</sub> 以上の場合に報告が必要とされているところ、前者の N<sub>2</sub>O が 3,000t CO<sub>2</sub> 未満のため報告していなかった。市は当時、「温対法」に基づき国に開示請求したデータを基に集計し、排出事業者に CO<sub>2</sub> 排出量が減少した理由を問い合わせたが、N<sub>2</sub>O が 3,000t CO<sub>2</sub> 未満のため報告対象とならない旨の回答を受け、問題なしと判断した。

本来であれば、毎年 5 万 t- CO<sub>2</sub> 強が発生する事業において、特段の事情もなく排出量ゼロの年が散発することは考えられないため、排出事業者の誤認による報告漏れを疑い、適切に修正すべきであった。「温対法」の規定を十分に理解し、組織的なチェック体制を構築して、正確な数値の算定に努める必要がある。なお、今後は国への開示請求とは別に、当該事業者からデータを直接入手して確認・検証する予定である。また、2023 年（令和 5 年）版「福山環境白書」で公表した温室効果ガス排出量（廃棄物部門等）の排出量（2019 年度・2020 年度分（暫定値））が約 5 万 t- CO<sub>2</sub> 過少になっている部分を訂正する予定である。

#### ⑦ 一般廃棄物の削減目標値

「福山市環境基本計画」（第二次・第 1 期）の基本目標 2（循環型社会の構築）は、限りある資源を大切に、3R（発生抑制・再利用・再生利用）の取組を進め、廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷が少ない資源循環型のまちをめざすものである。環境指標は、ごみ排出量の削減目標値、リサイクル率の向上、最終処分量の削減目標等が設定されている。

表 5-2-1-11 基本目標 2「3R の推進」の環境指標

環境指標	現状 (2017年度)	目標 (2025年度)
ごみ排出量	総量	152,471t/年 ▶ 136,000t/年 <sup>注)</sup>
	1人1日当たり	891g/人・日 ▶ 851g/人・日 <sup>注)</sup>
リサイクル率	42.8%	▶ 45.0% <sup>注)</sup>

注) 福山市一般廃棄物処理基本計画の数値目標

ここで記載している環境指標は、「福山市一般廃棄物処理基本計画」（平成 28 年 3 月策定）で設定した目標値と同一である。一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき作成が求められる計画で、一般廃棄物の減量化・資源化、効率的な収集運搬体制の構築、中間処理施設の整備といった安定的な適正処理を推進するものである。市の環境政策にとって重要な計画・目標値であるため、一般廃棄物削減目標値の設定過程について検証する。

#### ア 一般廃棄物の削減目標値の設定状況

現行の一般廃棄物処理基本計画は、2016年度から2025年度までの10年間を計画期間としており、現在は4期目の改定後の計画となっている。

表 5-2-1-12 一般廃棄物処理基本計画の策定・改定履歴

計画期間	策定	改定
1992～1999年度	1992年3月	1997年3月
2000～2005年度	2000年3月	
2006～2015年度	2006年8月	2011年3月
2016～2025年度	2016年3月←前計画	2021年3月←現行計画

一般廃棄物処理基本計画の数値目標は、「福山市環境基本計画」にも掲載されているが、以下3つが設定されている。

表 5-2-1-13 「福山市一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月改定）の数値目標

表 3-4-1 数値目標

数値目標①	<p>【指標】 一般廃棄物の排出量（その他資源化量を除く）</p> <p>【目標値】 2025年度（令和7年度）までに142,000t/年とする。また、1人1日当たりのごみ排出量を842gとする。</p> <p>基準値 2014年度（平成26年度）：153,195t/年（891g/人・日）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1人1日当たりのごみ排出量を約50g削減する必要があります。</p> <p>【具体例・目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食べ残しをなくす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・たまご1個（約60g） ・きゅうり1本（約80g）</li> <li>・食べやすく切ったブロッコリー1個（約10g）</li> </ul> </li> <li>○紙ごみを集団回収へ出す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞1日分（約180g、4人家族で1人約45gの削減）</li> <li>・A4用紙10枚（約40g）</li> </ul> </li> </ul> </div>
数値目標②	<p>【指標】 リサイクル率（灰の資源化を含む）</p> <p>【目標値】 2025年度（令和7年度）までに19%以上とする。</p> <p>基準値 2014年度（平成26年度）：44.9%</p>
数値目標③	<p>【指標】 最終処分量（町内清掃土を除く）</p> <p>【目標値】 2025年度（令和7年度）までに5,900t/年以下とする。</p> <p>基準値 2014年度（平成26年度）：16,008t/年</p>

改定前の数値目標と達成状況を比較すると、以下の通りとなっている。

表 5-2-1-14 「福山市一般廃棄物処理基本計画」の数値目標と達成状況

	令和7年度目標 (平成28年3月 策定)	令和元年度 実績	令和7年度目標 (令和3年3月 改定)	令和4年度 実績
数値目標① 排出量	136,000t/年 851g/人・日	153,296t/年 895g/人・日	142,000t/年 842g/人・日	145,378t/年 867g/人・日
数値目標② リサイクル率	45.0%以上	43.3% (11.0%)	(19%以上)	44.1% (11.6%)
数値目標③ 最終処分量	12,000t/年以下	16,376t/年	5,900t/年以下	15,169t/年

※リサイクル率（）内は、RDF製造量を含まない場合の数字。

数値目標①ごみ排出量は、前計画においてごみ排出量が目標以上に減少し、令和3年3月の改定時に目標値を上方修正している。一方で1人1日当たりのごみ排出量目標を引き下げたのは、将来人口の見直し（引き上げ）によるものである。

ごみ減量化に寄与する主な施策は、以下の通りである。

- ・紙類の更なる資源化の推進（令和4年度～分別収集開始）
- ・小型家電の更なる資源化の推進（平成28年度に拠点回収をリサイクル事業へ）
- ・使用済みプラスチックの資源化の推進（国の法律を機に令和5年度から検討中）
- ・生ごみ減量化・食品ロス削減の推進（処理機の補助金終了、公共施設やリサイクルプラザで消費できない食品を拠点回収し、福祉協議会へ寄付）
- ・環境啓発・教育等による意識の向上

数値目標②リサイクル率は、ごみ固形燃料 RDF の活用を含めると高いものの、RDF製造量を除くと全国平均や広島県と比較して低いものとなっている。

表 5-2-1-15 資源化率・リサイクル率の比較

令和3年度	全国	広島県	福山市	福山市 R7 目標
資源化率	16.0%	18.9%	7.0%	—
リサイクル率	19.9%	20.4%	10.0%	19%以上

※「福山市環境白書」（令和5年版）

現行のごみ固形燃料化から、次期ごみ処理施設での焼却へ移行することにより、リサイクル率が低下するため、令和3年3月の計画改定ではリサイクル率の目標値を40%台から10%台へ下方修正している。

リサイクル率アップに寄与する主な施策は、以下の通りである。

- ・市民団体による集団資源回収活動の支援
- ・中間処理における有用物の再資源化
- ・焼却残渣（焼却灰）の全量資源化（令和6年8月～）
- ・「燃やせるごみ」となっていた古紙類の分別収集を開始（令和4年度～）
- ・紙類の更なる資源化の推進
- ・小型家電の更なる資源化の推進
- ・使用済みプラスチックの資源化の推進

数値目標③最終処分量は、町内清掃土を除いた目標設定となっている。

表 5-2-1-16 最終処分量の内訳と目標設定

最終処分量 (t/年)	平成26年度 <u>実績</u>	令和7年度 <u>目標</u> (平成28年3月 策定)	令和3年度 <u>実績</u>	令和7年度 <u>目標</u> (令和3年3月 改定)
資源化残渣	7,177	12,000 以下	8,160	5,900 以下
焼却残渣	8,831		8,187	—
町内清掃土	5,763	—	5,175	—
最終処分量合計	21,771	—	21,522	—

前計画では資源化残渣・焼却残渣が計画通りに減少しなかったが、令和3年3月の計画改定では、次期ごみ処理施設稼働後の焼却残渣（灰）を全量資源化するため、最終処分量が大幅に減少することから、さらに高い目標値を設定している。

最終処分量の低減に寄与する主な施策は、以下の通りである。

- ・焼却残渣（焼却灰）の全量資源化（令和6年8月～）
- ・老朽化しているリサイクル工場等の資源化施設における効率的な処理

なお、資源化施設における効率的な処理とは、現状は破碎して埋め立てている大型家電について、設備更新により選別工程を見直すことで資源化することを計画している。

数値目標の設定対象外としている町内清掃土とは、自治会・町内会等が春・秋の年2回、水路清掃等を行った際に出る土砂であり、年間 5,000t 程が発生する。町内清掃土については、一部地域で試験的に再生処理委託を実施したが、事業化には至っておらず、競争性や公平性を担保できるような方法等を見直して実施する予定である。

市民生活への影響が大きい数値目標①排出量について、目標設定の妥当性について検証した。

表 5-2-1-17 排出量の目標・推計・実績の状況

	県 H30 市 H26	R7 推計 ①	R7 目標 ②	目標 vs 推計 ③=②-①	削減割合 ③÷①
広島県 (g/人日)	896	878	874	▲4	▲0.5%
福山市 (g/人日)	891	895	842	▲53	▲5.9%
広島県 (万 t/年)	92.9	89.5	89.1	▲0.4	▲0.4%
福山市 (万 t/年)	15.3	15.0	14.2	▲8.9	▲5.9%

※「広島県廃棄物処理計画」(令和3年3月)、「福山市一般廃棄物処理基本計画」(令和3年3月)

広島県が設定する1人1日当たり排出量の削減幅と比べて、市の削減幅が大きくなっている。市の「ごみ処理に係る将来推計」資料によると、“R7推計値”は、「第5次福山市総合計画」の減少人口と排出量の現状趨勢をベースに算出している。“R7目標値”は、排出量減少に向けた7つの施策の取組内容ごとに“減量化目標”を設定して試算している。家庭ごみのうちの生ごみ割合、市民アンケートや事業者アンケート調査結果に基づく減量化協力率といった19もの割合(%)を駆使し、13個の施策ごとに削減効果・削減量を積み上げた結果である。

“減量化目標”の量が比較的大きい施策「生ごみ減量化・食品ロス削減の推進」の中で、「市民に向けた食べ切り及び使い切りの周知徹底」の試算方法を見ると、以下のように計算されている。

令和7年度推計の燃やせるごみ原単位[g/人日]×食品ロス割合 16.6%×食品ロス削減目標 20%×減量化協力率 42.2%

ここで使用した仮定である“食品ロス削減目標 20%”とは、環境省による「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を基に、4%/年×5年間で設定されている。

実際に環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月)を見ると、「2030年度目標：家庭系食品ロス量は、2000年度の半減」とあるのに対し、市は令和7年度における食品ロス削減目標について、“令和7年度の推計値(現状趨勢)から20%削減”としており、過大ともとれる算出をしている。

平成28年度の前計画の削減目標を掲載した「第二次福山市環境基本計画(案)」を審議した福山市環境審議会(平成31年2月22日)において、“ごみの排出量を1人1日当たり40g減らすのは難しいと考えるが、どのように考えているのか?”という意見が見られた

が、それから2年後の「福山市一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月改定）時の計画においては、さらに上回る1人1日当たり53gの削減目標を設定している。

多くの仮定を置いて目標設定する場合、積み上げた結果が妥当なものか、実現可能なものか、実態から乖離していないかという観点から総括的な再検討が欠かせないと考えられる。影響の大きい仮定については、複数パターンの仮定を置いて感応度分析（前提として用いた指標が変動した場合にどのような影響が生じるか分析すること）を行うなどして、実態に合った目標となるよう検討する必要がある。

さらに、どの都市も設定している一般廃棄物の目標について、近隣市の設定方法を調査したところ、以下の通りであった。

表 5-2-1-18 近隣市の一般廃棄物処理基本計画の目標値

都市	福山市	広島市	岡山市	倉敷市
目標年	2025年	2024年	2025年	2025年
数値目標 ①	排出量 142,000t 1人1日 842g	排出量 33.7万t 1人1日 785g	家庭系ごみ排出量 1人1日 450g	家庭系ごみ排出量 1人1日 469g
数値目標 ②	リサイクル率 19%	焼却量 28.5万t	事業系ごみ排出量 1人1日 304g	事業系ごみ排出量 66,817t
数値目標 ③	最終処分量 5,900t	埋立量 4.0万t	資源化率 31.1%	リサイクル率 22.3%
数値目標 ④	—	—	—	最終処分率 1.8%

排出量の削減、リサイクルの推進、最終処分量の削減を目指す方向性は一致しているものの、目標設定の方法は少しずつ相違している。排出量について、広島県内の2市は、排出量全体に対して目標設定しているのに対し、岡山県内の2市は、家庭系ごみと事業系ごみに分けて目標設定している。また倉敷市は、家庭系ごみは1人1日当たりとするが、事業系ごみは総量で設定している。市のごみ排出量は、家庭系ごみは人口減少とともに逡減傾向にあるのに対して、事業系ごみは増加傾向にあるため、倉敷市のように家庭系と事業系を分けた上で設定単位を変更することも一考の余地があると考えられる。

市は、国の統計が家庭系と事業系の一般廃棄物の排出量を人口と年間日数で除することで、1人1日当たりのごみ排出量を算定しているため、国の統計と同様に算定している。また「福山環境白書」において、家庭系の燃やせるごみについて、1人1日当たりの排出量を掲載している。

表 5-2-1-19 （参考）家庭系ごみ、事業系ごみ、産業廃棄物の相違点



	一般（家庭系ごみ）	一般（事業系ごみ）	産業廃棄物
排出者	一般家庭	事業活動	事業活動から 20 品目
分別	市が定める分別ルール	排出者による	
収集	収集所から市が回収	回収業者に引渡 or 処理 施設・処分業者に持込	回収業者に引き渡し or 処分業者に持込
処分	市の清掃工場で焼却・粉砕		民間の処理施設で処分
費用	無料（粗大ごみ以外）	運搬費・処分費用あり	
排出者責任	市のルール順守	適正処理	

上記表で整理した通り、家庭系ごみと事業系ごみは共通する部分もあれば相違する部分もあり、事業系ごみの排出量の増減は一般家庭にとってコントロールできるものではないことから、両者を合わせて 1 人 1 日当たりで目標設定することの妥当性について、再度検討する余地がある。環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画は、法律や条例に基づき策定が求められる計画ではあるが、市民や事業者による努力・協力が欠かせないものである以上、市民や事業者にとって分かりやすく、納得感のあるメッセージである必要がある。国の統計手法に合わせて設定するだけでなく、より効果的なメッセージとして発信できるよう、他市事例も参考にしながら設定方法を工夫することが求められる。

#### イ 計画策定の委託先

一般廃棄物処理基本計画は、概ね 10 年間隔で 6 回の策定と、中間時点で 3 回の改定を重ねてきているが、記録が残る範囲で 2006 年以降の 4 回の計画策定業務・改定業務がすべて同一の業者に外部委託されている。また 2006 年以前の策定・改定業務も同じ業者に外部委託されている。一般廃棄物処理基本計画以外にも、環境部が作成する計画として、環境基本計画、次期ごみ処理施設整備基本構想、次期ごみ処理施設整備基本計画、再生可能エネルギー導入戦略等があるが、すべて同一の外部業者に作成業務が委託されている。

市は、計画策定には広範囲な知識と経験が求められるため、データ分析を含めて専門事業者に外部委託することで、より円滑かつ効率的な計画策定が可能と考えている。プロポーザル方式により、企画提案者のプレゼンテーションなどから総合的に評価して業者選定し、業務ごとに企画提案書とプレゼンテーション結果等を審査した上で最適な業者を決定している。

しかし、後程 2-3(1)④で検証するように、当該外部委託はいずれもプロポーザル方式（随意契約の一形態）で決定されており、外部有識者を含めた審議はなされておらず、環境部の部課長以上のみが評価した結果、毎回同じ業者が受注している。市の状況を深く理解し、ノウハウを活用して安く入札するため、効果的・効率的な計画策定・改定の提案を受けられるメリットがある一方で、審査基準が抽象的で、業者選定における公正性・透明性が確保されていない中で委託先が偏っていることから、新しいアイデアやアプローチが

少なくなり、多様な考え方や提案による知見が深まらず、ベストプラクティスを取り入れる機会を逃すデメリットが考えられる。業者選定においては、選定過程を再度見直すとともに、選定結果が偏ったものとなっている場合には、既存業者に有利な審査基準となっている可能性を批判的に検討して修正するなどして、選定過程・選定結果とも公平性・公正性がうかがわれる外観を有するよう、選定過程を継続的に見直す必要がある。

#### ウ 将来人口の見積り

一般廃棄物処理基本計画の前計画（2016年3月策定）において、計画策定に用いる将来人口の仮定は「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所 以下「社人研」）平成25年3月推計値を用いた。これに対し、一般廃棄物処理基本計画（2021年3月改定）・次期ごみ処理施設の計画（2016年3月の基本構想・2019年3月の基本計画）とも、計画策定に用いる将来人口の仮定は「第五次福山市総合計画」の将来人口を用いた。「第五次福山市総合計画」の将来人口は、「福山市人口ビジョン」（2015年10月）を基に2015年国勢調査結果を反映して推計したものであり、社人研による2013年推計をベースに、自然減抑制、転出抑制、転入者増加を見込んだ目標値となっている。

社人研による将来人口は、直近の国勢調査を基に5年おきに公表される将来推計人口である。「福山市人口ビジョン」（2015）が用いた社人研2013に対し、その後に発表された社人研2018は下記の通り引き上げられたことから、社人研2013はかなり悲観的な推計だったと考えられる。結果として「第五次福山市総合計画」の将来人口は、悲観的な社人研2013に対し、人口減抑制に係る各種施策効果を反映した結果、社人研2013よりは多いが、その後に発表された社人研2018よりは少ない見積結果となっている。

表 5-2-1-20 市の将来推計人口予測（社人研、「第五次福山市総合計画」、実績）

福山市	2015年	2020年	2024年 (補間法)	2025年	2030年	2035年	2040年
社人研 2013	457,491	449,415	437,777	437,777	423,608	407,364	389,797
社人研 2018	—	465,995	463,853	463,317	457,805	449,846	440,165
第五次計画	—	462,100	458,260	457,300	451,000	444,000	436,000
実績	461,357	464,811	—	—	—	—	—

市は、一般廃棄物処理基本計画及び次期ごみ処理施設の計画を策定するにあたり、市の上位計画である「第五次福山市総合計画」の人口ビジョンの人口推計を基に設計することで、市の計画の整合性を図っている。また「福山市人口ビジョン」の将来人口は、今後の少子化対策や移住・定住促進などの各施策の効果の試算を行った上で設定しており、計画設計のベースとすることは合理的であると考えている。

しかし、市の計画との整合性を図ることも大事だが、自然減抑制、転出抑制、転入者増加を見込んだ“ビジョンとしての目標値”を処理計画や施設計画の設計に用いることが合理的なのか、検討する必要がある。もし社人研 2018 の推計が正しい場合、「第五次福山市総合計画」を基に設計した処理施設では処理能力が過少となる可能性が考えられる。もちろん社人研の予測が必ず正しいわけではなく、社人研 2013 は過少であった。逆に社人研 2018 が過大である場合は、過大な処理施設を建設することにつながる。一般廃棄物の処理計画や施設計画において、人口予測が外れた場合の影響は大きいと考えられるため、計画との整合性だけでなく、人口推計を期待含み・保守的・悲観的など複数パターン想定し、人口予測値の背景、リスク、不確実性を踏まえた上で、現実的で正確な最善の見積りを使用して計画するよう努めるべきである。なお、実際の市の人口は、計画よりも実績が上回る状況が続いていたが、コロナ禍後の直近 2～3 年は人口減少が続いて計画に近づく形で推移しており、大きな問題は生じていないものと考えている。

## (2) 監査の結果

### ① 【意見】温室効果ガス削減目標値の設定・進捗評価にあたり、排出量の多い特定企業との個別の協議を継続的に行う必要がある。

国の目標値を基に温室効果ガス削減目標値を設定したが、目標設定・公表に当たり、排出量の多い特定企業との個別の協議が十分になされていない。福山市環境審議会からは鉄鋼業界はじめ大企業の取組みに関する意見交換が必要との声が多く上がっていた。排出量が異なる各業界の代表者で構成される福山市地球温暖化対策協議会では、市全体の目標に関する活発な議論は見られなかった。市の削減目標量の約 9 割が産業部門（製造業）であるため、計画の実現可能性、課題や取組み状況について、排出量の多い特定企業との個別の継続的な協議が必要である。

### ② 【指摘】温室効果ガス排出量の集計にあたり、排出事業者の報告漏れがないよう、温対法の規定を理解し、集計結果の確認を十分に行う必要がある。

特定企業の温室効果ガス排出量について、特定の 3 年間の排出量がゼロで集計された結果、排出量が過少のまま環境白書で公表されていた。例年 5 万 t 強の CO<sub>2</sub> が発生する事業において、特段の事情もなく排出量ゼロの年が散発することは考えられないため、排出事業者の誤認による報告漏れを疑い、適切に修正すべきであった。「温対法」の規定を十分に理解し、組織的なチェック体制を構築して、正確な数値の算定に努める必要がある。

### ③ 【意見】一般廃棄物の削減目標値の設定にあたり、各種仮定の妥当性に留意し、設定結果が達成可能なものか最終的に吟味し、市民・事業者にとって受け入れやすいメッセージになるよう工夫する必要がある。

令和 7 年度の一般廃棄物の削減目標値において、20 個弱もの多くの仮定を置いて算出しているが、その中に、国の食品ロス削減目標である「2030 年度目標：家庭系食品ロス量は、2000 年度の半減」を利用し、令和 7 年度における食品ロス削減目標を「令和 7 年度の推計値（現状趨勢）から 20%削減」とする、過大な目標ともとれる項目が見られた。個々の仮定を積み上げた結果が妥当なものか、総括的な検討を行う必要がある。また市は国の統計手法に合わせて、家庭系ごみと事業系ごみを合計して 1 人 1 日当たりの排出量目標値（842g/人日）としているが、近隣他市は家庭系ごみと事業系ごみを分けて 1 人 1 日当たりの排出量目標値（例：家庭系 450g/人日・事業系 304g/人日）を設定したり、事業系ごみは 1 人 1 日当たりではなく総量の目標値（例：事業系 6.6 万 t）としたりしている。事業系ごみの減量に向けては、飲食店で食べ残しをしないといった一般家庭で取り組むことができる事項もあるものの、事業者の取組みによるところが大きいため、市民や事業者にとって分かりやすく納得感のある効果的なメッセージになるよう、他市事例も参考にしながら提示方法を工夫することが求められる。

**④ 【意見】環境部の計画策定業務委託先が偏らないよう、選定プロセスを継続的に見直す必要がある。**

環境部が作成する計画のほとんどが同一のコンサルタント業者に委託されている。一般廃棄物処理基本計画は、少なくとも 20 年弱に渡り同一のコンサルタント業者が策定している。蓄積したノウハウを活用し効果的・効率的な提案を受けられる一方、新しいアプローチや多様な考え方による知見が深まらず、ベストプラクティスを取り入れる機会を逃す可能性がある。選定プロセス・選定結果とも公平性・公正性がうかがわれる外観を有するよう、業者選定プロセスを継続的に見直す必要がある。

**⑤ 【意見】一般廃棄物処理計画、施設計画の策定に用いる将来人口は、市の上位計画との整合性だけでなく、人口推計の背景や不確実性を踏まえ、現実的で妥当な最善の見積りとする必要がある。**

一般廃棄物処理基本計画や次期ごみ処理施設の計画において、人口減抑制に係る施策効果を見込んだ“ビジョンとしての目標値”である「第五次福山市総合計画」の人口推計を用いている。市の計画との整合性を図ることも大事だが、各種仮定の背景や不確実性を踏まえ、人口推計や各種施策の効果を複数パターン想定するなどして、最善の見積りを行うことが必要である。

## 2-2 塵芥処理費

### (1) 概要

#### ① ごみ有料化、手数料条例改定に係る検討

市において、家庭系ごみの収集・処理手数料は過去から無料である。事業系ごみの処理手数料は、下記の通り過去に何度か改定（値上げ）を実施している。

表 5-2-2-1 処理手数料の変遷と背景

年度	手数料改定	背景
H16 (2004)	800 円/100kg→ 1,200 円/100kg	・ 排出者責任及び受益者の適正な費用負担 ・ ダイオキシン発生抑制等の経費増大
H19 (2007)	1,200 円/100kg→ 150 円/10kg	・ 事業者負担の激変緩和策の見直し ・ 搬入量による負担公平化 (100kg 単位から 10kg 単位へ)
H25 (2013)		検討調書作成 (他市調査の結果、改定見送り)
H26 (2014)	150→160 円/10kg	消費税増税 (5%→8%)
R 元 (2019)		消費税増税 (8%→10%)
R6 (2024)		次期ごみ処理施設稼働開始

過去は、処理施設の費用増加や消費税増税を機に値上げ改定を実施していたが、直近 10 年は改定が見送られている。ごみ収集や処理に係る部門別原価計算は毎年実施しており、平成 26 年度の手数料改定以降も、消費税増税、ごみ固形燃料工場の 5 年延長工事、次期ごみ処理施設の建設といった手数料改定の要因となりうる事象が発生しており、実際に収集費用や処理費用は増加しているが、手数料改定の要否を検討した調書は平成 25 年度以外に確認できなかった。

市は、排出事業者の費用負担が増加するため、ごみ処理原価の算定結果だけでは変更しないことがある。

塵芥処理費と塵芥焼却場費を合わせると、毎年 50 億円超の収集・処理費用を要しており、市の財政負担は巨額である。時代に見合う適切な見直しの検討がなければ、廃棄物処理について将来にわたり大きな負担につながる恐れがある。市民・事業者負担の在り方について、検討した経緯と判断過程を適切に保管して引継ぎ、将来にわたり責任が果たせるものとしていく必要がある。

#### ② ごみ処理に係る原価計算の方法

ごみ収集・ごみ処理に係る部門別原価計算書は、ごみ収集部門 3 (直営・委託・島しょ部)、ごみ処理部門 14 (中間処理施設 8・最終処理施設 5・管理部門 1) ごとに、人件費と

各種経費を集計し、処理量（t）で除すことで、単位当たりの部門別直接原価をエクセルで計算した資料であり、毎年作成している。

直近3年間の部門別原価計算書によると、いくつか誤りが発見された。入力手作業が多く、計算過程が煩雑で、計算方法に関する指示内容が見落とされやすく、入力方法が作成者によって一貫しておらず、計算結果の時系列比較がなされていないこと等が原因と考えられる。原価計算が正しく実施されない場合、廃棄物処理に係る毎年のコスト把握ができず、健全な財政運営のもとで廃棄物処理が実施されているかの判断が困難となるため、引き続き毎年正確な原価計算を行い、運用していく必要がある。

### ③ 非効率な処理委託の見直し

部門別原価計算の結果によると、内海町と走島の収集単価、内海リサイクルセンターと内海埋立地の処理単価が突出している状況が見て取れる。島しょ部で住民生活が営まれている以上、不採算であっても収集を続ける必要性は理解できるが、住民の減少が続く中で、合併から約20年経過しても少量の処理委託を続けることの意義が見出しにくい状況にある。

表 5-2-2-2 資源ごみ・不燃ごみの処理量と委託金額（令和4年度）

	処理量 (t/年)	委託費 (税抜)	備考
リサイクル工場	15,824t	346,785 千円	運転管理、設備点検ほか
内海リサイクルセンター	88t	28,950 千円	運搬費含む
福山リサイクルセンター	4,333t	127,534 千円	資源売上控除前
神辺クリーンセンター	2,372t	88,867 千円	資源売上控除前、運搬費含む

市は、施設整備と運営計画で議論する内容であり、政策的視点を含むため、今後の計画の中で方向性を示していくことを考えている。

合併時点で一定の役割を終えていた処理施設の収束を先延ばしし、長期間に渡り割高な委託を続けてきている。旧施設・旧体制の見直しは、新施設の計画がなければ実行できないものではない。市として適切な処理体制を描き、合併町、委託先、住民の意向を長い時間をかけて調整し、議論と検討経緯を残して引き継いでいく体制の整備が必要である。

### ④ 資源ごみの選別に係る委託費

鉄やアルミなどの資源ごみは、福山リサイクルセンターと神辺クリーンセンターの民間施設で選別している。

鉄とアルミの市場価格が直近2年間は2倍以上に高騰しており、資源売上が多額に上っている。福山リサイクルセンターと神辺クリーンセンターの運営委託先に対する委託費の計算は、各種経費と一般管理費の合計から、予算上の資源売上金額を控除して計算する(変更前の委託費)。そして実際の資源売上金額が確定した後、予算額との差額から一定金額を差引いた残額を市と委託先で折半して調整している(変更後の委託費)。すなわち、予算上の資源売上金額よりも実績の資源売上金額が上回った場合、上振れした金額の約半分が委託先の利益となる。逆に、予算上の資源売上金額よりも実績の資源売上金額が下回った場合、下振れした金額の約半分が委託先の追加支払(損失)となる。直近2年間は、資源価格の高騰により委託先の利益が多額になっている。

まず委託費から資源売上金額を控除することの是非について検討する。企業会計の一般原則として損益計算書の総額主義があるが、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(令和元年8月改訂)にも同様の記載があるため、これに反していることになる。

## II 行政コスト計算書

### 1 総則

146. 費用及び収益は、総額によって表示することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部または一部を除去してはなりません。

経費から収益を控除し、委託費を純額で会計処理しているため、委託費の規模を正しく把握できず、原価管理の観点から見直しの余地がある。部門別原価計算においても、資源売上を控除後の委託費で計算しているため、資源価格の変動が原価の発生実態を見えにくくしている。

次に委託費の調整方法の是非について検討する。

現状のような事後調整を行う理由として、選別業務を精緻に実施した結果、想定量以上の資源化を実施できた場合に、その半分を選別努力に見合う報酬利益として付与することにより、選別事業を適切に実施してもらい、リサイクル率を向上するインセンティブとされていると考えられる。逆に、資源価格が下落した場合には、委託先にとって管理不能であるから、市と委託先で折半して負担するという考え方になろう。

しかし直近2年の状況は、選別努力による数量の増加ではなく、世界情勢の変化により資源価格が高騰していることに伴う資源売上の増加であり、委託先の貢献度に見合うものとはいえない。さらに予算額を基準に調整額を計算しているが、予算額自体は概ね前年実績と直近の市場価格の趨勢をベースに設定されているように見受けられる。資源価格が一定の場合には、前期実績金額を水準に変動幅を調整することに一定の合理性があるが、

現在のように単価が高騰している場合には、調整額の計算根拠として不合理である。一般的な原価計算において、予算差異は数量差異と価格差異に分けて分析するが、両者が混在したまま委託費を調整していることに問題がある。本来であれば、搬入量に応じた資源化量や資源化割合等を事前に合意し、合意した量を上回った部分（数量差異のみ）をインセンティブとするべきであり、委託先の努力によらない価格変動部分（価格差異）を委託先に付与したり費用転嫁したりするのは、公平性・公正性の観点から問題がある。委託先の業務にインセンティブを働かせ、リサイクル率を向上するためには、数量ベースで貢献度を測るべきであり、単価の変動を混入させない方法を検討する必要がある。また原価管理、行政コスト計算の観点からも、見直す余地がある。

## (2) 監査の結果

① **【意見】ごみ有料化・手数料条例改定に係る検討・判断過程は適切に保管して引継ぎ、社会情勢に適した廃棄物処理手数料の在り方を検討していく必要がある。**

ごみ収集や処理に係る部門別原価計算は毎年実施しているが、手数料改定の検討は毎年実施されていない。平成 26 年度の消費税増税に伴う値上げ以降も社会情勢は変化しているが、手数料の改定は見られない。手数料改定についての適切な検討は、将来にわたる廃棄物処理責任を果たす上で重要な要素であると言える。市民・事業者負担の在り方について検討した経緯と判断過程を適切に保管して引き継ぎ、将来にわたり責任が果たせるものとしていく必要がある。

② **【意見】ごみ処理に係る原価計算が正しく実施されるよう、計算シートの構成を見直し、計算結果を時系列で比較するなどして、正確な原価計算を行う体制を構築する必要がある。**

ごみ収集・ごみ処理に関する部門別原価計算シートに、いくつか計算誤りがあった。原価計算が正しく実施されない場合、廃棄物処理に係る毎年のコスト把握ができず、健全な財政運営のもとで廃棄物処理が実施されているかの判断が困難となるため、引き続き毎年正確な原価計算を行い、運用していく必要がある。

③ **【意見】非効率な処理委託の見直しに係る議論や検討経緯を文書化して引継ぎ、適時適切な対応がなされる必要がある。**

市への合併時点で一定の役割を終えていた処理施設の収束を先延ばしし、長期に渡り割高な委託を続けている。市として適切な処理体制を描き、合併町、委託先、住民の意向を長い時間をかけて調整し、議論と検討経緯を残して引き継いでいく体制の整備が必要である。

④ **【意見】資源ごみの委託費に係る計算方法・調整方法を見直し、より実態に即した原価管理を行う必要がある。**



資源ごみの資源化委託費は、経費から資源売却収入を控除して計算・会計処理しているが、原価管理上及び行政コスト計算上の観点から見直す余地がある。また委託先のインセンティブとして、資源売却収入の実績と予算との差額を市と折半しているが、委託先の選別努力によらない価格変動部分を利益として付与したり費用転嫁したりすることになり、公平性・公正性の観点から問題がある。インセンティブは数量ベースで貢献度を測り、単価変動を混入させない計算方法とする必要がある。

## 2-3 次期ごみ処理施設建設

### (1) 概要

#### ① 1工場体制か2工場体制かの検討過程

現在、市は焼却施設（西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンター）とごみ固形燃料工場の4施設で燃やせるごみ等の処理を行っているが、令和6年度からは府中市、神石高原町も含めた広域処理体制とし、焼却施設を1つに集約することとした。これは、国及び広島県が推進する廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化を踏まえたものであり、平成30年3月に公表した「福山市次期ごみ処理施設整備基本構想」において、“「一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会」（福山市、府中市、神石高原町）により、経済性・環境性等の面で検討を行った結果、広域化の方が有利となった”とある。

#### ア ブロック協議会の検討内容

「一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会」が平成29年8月に取りまとめた「福山市・府中市・神石高原町 可燃ごみ共同処理検討報告書」によると、“経済性の比較検討では、施設を1施設に集約する場合は有効であると試算されたが、複数の施設とする場合にもメリットがある”とあり、下記のように、市民、事業者、収集運搬事業者、行政、災害対応、環境保全の6つの観点から複数施設のメリットが説明されている。

表 5-2-3-1 複数施設を整備する場合のメリット

区分	概要（説明）
市民（排出者）にとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ごみステーション管理が容易 1施設の場合、施設が遠方となりごみ収集に時間を要するとごみステーションに長時間ごみが滞留し、カラスや猫によるごみの散乱が懸念される。 複数施設において、収集時間が短くなることで、ステーション管理も短時間で済む。</li> <li>✓ 一時多量ごみ等の排出が容易 1施設とした場合、北部地域の排出者は、引越し時や清掃時等の一時多量ごみをごみ固形燃料化工場（南部）まで長時間をかけて搬入することが必要となる。 複数施設とすることで施設が近くなり、ごみの直接搬入が容易となる。</li> </ul>
事業者（排出者）にとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 少量の排出事業者の直接搬入が容易 少量の排出事業者は、コスト削減のため、自らが直接搬入している。施設が遠方となると、自らによる搬入が困難となり、収集運搬許可業者への委託等が必要となる。 複数施設とすることで施設が近くなり、ごみの直接搬入が可能となる。</li> </ul>
収集運搬事業者にとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運搬距離増を費用に転化しにくい。 市内において排出エリアが広範囲となることで運搬費の大小が大きくなるが、いままでの契約を更新し難い場面が想定されるなど、事業系ごみ等の収集運搬に支障を来すことが懸念される。 複数施設とすることで施設が近くなり、収集運搬事業者の運営維持が可能となる。</li> </ul>
行政にとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運搬体制整備が容易 市内の収集運搬は、直営、委託により行っており、1施設とした場合はより運搬距離が長くなるため、収集体制を抜本的に見直すことが必要となる。特に、直営収集に関しては、一部委託の導入等が不可欠であり、さらに、既存業者の能力が不足することが想定されるため、新たな委託業者の採用などが必要となる。（これまでの委託契約を変更する場合、便乗した委託費増の要望が増えることも懸念される。） 複数施設とすることで収集運搬距離の変更となる収集エリアが少なくて済み、収集運搬体制再構築が容易となる。</li> <li>✓ 施設整備場所確保の可能性が広がる 複数の行政において共同処理を前提とした施設整備を行う場合、用地確保の可能性が大きくなる。</li> </ul>
災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 災害ごみの早期処理が可能 1施設とした場合、被災により施設が停止するとまったく処理ができなくなる。被災していない施設において、緊急的な処理も可能となる。 複数施設とすることで災害ごみの処理が容易となる。</li> <li>✓ 施設の被災回避 複数の施設とし、設置場所の離隔距離を大きくした施設を整備することで被災回避が可能となる。</li> </ul>
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 収集運搬に係る温室効果ガスの削減が可能 複数の施設とすることで収集運搬距離が短くなり、化石燃料の使用量も減り、温室効果ガス排出量も小さくなる。</li> </ul>

「福山市・府中市・神石高原町 可燃ごみ共同処理検討報告書」（平成 29 年 8 月）

また当報告書の末尾には、“各ケースのコスト比較をはじめメリット・デメリットを整理したので、各市町の責任分散や役割分担によって、それぞれにメリットが生まれるよう、関係市町のさまざまな事情を相互に理解しながら、十分に議論を深めていく必要がある”旨が記載されている。

## イ 環境審議会、次期ごみ処理施設整備検討委員会の審議状況

「福山市環境審議会」（平成 30 年 3 月 28 日）において、“次期ごみ処理施設の整備について、建設費ありきで施設整備の計画が策定されているように思える。コスト面などいろいろな観点から計画を立てるべきだと思う。また、市民の方に安心してもらえる施設整備を行うため、市民の意見を聞く場を設けたり、情報提供していただきたい”という意見が出ている。

1 施設か 2 施設かの検討は、「福山市次期ごみ処理施設整備基本構想等策定業務」として外部委託された業務の仕様書に、検討するよう指示した記載がある。当該業務による委託業者からの提案内容を基に、「福山市次期ごみ処理施設整備検討委員会」で審議されている。「福山市次期ごみ処理施設整備検討委員会」は、大学関係者 3 名と市の職員（総務局、建設局、経済環境局）7 名で構成されている。

「福山市次期ごみ処理施設整備検討委員会」の議事録によると、第 1 回（平成 29 年 8 月 3 日）の委員会において、“災害時のリスク分散という視点では、2 施設体制の方がよいのではないかと。備後圏域の中核としての役割も考慮すべき”といった意見、第 4 回（平成 30 年 1 月 31 日）の委員会において、“施設を 1 か所に集約することで、災害廃棄物処理に支障が生じることはないか”という意見があった。また同第 4 回の委員会において、“広域化が前提となっているが、広域処理とした数値上の根拠等は基本構想の中で整理するのか”という委員からの発言があり、市は“一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会において検討しているため、本編又は別途資料として整理し、報告する”と回答している。

続く第 5 回（平成 30 年 2 月 21 日）の委員会において、広域処理体制の整備検討について審議されている。ここで提示された説明資料によると、経済性と環境性に関する試算数値が比較されている。経済性の比較では、1 施設が有利である。環境性の比較では、温室効果ガスの「排出量－回避量」が少ない 1 施設が有利だが、ダイオキシン類の排出量は 1 施設と 2 施設で同等となっている。最終的な全体評価として、経済性、環境性、住民サービス、災害対応の 4 項目についてそれぞれ評価しており、下記の通り住民サービスは“広域化が不利な場合がある”が、“住民サービスについては、中継施設等の整備による対応が可能”であり、災害対応では“不利と有利の両面がある”が、“共同整備による施設の強靱化や災害時の連携強化等により対応が可能”とされている。

表 5-2-3-2 福山・府中ブロック 一般廃棄物の広域処理体制の整備検討（全体評価）

3 全体評価		
各項目について、次のとおり評価を行った。		
	評価	備考
経済性	ケース①の方が有利	広域処理体制を選択するならば域内一施設の方が有利である。運搬距離が長くなる市町においては、中継施設等を整備する方がよりコスト安となる。
環境性	温室効果ガス	ケース①-1の方が有利
	ダイオキシン類	広域化の方が有利
住民サービス	広域化の方が不利な場合がある	一時間当たりの処理量が多い方が、燃焼の安定性や除去の高度化等によりダイオキシン類排出量は少なくなるため広域化した方が有利である。
災害対応	広域化の方が不利	広域化により処理施設が遠くなると、住民のごみの直接搬入が困難となる。
	広域化の方が有利	処理施設数が減少するため、リスク分散という面では不利である。施設を広域化した方がより高度な災害対策を講じることができる。（自立起動・継続運転等）
多くの項目で、広域化の方が有利という評価となった。		
なお、広域化することで不利となる場合がある住民サービスについては、中継施設等の整備による対応が可能であり、災害対応については、共同整備による施設の強靱化や災害時の連携強化等により対応が可能となる。		

#### ウ 監査人による検討

次項②で検討するように、2 炉か 3 炉の検討過程では他の自治体を調査・検討したが、1 施設か 2 施設かの検討にあたり、他の自治体を調査することはしていない。監査人が環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」のサイトより、全国の施設別整備状況（焼却施設）のデータを基に調査したところ、年間処理量が 10 万 t 以下の自治体では 1 施設体制が 8 割強と多くなっているものの、市の年間処理量に相当する 13～20 万 t 規模の自治体で 1 施設体制を採るのは 24 自治体中 3 自治体（千葉県市川市、大阪府豊中市、富山県富山市）と少数派であった。この 3 自治体とも、施設の整備年は 1994～2003 年であり、比較的最近に整備された施設というわけでもない。

このように住民生活にとって影響が大きく、巨額の財政負担がある施設整備については、経済性の視点は重要であるものの、数値に表せない様々なメリット・デメリットを評価し、他の自治体事例の調査や問合せ結果を参考にしながら、議論や判断の過程を適切に残しつつ、住民に対してより丁寧に説明することが望ましいと考える。

#### ② 2 炉か 3 炉かの検討過程

ごみ処理施設体制の検討に続いて、炉数の検討がある。「福山市次期ごみ処理施設整備基本構想等策定業務」として外部委託した業務の仕様書に、2 炉構成と 3 炉構成のメリッ

ト・デメリットを整理し、次期ごみ処理施設に適した炉数を検討するよう指示した記載がある。

ア 計画策定委託先による調査結果、次期ごみ処理施設整備検討委員会による審議結果  
上記の提案を受けて公表された「福山市次期ごみ処理施設整備基本構想」において、2炉か3炉かについて以下のように記載されている。

- ・施設規模が 300t/日以上施設では、3 炉構成の施設が 64%を占める
- ・また、このうち、1 施設体制の自治体においては、3 炉構成の施設が 77%を占める

「福山市次期ごみ処理施設整備検討委員会」の議事録によると、第3回（平成29年11月6日）の委員会において、焼却施設の炉数（案）について審議されている。ここで提示された説明資料によると、経済性の比較、他都市の状況調査、プラントメーカーの推奨について検討した結果、ごみ処理の安定性や将来的な大規模改修時の対応性を重視するとともに、類似規模の施設における採用実績が多いことを理由に、3炉とされている。

表 5-2-3-3 焼却施設の炉数の比較検討資料

表 5-1 炉数の比較

	内容	2 炉	3 炉
処理の安定性	操炉計画上、3 炉のほうが自由度が高く、突発的なごみ処理の増加には有利となる。また、3 炉のほうが1 炉停止（故障）時の処理能力の低下が小さい（2 炉の場合の稼働率 50%、3 炉の場合の稼働率 67%）。	△	○
大規模改修時の対応性	3 炉のほうが1 炉停止（故障）時の処理能力の低下が小さいため、大規模改修を行う際に影響が小さい。	△	○
経済性	2 炉のほうが送風機や配管等の機器容量は大きくなるが、機器点数が少なくなること及び建屋面積が小さくなることから、建設費及び維持管理費は相対的に安価である。	○	△
実績	施設規模が 300t/日以上施設では、3 炉構成の施設が 64%を占める。また、このうち、1 施設体制の自治体においては、3 炉構成の施設が 77%を占める。	△	○

#### イ 監査人による検討

他市における焼却施設の炉数状況について、監査人が環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」のサイトより、全国の施設別整備状況（焼却施設）のデータを基に調査したところ、以下の状況が見られた。

- ・国の広域化に関する通知で一つの目安となっていることから、300t/日以上施設を有する自治体を対象として調査を行っているが、結果的に年間処理量が市と比べて少ない自

治体が多かった。

・「81自治体のうち、1施設体制の自治体は30自治体」「1施設体制で3炉以上の施設は23自治体」とあるが、この中に2施設体制の自治体が1施設体制として誤って集計されていた（呉市、久留米市）。豊橋市、高槻市、茨木市も2施設だが、同一敷地内に整備時期が異なる可燃ごみ施設が併設されており、1施設と判断したとのことである。

・300t/日以上以上の施設は有しないが、市と同等の年間16万tで1施設体制の自治体（富山市）もある。

・市と同じ「施設全体の処理能力が600tの施設」は、下表の通り2炉が多くなっている。

表 5-2-3-4 600t/日規模の焼却施設の炉数

	1炉	2炉	3炉	合計
自治体数	3	18	10	31
割合	10%	58%	32%	100%

「一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会」が平成29年8月に取りまとめた「福山市・府中市・神石高原町 可燃ごみ共同処理検討報告書」によると、1施設案・2施設案とも2炉の前提で施設費用の試算と比較がなされていた。

以上より考えられることは以下の通りである。

・小規模自治体は1施設体制が多く、比較的大規模の炉（300t/日規模）を有している。1施設体制の場合、故障や修理時の安定性を考慮して3炉とする傾向にある。

・中間的な処理量の自治体の大半は、2～3施設保有しつつ、2炉構成としている。

・大都市圏にある大規模自治体は2施設以上有しつつ、3炉構成が多い傾向にある。

・300t/日以上以上の施設に絞った抽出作業において、300t/日以下の施設を合わせて保有する自治体を誤って集計したため、結論に大きな影響はないものの、1施設体制の自治体が過大に集計された。

・保有する各炉の処理能力で考えるのではなく、年間処理量や施設全体の処理能力が同等な自治体の状況を踏まえた検討も行うことで、より多角的な評価が可能であったと考えられる（300t/日以上以上の炉で調査したため300t/日×1炉の自治体が多く抽出されたが、市の計画と同規模の600t/日の施設は、200t×3炉よりも、300t×2炉の方が多い）。

他自治体の事例調査を行う場合、調査対象が市の人口や処理量、計画中の施設規模と可能な限り近いものとなるよう、検証を行うことが望ましいのではないかと考える。

### ③ 施設費と運営費の予定価格

次期ごみ処理施設の整備費のうち、福山市次期ごみ処理施設建設工事は44,841百万円、福山市次期ごみ処理施設運営業務は35,305百万円（約20年間）と巨額のため、予定価格

の算定方法を検証する。施設整備費は、主に焼却施設のプラント工事費と建築工事費、粗大ごみ処理施設のプラント工事費と建築工事費、試用期間中（令和6年4月～7月の4か月分）の主灰・飛灰の運搬費用と処理費用で構成される。

#### ア 福山市次期ごみ処理施設建設工事（焼却施設のプラント工事費）

焼却施設のプラント工事費の予定価格（税抜154億円）は、「福山市次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務」に係る委託先が抽出した10自治体のうち、市が各自治体の施設に問い合わせた詳細な内訳情報を入手できた6施設のプラント工事費を参考に算出している。当6自治体の施設は、施設規模や契約年度が大きく異なっているため、施設規模の違いや契約年度の違いを一定の計算式により調整し、その平均値を採用している。

しかし調整後のプラント工事費も、施設規模の違いによる金額の乖離が大きくなっている。平均値は外れ値（より小さいか大きい値）に引っ張られるため、金額のバラツキが大きい場合の平均値の採用には留意が必要と考えられる。

#### イ 福山市次期ごみ処理施設建設工事（焼却施設の建築工事費）

焼却施設の建築工事費の予定価格（税抜96億円）は、上述のプラント工事費と同様に、「福山市次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務」に係る委託先が抽出した10自治体から、市が各自治体の施設に問い合わせることで詳細な内訳情報を入手できた5施設分について、それぞれ物価補正後の建築面積当たりの単価を算出した。しかし5施設の平均値ではプラントメーカーの見積提案値との乖離が非常に大きかった。市はその主な理由を建設予定地が埋立地であることにより杭工事費が増加するためと考え、市と同様に埋立地に建設したプラントである最も高額な1施設の単価を採用した。

市と同様に埋立地に建設した焼却施設を複数サンプリングし、単価の平均値を算出していれば、より実態に合う結果になったと考えられる。

#### ウ 福山市次期ごみ処理施設運営業務

運営費は、用益費、人件費、維持補修費、分析費、保険費用、SPC費用、開業費用、主灰・飛灰の運搬費用と処理費用（試用期間を除く19年8か月分）で構成される。このうち全体の16.1%を占める人件費と、全体の26.5%を占める資源化費用（運搬と処理）を除き、委託先の見積提案値を参考に積算している。

市が他市事例等を参考に積算しなかったのは、運営費について国等から検討手法が示されていないこと、事例ごとに条件が異なるため他事例を参考に検討することができないため

めである。

#### ④ 次期ごみ処理施設に関するコンサルタント業者の選定過程

次期ごみ処理施設整備に関連するコンサルタントへの委託業務は以下4つあり、総額で4億円弱（税込）に上り、すべて同一の業者が受託している。

- (ア) 福山市次期ごみ処理施設整備基本構想等策定業務
- (イ) 福山市次期ごみ処理施設整備基本計画策定等業務
- (ウ) 福山市次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務
- (エ) 福山市次期ごみ処理施設整備設計施工監理等業務

(ア)は2業者が入札に参加し、(イ)は4業者が入札に参加しており、当該2業務が起点になったと考えられるため、当該2業務における「事業者審査委員会設置要領」、「プロポーザル参加者 審査事項及び評価内容」の資料を閲覧したところ、以下の通りであった。

・経済環境局の部課長7名で構成される委員会で審議されており、外部委員は取り入れられていない。

・評価委員会の議事録や審議過程、プレゼンテーション(ヒアリング時)の質疑内容、受注候補者との協議内容等が分かる資料は確認できなかった。

・「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」で例示されている評価項目は、「組織評価」、「担当者評価」、「提案内容評価」、「参考見積」の大きく4つの項目である。これに対し、当該2業務の評価項目は、「企業の信頼性」、「企画提案書」、「プレゼンテーション」、「参考見積価格」の4つである。「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」において「提案内容評価」の中の付加的な一要素として扱われている“プレゼンテーション”の項目が、当該2業務の評価において一段上の扱いとされ、この部分の配点は2業務とも全体の20～24%と比較的大きくなっている。

・当該2業務で審査された事項や評価内容には、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」で例示されていない評価項目として、“施設の現状把握”、“実施スケジュール”、“業務の工夫点等アピール事項”、“プレゼンテーション能力”、“業務への意気込み”、“質疑・応答”(下線部は「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」の例示に見られない)などが含まれており、なぜこの評価項目を加えたのか、審議過程の議事録が残されていないため経緯は不明である。そして、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に例示されている項目ではプロポーザル参加者の評価に大きな点差は見られず、追加された項目で点差が開いているため、より公正性・透明性・客観性・競争性の観点から疑念が生じることとなっている。

なお、次期ごみ処理施設に関するコンサルタントの評価は、現行の「福山市プロポーザ



ル方式の実施に関する手引き」(令和5年4月14日改訂)よりも前の、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」(平成28年8月4日策定)を踏まえて実施しているが、現行の手引きによると、プロポーザル方式による受注者の選定にあたり、契約の公正性、透明性、客観性、競争性を担保するための参考となる基準として、以下が挙げられている。

- ・評価委員に外部委員を取り入れるよう努めること。
- ・評価委員会の議事録を作成し、審議事項(評価項目・評価基準・点数配分・結果の公表方法等)や審議過程を書面に残すこと。
- ・プレゼンテーション(ヒアリング)時に質疑があった場合には、書面に残すこと。
- ・受注候補者との協議内容について、書面に残すこと。

#### ⑤ 既存埋立地の残余容量活用の検討過程

次期ごみ処理施設の稼働開始とともに、新市クリーンセンター、深品クリーンセンターは令和5年度をもって休止することになる。両者に隣接する新市埋立地と深品埋立地は、覆土を行い、埋立終了する予定である。

現時点(「福山環境白書」令和5年版)で、新市埋立地は約4万 $\text{m}^3$ 、深品埋立地は約2.8万 $\text{m}^3$ と、合計6.8万 $\text{m}^3$ の残余容量がある。次期ごみ処理施設においては、年間1.5万t強の主灰・飛灰が発生し、年間7.6億円(税込)もの焼却灰の資源化費用が発生するため、残余容量を活用すれば約4~5年分として約38億円もの資源化費用を節約できるとも考えられる。

市は、当該埋立地は併設する焼却施設の焼却灰を埋め立てるために設置したものであるため、焼却施設の終了に合わせて埋立終了するものとして、地元住民に説明した。埋立地の設置時に、地元に近い焼却灰しか埋め立てない前提で住民理解を得ており、住民の理解が得られないと考えた。また残余容量を活用するためには、新たに計量システムや管理人員を配置するコストの方が割高であると判断した。しかしこれらコスト試算や住民との話し合いを検討した経緯が分かる資料は確認できていない。

次期ごみ処理施設は箕沖地区に整備する計画であることから、5つの埋立地合計45万 $\text{m}^3$ の残余容量のうち、箕沖埋立地のみ処分に前提とし、残余容量34.8万 $\text{m}^3$ を基にどのように次期ごみ処理施設の焼却灰を処理するか計画・検討している。また「次期ごみ処理施設整備基本構想」(平成28年3月)の時点では、新施設稼働後は“平成27年度の焼却残渣の最終処分量(9,483t)よりも少なくする方針”とし、「ストーカ式焼却方式においては、焼却灰の資源化は必須とする」としていた。続く「次期ごみ処理施設整備基本計画」(平成31年3月)では、「経済性の面では、飛灰の資源化費用は飛灰の最終処分費用に比べやや高額になると見込まれるため、最終処分のほうが優位となる。しかし、今後新たな

最終処分場を建設するのは非常に困難な状況であり、本市の一般廃棄物の適正処理を将来にわたって継続していくためには、最終処分量を削減し既存の最終処分場をより長く使用する必要がある。以上を踏まえ、飛灰についても資源化することとする。」としている。

過去は焼却施設に隣接して埋立地を整備したが、今後新たな埋立地を整備する余地が少ないのであれば、焼却施設を1施設に集約することを踏まえ、既存の埋立地も活用していくという柔軟な考え方もあろう。そして市の全体計画をもって地域住民に丁寧に説明し、時間をかけて理解を得ていくことができたのではないかと考える。各種委員会や外部コンサルタント・委託者からの様々な意見を参考にしつつ、高度で専門的な意思決定を行うのは非常に困難なプロセスであるが、議論の経緯、メリット・デメリットの総合的な判断過程を文書に残しながら、長期的な財政負担を踏まえ、丁寧に検討・判断する必要がある。

#### ⑥ 処理灰の資源化委託

主灰処理費用と飛灰処理費用の予定価格（税抜 85 億円、20 年間、運搬費用除く）は、発注時点で資源化方法を限定せず、資源化業者を対象に行ったアンケート結果を基に複数の資源化方法の単価を平均して設定している。主灰（ごみを焼却した際に残る燃え殻）は、セメント原料化、焼成、スラグ化の3種類の方法のうち、最高値であるスラグ化を除く2種類の方法（セメント原料化と焼成）の平均単価とした。飛灰（焼却時に発生する排ガスに含まれるばいじん）は、セメント原料化、焼成、スラグ化、山元還元の4種類の方法のうち、主灰と同じ資源化方法である2種類の方法（セメント原料化と焼成）の平均単価とした。

実際の「福山市次期ごみ処理施設残渣資源化業務」に係る契約書によると、予定価格の算定時に除外した最高値のスラグ化（福山工場）と、予定価格の算出に使用した最安値の焼成（埼玉工場）による資源化方法が、同額の資源化処理単価で契約されている。そして「福山市次期ごみ処理施設残渣運搬業務」は、福山工場向けと埼玉工場向けが、同額の運搬単価で契約されている。これは、「福山市次期ごみ処理施設運営業務」を受託した代表企業から、市内の総合リサイクル業者の資源化体制と操業実績を評価した技術提案書を受け、当該資源化業者による資源化が採用されたものである。しかしこれらの資源化方法を20年間に渡り採用することによる金額的な検討・比較はなされていないので、別途、市が経済性に関する検討を行うことが望ましかったと考えられる。さらに、入札説明書において残渣資源化業者の変更は認められていないものの、他の資源化方法を有する複数社と処理を分担する形で、資源化費用の抑制、安全面のリスク分担、複数の資源化製品によるリサイクル活用を図るといったことを検討する余地があったのではないかと考えられる。

市は、技術的な観点からの提案に係る経済性については、灰の資源化費用（予定価格 83

億円)のみでは評価せず、運営費(予定価格326億円)全体で評価した。

運営費は、上記の通り、用益費、人件費、維持補修費、分析費、保険費用、SPC費用、開業費用、主灰・飛灰の運搬費用と処理費用で構成されるため、灰の処理費用を削減できれば運営費全体が削減できると考えられるし、施設の管理運営に係る用益費や人件費、維持補修費を主に費消・負担する業者と、灰の処理・運搬を行う業者は別の会社となっている。長期かつ高額に渡る資源化方法について、技術動向、経済性、環境負荷(資源化製品の有効活用含む)などの総合的な検討・判断をすることが望ましいと考えられる。

## (2) 監査の結果

### ① 【意見】次期ごみ処理施設を1施設体制にするか複数施設体制にするかの検討について、より丁寧に市民に説明することが望ましい。

「福山市次期ごみ処理施設整備基本構想」によると、「一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会」により広域化が有利とされた結論づけられているが、同協議会の報告書には、コスト比較だけでなく、複数施設を整備するメリットを示した上で、関係市町のさまざまな事情を総合に理解しながら、十分に議論を深める必要がある旨が記載されている。住民生活にとって影響が大きく、巨額の財政負担がある施設整備については、数値に表せない様々なメリット・デメリットを評価し、他の自治体事例も参考にしながら、議論や判断の過程を適切に残しつつ、市民に対してより丁寧に説明することが望ましい。

### ② 【意見】他自治体調査の集計結果について十分に検証する必要がある。

次期ごみ処理施設の炉数検討過程において、他の自治体の事例調査にあたり、国の通知の目安に準じて調査したものの、年間処理量が市と比べて少ない自治体や、市が計画した施設規模よりも小さい施設が多く含まれていた。また大規模炉の施設と中規模炉の施設を合わせて保有する自治体を1施設体制と誤集計していた。他自治体の事例調査を行う場合、調査対象が市の人口や処理量、計画中の施設規模と可能な限り近いものとなるよう、委託先の集計結果について十分に検証する必要がある。

### ③ 【意見】次期ごみ処理施設の施設費と20年分の運営費の予定価格の算出方法について、より実態に合う算出方法を検討する余地があった。

次期ごみ処理施設の施設費と運営費の予定価格について、施設規模や契約年度が異なり、金額差の大きい他市事例のプラント工事費の平均値を採用したり、平均値ではなく最も高額な1施設の建築工事費の単価を採用したり、20年に渡る運営費の維持補修費、用益費、SPC費用等について委託先の見積提案値を参考に積算したりする事例が見られた。金額のバラツキが大きい場合の平均値の採用には留意が必要である。施設ごとに条

件が異なる中でも、長期的な財政負担を踏まえ、より実態に合う算出手法を検討されたい。

④ **【意見】** プロポーザル方式によるコンサルタント業者の選定において、評価委員会に外部委員を入れたり議事録や審議過程を残すことで、適切な評価選定を行うよう努められたい。

次期ごみ処理施設に関する一連の計画策定業務を他の計画策定業務と同一のコンサルタント業者が受注している。「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」の例示とは異なる評価項目を加えており、当時の手引きでは規定されていないものの、評価委員会に外部委員を取り入れていないことや、議事録や審議過程が残されていないものがあることから、公正性・透明性・客観性・競争性の観点から疑念が生じかねない。今後は、現行の「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に記載されている趣旨、注意点を踏まえ、適切な評価選定を行うよう努められたい。

⑤ **【意見】** 次期ごみ処理施設の焼却残渣の処分について、資源化するのではなく、既存埋立地の残余容量の活用を検討する余地があったのではないか。

次期ごみ処理施設の焼却残渣の処分は 20 年に渡り全量資源化することとされたが、既存埋立地の残余容量の活用や地域住民との協議を検討する余地があったと考えられる。過去の地元との協議内容も踏まえ、メリット・デメリットの総合的な判断過程を文書に残しながら、長期的な財政負担を踏まえ、既存埋立地の活用について地域住民と協議することができたのではないか。

⑥ **【意見】** 次期ごみ処理施設の焼却残渣の資源化について、複数社と処理量を分担する形で、資源化費用の抑制、安全面のリスク分担、複数の資源化製品によるリサイクルを図ることを検討する余地があったのではないか。

次期ごみ処理施設の焼却残渣の資源化方法は、運営委託先の技術提案を基に、複数ある資源化方法のうち最も高額な方法を有する業者と契約された。資源化業務の委託を 1 社と 20 年間継続するのではなく、他の資源化方法を有する複数社と処理量を分担する形で、資源化費用の抑制、安全面のリスク分担、複数の資源化製品によるリサイクルを図ることも検討する余地があったと考えられる。

### 3 環境保全課

#### 3-1 大気等の監視測定

##### (1) 概要

##### ① 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、自動車の排気ガスや工場から排出される物質が太陽光による光化学反応により生成されるものである。夏季の日差しが強く、風が弱く、蒸し暑い日に高濃度になりやすく、眼の刺激やのどの痛みなどの人体への影響のほか、植物を枯らしたり、ゴムの劣化現象も引き起こす。

光化学オキシダントは、市が設置した6局で常時監視しており、その結果がテレメーターシステムにより広島県に送られ、緊急時には広島県が「オキシダント注意報」、「オキシダント情報」を発令する。令和4年度の6局のオキシダント測定結果は、いずれも環境基準を満たしておらず、「オキシダント注意報」、「オキシダント情報」とも市内の各地区で発令されている。過去10年間のオキシダント発令情報の推移によると、平成28年度をピークに減少していたが、直近2年は微増傾向にある。

オキシダント注意報等の発令時には、協力工場・事業場に対し、排出ガス量等を少なくするための協力要請を行うこととなっている。広島県が策定する「広島県大気汚染緊急時措置要領」によると、発令時の関係市町の措置が下記のように示されている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○オキシダント情報発令時(濃度の1時間値 0.1ppm 以上 0.12ppm 未満)<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報の準備等、必要な準備等行う。</li></ul></li><li>○オキシダント注意報発令時 (濃度の1時間値 0.12ppm 以上 0.4ppm 未満)<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町の内部機関に周知、被害の発生を防止する</li><li>・ 「できるだけ外出しない」等の内容の注意事項を市民に周知する。</li></ul></li></ul> |
|---|

市は、県要領に基づき、市内関係機関や報道機関等に周知し、注意喚起のための施設内放送を依頼するとともに、市公式 LINE を用いて市民に呼びかける対応を行う。広島県と市町の措置がそれぞれ定められているため、県の措置である要請状況等について聞き取りは行っておらず、要請状況、対応結果、その後の経過等について把握していない。市のマニュアルには、マスコミ対応等の手続面を中心に記載されている。なお、発令後に濃度が低くなり、県から解除の連絡があれば、解除になった旨を発生時と同様に周知するため、オキシダント状況が改善されたことは把握している。なお、過去に発令から排出業者への立入検査まで至ったことはない。

「広島県大気汚染緊急時措置要領」によると、県が排出業者に対して協力要請や命令を行い、措置状況の報告を求め、必要あるときは立入検査すること、広島市以外の工場・事業場については、関係厚生環境事務所が市の協力を得て調査することが記載されている。緊急時に市も工場・事業場に立入検査等への協力が求められるのであれば、日頃から協力要請先の発令時の状況、協力要請の状況、対応結果、その後の経過等を把握しておく必要がある。県の措置要領で、市が担う役割が広報に限定されているからといって、広報のみしておけばいいものではなく、県の措置要領如何に関わらず、市の環境と市民を守る立場

からすれば排出業者の状況、県の措置状況等について十分に精通しておく必要がある。オキシダント情報・注意報に関して、必要な情報を県と連携して共有し、今後の有事に備える必要がある。

## ② 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取すると健康を損なう恐れがあり、発がん性のある物質、慢性毒性のある物質であり、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に基づく 23 物質を測定している。

### ア 測定項目・測定地点に係る説明

「福山環境白書」によると、4 地点で 21 物質の測定を行っている。その説明の下の表「有害大気汚染物質の年平均値」を見ると、4 地点すべてで 21 物質を測定しているわけではないことが分かる。市の「2022 年度有害大気の測定項目および測定地点について」資料によると、“一般環境”として南小学校において 21 物質すべてを測定し、その他は固定発生源がある物質（事業者からの排出報告がある物質）についてのみ、その近辺の測定地点において追加で測定している状況である。これは「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」を踏まえた選定である。

ガイドラインに基づき、測定物質と測定地点を効率的に選択している点は理解でき、いたずらに市民の不安感をあおることも望ましくないものの、「4 地点で 21 物質の測定を行っている」という説明と現状の表のみでは、測定項目と測定地点に関する説明が不十分と考えられる。近隣の倉敷市の環境白書によると、有害大気汚染物質等測定結果の表は、「一般環境」1 地点と「発生源周辺」6 地点に分けて明示されている。市民に対して測定項目・測定地点の考え方を分かりやすく丁寧に説明・表示することで、有害大気汚染物質の状況が理解され、安心につながると考えられるため、環境白書への記載方法・説明方法を再度検討する必要がある。

### イ 固定発生源の測定地点の考え方

固定発生源について、国から最新の PRTR データを入手して測定項目と測定地点を決定しており、令和 3 年度の測定値は、令和 2 年度の PRTR データ（令和元年度排出）を基にしている。PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度であり、平成 13 年 4 月から実施されているものである。

令和 3 年度の PRTR データ（令和 2 年度排出）において、新たにマンガン及びその化合物を届け出た事業者があり、その事業者の排出量は「固定発生源とする排出量」を大きく超える排出量であったが、令和 4 年度の測定地点に追加しておらず、翌令和 5 年度の環境白書においても追加されていない。

市は、今後、経年の状況を確認した上で固定発生源とするか検討し、継続して排出する場合は「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」に基づき、測定地点と検査項目変更の必要性を検討することとしている。

業者が排出量を集計して報告し、国から排出量データを入手し、測定地点を追加するかどうか決定するまで最低でも 2～3 年要する上に、継続して排出されるかどうか経過観察して判断すると、排出から 4～5 年以上が経過することになる。同様に鉄鋼業を含む工業地帯を有する近隣の倉敷市は、一般環境の 1 地点に加えて、固定発生源周辺の 1 地点で全 21 物質を測定し、固定発生源周辺の 5 地点で同一の 11 物質の測定を継続している。すなわち、全物質を測定する 2 地点と、約半分の 11 物質を測定する 5 地点の 2 パターンの測定を行っている。これに対し、市は一般環境の 1 地点のみで全 21 物質、固定発生源周辺の 3 地点でそれぞれ 6、7、12 物質と、数も物質もバラバラな測定をしている。このことから、市はガイドラインに即した最低限の物質に絞って測定しているのに対し、倉敷市はより多くの地点で、対象物質と検証範囲を拡大した一定の測定パターンに基づき継続測定していることが分かる。その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの状況を見ても、市と倉敷市で検出状況に特異な違いは見受けられないが、倉敷市の測定局数が多い理由を市は把握していないので、測定方法の違いが生じている理由は不明である。市が測定地点決定の判断に用いている PRTR データの信頼性・網羅性について、業者側の責務や義務、報告が漏れたり誤ったりした場合の罰則が法律で定められているとはいえ、排出業者が正確かつ網羅的に物質と排出量を報告しているかどうか定かではないデータを用いて測定地点を決定し、基準となる排出量を超えた報告のある物資すら経過を見て測定地点に追加しないという対応は、ガイドラインには沿っているかもしれないが、環境や市民の安全・安心を守ることに資するものかどうか、疑問である。市の測定方法は金額的には効率的と言えるが、大気汚染の監視という抽象的かつ漠然とした問題については、倉敷市のように、PRTR データの信頼性に依拠せず、一定のパターンで対象物質と評価地点を拡大して測定することも一つの選択肢として有効と考えられる。市の産業や地理的特性を踏まえ、市民の安心・安全を図る総合的な観点から測定方針を再度検討する必要がある。

### ③ 二酸化窒素

二酸化窒素は、物の燃焼に伴って生成され、工場、事業場や自動車、ストーブ、給湯器から発生し、高濃度になると気管支ぜんそく、慢性気管支炎などの病気を引き起こすとともに、オキシダントの要因物質の一つである。

「福山環境白書」(令和4年度)の二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の測定結果について、8局中1局の有効測定日数が338日と、他の7局よりも約1か月少なくなっていた。測定器に不具合が生じ、令和3年8月中旬から9月上旬にかけて、メーカーによる引き上げ修理を実施したため、その間が欠測となった。当地点の測定期間は年間8,071時間であり、環境庁大気保全局長からの通知「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企第262号)で示された環境基準の評価対象となる観測時間6,000時間を満たしている。「福山環境白書」には、有効測定日数と測定時間を記載しているため、機器の不具合により測定できない期間があったが環境基準を満たしている旨の注意書き等は入れず、他の測定局と同様の記載を行っている。

測定器の保守点検を委託した業者による保守点検報告書によると、10時間前後の欠測は頻繁に発生していた。長期間の修理が見込まれる場合は、環境基準の評価に必要な有効測定日数が不足するため、代替機の設置を依頼するといった対応を行うことになる。今回は機器の故障・不具合による欠測期間が1か月程度であったため、環境基準の6,000時間を下回る恐れがなく、代替機の設置は行わなかったものと考えられる。

なぜ特定地点のみ観測時間が少ないのか、1か月もの欠測があっても環境基準を達成したと言えるのか、「福山環境白書」を読んで疑問を持つ市民はいるかもしれない。環境基準への合致を確認した上で判断することは当然として、想定外の事象が起きた場合にも、事実と判断経緯を丁寧に説明することで、市民の不安感を低減し、納得感・安心感を高め、市の環境対策への理解が進むものと考えられる。また長期間の欠測が生じる場合に、環境基準を満たすことから欠測期間を許容する対応もあろうが、環境基準ありきの判断基準のみでなく、オキシダントが高まる夏場の1か月間が測定されないことによる不安感を緩和するためにも、イレギュラーな欠測が想定される場合には代替機等の追加費用も踏まえた対応を検討する必要がある。

#### ④ 大気環境常時監視システムサービス

大気環境常時監視システムサービスは、8測定局の測定データを遠隔で収集するクラウドシステムである。平成30年度にシステム開発費と5年間の使用料について業者決定した。一方、自動測定器保守管理業務は一年更新であり、8機ある大気環境測定器について、週次の日常巡回点検と定期点検、実施報告書の提出等を求める業務であり、毎年入札参加



資格要件を付した一般競争入札を行っているが、5年間ともシステム開発を行った社のみが応札し、受託している。

測定機器の保守管理点検は、システム開発担当者でなくても実施可能と考え、「システム開発とシステム使用料」と「保守管理点検業務」に分けている。平成29年以前の前システムでは、開発担当者と異なる業者が保守点検を受託していた。

5年前の平成30年度に実施したシステム開発時の資料によると、初のクラウド化ということで県と調整しながら基地局を移管するなど、システム基盤の変更を含む大掛かりなシステム開発を行った状況が見取れた。保守管理業者は、保守点検測定器の保守点検だけでなく、緊急時の点検等も担うのであるから、システム開発担当者でない者が保守管理業務を担うことは非効率であり、クラウド化移行後は、前システムと開発規模もシステム構造も異なり、システム開発業務が保守管理業務の参入障壁になっていることも考えられ、結果として5年間の保守管理業務に競争原理が働かない状況にある可能性がある。大気環境常時監視システムは、各局の測定データを集約する監視システムであり、システム概要を把握せずにデータ校正まで担うことが可能なのか、疑問である。システム開発・5年間のシステム使用料・5年間の保守管理業務を一括して業者決定することで、技術的にも経済的にも効果的・効率的な委託が実現できないか、検討する必要がある。

## (2) 監査の結果

### ① 【意見】光化学オキシダント注意報・情報の発令時に、県の措置状況を把握して情報を蓄積し、有事に備える必要がある。

オキシダント発令時は県が緊急時の措置を担い、市は市民への周知の役割を担うとの理解のもと、県による排出業者への要請状況、対応結果、その後の経緯などを把握していない。県の措置要領によると、有事の際は市も排出業者等の調査に協力する必要があるため、オキシダント情報・注意報に関して、必要な情報を県と連携して共有し、今後の有事に備える必要がある。

### ② 【意見】有害大気汚染物質の計測地点の考え方について、市民が適切に理解し、安心できるよう、丁寧に説明する必要がある。

有害大気汚染物質は、1地点で21物質すべてを計測し、事業者から排出報告があった物質をその周辺地点で追加測定しているが、環境白書において「4地点で21物質を測定している」旨の説明のみとなっている。市民に対して測定地点の考え方を丁寧に説明することで、有害大気汚染物質の状況が理解され、安心につながるため、環境白書への記載方法を再度検討する必要がある。

③ **【意見】有害大気汚染物質について、効率面を重視し最低限の項目のみ測定するのではなく、市民の安心安全を図る総合的な観点から測定方針を検討すべきである。**

有害大気汚染物質の測定地点と測定物質を最低限に限定し、排出量の報告があっても測定地点を追加せず経過観察するなど、効率面を重視した測定を行っている。同様に工業地帯を有する近隣他市は、事業者の排出量報告データに依拠せず、測定地点と測定物質を拡大した一定のパターンで測定している。市の産業や地理的特性を踏まえ、市民の安心安全を図る総合的な観点から測定方針を再度検討する必要がある。

④ **【意見】機器の不具合による欠測の事実と判断結果について、丁寧に説明するとともに、長期の欠測期間は環境基準に関わらず代替機設置を検討する必要がある。**

機器の不具合により約 1 か月測定できなかった地点について、環境基準を満たすため、欠測期間中に代替機の設置をせず、環境白書において他の地点と同様の記載をしている。想定外の事象が起きた場合、事実と判断経緯を丁寧に説明することで、市民の安心感を高め、市の環境対策への理解が進むため、基準の適合状況に加え、情報の有用性を高める観点から補足情報を追加することも検討されたい。また環境基準の適否のみでなく、欠測期間に対する不安感を緩和するためにも、代替機設置等の追加費用を踏まえた対応を検討する必要がある。

⑤ **【意見】大気環境常時監視システムサービスについて、相互に関連する業務を一括して業者決定する方法を検討する必要がある。**

大気環境常時監視システムサービスについて、システム開発業者と同一の業者が、一年契約の保守管理業務を 5 年間とも一社のみの応札により受託している。システム開発・5 年間のシステム使用料・5 年間の保守管理業務を一括して業者決定することで、効果的・効率的な委託が実現できないか、検討する必要がある。

## 4 廃棄物対策課

### 4-1 塵芥収集処理

#### (1) 概要

##### ① ごみ収集委託費の計算に用いる人件費単価

ごみ収集委託費の計算に用いる時間当たりの人件費単価は、毎年示される人事院勧告の給与水準を用いて、配偶者と子ども 2 人を想定した扶養手当、作業手当、皆勤手当といった各種手当を加算して算出している。また部門別原価計算資料において、平成 29 年度以降の収集部門の単位原価は、委託収集単価が直営収集単価を上回っている。

直営収集の単価は、平成 28 年度以降に技能労務職に係る人件費の見直し(引き下げ)、会計年度任用職員の増員に伴う業務体制の見直し等による下落がある一方で、委託収集の

単価は、消費税増税による上昇がある。また他の委託業務は、一般的に国土交通省が定期的に示す積算を根拠とするのに対し、ごみ収集とし尿収集に係る委託業務は、一般廃棄物の収集・処理が非常に公益性の高い業務であることから、市職員の給与水準としている。

ごみ収集とし尿収集が公益性の高い業務であることには同意するが、それをもって市職員の水準とするべきなのか、議論があろう。直近の市職員給与改定の基礎となる人事院勧告では、民間企業等での多様な経験や高度な専門性の取り込み、キャリア形成や学びの支援、在宅勤務手当やフレックスタイム制といった見直しがなされており、行政の経営管理能力を高めるような人材を想定していると考えられるが、この業務の積算にこれが該当するかは議論が必要であろう。また委託業務の単価の前提が見直されない点も改善する余地がある。手当についても、個人の属性モデルを特定した算出がなされているが、このような想定が現状の委託先担当者の性別や年齢構成と整合するのか、昨今の同一労働・同一賃金の風潮に合っているのか検討が必要である。公益性が高く作業負荷の高い重要な業務を担うに際しては、作業手当や皆勤手当といった項目で加算すべきであり、給料単価や扶養手当のモデル想定などで加算するのは実態から乖離すると考えられる。過去に定めた計算方法に基づき、各種指標の年次更新に終始するだけでなく、時代や環境の変化に合わせた計算前提の見直しも定期的に行う必要がある。

## ② ごみ収集委託費の計算に用いる車両維持単価

ごみ収集委託費の計算に用いる車両維持単価は、3t 機械車を耐用年数 4 年で除して算出している。しかし 4 年は税務上の法定耐用年数であって、経済的耐用年数（使用可能年数）よりもかなり短いと考えられる。市の直営収集においては、15 年前後使用している。他市事例では、直営も委託も原則 8 年で計算している自治体が見られた（令和 3 年度の船橋市包括外部監査報告書）。環境省による「市町村及び一部事務組合における分別収集・選別保管費用の把握」（平成 14 年度調査）によると、パッカー車の平均耐用年数は 8.3 年とされている。他市事例や実態調査と比較しても年数の想定が短いと考えられるため、適切な見直しを行う必要がある。

## (2) 監査の結果

### ① 【意見】ごみ収集委託費の計算に用いる人件費単価の在り方について、継続的に見直す必要がある。

ごみ収集委託費の人件費単価は、市職員の給与水準を用いているが、想定する人材像や業務内容が異なる中で、同水準の単価を使用することに合理性を見出しにくい。また個人の属性モデルを特定した手当が加算されており、同一労働・同一賃金の風潮に合わない面がある。直営職員の体制や水準が見直されても、委託先の単価前提が見直されない点にも

問題があるので、時代や環境の変化に合わせた計算前提の見直しを定期的に行う必要がある。

② **【意見】**ごみ収集委託費の計算に用いる車両使用年数について、継続的に見直す必要がある。

ごみ収集委託費の車両維持単価は、法定耐用年数の4年を使用しているが、実際の使用年数、他市が用いている年数、環境省による実態調査の半分以下となっている。実態に合わせた算定方法になるよう、継続的に見直す必要がある。

## 4-2 し尿収集処理費

### (1) 概要

#### ① し尿収集業者に対する補助金、減車措置

し尿収集は、原価計算に基づいて算出した収集業者の必要経費が、一般家庭から徴収する手数料では賄えないため、各種補助金が設けられている。

「特別補助金1」は、実績数でカウントする内海町、新市町、沼隈町の該当世帯が減少している地域と、1999年実績で決定した地域のし尿収集を担当する許可業者に支払われている。「特別補助金2」は、下水道が供用開始された地域において、3年以内に下水道に接続した世帯数に応じ、最大3年に渡り補助金をし尿収集担当許可業者へ支払うものとなっている。また、これらの補助と合わせ「し尿処理業減車措置要綱」に基づく措置費を加えることで、し尿世帯の減少に伴う補償としてきた。このことで業務の安定的継続を保持させるといった目的を果たしてきたと考えられる。「特別補助金1」は、合併町を実績でカウントし、それ以外を長期に渡り固定する点は公平性の観点から疑念が生じかねない。

平成26年4月に確定した伊万里市裁判の判例によると、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「合特法」）の趣旨は、市町村が、業者の自助努力を基本としつつ、合理化事業計画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できることとし、これらの事業の業務の安定を保持し、もって廃棄物の適正な処理を図ろうとしたものである（「広報環整連」（平成28年11月17日））。現在実施しているし尿収集業務への補償が「合特法」の趣旨に合致しているかどうか、検討が必要である。

### (2) 監査の結果

#### ① **【指摘】**し尿収集業者に対する補助金や減車措置費の在り方を見直し、し尿収集の安定的な継続と市民負担の適正化の両立を図る必要がある。

し尿収集業者の必要経費が、一般家庭から徴収する手数料では賄えないため、各種補助金や措置費が設けられている。し尿収集業者に対し、長期的な合理化事業計画がないままではなく、し尿収集業者への補償が合特法の趣旨に合致するよう、今後、合理化事業計画策定の検討が求められる。

## 5 環境施設課

### 5-1 塵芥処理費

#### (1) 概要

##### ① ごみ固形燃料工場の管理運営費

ごみ固形燃料工場の管理運営費（令和4年度）は、需要費886百万円、委託費1,108百万円、工事請負費92百万円である。そのうち金額的重要性があるプラント設備点検整備業務委託費486百万円、RDF処理委託料303百万円、施設運転管理業務委託248百万円、活性炭取替業務委託51百万円、プラント設備改修工事91百万円に関する取引資料を閲覧して検証した結果、検出事項は以下の通りである。

#### ア 施設運転管理業務委託費

##### 1) 長期運休時の取扱い

ごみ固形燃料工場は4系列で運転するが、委託先からの「運転管理業務報告」（令和4年度）によると、4号機が8月～1月まで約半年間に渡り休止していた。平成31年～令和5年度上期までの「年度別運転時間（比較）」資料によると、過去4年半の間に半年に渡り休止している系列は見られないため、イレギュラーな事態だったことが分かる。「2022年度 運転計画・実績」資料によると、8月2日に誘引ファンモーター電流値異常のため休止し、6か月に渡る工場整備を経て、令和5年1月24日から稼働再開している。定期点検時や長期運休時の原因究明・工事は、運転管理業務とは別の契約であるプラント設備点検整備業務の委託先が実施した。

施設運転管理業務委託費の予定価格の内訳によると、その8割弱が人件費であり、運転操作監視業務費は運転操作監視員（6人（班長1人、副班長1人、監視員4人）×3班（日勤2班・夜勤1班の3交代制）×日単価×日数で計算される。運転監視員の単価は、保全技術員の単価で計算するが、休止期間中に事故対応を行ったのはプラント整備委託先であり、より高度な専門性を有するため保全技術員の単価よりも高い。したがって、機械的に計算すると、施設運転管理業務の委託先が4号機の休止期間中に監視員を休ませたとすると約10百万円前後が浮いた計算になり、プラント設備点検整備業務の委託先はそれ以上の持ち出しが発生したことになる。運転監視業務は複数人で協力しながら行うため、1系列が止まったからといって2名分の労力が不要になるものでもなく、また休止期間中も他号機のファンモーターと入れ替えたり、運転監視員もプラント工事業者と協力しながら運

転再開にこぎつけたと考えられるため、そのような単純計算はなじまない面があろう。しかしプラント設備点検整備業者はこういった不測の事態があった場合に相応のリスク負担・費用負担を負う以上、単年度契約ではあるが、実質的に長期に渡っている随意契約においては、イレギュラーな事象が起きた場合に年度途中での金額面の協議が適切になされないと、不測のリスクを踏まえて委託費の見積が割高に計算されたり、不測のリスクを負いきれないため受託者がいなくなったり、業務内容が変化しているにも関わらず当初設定した委託費が据え置かれたり、委託業者にとっても市の委託費負担にとっても不都合な事態となる。

## 2) 土曜定期運休日の取扱い

委託先からの「運転管理業務報告」(令和4年度)によると、毎週土曜は4系列とも運転していない。2月と3月は金曜も運休している。これに対し、施設運転管理業務委託費の予定価格の内訳によると、運転監視員の人件費は、日勤12名・夜勤6名とも年末年始を除く363日で計算されている。運転操作監視業務費とは別に、保守点検業務費として、整備員の人件費(日勤6名~8名)が土日と年末年始を除く259日で別途計算されている。

土曜日運休は操業開始から継続して実施しており、定期運休は、製造過程で発生した粉塵が原因の火災防止のため、工場全体の操業を停止し、運転員が機械のメンテナンスを行っているとのことである。

しかし土曜運休時に運転監視員(年末年始以外)が行うメンテナンスと、保守点検業務として整備員(土日・年末年始以外)が行うメンテナンスに違いがあるのか、土曜に夜勤対応の運転監視員によるメンテナンスがなされるのか、不明瞭である。運転監視員の単価の方が整備員の単価よりも高いため、運転監視員が運休日の土曜にメンテナンスするよりも、整備員が土曜出勤してメンテナンスする方が効率的とも考えられる。技術的な背景に明るくない監査人が行う机上の計算ではあるが、委託費の計算前提と実態の業務の前提が整合するよう、計算前提の見直しを行われたい。単年度契約ではあるものの、実質的に長期に渡っている随意契約については、委託費の計算前提から想定外の事態や不整合な事象がある場合には、委託先と個別に協議し、協議結果を文書に残すことで、その後の外部委託先の管理監督や委託費の計算に活用することが必要と考えられる。

## ② 西部清掃工場、リサイクル工場の管理運営費

西部清掃工場の管理運営費(令和4年度)は、需用費134百万円、委託費258百万円、工事請負費119百万円、リサイクル工場の管理運営費(令和4年度)は、需用費96百万円、委託費381百万円、工事請負費170百万円である。そのうち金額的重要性がある西部

清掃工場の施設等運転管理業務委託 208 百万円、リサイクル工場の施設等運転管理業務委託 307 百万円、プラント設備点検業務委託 143 百万円に関する取引資料を閲覧して検証した結果、検出事項は以下の通りである。

#### ア プラント設備改修工事

##### 1) コンプライアンス事件に関する対応業者との協議

プラント設備改修工事について、随意契約とする理由文書によると、契約時点で指名除外中だが、本改修工事は当該業者でしか行えないため、随意契約する旨が記載されていた。当該業者に関する「建設工事等業者の指名除外について（通知）」（令和 4 年 4 月 26 日）によると、対象業者の使用人が公契約関係競争入札妨害の容疑で令和 4 年 2 月 13 日に逮捕されたことをもって、令和 4 年 4 月 26 日～8 月 25 日までの 4 か月間を指名除外期間とした。当事件の経過を調べたところ、当業者の社員・元社員が関与した公契約関係競争入札妨害及び官製談合防止法違反について、令和 4 年 8 月に元社員の有罪判決が、令和 5 年 10 月に現社員 2 名の有罪判決が確定している。同社や親会社のホームページには、当該コンプライアンス事件について、会社としての原因究明の結果や、会社の組織体制・内部統制に問題はなかったのか、再発防止策をどうするか等についての公表はまだなされていない。市は、固形燃料工場、リサイクル工場、深品クリーンセンター、次期ごみ処理施設のプラント工事を同社に委託しており、随意契約を今後も続けていく上では、会社としての原因究明や対応状況、再発防止策の進捗状況等の確認を行う必要があると考える。

##### 2) 指名除外の対応について

山口市は令和 4 年 2 月・3 月の逮捕を受け、同 3 月～6 月の期間を指名除外としたのに対し、市は同 4 月～8 月の期間を指名除外としている。市の当該業者との契約で比較的多額な 7 件のうち、指定除外期間中以外の期間の契約締結が 5 件（うち 4/1 付が 3 件）、指定除外期間中の契約締結が 2 件あった。

市は、当事件は当市内ではなく沖縄県で発生した事件であるため、広島県の指名除外措置状況等を参考に運用している。広島県が令和 4 年 4 月 13 日付で 4 か月間の指名除外措置を行った旨の情報提供を受け、令和 4 年 4 月 21 日の福山市建設工事等入札参加者審査会に諮り、令和 4 年 4 月 26 日の決裁後に指名除外措置を行った。

リサイクル工場のプラント整備改修工事の契約は、翌日 8 月 25 日で指名除外期間が終了するにも関わらず、令和 4 年 8 月 24 日付で締結されている。上記経緯を踏まえると、契約締結日と指名除外期間に特段の関係はなかったものと判断した。

#### イ 清掃工場の解体工事について

## 1) 沼隈清掃工場の解体

次期ごみ処理施設の稼働開始に伴い、現在ある3つの焼却施設とごみ固形燃料工場の4施設は、休止することになる。新たなごみ処理施設が完成した年度の翌年度末（令和7年度末）までに着手した解体工事は国の交付金対象となるため、最も規模の大きい焼却施設の西部清掃工場から解体工事を進める予定であり、施設解体に伴う設計・測定業務について予算計上している。新市クリーンセンターと深品クリーンセンターは、西部清掃工場の解体状況を踏まえて今後検討していく。ごみ固形燃料工場の解体工事やスケジュールは検討中である。これら令和5年度末で休止する4施設以外に、解体が終了していない沼隈清掃工場がある。沼隈清掃工場は、市へ編入された平成16年度に休止して以降、約20年が経過しているが、いまだ解体工事がなされていない。

休止した施設の解体には多額の費用がかかるが、焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する場合、施設解体費用に国の交付金を活用することができる。次期ごみ処理施設を整備に伴い、西部清掃工場の解体に、国の交付金を活用する予定である。休止した施設のうち、解体していない施設は沼隈清掃工場のみだが、当該施設は借地に建設されており、返還が前提となるため、新たな廃棄物処理施設を整備する予定がなく、国の交付金を活用できる状況にないため、解体に着手できていない。令和8年～9年に解体工事を想定し、事前調査を実施予定である。

沼隈清掃工場の解体が終了していないため、稼働休止後も20年に渡り賃借料を支払い続けている。また平成16年度休止後の当時と比較して、環境規制が強化されているため、ダイオキシン類やアスベストへの対応費用は大きく増加すると考えられ、さらに20年間放置したことにより土壌汚染が進んでいけば、その調査費用、除去費用、調査や工事に係る安全対策費用、地域住民への補償といった対応費用が膨らむ可能性があり、財政負担への影響は大きい。

## ③ リサイクル工場、ごみ固形燃料工場、リサイクルプラザの視察結果

市の処理施設のうち、最も運営費が多額で、同じ箕沖地区にあるごみ固形燃料工場とリサイクル工場の視察を実施した。ごみ固形燃料工場は、次期ごみ処理施設の稼働をもって令和5年度末で休止するが、その解体工事費は10数億円に上るものと試算されており、今後の財政負担に与える影響も大きいと考えられる。

- ・日時：令和5年11月9日（木）9時～11時
- ・場所：福山市箕沖町107番地2、3、4、7
- ・対象：リサイクル工場、ごみ固形燃料工場、箕沖埋立地、リサイクルプラザ



## ア リサイクル工場



↑ 中央監視室



↑ 容器包装プラスチック選別室 (休憩時間)



↑ 全体像の模型



↑ プラットホーム

リサイクル工場は3系統あり、容器包装プラスチックが1系統、不燃ごみが1系統、可燃物が1系統となっている。容器包装プラスチックは機械と手作業により選別する。不燃ごみは大型機械で破碎している。容器包装プラスチックの手選別は45分間の作業ごとに休憩があり、大変な作業であることが分かる。また監査人が視察中に火災報知器が作動し、その後復旧されたが、危険を伴う処理であることがうかがえた。

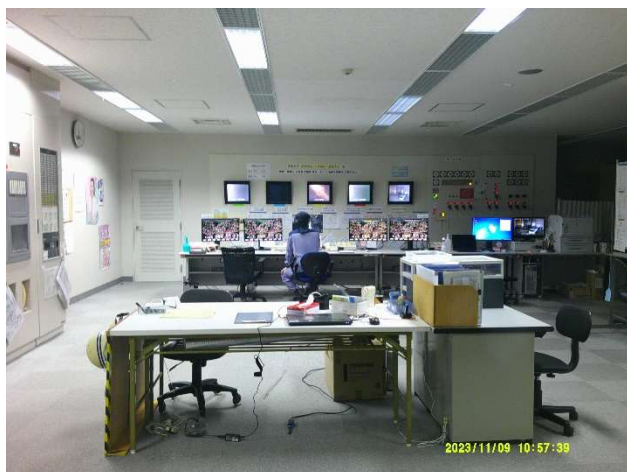
## イ ごみ固形燃料工場



↑ごみピット



↑乾燥機



←中央監視室

まずごみ固形燃料工場の開始当初（平成 16 年以前）に作成された紹介ビデオを視聴した。1980 年から 2000 年にかけて市の人口が増加する中で、ダイオキシンが発生せず、エネルギー効率のよい夢の工場として期待をもって整備されたことが分かる。また瓶に入った実際の RDF の現物を見て、においを嗅いでみたが、それほどきついにおいではなかった。そのまま放置すると 1 週間でカビだらけになるごみも、消石灰等で腐敗防止した RDF は、重量（約 1/2）・容量（約 1/5）とも圧縮され、長期の保管が容易であるため、RDF 処理・発電に係る設備稼働の安定化・効率化が図られる面があった。なおごみ固形燃料工場と焼却工場での CO<sub>2</sub> 発生量の比較は不明であり、20 年前の当時としては今ほど温室効果ガスが焦点になっていなかったことにも時代の変化を感じた。

## ウ 次期ごみ処理施設の外観



## エ リサイクルプラザ



令和6年度の稼働に向けて、次期ごみ処理施設が建設中である。またリサイクルプラザでは、子ども服や子ども用品のリサイクルやフードロス削減のための食品回収なども行っていた。

今回の工場視察・説明を受け、ごみ処理に関する施設や費用の実態理解が進むとともに、生ごみの水切り、ごみの分別徹底、ペットボトルのキャップ外しとすすぎ、カセットボンベ・リチウムイオン電池・注射器の廃棄方法など、各人が適切に実施することで、ごみ処理施設や処理に携わる人々の安心安全につながり、環境面・経済面に配慮した市民生活が実現できるため、これまで以上に意識してごみを出すことが必要との認識を新たにしました。

### (2) 監査の結果

① **【意見】** 実質的に長期に渡る随意契約において、委託費の計算前提と実際の業務が乖離する場合、委託先と協議した結果を残し、その後の委託先の管理監督や委託費の計算に活用する必要がある。

ごみ固形燃料工場において、4系列のうち1系列の故障により半年に渡る運転休止があった。また操業当初から土曜日は運休しており、運転監視員は土曜日に機械のメンテナンスを行うが、運転監視員の業務費は土曜を含む日数で計算されている。単年度契約ではあるものの、実質的には長期に渡っている随意契約において、委託費の計算前提と実際の業務内容との乖離が生じた場合、委託費の変更要否に関わらず委託先と協議し、協議結果を文書に残すことで、その後の委託先の管理監督や委託費の計算に活用することが必要と考える。

② **【意見】** 重要な委託先のコンプライアンス事件に関して、対応状況を確認する必要がある。

処理施設のプラント工事の多くを委託している事業者において、公契約関係競争入札妨害及び官製談合防止法違反により令和4年と令和5年に元社員と現社員の有罪判決が確定している。随意契約を続けていく上で、会社としての原因究明の結果や再発防止策の進捗状況等について確認を行う必要がある。

**③ 【意見】沼隈清掃工場の解体工事を20年に渡り先送りした結果、環境面、財政面で多大な影響を及ぼしている。**

沼隈清掃工場の解体が終了していないため、稼働休止後も20年に渡り賃借料を支払い続けている。また平成16年度休止後の当時と比較して、環境規制が強化されているため、ダイオキシン類やアスベストへの対応費用は大きく増加すると考えられ、さらに20年間放置したことにより土壌汚染が進んでいけば、その調査費用、除去費用、調査や工事に係る安全対策費用、地域住民への補償といった対応費用が膨らむ可能性があり、財政負担への影響は大きい。

## 5-2 し尿処理費

### (1) 概要

#### ① し尿処理施設の委託金額

し尿処理施設の管理運営費（令和4年度）は488百万円であり、4施設と3中継施設がある。そのうち金額的重要性がある汚泥再生処理センターの包括運転管理業務委託108百万円、西部衛生センターの施設等運転管理業務委託66百万円に関する取引資料を閲覧して検証した結果、検出事項は以下の通りである。

汚泥再生処理センターの処理量は、西部衛生センターの約2倍だが、委託先の人員・人件費は西部衛生センターの方が多い。西部衛生センターは昭和53年当時の標準的な処理方式の施設で、人手が必要だが、汚泥再生処理センターは、平成25年当時の最新の処理方式の施設で、機械化を進めているため、少人数化が可能な施設となっている。

汚泥再生処理センターは平成25年度に稼働開始し、その運転管理業務は開始当初から15年間の長期包括契約となっている。施設建設時に15年間の運転管理費も含めた技術提案を受ける中で契約相手を選定し、提案額で運転管理業務委託契約を行った。令和4年度の運転管理業務は、運転管理費、点検・補修費、用務費から構成される。運転管理費は6人分の人件費であり、固定的な費用である。点検・補修費は15年間の定期補修計画を踏まえて毎年変動するものである。用務費は、処理に要する凝集剤・活性炭・ポリマーなどの薬品であるが、15年間に渡り同額で固定されている。これに対し、西部衛生センターの運転管理業務委託費は年々増加傾向にあるため、汚泥再生処理センターの用務費の実態は増加している可能性があるが、汚泥再生処理センターで使用される薬品の現状単価は把握

されておらず、西部衛生センターと同じ薬品を使用していないため、契約時の単価と実状単価の比較ができない状況にある。

汚泥再生処理センターの委託仕様書において、「本仕様書に規定された事項について疑義が生じたとき、または本仕様書に規定がない事項が生じたときは、別途協議の上、これを定める」とされており、協議により変更することは可能だが、いままで受託者から変更協議の申し入れはない。

このような取り決めで、実績金額も把握していない場合、当初計画では想定されなかった重大な事故や故障があれば、協議申し入れがあると考えられるが、そうでない場合は当初計画との乖離を合理的に説明する事務負担の程度によって申入れが控えられ、委託先の費用負担が増え、安定した業務遂行が難しい事態ともなり、両者にとって望ましい状況ではない。十数年前と比較して、DBO や PFI といった様々な長期的な契約形態が一般化し、委託先の管理や変動条件の在り方についての議論が進んでいるため、ここ数年の物価上昇・光熱費の高騰といった十数年前には想定できなかった環境変化を踏まえ、両者にとって望ましい委託業務となるような見直しの必要がないか、協議・検討する必要がある。

## ② し尿輸送体制・処理体制の見直し

市のし尿処理関係施設は、処理施設 4、貯留槽 2、中継施設 3 があり、中には処理量が少ない施設、貯留量の少ない施設が見られ、中継施設からの輸送業務も多額に発生している。処理施設が市の南部に集中しており、収集が必要な世帯が減少を続ける中、貯留量が少ない箇所を集めて、別途輸送するのか、収集車がそのまま処理場に持ち込むのか、輸送体制の在り方を定期的に見直す必要があると考えられる。

市は上下水道局における下水道施設の統廃合検討に合わせて、し尿処理施設の統合について協議・検討するとしている。

しかし多くの財政負担と計画時間を要する処理設備の統合計画とは別に、現行の収集・貯留・中継・輸送体制についても継続的な見直しが必要と考えられる。収集・輸送体制の在り方と課題について議論・検討を続け、その経過を適切に文書化して引き継ぐ必要がある。

## (2) 監査の結果

① **【意見】** 汚泥再生処理センターの用務費が 15 年間固定の契約となっているため、実態に見合ったものになっているか、検討・協議が必要である。

汚泥再生処理センターの運転管理業務委託のうち、処理に用いる薬品費等の用務費が 15

年間固定の契約となっているが、実態費用の調査や昨今の物価上昇・光熱費の高騰を踏まえた協議はなされていない。安定的な処理委託ができるよう、現行の長期契約における留意点を踏まえた見直しが必要と考えられる。

② 【意見】し尿収集・貯留・中継・輸送・処理の体制の長期的な見直しを計画的に行う必要がある。

し尿処理関連施設のうち、貯留量の少ない貯留槽や処理量が少ない処理場において、それぞれ輸送費・委託費が発生している。収集を必要とする世帯が減少を続ける中、多くの財政負担と計画時間を要する処理設備の統合計画とは別に、収集・貯留・中継・輸送の体制についても継続的な見直しが必要と考えられる。収集・輸送体制の在り方と課題について議論・検討を続け、その経過を文書に残して引き継いでいく必要がある。

## 6 南部環境センター

### 6-1 塵芥収集車

#### (1) 概要

##### ① 塵芥収集車の車種

塵芥収集車について、市はプレス式のパッカー車を多用しているのに対し、近隣市は回転式のパッカー車を多用している。

表 6-1-1 収集運搬機材の状況（環境省「廃棄物処理技術情報サイト」“一般廃棄物処理実態調査結果”令和3年度実績）

	プレス式	回転式	その他	合計
広島市	－	46	28	74
福山市	56	2	10	68
岡山市	7	62	17	86
倉敷市	9	49	15	73

プレス式は、投入口のごみをプレートで押しつぶし、押込み板でごみを奥へ押し込む際にプレートと圧縮板で圧縮するため、不燃ごみ・資源ごみ・燃やせる粗大ごみの収集に幅広く対応できる。回転式は、投入口のごみを回転板でかき込み、押込み板でごみを奥へ押し込む構造で、燃やせるごみの収集に適している。市はごみ種ごとに積み込む車両を決めていないため、燃やせるごみの積込みに適している回転式よりも、幅広く対応でき、積込み量の多いプレス式を購入している。

表 6-1-2 プレス式と回転式のメリット・デメリット比較

	プレス式	回転式
メリット	・圧縮力が強いため、不燃ごみや粗大ごみにも幅広く対応	・ごみの飛散が少ない ・ごみの連続投入が可能

	・積込み量が多い(特に容器包装プラスチック)	
デメリット	・ごみが飛散しやすい ・ごみ圧縮時にスプレー缶等が爆発しやすい	・圧縮力が弱く、積込み量が少ない

なお、収集委託先も回転式を多く保有している。購入価格面では、長期に渡りプレス式の購入を続けており、プレス式と回転式の価格比較はなされていなかった。その後、両車種の見積書を入手したところ、ほぼ同額で、回転式が数万円ほど上回る状況であった。

市が重視するプレス式のメリットも理解できるが、実際に収集を行う者からすると、プレス式のデメリットであるごみの飛散や爆発事故といった点は軽視できるものではないと考える。近隣他市や収集委託先が回転式を多く採用していること、市は長らく機能面や価格面の両車種の比較検討をしていないことから、現状把握されているメリット・デメリットが変化している可能性も考えられる。塵芥収集車は全国各地で利用されるものであるから、塵芥収集車メーカーによる開発・改良が進み、メリット・デメリットの内容や質が変化することは十分に考えられる。塵芥収集車の車種について、機能面、価格面の検討を定期的に行い、メリット・デメリットを再評価して、効果的・効率的な購入を行う必要がある。

## ② 塵芥収集車の使用年数

市の塵芥収集車の更新計画資料によると、直営の塵芥収集車は概ね13～16年に渡り使用している。一方、使用年数が7年を経過するあたりから修繕費が多額になっており、平成24～27年にかけて購入した塵芥収集車で修繕費が高額となっている。その他にも平成20年度の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）「低公害車普及事業」を活用して購入したハイブリッド塵芥車にも同様に高額な修繕費がかかっている。特定の車両で修理費がかさむ一方で、耐用年数を大きく超えて使用することによる修繕費の増加も考えられる。車両購入費が高額のため、予算制約の中、長期的な計画に基づき更新を進めているが、4-1(1)②で見たように、他市は8年前後で更新しており、委託先はさらに短期間で更新可能な状況にある。車両購入費に係る経済面のみでなく、修繕費や代替車の手当に係る事務負担、収集担当者の安心安全や心理的負担の緩和、収集車を日々目にする市民からの印象等も踏まえ、使用年数の考え方・方針について様々な観点から再度検討する必要がある。

## (2) 監査の結果

① **【意見】塵芥収集車の車種について、機能面・価格面の比較検討、メリット・デメリットの再評価を定期的に行う必要がある。**

塵芥収集車の車種について、長らく機能面・価格面の比較検討をしないまま、プレス式の購入を続けているが、近隣他市や収集委託先は回転式を多用している。塵芥収集車の改良により、過去に把握していたメリット・デメリットの内容や質が変化している可能性があるため、機能面・価格面の検討とメリット・デメリットの再評価を定期的に行う必要がある。

② **【意見】塵芥収集車の使用年数の方針について、様々な観点から再度検討する必要がある。**

直営収集において、耐用年数を超えた使用を続けており、修繕費が多額に発生している。委託先や他市はより短期間で更新している状況にある。車両購入費に係る経済面のみでなく、修繕費や代替車の手当に係る事務負担、収集担当者の安心安全や心理的負担の緩和等を踏まえ、使用年数の考え方・方針について様々な観点から再度検討する必要がある。



